

あきた

第 971 号

平成 18 年 4 月 10 日
毎月10日発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

○秋田市国民保護協議会条例（第1号）	4
○秋田市国民保護対策本部および秋田市緊急対処事態対策本部条例（第2号）	4
○秋田市部設置条例の一部を改正する条例（第3号）	4
○秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4号）	5
○秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第5号）	6
○秋田市職員の修学部分休業に関する条例（第6号）	7
○秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例（第7号）	7
○秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第8号）	7
○秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第9号）	8
○秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例（第10号）	8
○秋田市河辺墓地条例の一部を改正する条例（第11号）	8
○秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第12号）	8
○住居表示の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例（第13号）	8
○秋田市介護給付費等の支給に関する審査会条例（第14号）	9
○秋田市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（第15号）	9
○秋田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（第16号）	9
○秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例（第17号）	9
○秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（第18号）	10
○秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第19号）	10
○秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（第20号）	15
○秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（第21号）	15
○秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例（第22号）	16
○秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例（第23号）	16
○秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例（第24号）	16
○秋田市文化振興条例の一部を改正する条例（第25号）	16
○秋田市都市公園条例の一部を改正する条例（第26号）	16
○秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第27号）	18

○秋田市職員給与と条例の一部を改正する条例（第28号）	18
○秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第29号）	42
○秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第30号）	43
○秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する条例（第31号）	43
○市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例（第32号）	44
○秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例（第33号）	44
○秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第34号）	46
○秋田市市税条例の一部を改正する条例（第35号）	46
○秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第36号）	49

規 則

○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第3号）	50
○秋田市推進本部規則（第4号）	52
○秋田市表彰規則の一部を改正する規則（第5号）	53
○秋田市史編さん委員会の設置等に関する規則を廃止する規則（第6号）	53
○秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（第7号）	53
○秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第8号）	54
○秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第9号）	54
○次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（第10号）	54
○秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則（第11号）	54
○秋田市財務規則の一部を改正する規則（第12号）	55
○秋田市文化振興条例施行規則の一部を改正する規則（第13号）	55
○老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第14号）	55
○秋田市障害者自立支援法施行細則（第15号）	55
○秋田市介護給付費等の支給に関する審査会規則（第16号）	56
○身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第17号）	57
○秋田市知的障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則（第18号）	60
○秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（第19号）	61
○秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則（第20号）	61

○秋田市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第21号）	61
○秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則（第22号）	61
○秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第23号）	62
○公の施設の管理を指定管理者に行わせるための都市整備部関係条例の整備等に関する条例の一部の施行期日を定める規則（第24号）	62
○秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第25号）	62
○秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（第26号）	62
○秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第27号）	62
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第28号）	64
○秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第29号）	72
○福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第30号）	72
○保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第31号）	73
○秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例施行規則の一部を改正する規則（第32号）	73
○秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第33号）	73

教 委 規 則

○秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則（第1号）	73
○秋田市八橋運動公園体育施設管理運営規則の一部を改正する規則（第2号）	74
○健康広場管理運営規則（第3号）	74
○秋田市立佐竹史料館等管理運営規則の一部を改正する規則（第4号）	75

固 評 委 規 則

○秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程（第1号）	75
----------------------------------	----

上下水道事業管理規程

○秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程（第1号）	75
○秋田市上下水道局自動車管理規程の一部を改正する規程（第2号）	76
○秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（第3号）	76
○秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第4号）	77
○秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第5号）	77
○秋田市指定排水設備工事業者に関する規定等の一部を改正する規程（第6号）	77
○秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程（第7号）	

.....	78
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（第8号）	79

交通事業管理規程

○秋田市営乗合自動車および貸切自動車条例施行規程等を廃止する規程（第1号）	82
---------------------------------------	----

訓 令

○秋田市役所文書取扱規程の一部を改正する訓令（第2号）	83
○秋田市職員研修規程の一部を改正する訓令（第3号）	84
○秋田市自動車管理規程の一部を改正する訓令（第4号）	85
○秋田市整備管理者等服務規程の一部を改正する訓令（第5号）	85
○秋田市行政審議委員会規程の一部を改正する訓令（第6号）	85
○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第7号）	85
○秋田市市民センター事務決裁規程の一部を改正する訓令（第8号）	86
○秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第9号）	86
○秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第10号）	87
○秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第11号）	87

議 会 訓 令

○秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第1号）	94
------------------------------	----

教 委 訓 令

○秋田市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（第1号）	94
○秋田市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令（第2号）	94
○秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（第3号）	96

上下水道局訓令

○秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令（第1号）	96
○秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第2号）	96
○秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（第3号）	97
○秋田市水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令（第4号）	98

交 通 局 訓 令

○秋田市交通局被服貸与規程等を廃止する訓令（第1号）	99
----------------------------	----

告 示

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第42号）	99
○差押通知書、配当計算書の公示送達について（第43号）	99
○交付要求通知書の公示送達について（第44号）	99
○住民票の職権消除について（第45号）	99
○放置自転車等の撤去および保管について（第46号）	100

○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第47号）	100
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第48号）	100
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第49号）	100
○納税通知書の公示送達について（第50号）	100
○市税督促状の公示送達について（第51号）	101
○土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第52号）	101
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第53号）	101
○放置自転車等の撤去および保管について（第54号）	101
○生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第55号）	102
○生活保護法による介護機関の指定について（第56号）	102
○介護保険料督促状の公示送達について（第57号）	102
○市道路線の認定について（第58号）	102
○市道路線の区域決定および供用開始について（第59号）	102
○専決処分した予算およびその要領について（第60号）	103
○平成18年 2 月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第61号）	104
○平成18年 2 月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第62号）	121
○出納員への委任について（第63号）	145
○包括外部監査契約の締結について（第64号）	145
○秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第65号）	146
○秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者の指定について（第66号）	146
○秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設の指定管理者の指定について（第67号）	146
○秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者の指定について（第68号）	146
○秋田市雄和山村交流センターの指定管理者の指定について（第69号）	146
○差押通知書・配当計算書の公示送達について（第70号）	146
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第71号）	146
○雄物川河川緑地野球場、テニスコートおよび一つ森公園コミュニティ体育館アリーナ、弓道場使用料の収納事務の委託について（第72号）	146
○秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者の指定について（第73号）	146
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第74号）	147
○市道路線の区域変更および供用開始について（第75号）	147
○市道路線の区域変更について（第76号）	147
○市道路線の供用開始について（第77号）	148
○市道路線の区域変更および供用開始について（第78号）	148
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第79号）	160
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第80号）	160
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第81号）	160
○市道路線の路線番号の変更について（第82号）	161
○市道路線の路線番号の変更について（第83号）	166
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第84号）	173
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第85号）	173
○秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務の委託について（第86号）	173

○アトリオン広場地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務の委託について（第87号）	173
○秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務の委託について（第88号）	174
○自転車等保管手数料の徴収業務の委託について（第89号）	174

教 委 告 示

○教育委員会臨時会の招集について（第 5 号）	174
○教育委員会定例会の招集について（第 6 号）	174
○秋田市立小、中学校通学区区域の一部改正について（第 7 号）	174
○秋田市指定文化財の指定について（第 8 号）	174

選 管 告 示

○選挙人名簿からの抹消について（第 7 号）	175
○選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数について（第 8 号）	175
○農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数について（第 9 号）	175

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第 4 号）	175
----------------------	-----

上下水道局告示

○指定給水装置工事業者の指定について（第14号）	175
○指定排水設備工事業者の指定について（第15号）	175
○指定給水装置工事業者の指定について（第16号）	175
○指定給水装置工事業者の指定について（第17号）	175
○指定排水設備工事業者の指定について（第18号）	176
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第19号）	176
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第20号）	176
○指定給水装置工事業者の廃止について（第21号）	176
○秋田市上下水道事業に係る未納整理事務受託者の解除について（第22号）	176
○指定給水装置工事業者の指定について（第23号）	176

公 告

○入札参加希望者の公募について	177
○入札参加希望者の公募について	177
○開発行為に関する工事の完了について	179
○秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について	180
○秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の 3 第 1 項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について	180
○公売公告	180
○公売公告	180
○開発行為に関する工事の完了について	181
○秋田農業振興地域整備計画の策定について	181
○見積価額公告	181
○見積価額公告	182
○三種混合予防接種の実施について	182
○日本脳炎予防接種の実施について	184

○麻しんおよび風しん予防接種の実施について	185
○秋田市森林整備計画の策定について	187
○農用地利用集積計画の策定について	187
○放置自転車等の撤去および保管について	187
○農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の策定について	188
○秋田都市計画公園事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について	188
○開発行為に関する工事の完了について	188

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について	188
○入札参加希望者の公募について	189
○入札参加希望者の公募について	190

土地開発公社公告

○理事会の招集について（第 1 号）	191
--------------------------	-----

条 例

秋田市国民保護協議会条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第 1 号

秋田市国民保護協議会条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第 8 項の規定に基づき、秋田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 協議会の委員の定数は、60人以内とする。

（会長の職務代理）

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第 5 条 協議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市国民保護対策本部および秋田市緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第 2 号

秋田市国民保護対策本部および秋田市緊急対処事態対策本部条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条および法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、秋田市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）および秋田市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他の市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

（準用）

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第 3 号

秋田市部設置条例の一部を改正する条例

秋田市部設置条例（昭和56年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則を第1条とし、同条に見出しとして「（部の設置）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（推進本部の設置）

第2条 市長は、重要かつ緊急的な行政課題に対応する等のため、必要により推進本部を設けることができる。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第 4 号

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項および第2項、第4条、第5条、第6条第2項ならびに第7条第1項および第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項ならびに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用および任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、

当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、もしくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間もしくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認
- (2) 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）第15条の規定による介護休暇の承認
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条第1項の規定による承認

4 企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第1号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員である職員をいう。以下同じ。）および単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。）に対する前項の規定の適用については、同項中「承認」とあるのは、「承認に相当する承認その他の処分」とする。

（任期の特例）

第5条 法第6条の第2項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる業務が3年を超えることが明らかな場合
- (2) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条各号に該当する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員又は短時間勤務職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第7条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条および次条において同じ。）には、別表の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号俸を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により特定任期付職員給料表に掲げる号俸により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号俸の決定、第3項の規定による給料月額の決定および前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に係る秋田市職員給与条例等の適用除外等）

第8条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第3条、第4条、第7条の2から第10条まで、第10条の3、第13条の2、第15条、第16条第2項、第17条および第27条ならびに秋田市立高等学校および秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例（昭和58年秋田市条例第14号）第3条第2項第1号の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する秋田市職員給与条例第10条の2第1項、第13条第2項の表第21号、第17条の3第1項、第22条および第26条第2項の規定の適用については、同条例第10条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（医療業務に従事する秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）を含み、」と、同条例第13条第2項の表第21号中「職員」とあるのは「職員および医療業務に従事する特定任期付職員」と、同条例第17条の3第1項中「職員が」とあるのは「職員（特定任期付職員を含む。）が」と、同条例第22条中「第3条」とあるのは「任期付職員条例第7条」と、同条例第26条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

3 特定任期付職員に対する秋田市立高等学校および秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例第1条および第3条第1項の規定の適用については、同条例第1条中「に定める」とあるのは「ならびに秋田市一般職の任期付

職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）に定める」と、同項中「については」とあるのは「については、他に定めがあるものを除くほか」とする。

（企業職員である特定任期付職員の給与に関する特例等）

第9条 企業職員である特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

2 秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）第4条、第4条の2、第7条、第8条第2項、第9条、第10条の2および第13条の規定は、企業職員である特定任期付職員には、適用しない。

3 企業職員である特定任期付職員に対する秋田市公営企業職員の給与に関する条例第9条の2第2項および第15条の規定の適用については、同項中「職員が」とあるのは「職員又は秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、同条中「の規定」とあるのは「および任期付職員条例の規定」とする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表 特定任期付職員給料表（第7条関係）

号 俸	給 料 月 額
	円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第5号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「の規定により採用された」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号および第18条中「再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加える。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第 6 号

秋田市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の 2 第 1 項、第 3 項および第 4 項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第 2 条 修学部分休業の承認は、1 週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30 分を単位として行うものとする。

2 法第26条の 2 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する大学および高等専門学校
- (2) 学校教育法第82条の 2 に規定する専修学校
- (3) 学校教育法第83条に規定する各種学校

3 法第26条の 2 第 1 項の条例で定める期間は、2 年とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第 4 号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料の月額（給料の調整額および教職調整額を含む。）ならびにこれに対する調整手当および管理職手当ならびに特殊勤務手当（月額をもって定められているものに限る。）および義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第 4 条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第 7 号

秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者

部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第 2 条 高齢者部分休業の承認は、1 週間を通じて20時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の 3 第 1 項の条例で定める期間は、5 年とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第 4 号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料の月額（給料の調整額および教職調整額を含む。）ならびにこれに対する調整手当および管理職手当ならびに特殊勤務手当（月額をもって定められているものに限る。）および義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第 4 条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が 1 週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の 2 分の 1 に相当する期間を秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第 2 号）第 7 条第 1 項から第 6 項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第 7 項中「前各項」とあるのは「前各項および秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成18年秋田市条例第 7 号）第 4 条」と、同条第 9 項中「前各項」とあるのは「前各項および秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例第 4 条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第 5 条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第 6 条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第 8 号

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の 1 項を加える。

3 職員が修学部分休業（当該職員が、管理者が指定する教育施設における修学のため、管理者が指定する期間中、1 週間の勤

務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が、当該職員に係る定年退職日から管理者が指定する期間さかのぼった日後の日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料および管理者が指定する手当の額を減額して給与を支給する。

第18条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「又は第28条の5第1項」を「もしくは第28条の5第1項又は秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)第4条」に、「適用しない」を「、適用しない」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第9号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての秋田市職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の秋田市職員の育児休業等に関する条例第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第10号

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例(昭和22年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表感染症の診査に関する協議会委員の項に次のように加える。

国民保護協議会委員	日額	7,000円
介護給付費等の支給に関する審査会委員	日額	19,700円

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市河辺墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第11号

秋田市河辺墓地条例の一部を改正する条例

秋田市河辺墓地条例(平成16年秋田市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「315円」を「375円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の秋田市河辺墓地条例第10条第2項の規定は、平成18年度分の管理手数料から適用し、平成17年度分までの管理手数料については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第12号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例(昭和57年秋田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の9.75」を「100分の11.73」に改める。

第5条中「2万5,260円」を「2万9,580円」に改める。

第6条中「3万4,140円」を「3万6,140円」に改める。

第6条の2中「100分の1.27」を「100分の2.88」に改める。

第6条の3中「5,470円」を「8,950円」に改める。

第6条の4中「4,560円」を「8,570円」に改める。

第11条第1項第1号ア中「1万7,690円」を「2万710円」に改め、同号イ中「2万3,900円」を「2万5,300円」に改め、同号ウ中「3,830円」を「6,270円」に改め、同号エ中「3,200円」を「6,000円」に改め、同項第2号ア中「1万2,630円」を「1万4,790円」に改め、同号イ中「1万7,070円」を「1万8,070円」に改め、同号ウ中「2,740円」を「4,480円」に改め、同号エ中「2,280円」を「4,290円」に改め、同項第3号ア中「5,060円」を「5,920円」に改め、同号イ中「6,830円」を「7,230円」に改め、同号ウ中「1,100円」を「1,790円」に改め、同号エ中「920円」を「1,720円」に改める。

附則第4項中「第36条第1項」を「第36条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

住居表示の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第13号

住居表示の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例

（秋田市自転車等駐車場条例の一部改正）

第1条 秋田市自転車等駐車場条例（平成元年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田駅東自転車等駐車場の項中「秋田市中通七丁目1番3号」を「秋田市東通仲町4番3号」に改める。

（秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第2条 秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例（平成7年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「秋田市手形字山崎、同手形字西谷地、同東通仲町、同榎山字長沼および同中通七丁目」を「秋田市手形字西谷地および同東通仲町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市介護給付費等の支給に関する審査会条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第14号

秋田市介護給付費等の支給に関する審査会条例
（趣旨）

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第15条の規定により設置する秋田市介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査会の委員の定数）

第2条 法第16条第1項に規定する審査会の委員の定数は、10人以内とする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月1日から施行する。

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第15号

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例（平成8年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

（1）障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第8条第1項第6号の障害者デイサービス（以下「障害者デイサービス」という。）に係る法第29条第1項の介護給付費（以下「介護給付費」という。）の支給に係る者

第4条第2号中「知的障害者デイサービス」を「障害者デイサービス」に、「居宅生活支援費」を「介護給付費」に改める。

第6条第2項中「第15条の5第2項第1号」を「第29条第3項」に、「を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により

算定した」を「により算定した費用の」に、「知的障害者デイサービス」を「障害者デイサービス」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年 4 月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市知的障害者デイサービスセンター条例第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

秋田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第16号

秋田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市老人デイサービスセンター条例（平成3年秋田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第9号を次のように改める。

（9）介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護および介護予防認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」という。）に関すること。

第4条第1号中「介護保険法に規定する通所介護」を「通所介護等」に改め、同条第2号中「通所介護」を「通所介護等」に、「又は居宅支援サービス費」を「地域密着型介護サービス費、介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費」に改める。

第6条第2項第1号中「第41条第4項および第53条第2項」を「第41条第4項第1号、第42条の2第2項第1号、第53条第2項第1号および第54条の2第2項第1号」に、「通所介護」を「通所介護等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年 4 月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市老人デイサービスセンター条例第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第17号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市河辺岩見三内中央農業集落排水施設の項中「および字本木」を「、字本木および字山田」に改め、同表秋田市河辺赤平農業集落排水施設の項中「字大蟹沢」を「字泉沢、字大蟹沢」に改め、「字下窪」の次に「、字田中」を加え、同表秋田市

河辺下三内農業集落排水施設の項中「字五郎谷地上中野」を「字小貝沢、字五郎谷地上中野、字五郎谷地溜池下」に改め、同表秋田市雄和種平農業集落排水施設の項中「字中田」を「字善知鳥、字築場、字中田、字中山」に改め、「字下野」の次に「、字西ノ沢、字森ノ前」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1秋田市雄和種平農業集落排水施設の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第18号

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市中心卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「の各号」を削り、同項第3号中「資本」を「資本金」に改める。

第22条の見出しおよび同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第24条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同項第1号中「又は再開もしくは」を「もしくは再開し、又は」に改め、同項第3号中「資本」を「、資本金」に改め、同条第2項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第25条（見出しを含む。）中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第26条第3項第3号中「資本」を「、資本金」に改める。

第27条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同項第2号中「資本」を「、資本金」に改め、同条第2項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第29条第2項第3号中「資本」を「、資本金」に改める。

附 則

この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第19号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条第1項中「延べ面積」の次に「（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「算入しない」を「、算入しない」に改め、同項第1号中「ものの住宅の用途に供する部分」の次に「（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この号

において同じ。）」を加え、同条第4項中「第4条第3項」を「前条第3項」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削る。

第8条第1項中「建築面積」の次に「（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。）」を加え、同条を第6条とする。

第9条を第7条とする。

第10条中「前条の規定に」を「同条の規定に」に、「一の」を「1の」に、「、前条」を「、同条」に改め、同条第1号中「の前条」を「の同条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際限に建築物の敷地として使用されている土地で前条の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際限に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合は、同条の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少が少なくとも前条の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に違反することとなった土地

(2) 前条の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合することとなるに至った土地

第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条の見出しを「（建築物の高さ等の最高限度）」に改め、同条第1項中「高さ」の次に「および建築物の軒の高さ」を加え、同条を第10条とする。

第13条を第11条とする。

第14条第1項第5号を次のように改める。

(5) 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合において、その前面道路の境界線からの水平距離が敷地の地盤面とその前面道路との高低差の2倍以上であり、かつ、10メートルを超える敷地内における前号の規定の適用については、その前面道路は、敷地の地盤面と同じ高さにあるものとみなす。

第14条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第13条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における当該建築物の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積および建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項および第7項ならびに第5条第1項ならびに法第53条ならびに第6条第1項の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の

1.2倍を超えないこと。

- (3) 増築後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- (5) 用途の変更（政令第137条の18第2項に規定する範囲内のものを除く。第3項において同じ。）を伴わないこと。

- 2 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この項および第4項において同じ。）の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。
- (1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に自動車車庫等の用途に供するものであること。
- (2) 増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。）における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超えないものであること。
- (3) 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の5分の1（改築の場合において、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の5分の1を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計）を超えないものであること。
- 3 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。
- 4 法第3条第2項の規定により第5条第1項、第6条第1項、第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定の適用を

受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第5条第1項、第6条第1項、第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定は、適用しない。

第15条第1項および第2項中「第9条」を「第7条」に改め、同条第3項中「第6条第1項又は第8条第1項」を「第5条第1項又は第6条第1項」に改め、同項の表の左欄中「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「第8条第1項」を「第6条第1項」に、「第8条第2項」を「第6条第2項」に改め、同表の中欄中

「同表ウ欄に掲げる数値」

を

「同欄に掲げる数値」

に改め、同条

を第14条とする。

第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第18条第1項第2号中「第6条第1項、第8条第1項、第9条、第11条第1項、第12条第1項又は第13条第1項」を「第5条第1項、第6条第1項、第7条、第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項」に改め、同項第3号中「第9条」を「第7条」に改め、同条を第17条とする。

別表第1に次のように加える。

御所野堤台地区整備計画	平成17年秋田市告示第132号に定める秋田都市計画御所野堤台地区計画の区域
土崎港中央四丁目地区整備計画	平成17年秋田市告示第282号に定める秋田都市計画土崎港中央四丁目地区計画の区域
御所野下堤・元町地区整備計画	平成17年秋田市告示第284号に定める秋田都市計画御所野下堤・元町地区計画の区域
御所野元町地区整備計画	平成17年秋田市告示第285号に定める秋田都市計画御所野元町地区計画の区域
御所野地蔵田地区整備計画	平成17年秋田市告示第286号に定める秋田都市計画御所野地蔵田地区計画の区域

別表第2中「、第6条、第8条、第9条」を「一第7条」に改め、同表外旭川小谷地区整備計画区域の項A地区（市場隣接地区）の項中「昭和23年法律第122号」の次に「。以下「風営法」という。」を加え、同表に次のように加える。

御所野堤台地区整備計画区域	A地区（商業・業務地区）	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号に掲げる建築物 (2) 畜舎その他これに類するもの (3) 風営法第2条第1項第5号および第6号に規定する営業の用に供する建築物 (4) 風営法第2条第6項および第9項に規定する営業の用に供する建築物			
	B地区（福祉・研究・住居地区）	次に掲げる建築物 (1) 畜舎その他これに類するもの (2) 風営法第2条第1項第5号および第6号に規定する営業の用に供する建築物 (3) 風営法第2条第6項および第9項に規定する営業の用に供する建築物			
	C地区（産業・物流地区）	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号に掲げる建築物 (2) 畜舎その他これに類するもの (3) 風営法第2条第1項第5号から第7号までに規定する営業の用に供する建築物			

		(4) 風営法第2条第6項および第9項に規定する営業の用に供する建築物			
土崎港中央四丁目地区整備計画区域	B地区（住居系地区）	法別表第2(㋔)項第2号および第3号に掲げる建築物			
御所野下堤・元町地区整備計画区域	A地区（下堤・元町・一般街区）	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(㋔)項第1号に掲げる建築物（3戸建て以上の長屋を除く。） (2) 法別表第2(㋔)項第2号に掲げる建築物 (3) 診療所で住宅と兼用するもの（医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (4) 法別表第2(㋔)項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）			200 平方メートル
	B地区（元町一般街区）	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(㋔)項第1号に掲げる建築物（3戸建て以上の長屋を除く。） (2) 法別表第2(㋔)項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第1号、第3号および第6号に掲げるもの（同条第3号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。） (3) 診療所で住宅と兼用するもの（医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (4) 法別表第2(㋔)項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）			
	C地区（木のまち街区）	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(㋔)項第1号に掲げる建築物（3戸建て以上の長屋を除く。） (2) 法別表第2(㋔)項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第6号に掲げるもの (3) 法別表第2(㋔)項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (4) 前3号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）			
御所野元町地区整備計画区域	A地区（医療街区）	次に掲げる建築物以外のもの (1) 薬局（医薬品に類する物品の販売を併せ行うものを含む。以下同じ。）で住宅と兼用するもの（その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、薬局の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (2) 診療所で住宅と兼用するもの（医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (3) 前2号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）			200 平方メートル
	B地区（一般街区）	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(㋔)項第1号に掲げる建築物（3戸建て以上の長屋を除く。） (2) 法別表第2(㋔)項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第1号、第3号および第6号に掲げるもの（同条第3号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。） (3) 薬局で住宅と兼用するもの（その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、薬局の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。）			
	C地区（ヤングビレッジ街区）	(4) 診療所で住宅と兼用するもの（医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。）			150 平方メートル

		(5) 法別表第 2(イ)項第 6 号および第 9 号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (6) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の 5 に定めるものを除く。）			
御所野地蔵田地区整備計画区域	A 地区（一般街区）	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第 2(イ)項第 1 号に掲げる建築物（3 戸建て以上の長屋を除く。） (2) 法別表第 2(イ)項第 2 号に掲げる建築物のうち政令第130条の 3 第 1 号、第 3 号および第 6 号に掲げるもの（同条第 3 号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。） (3) 診療所で住宅と兼用するもの（医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (4) 法別表第 2(イ)項第 6 号および第 9 号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の 5 に定めるものを除く。）			200 平方メートル
	B 地区（沿道街区）	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第 2(イ)項第 1 号に掲げる建築物（3 戸建て以上の長屋を除く。） (2) 法別表第 2(イ)項第 2 号に掲げる建築物 (3) 診療所で住宅と兼用するもの（医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (4) 法別表第 2(イ)項第 6 号および第 9 号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の 5 に定めるものを除く。）			
	C 地区（利便施設街区）	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第 2(イ)項第 1 号に掲げる建築物（3 戸建て以上の長屋を除く。） (2) 次に掲げる建築物 ア 物品販売業を営む店舗、飲食店又は事務所（風営法に規定する風俗営業その他これに類するものの用に供するものを除く。）で、騒音等公害の発生のおそれのないもの イ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 (3) 前号の建築物で住宅と兼用するもの (4) 法別表第 2(イ)項第 6 号および第 9 号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの			350 平方メートル

別表第 3 中「第11条関係」を「第 9 条関係」に改め、同表山手台地区整備計画区域の項中「1.0メートル」を「1メートル」に、「第11条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同表仁井田福島地

区整備計画区域の項中「第11条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同表に次のように加える。

御所野堤台地区整備計画区域	A 地区（商業・業務地区）	道路境界線までの距離	都市計画道路新都市大通線については 3 メートル、都市計画道路上北手雄和線、補助幹線道路第 1
---------------	---------------	------------	---

	B地区（福祉・研究・住居地区） C地区（産業・物流地区）		号もしくは第2号又は区画道路第1号もしくは第2号については1.5メートル	
土崎港中央四丁目地区整備計画区域	B地区（住居系地区）	道路境界線までの距離	1.5メートル	法別表第2(㉔)項第4号に掲げる建築物以外のもの
御所野下堤・元町地区整備計画区域	A地区（下堤・元町一般街区） B地区（元町一般街区） C地区（木のまち街区）	道路境界線又は隣地境界線までの距離	道路境界線については1.5メートル、隣地境界線については1メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
御所野元町地区整備計画区域	A地区（医療街区） B地区（一般街区） C地区（ヤングビレッジ街区）	道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.5メートル 1.2メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
御所野蔵田地区整備計画区域	A地区（一般街区） B地区（沿道街区） C地区（利便施設街区）	道路境界線又は隣地境界線までの距離	道路境界線については1.5メートル、隣地境界線については1メートル 1.5メートル（東側道路境界線については、5メートル）	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

別表第4中「第12条、第13条」を「第10条、第11条」に改め、同表ア欄中

「建築物の高さの最高限度	を	「建築物の高さの最高限度	建築物の軒の高さの最高限度	に
10メートル		10メートル		

改め、同表に次のように加える。

土崎港中 央四丁目 地区整備 計画区域	B地区（住 居系地区）	15メートル		
御所野下 堤・元町 地区整備 計画区域	A地区（下 堤・元町一 般街区）	10メートル	7メートル	
	B地区（元 町一般街区）			
	C地区（木 のまち街区）			
御所野元 町地区整 備計画区 域	A地区（医 療街区）	9メートル		
	B地区（一 般街区）	9メートル	7メートル	
	C地区（ヤ ングビレッ ジ街区）			
御所野地 蔵田地区 整備計画 区域	A地区（一 般街区）	10メートル	7メートル	
	B地区（沿 道街区）			
	C地区（利 便施設街区）	12メートル		

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第2項の規定ならびに新条例第13条第2項および第4項の規定（建築基準法（昭和25年法律201号）第86条の9第1項において準用する場合に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に同法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合について適用するものとし、同日前に同項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
- 3 この条例の施行前にした行為および前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第20号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「又は既存入居者もしくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成および心身の状況からみて」に改める。

第7条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「前項に」を「、前項に」に改め、「炭鉱離職者」の次に「、

18歳未満の子を3人以上扶養している者、令第6条第1項第8号に掲げる者」を加える。

第9条第1項中「居住し」を「居住する者又は市外に居住する親族のうち、」に改める。

別表第2中

御所野元町集会所	秋田市御所野元町一丁目1番	を
御所野元町集会所	秋田市御所野元町一丁目1番	に改める。
旭南駐車場	秋田市旭南一丁目8番ほか	

別表第4中

川尻駐車場	2,800円	を
旭南駐車場	2,800円	に改める。
川尻駐車場	2,800円	

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2および別表第4の改正規定は、規則で定める日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に市営住宅の入居者の公募が開始された場合においては、当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の選考については、改正後の秋田市営住宅条例第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第21号

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

秋田市特定公共賃貸住宅条例（平成16年秋田市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「居住して」を「居住する者又は市外に居住する親族のうち、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第22号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「秋田市中通七丁目1番3号」を「秋田市東通仲町4番1号」に改める。

別表第1 市民活動センターの項中

調理室	午前使用	3,500円	を
	午後使用		
	夜間使用		

調理室	1時間につき	1,000円	に
-----	--------	--------	---

改め、同表の備考の7中「市民活動センター」の次に「（調理室を除く。）」を加え、同表の備考の8中「音楽交流室」の次に「および市民活動センター（調理室に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市民交流プラザ条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第23号

秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例

秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市ハイタウン桜地域下水道の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年5月1日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市地域下水道条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市ハイタウン桜地域下水道に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。

なす。

3 施行日の前日に地域下水道（秋田市ハイタウン桜地域下水道に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き地域下水道を使用しているものとみなして使用料を算定する。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第24号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立八田小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市文化振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第25号

秋田市文化振興条例の一部を改正する条例

秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「ならびに」を「および」に改め、同条第2項中「前項」の次に「に規定する場合のほか、第1項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、前条第2項の規定にかかわらず、表彰を受けるものとして決定しない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、表彰を受けるものとして決定することが適当でないと認められるもの

3 市長は、第1項の規定により表彰を決定したものが前項第2号に該当するときは、表彰の決定を取り消す。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第26号

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2 八橋運動公園の項硬式野球場の項中

貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1 時間につき	3,090円	会議室、更衣室、拡声装置およびスコアボードの使用を含む。
			高校生		2,163円	
			中学生以下		1,545円	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1 日につき	最高入場料の額の100人に相当する額（その額が103,000円に満たない場合は103,000円）	
			一般		1,030円	
			高校生		721円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	1 時間につき	515円	
			一般		3,090円	
			高校生			
			中学生以下			

貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1 時間につき	3,090円	会議室の使用（冷暖房設備の使用を含む。）および放送設備の使用を含む。			
			高校生		2,163円				
			中学生以下		1,545円				
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1 日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額（その額が103,000円に満たない場合は、103,000円とする。）					
					アマチュアスポーツに使用する場合		1 時間につき	一般	1,030円
								高校生	721円
中学生以下	515円								
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合				3,090円				

会議室	1 室 1 時間につき	160円	冷暖房設備を使用する場合は、1 時間につき、冷房設備にあっては50円、暖房設備にあっては70円を加算する。
スコアボード	一式 1 時間につき	650円	

改め、同表八橋運動公園の項中

球技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1 時間につき	5,000円	会議研修室および役員記録室の使用（冷暖房設備の使用を含む。）ならびにスコアボードの使用を含む。
				小学生、中学生および高校生		2,500円	
		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1 日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額（その額が150,000円に満たない場合は、150,000円とする。）	
				一般		2,500円	
				小学生、中学生および高校生		1,250円	
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	1 時間につき	12,500円	夜間照明設備を使用する場合は、1 時間につき2,000円を加算する。
				一般			
				小学生、中学生および高校生			

		る場合				
	放送設備			一式 1 時間につき	525円	
	会議研修室			1 室 1 時間につき	105円	冷暖房設備を使用する場合は、1 時間につき、冷房設備にあっては50円、暖房設備にあっては70円を加算する。
	役員記録室				105円	

球技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 小学生、 中学生および高校生	1 時間につき	5,000円	会議研修室および役員記録室の使用（冷暖房設備の使用を含む。）ならびにスコアボードの使用を含む。
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合			2,500円	
		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 小学生、 中学生および高校生	1 日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額（その額が150,000円に満たない場合は、150,000円とする。）	夜間照明設備を使用する場合は、1 時間につき2,000円を加算する。
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合				
	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 小学生、 中学生および高校生	1 時間につき	2,500円	
			アマチュアスポーツに使用する場合	小学生、 中学生および高校生		1,250円	
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合			12,500円	
		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 小学生、 中学生および高校生	1 時間につき		
			アマチュアスポーツに使用する場合	小学生、 中学生および高校生			
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合				
	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 小学生、 中学生および高校生	1 時間につき		
			アマチュアスポーツに使用する場合	小学生、 中学生および高校生			
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合				

改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第27号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第86号中「第18条第1項」を「第35条第 1 項」に改める。

別表第 5 第 3 号のサ中「航空機」の次に「もしくは船舶」を加える。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第

2 の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第28号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第 3 条第 1 項中「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を削る。

第 4 条第 1 項から第 3 項までを次のように改める。

職員の昇給は、規則で定める日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる

場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を 4 号俸とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 条に次の 2 項を加える。

7 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第 4 号。以下「任期付職員条例」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の任期付職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

8 第 1 項から第 5 項までの規定は、任期付職員には、適用しない。

第 4 条の 2 中「再任用短時間勤務職員」を「法第28条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 任期付職員条例第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第 7 項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条の 3 の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条第 1 項中「、復職し又は再び勤務するに至った日以後において」を削り、「給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）する」を「号俸を調整する」に改め、同条第 2 項中「、職務に復帰した日以後において」を削り、「給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）する」を「号俸を調整する」に改める。

第 7 条の 2 第 2 項中「再任用短時間勤務職員」の次に「および

任期付短時間勤務職員」を、「第 2 条第 2 項」の次に「および第 3 項」を加える。

第10条の 2 の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第 1 項中「調整手当は、東京事務所に勤務する職員および」を「地域手当は、東京都のうち特別区の地域に在勤する職員および規則で定める地域に在勤する職員ならびに」に改め、「再任用職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加え、同条第 2 項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 東京都のうち特別区の地域に在勤する職員 100分の18

第10条の 2 第 2 項第 2 号中「100分の10」を「100分の15」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 前項に規定する規則で定める地域に在勤する職員 規則で定める割合

第11条第 2 項第 2 号および第 4 号中「再任用短時間勤務職員」の次に「、任期付短時間勤務職員、法第26条の 2 第 1 項に規定する修学部分休業をしている職員および法第26条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業をしている職員」を加える。

第12条中「、第 2 項」を「もしくは第 2 項」に、「調整額又は調整手当」を「給料の調整額又は地域手当」に、「日割」を「日割り」に改める。

第15条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加える。

第21条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第23条第 2 項から第 5 項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第 6 項中「第 5 項」を「前項」に改める。

第26条第 4 項および第 5 項ならびに第27条第 2 項第 1 号および第 3 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第27条の 2 第 2 項中「又は第28条の 5 第 1 項」を「もしくは第 28条の 5 第 1 項又は任期付職員条例第 4 条」に改める。

第27条の 3 の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「再任用職員には」を「再任用職員および任期付短時間勤務職員には、」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 および任期 付職員以外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200

16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200
17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200
18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000
19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800
20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600
21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100	
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900	
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700	
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300	
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100	
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900	
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700	
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300	
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100	
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900	
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700	
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300	
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100	
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900	
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700	
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300	
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200		
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900		
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600		
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100		
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800		
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500		
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200		
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700		
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400		

	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100		
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800		
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300		
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000		
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700		
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400		
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900		
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200			
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900			
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600			
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100			
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800			
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500			
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200			
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700			
	86	240,100	296,400	345,300	386,800				
	87	240,800	296,800	345,800	387,400				
	88	241,500	297,200	346,300	388,000				
	89	242,300	297,500	346,700	388,700				
	90	242,800	297,900	347,200	389,300				
	91	243,300	298,300	347,700	389,900				
	92	243,800	298,700	348,200	390,500				
	93	244,100	298,900	348,500	391,200				
	94		299,300	349,000					
	95		299,700	349,500					
	96		300,100	350,000					
	97		300,300	350,300					
	98		300,700	350,800					
	99		301,100	351,300					
	100		301,500	351,800					
	101		301,700	352,100					
	102		302,100	352,500					
	103		302,500	352,900					
	104		302,900	353,300					
	105		303,100	353,800					
	106		303,500	354,200					
	107		303,900	354,600					
	108		304,300	355,000					
	109		304,500	355,500					
	110		304,900	355,900					
	111		305,300	356,300					
	112		305,700	356,700					
	113		305,900	357,200					
	114		306,300						
	115		306,700						
	116		307,100						
	117		307,300						
	118		307,600						
	119		307,900						
	120		308,200						
	121		308,600						
	122		308,900						
	123		309,200						
	124		309,500						
	125		309,900						

再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000
任期付職員	1	138,400							
	2	170,200							

別表第 2 医療職給料表（第 3 条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 および任期 付職員以外 の 職 員		円	円	円	円
	1	235,200	322,200	390,600	467,100
	2	237,700	325,300	393,500	469,400
	3	240,200	328,400	396,400	471,700
	4	242,700	331,500	399,300	474,000
	5	245,100	334,400	402,000	476,300
	6	248,900	337,800	404,800	478,500
	7	252,700	341,200	407,600	480,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900
	9	260,100	347,800	413,000	485,200
	10	264,100	351,200	415,700	487,300
	11	268,100	354,600	418,400	489,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500
	13	276,000	361,300	423,600	493,600
	14	280,000	365,000	426,100	495,700
	15	284,000	368,700	428,600	497,800
	16	288,000	372,400	431,100	499,900
	17	291,800	376,000	433,400	502,000
	18	295,500	378,800	435,800	504,000
	19	299,200	381,600	438,200	506,000
	20	302,900	384,400	440,600	508,000
	21	306,700	387,300	442,900	509,800
	22	310,600	389,900	445,300	511,700
	23	314,500	392,500	447,700	513,600
	24	318,400	395,100	450,100	515,500
	25	322,100	397,500	452,400	517,200
	26	325,100	399,800	454,700	519,000
	27	328,100	402,100	457,000	520,800
	28	331,100	404,400	459,300	522,600
	29	334,200	406,800	461,500	524,500
	30	336,800	408,900	463,800	526,300
	31	339,400	411,000	466,100	528,100
	32	342,000	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600
	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600

	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
	59	385,500	460,200	512,100	563,700
	60	386,400	461,200	513,000	564,600
	61	387,300	462,100	513,900	565,500
	62	387,800	462,800	514,800	566,400
	63	388,300	463,500	515,700	567,300
	64	388,800	464,200	516,600	568,200
	65	389,100	464,900	517,500	569,100
	66		465,600	518,400	
	67		466,300	519,300	
	68		467,000	520,200	
	69		467,500	521,100	
	70		468,200	522,000	
	71		468,900	522,900	
	72		469,600	523,800	
	73		470,100	524,600	
	74		470,800	525,500	
	75		471,500	526,400	
	76		472,200	527,300	
	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
	81		475,100	531,600	
	82		475,700	532,500	
	83		476,300	533,400	
	84		476,900	534,300	
	85		477,400	535,100	
	86		478,000	536,000	
	87		478,600	536,900	
	88		479,200	537,800	
	89		479,700	538,600	
	90		480,300		
	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700
任期付職員		260,100			

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員 および任期 付職員以外 の 職 員	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000
	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900
	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500
	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200
	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400

52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100
53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800
54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500
55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200
56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900
57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500
58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200
59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900
60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600
61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100
62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800
63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500
64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200
65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700
66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	
67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600	
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200	
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800	
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500	
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100	
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700	
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300	
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000	
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600	
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200	
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800	
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500	
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100	
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700	
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300	
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000	
86		293,100	330,600	352,700		
87		293,400	331,000	353,100		
88		293,700	331,400	353,500		
89		294,100	331,900	354,000		
90		294,400	332,300	354,400		
91		294,700	332,700	354,800		
92		295,000	333,100	355,200		
93		295,400	333,600	355,700		
94		295,700	334,000	356,100		
95		296,000	334,400	356,500		
96		296,300	334,800	356,900		
97		296,700	335,000	357,400		
98		297,000	335,400	357,800		
99		297,300	335,800	358,200		
100		297,600	336,200	358,600		
101		298,000	336,400	359,100		
102		298,300	336,800	359,500		
103		298,600	337,200	359,900		
104		298,900	337,600	360,300		
105		299,200	337,800	360,800		
106			338,200			

	107			338,600			
	108			339,000			
	109			339,200			
	110			339,600			
	111			340,000			
	112			340,400			
	113			340,600			
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200
任期付職員			176,100				

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700	380,100
および任期	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800
付職員以外	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
の 職 員	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
	33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
	34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
	35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
	36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
	37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
	38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
	39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
	40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
	41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300

42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		
79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400		
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000		
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100		
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700		
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300		
85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800		
86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400		
87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000		
88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600		
89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100		
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700		
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300		
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900		
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400		
94	284,100	319,100	354,700	374,100			
95	285,100	319,900	355,400	374,600			
96	286,100	320,700	356,100	375,100			

97	287,200	321,400	356,600	375,700
98	288,100	322,100	357,100	376,200
99	289,000	322,800	357,600	376,700
100	289,900	323,500	358,100	377,200
101	290,700	324,000	358,700	377,800
102	291,500	324,600	359,200	378,300
103	292,300	325,200	359,700	378,800
104	293,100	325,800	360,200	379,300
105	293,800	326,200	360,800	379,900
106	294,300	326,700	361,300	380,400
107	294,800	327,200	361,800	380,900
108	295,300	327,700	362,300	381,400
109	295,800	328,200	362,800	382,000
110	296,200	328,600	363,300	382,500
111	296,600	329,000	363,800	383,000
112	297,000	329,400	364,300	383,500
113	297,400	329,800	364,800	384,100
114	297,800	330,200	365,300	
115	298,200	330,600	365,800	
116	298,600	331,000	366,300	
117	298,900	331,300	366,700	
118	299,300	331,700	367,200	
119	299,700	332,100	367,700	
120	300,100	332,500	368,200	
121	300,400	332,700	368,600	
122	300,800	333,100	369,100	
123	301,200	333,500	369,600	
124	301,600	333,900	370,100	
125	301,800	334,200	370,500	
126	302,200	334,600		
127	302,600	335,000		
128	303,000	335,400		
129	303,200	335,700		
130	303,600	336,100		
131	304,000	336,500		
132	304,400	336,900		
133	304,600	337,200		
134	305,000	337,600		
135	305,400	338,000		
136	305,800	338,400		
137	306,000	338,700		
138	306,400	339,100		
139	306,800	339,500		
140	307,200	339,900		
141	307,400	340,200		
142	307,800	340,600		
143	308,200	341,000		
144	308,600	341,400		
145	308,800	341,700		
146	309,200	342,100		
147	309,600	342,500		
148	310,000	342,900		
149	310,200	343,200		
150	310,500	343,600		
151	310,800	344,000		

	152	311,100	344,400					
	153	311,500	344,700					
	154	311,800						
	155	312,100						
	156	312,400						
	157	312,800						
	158	313,100						
	159	313,400						
	160	313,700						
	161	314,100						
	162	314,400						
	163	314,700						
	164	315,000						
	165	315,400						
	166	315,700						
	167	316,000						
	168	316,300						
	169	316,700						
再任用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200
任期付職員			186,700					

別表第 3 教育職給料表（第 3 条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	202,200	263,500	317,000	409,100	547,400
	2	204,400	266,600	320,500	411,600	550,600
	3	206,600	269,700	324,000	414,100	553,800
	4	208,800	272,800	327,500	416,600	557,000
	5	210,900	275,900	331,100	419,200	560,200
	6	213,100	278,800	334,600	421,700	562,700
	7	215,300	281,700	338,100	424,200	565,200
	8	217,500	284,600	341,600	426,700	567,700
	9	219,800	287,600	345,200	429,000	570,200
	10	222,200	290,600	348,500	431,500	572,100
	11	224,600	293,600	351,800	434,000	574,000
	12	227,000	296,600	355,100	436,500	575,900
	13	229,300	299,600	358,400	438,800	577,700
	14	231,700	302,400	361,000	441,200	579,200
	15	234,100	305,200	363,600	443,600	580,700
	16	236,500	308,000	366,200	446,000	582,200
	17	238,700	310,700	368,900	448,500	583,700
	18	241,800	313,500	371,200	450,900	584,700
	19	244,900	316,300	373,500	453,300	585,700
	20	248,000	319,100	375,800	455,700	586,700
	21	251,100	321,700	378,000	458,200	587,800
	22	254,200	324,500	380,100	460,600	
	23	257,300	327,300	382,200	463,000	
	24	260,400	330,100	384,300	465,400	
	25	263,400	332,700	386,300	467,900	
	26	266,500	335,200	388,200	470,300	
	27	269,600	337,700	390,100	472,700	
	28	272,700	340,200	392,000	475,100	
	29	275,800	342,600	394,000	477,500	

30	278,600	344,800	395,800	479,900
31	281,400	347,000	397,600	482,300
32	284,200	349,200	399,400	484,700
33	287,100	351,500	401,300	487,100
34	290,100	353,800	403,100	489,400
35	293,100	356,100	404,900	491,700
36	296,100	358,400	406,700	494,000
37	299,100	360,500	408,300	496,300
38	301,500	362,600	410,000	498,300
39	303,900	364,700	411,700	500,300
40	306,300	366,800	413,400	502,300
41	308,600	368,800	415,100	504,400
42	310,000	370,700	416,800	506,300
43	311,400	372,600	418,500	508,200
44	312,800	374,500	420,200	510,100
45	314,100	376,500	421,700	512,100
46	315,300	378,300	423,300	514,000
47	316,500	380,100	424,900	515,900
48	317,700	381,900	426,500	517,800
49	318,700	383,800	428,100	519,800
50	319,800	385,600	429,400	521,700
51	320,900	387,400	430,700	523,600
52	322,000	389,200	432,000	525,500
53	323,200	390,800	433,200	527,500
54	324,300	392,400	434,300	529,200
55	325,400	394,000	435,400	530,900
56	326,500	395,600	436,500	532,600
57	327,600	397,000	437,700	534,400
58	328,700	398,500	438,800	535,700
59	329,800	400,000	439,900	537,000
60	330,900	401,500	441,000	538,300
61	332,000	402,900	442,100	539,600
62	333,100	404,400	443,200	540,600
63	334,200	405,900	444,300	541,600
64	335,300	407,400	445,400	542,600
65	336,300	408,800	446,400	543,400
66	337,400	410,000	447,400	544,300
67	338,500	411,200	448,400	545,200
68	339,600	412,400	449,400	546,100
69	340,600	413,600	450,500	547,000
70	341,700	414,600	451,500	547,900
71	342,800	415,600	452,500	548,800
72	343,900	416,600	453,500	549,700
73	344,800	417,600	454,600	550,600
74	345,800	418,500	455,600	551,500
75	346,800	419,400	456,600	552,400
76	347,800	420,300	457,600	553,300
77	348,900	421,000	458,600	554,200
78	349,900	421,600	459,300	
79	350,900	422,200	460,000	
80	351,900	422,800	460,700	
81	352,900	423,400	461,500	
82	353,900	424,000	462,200	
83	354,900	424,600	462,900	
84	355,900	425,200	463,600	

	85	356,800	425,700	464,100		
	86	357,500	426,300	464,800		
	87	358,200	426,900	465,500		
	88	358,900	427,500	466,200		
	89	359,700	428,000	466,700		
	90	360,300	428,600			
	91	360,900	429,200			
	92	361,500	429,800			
	93	362,100	430,200			
	94	362,600	430,700			
	95	363,100	431,200			
	96	363,600	431,700			
	97	364,200	432,300			
	98	364,700	432,800			
	99	365,200	433,300			
	100	365,700	433,800			
	101	366,300	434,400			
	102	366,800	434,900			
	103	367,300	435,400			
	104	367,800	435,900			
	105	368,400	436,500			
	106	368,900				
	107	369,400				
	108	369,900				
	109	370,500				
	110	371,000				
	111	371,500				
	112	372,000				
	113	372,600				
	114	373,100				
	115	373,600				
	116	374,100				
	117	374,600				
	118	375,100				
	119	375,600				
	120	376,100				
	121	376,600				
	122	377,100				
	123	377,600				
	124	378,100				
	125	378,600				
	126	379,100				
	127	379,600				
	128	380,100				
	129	380,600				
再任用職員		287,200	299,500	322,500	409,100	547,400

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応す

る同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 施行日の前日において秋田市職員給与条例別表第 1 から別表第 3 までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項および附則第 5 項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受け

ていた号俸（以下「旧号俸」という。）およびその者が旧号俸を受けていた期間（別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸および経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え）

- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号俸又は給料月額は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員および別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の秋田市職員給与条例又は附則第15項の規定による改正前の秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成10年秋田市条例第32号）附則第8項およびこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する秋田市職員給与条例第7条の2第2項および第13条の2第2項の規定の適用については、同条例第7条の2第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第28号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、同条例第13条の2第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合）

- 12 平成22年3月31日までの間における秋田市職員給与条例第10条の2第2項第1号および第3号の規定の適用については、同項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲内で規則で定める割合」と、同項第3号中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

（給料表の特例）

- 13 平成17年度職員（施行日の前日において秋田市職員給与条例別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員および別に定めるこれに準ずる職員をいう。）に対する改正後の秋田市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1のアの表および別表第2のウの表の規定の適用については、改正後の条例別表第1のアの表4級の欄中

「391,200 「391,200

391,800

392,400

393,000

393,700

394,300

394,900

395,500

396,200

396,800

とあるのは 397,400 と、改正後の条例別表第2

398,000

398,700

399,300

399,900

400,500

401,200

401,800

402,400

403,000

」 403,700」

のウの表5級の欄中

「403,400 「403,400

404,000

404,600

405,200

405,700

406,300

406,900

407,500

408,000

408,600

とあるのは 409,200 とする。

409,800

410,300

410,900

411,500

412,100

412,600

413,200

413,800

414,400

」 414,900」

（規則への委任）

- 14 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（秋田市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 15 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成10年秋田市

条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則中第 8 項を削り、第 9 項を第 8 項とし、第10項を第 9 項とする。

(秋田市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 16 秋田市職員等の旅費に関する条例(昭和28年秋田市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第11条の 2 第 1 号イおよび第 2 号イ、附則第 4 項ならびに別表第 1 区分の欄中「7 級」を「8 級」に改める。

別表第 2 区分の欄中「6 級」を「7 級」に、「5 級」を「6 級」に改める。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 17 秋田市職員の退職手当に関する条例(昭和29年秋田市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「又は第28条の 5 第 1 項」を「もしくは第28条の 5 第 1 項又は秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第 4 号)第 4 条」に改める。

第 5 条第 4 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 30 平成18年 3 月31日および同年 4 月 1 日において職員として在職していた者ならびに別に定めるこれに準ずる者が同日以後に退職した場合において、その者が同年 3 月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として計算した退職手当の額が、現に退職した日におけるその者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部改正)

- 18 秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例(昭和32年秋田市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「7 級」を「8 級」に改める。

(秋田市招致外国青年の給料および旅費に関する条例の一部改正)

- 19 秋田市招致外国青年の給料および旅費に関する条例(昭和62年秋田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「。以下「旅費条例」という。」を削り、「4 級以下」を「8 級以下 3 級以上」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部改正)

- 20 次に掲げる条例の規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年秋田市条例第 8 号)第 4 条第 1 項および第 8 条

(2) 秋田市職員の修学部分休業に関する条例(平成18年秋田市条例第 6 号)第 3 条

(3) 秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成18年秋田市条例第 7 号)第 3 条

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 21 秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年秋田市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「(以下この項において「調整期間」という。)」を削り、「その職務に復帰した日(以下この項において「復帰の日」という。))又はその日から 1 年以内の昇給の時期に、昇

給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「規則で定めるところにより、号俸を調整する」に改め、同条第 2 項を削る。

(秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 22 秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第 6 条中「、給料月額および昇給期間」を「および号俸」に改める。

第 8 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第16条中「、給料月額および昇給期間」を「および号俸」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 23 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第 4 号。以下「任期付職員条例」という。)」を「任期付職員条例」に改める。

別表中「403,000」を「376,000」に、「456,000」を「426,000」に、「513,000」を「479,000」に、「583,000」を「545,000」に、「666,000」を「622,000」に、「779,000」を「728,000」に、「911,000」を「852,000」に改める。

附則別表第 1 職務の級の切替表(附則第 2 項関係)

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表(1)	5 級	5 級
		6 級
	6 級	7 級
教育職給料表(1)	7 級	8 級
	4 級	4 級
		5 級

附則別表第 2 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表(附則第 3 項関係)

ア 行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	6 級	7 級
1	3 月未満			1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	1	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	1	4	1	1	1
	12 月以上	5	1	5	1	1	1
3	3 月未満	5	1	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	2	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	3	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	4	8	4	1	1
	12 月以上	9	5	9	5	1	1

4	3 月未満	9	5	9	5	1	1	15	3 月未満	41	49	57	53	41	37
	3 月以上 6 月未満	10	6	10	6	1	1		3 月以上 6 月未満	41	50	58	54	42	38
	6 月以上 9 月未満	11	7	11	7	1	1		6 月以上 9 月未満	41	51	59	55	43	39
	9 月以上12月未満	12	8	12	8	1	1		9 月以上12月未満	41	52	60	56	44	40
	12月以上	13	9	13	9	1	1		12月以上	41	53	61	57	45	41
5	3 月未満	13	9	13	9	1	1	16	3 月未満	41	53	57	57	45	
	3 月以上 6 月未満	14	10	14	10	1	1		3 月以上 6 月未満	41	54	58	58	46	
	6 月以上 9 月未満	15	11	15	11	1	1		6 月以上 9 月未満	41	55	59	59	47	
	9 月以上12月未満	16	12	16	12	1	1		9 月以上12月未満	41	56	60	60	48	
	12月以上	17	13	17	13	1	1		12月以上	41	57	61	61	49	
6	3 月未満	21	13	17	13	1	1	17	3 月未満		57	61	61	49	
	3 月以上 6 月未満	22	14	18	14	2	1		3 月以上 6 月未満		58	62	62	50	
	6 月以上 9 月未満	23	15	19	15	3	1		6 月以上 9 月未満		59	63	63	51	
	9 月以上12月未満	24	16	20	16	4	1		9 月以上12月未満		60	64	64	52	
	12月以上	25	17	21	17	5	1		12月以上		61	65	65	53	
7	3 月未満	25	17	21	17	5	1	18	3 月未満		61	65	65	53	
	3 月以上 6 月未満	26	18	22	18	6	2		3 月以上 6 月未満		62	66	66	54	
	6 月以上 9 月未満	27	19	23	19	7	3		6 月以上 9 月未満		63	67	67	55	
	9 月以上12月未満	28	20	24	20	8	4		9 月以上12月未満		64	68	68	56	
	12月以上	29	21	25	21	9	5		12月以上		65	69	69	57	
8	3 月未満	29	21	25	21	13	5	19	3 月未満		65	69	73		
	3 月以上 6 月未満	29	22	26	22	14	6		3 月以上 6 月未満		66	70	74		
	6 月以上 9 月未満	29	23	27	23	15	7		6 月以上 9 月未満		67	71	75		
	9 月以上12月未満	29	24	28	24	16	8		9 月以上12月未満		68	72	76		
	12月以上	29	25	29	25	17	9		12月以上		69	73	77		
9	3 月未満	29	25	33	25	17	9	20	3 月未満		69	73	81		
	3 月以上 6 月未満	30	26	34	26	18	10		3 月以上 6 月未満		69	74	82		
	6 月以上 9 月未満	31	27	35	27	19	11		6 月以上 9 月未満		69	75	83		
	9 月以上12月未満	32	28	36	28	20	12		9 月以上12月未満		69	76	84		
	12月以上	33	29	37	29	21	13		12月以上		69	77	85		
10	3 月未満	33	29	37	33	21	13	21	3 月未満			77	85		
	3 月以上 6 月未満	33	30	38	34	22	14		3 月以上 6 月未満			78	86		
	6 月以上 9 月未満	33	31	39	35	23	15		6 月以上 9 月未満			79	87		
	9 月以上12月未満	33	32	40	36	24	16		9 月以上12月未満			80	88		
	12月以上	33	33	41	37	25	17		12月以上			81	89		
11	3 月未満	33	33	41	37	25	17	22	3 月未満				89		
	3 月以上 6 月未満	34	34	42	38	26	18		3 月以上 6 月未満				90		
	6 月以上 9 月未満	35	35	43	39	27	19		6 月以上 9 月未満				91		
	9 月以上12月未満	36	36	44	40	28	20		9 月以上12月未満				92		
	12月以上	37	37	45	41	29	21		12月以上				93		
12	3 月未満	37	37	45	41	29	21	23	3 月未満				93		
	3 月以上 6 月未満	37	38	46	42	30	22		3 月以上 6 月未満				93		
	6 月以上 9 月未満	37	39	47	43	31	23		6 月以上 9 月未満				93		
	9 月以上12月未満	37	40	48	44	32	24		9 月以上12月未満				93		
	12月以上	37	41	49	45	33	25		12月以上				93		
13	3 月未満	37	41	49	45	33	25	24	3 月未満				93		
	3 月以上 6 月未満	37	42	50	46	34	26		3 月以上 6 月未満				93		
	6 月以上 9 月未満	37	43	51	47	35	27		6 月以上 9 月未満				93		
	9 月以上12月未満	37	44	52	48	36	28		9 月以上12月未満				93		
	12月以上	37	45	53	49	37	29		12月以上				93		
14	3 月未満	37	45	53	49	37	33	25	3 月未満				93		
	3 月以上 6 月未満	38	46	54	50	38	34		3 月以上 6 月未満				93		
	6 月以上 9 月未満	39	47	55	51	39	35		6 月以上 9 月未満				93		
	9 月以上12月未満	40	48	56	52	40	36		9 月以上12月未満				93		
	12月以上	41	49	57	53	41	37		12月以上				93		

26	3 月未満			93		
	3 月以上 6 月未満			93		
	6 月以上 9 月未満			93		
	9 月以上12月未満			93		
	12月以上			93		

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 \ 旧級	1	2	3	4
		級	級	級	級
1	3 月未満		1	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	1
	9 月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	1	1	1
	9 月以上12月未満	4	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1
3	3 月未満	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	3	1	1
	9 月以上12月未満	8	4	1	1
	12月以上	9	5	1	1
4	3 月未満	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	7	1	1
	9 月以上12月未満	12	8	1	1
	12月以上	13	9	1	1
5	3 月未満	13	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	11	3	1
	9 月以上12月未満	16	12	4	1
	12月以上	17	13	5	1
6	3 月未満	17	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	14	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	15	7	3
	9 月以上12月未満	20	16	8	4
	12月以上	21	17	9	5
7	3 月未満	21	17	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	18	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	19	11	7
	9 月以上12月未満	24	20	12	8
	12月以上	25	21	13	9
8	3 月未満	25	21	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	22	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	23	15	11
	9 月以上12月未満	28	24	16	12
	12月以上	29	25	17	13
9	3 月未満	33	29	17	13
	3 月以上 6 月未満	34	30	18	14
	6 月以上 9 月未満	35	31	19	15
	9 月以上12月未満	36	32	20	16
	12月以上	37	33	21	17

10	3 月未満	37	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	38	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	39	35	27	19
	9 月以上12月未満	40	36	28	20
	12月以上	41	37	29	21
11	3 月未満	41	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	42	38	30	22
	6 月以上 9 月未満	43	39	31	23
	9 月以上12月未満	44	40	32	24
	12月以上	45	41	33	25
12	3 月未満	45	41	33	25
	3 月以上 6 月未満	46	42	34	26
	6 月以上 9 月未満	47	43	35	27
	9 月以上12月未満	48	44	36	28
	12月以上	49	45	37	29
13	3 月未満	49	45	37	29
	3 月以上 6 月未満	50	46	38	30
	6 月以上 9 月未満	51	47	39	31
	9 月以上12月未満	52	48	40	32
	12月以上	53	49	41	33
14	3 月未満	53	49	41	33
	3 月以上 6 月未満	54	50	42	34
	6 月以上 9 月未満	55	51	43	35
	9 月以上12月未満	56	52	44	36
	12月以上	57	53	45	37
15	3 月未満	57	53	45	37
	3 月以上 6 月未満	58	54	46	38
	6 月以上 9 月未満	59	55	47	39
	9 月以上12月未満	60	56	48	40
	12月以上	61	57	49	41
16	3 月未満	61	57	49	41
	3 月以上 6 月未満	62	58	50	42
	6 月以上 9 月未満	63	59	51	43
	9 月以上12月未満	64	60	52	44
	12月以上	65	61	53	45
17	3 月未満	65	61	53	45
	3 月以上 6 月未満	65	62	54	46
	6 月以上 9 月未満	65	63	55	47
	9 月以上12月未満	65	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
18	3 月未満	65	65	57	49
	3 月以上 6 月未満	65	66	58	50
	6 月以上 9 月未満	65	67	59	51
	9 月以上12月未満	65	68	60	52
	12月以上	65	69	61	53
19	3 月未満		69	61	53
	3 月以上 6 月未満		70	62	54
	6 月以上 9 月未満		71	63	55
	9 月以上12月未満		72	64	56
	12月以上		73	65	57
20	3 月未満		73	65	57
	3 月以上 6 月未満		74	66	58
	6 月以上 9 月未満		75	67	59
	9 月以上12月未満		76	68	60
	12月以上		77	69	61

21	3 月未満		77	69	
	3 月以上 6 月未満		78	70	
	6 月以上 9 月未満		79	71	
	9 月以上12月未満		80	72	
	12月以上		81	73	
22	3 月未満		81	77	
	3 月以上 6 月未満		82	78	
	6 月以上 9 月未満		83	79	
	9 月以上12月未満		84	80	
	12月以上		85	81	
23	3 月未満		85	81	
	3 月以上 6 月未満		86	82	
	6 月以上 9 月未満		87	83	
	9 月以上12月未満		88	84	
	12月以上		89	85	
24	3 月未満		89	85	
	3 月以上 6 月未満		90	86	
	6 月以上 9 月未満		91	87	
	9 月以上12月未満		92	88	
	12月以上		93	89	

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3 月未満			1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1
	9 月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1
	9 月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3 月未満	5	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	11	7	3	1	1
	9 月以上12月未満	8	12	8	4	1	1
	12月以上	9	13	9	5	1	1
4	3 月未満	9	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	15	11	7	3	1
	9 月以上12月未満	12	16	12	8	4	1
	12月以上	13	17	13	9	5	1
5	3 月未満	13	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	15	19	15	11	7	3
	9 月以上12月未満	16	20	16	12	8	4
	12月以上	17	21	17	13	9	5
6	3 月未満	17	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	18	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	19	23	19	15	11	7
	9 月以上12月未満	20	24	20	16	12	8
	12月以上	21	25	21	17	13	9

7	3 月未満	25	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	19	15	11
	9 月以上12月未満	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	25	21	17	13
8	3 月未満	29	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	23	19	15
	9 月以上12月未満	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	29	25	21	17
9	3 月未満	33	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	27	23	19
	9 月以上12月未満	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	33	29	25	21
10	3 月未満	37	37	37	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	31	27	23
	9 月以上12月未満	40	40	40	32	28	24
	12月以上	41	41	41	33	29	25
11	3 月未満	41	41	41	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	35	31	27
	9 月以上12月未満	44	44	44	36	32	28
	12月以上	45	45	45	37	33	29
12	3 月未満	45	45	45	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	39	35	31
	9 月以上12月未満	48	48	48	40	36	32
	12月以上	49	49	49	41	37	33
13	3 月未満	49	49	49	45	37	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	38	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	39	35
	9 月以上12月未満	52	52	52	48	40	36
	12月以上	53	53	53	49	41	37
14	3 月未満	53	53	53	49	45	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	50	46	38
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51	47	39
	9 月以上12月未満	56	56	56	52	48	40
	12月以上	57	57	57	53	49	41
15	3 月未満	57	53	57	53	49	41
	3 月以上 6 月未満	58	54	58	54	50	42
	6 月以上 9 月未満	59	55	59	55	51	43
	9 月以上12月未満	60	56	60	56	52	44
	12月以上	61	57	61	57	53	45
16	3 月未満	61	57	61	57	53	45
	3 月以上 6 月未満	62	58	62	58	54	46
	6 月以上 9 月未満	63	59	63	59	55	47
	9 月以上12月未満	64	60	64	60	56	48
	12月以上	65	61	65	61	57	49
17	3 月未満	65	61	65	61	57	49
	3 月以上 6 月未満	66	62	66	62	58	50
	6 月以上 9 月未満	67	63	67	63	59	51
	9 月以上12月未満	68	64	68	64	60	52
	12月以上	69	65	69	65	61	53

18	3 月未満	69	65	69	69	61	53
	3 月以上 6 月未満	70	66	70	70	62	54
	6 月以上 9 月未満	71	67	71	71	63	55
	9 月以上12月未満	72	68	72	72	64	56
	12月以上	73	69	73	73	65	57
19	3 月未満	73	69	73	73	65	57
	3 月以上 6 月未満	74	70	74	74	66	58
	6 月以上 9 月未満	75	71	75	75	67	59
	9 月以上12月未満	76	72	76	76	68	60
	12月以上	77	73	77	77	69	61
20	3 月未満	77	73	77	81	69	61
	3 月以上 6 月未満	78	74	78	82	70	62
	6 月以上 9 月未満	79	75	79	83	71	63
	9 月以上12月未満	80	76	80	84	72	64
	12月以上	81	77	81	85	73	65
21	3 月未満	81	77	81	93	73	
	3 月以上 6 月未満	82	78	82	94	74	
	6 月以上 9 月未満	83	79	83	95	75	
	9 月以上12月未満	84	80	84	96	76	
	12月以上	85	81	85	97	77	
22	3 月未満	85	81	89	97	77	
	3 月以上 6 月未満	85	82	90	98	78	
	6 月以上 9 月未満	85	83	91	99	79	
	9 月以上12月未満	85	84	92	100	80	
	12月以上	85	85	93	101	81	
23	3 月未満	85	85	93	105	85	
	3 月以上 6 月未満	85	86	94	105	85	
	6 月以上 9 月未満	85	87	95	105	85	
	9 月以上12月未満	85	88	96	105	85	
	12月以上	85	89	97	105	85	
24	3 月未満		89	97	105	85	
	3 月以上 6 月未満		90	98	105	85	
	6 月以上 9 月未満		91	99	105	85	
	9 月以上12月未満		92	100	105	85	
	12月以上		93	101	105	85	
25	3 月未満		93	101	105	85	
	3 月以上 6 月未満		94	102	105	85	
	6 月以上 9 月未満		95	103	105	85	
	9 月以上12月未満		96	104	105	85	
	12月以上		97	105	105	85	
26	3 月未満		97	105	105	85	
	3 月以上 6 月未満		98	106	105	85	
	6 月以上 9 月未満		99	107	105	85	
	9 月以上12月未満		100	108	105	85	
	12月以上		101	109	105	85	
27	3 月未満			109	105		
	3 月以上 6 月未満			110	105		
	6 月以上 9 月未満			111	105		
	9 月以上12月未満			112	105		
	12月以上			113	105		
28	3 月未満				105		
	3 月以上 6 月未満				105		
	6 月以上 9 月未満				105		
	9 月以上12月未満				105		
	12月以上				105		

29	3 月未満				105		
	3 月以上 6 月未満				105		
	6 月以上 9 月未満				105		
	9 月以上12月未満				105		
	12月以上				105		
30	3 月未満				105		
	3 月以上 6 月未満				105		
	6 月以上 9 月未満				105		
	9 月以上12月未満				105		
	12月以上				105		

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	1	1	1
	9 月以上12月未満			4	1	1	1	1
	12月以上			5	1	1	1	1
2	3 月未満	5	1	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	2	6	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	3	7	1	1	1	1
	9 月以上12月未満	8	4	8	1	1	1	1
	12月以上	9	5	9	1	1	1	1
3	3 月未満	9	5	9	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	6	10	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	7	11	3	3	1	1
	9 月以上12月未満	12	8	12	4	4	1	1
	12月以上	13	9	13	5	5	1	1
4	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	1	1
	9 月以上12月未満	16	16	16	12	8	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	1	1
5	3 月未満	17	17	17	13	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	3	1
	9 月以上12月未満	20	20	20	16	12	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	5	1
6	3 月未満	21	21	21	17	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	7	3
	9 月以上12月未満	24	24	24	20	16	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	9	5
7	3 月未満	25	25	25	21	17	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	11	7
	9 月以上12月未満	28	28	28	24	20	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	13	9
8	3 月未満	33	29	29	25	21	13	9
	3 月以上 6 月未満	34	30	30	26	22	14	10
	6 月以上 9 月未満	35	31	31	27	23	15	11
	9 月以上12月未満	36	32	32	28	24	16	12
	12月以上	37	33	33	29	25	17	13

9	3 月未満	37	33	33	29	25	17	13
	3 月以上 6 月未満	38	34	34	30	26	18	14
	6 月以上 9 月未満	39	35	35	31	27	19	15
	9 月以上12月未満	40	36	36	32	28	20	16
	12月以上	41	37	37	33	29	21	17
10	3 月未満	41	37	37	33	29	21	17
	3 月以上 6 月未満	42	38	38	34	30	22	18
	6 月以上 9 月未満	43	39	39	35	31	23	19
	9 月以上12月未満	44	40	40	36	32	24	20
	12月以上	45	41	41	37	33	25	21
11	3 月未満	45	41	41	37	33	25	21
	3 月以上 6 月未満	46	42	42	38	34	26	22
	6 月以上 9 月未満	47	43	43	39	35	27	23
	9 月以上12月未満	48	44	44	40	36	28	24
	12月以上	49	45	45	41	37	29	25
12	3 月未満	49	45	45	41	37	29	25
	3 月以上 6 月未満	49	46	46	42	38	30	26
	6 月以上 9 月未満	49	47	47	43	39	31	27
	9 月以上12月未満	49	48	48	44	40	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	33	29
13	3 月未満	49	49	49	45	41	33	29
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	34	30
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	35	31
	9 月以上12月未満	52	52	52	48	44	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	37	33
14	3 月未満	53	53	53	49	45	37	33
	3 月以上 6 月未満	54	53	54	50	46	38	34
	6 月以上 9 月未満	55	53	55	51	47	39	35
	9 月以上12月未満	56	53	56	52	48	40	36
	12月以上	57	53	57	53	49	41	37
15	3 月未満	57	53	57	53	49	41	37
	3 月以上 6 月未満	58	54	58	54	50	42	38
	6 月以上 9 月未満	59	55	59	55	51	43	39
	9 月以上12月未満	60	56	60	56	52	44	40
	12月以上	61	57	61	57	53	45	41
16	3 月未満	61	57	61	57	53	45	41
	3 月以上 6 月未満	61	58	62	58	54	46	42
	6 月以上 9 月未満	61	59	63	59	55	47	43
	9 月以上12月未満	61	60	64	60	56	48	44
	12月以上	61	61	65	61	57	49	45
17	3 月未満	61	61	65	61	57	49	45
	3 月以上 6 月未満	62	62	66	62	58	50	46
	6 月以上 9 月未満	63	63	67	63	59	51	47
	9 月以上12月未満	64	64	68	64	60	52	48
	12月以上	65	65	69	65	61	53	49
18	3 月未満	65	65	69	65	61	53	49
	3 月以上 6 月未満	66	66	70	66	62	54	50
	6 月以上 9 月未満	67	67	71	67	63	55	51
	9 月以上12月未満	68	68	72	68	64	56	52
	12月以上	69	69	73	69	65	57	53
19	3 月未満	69	69	73	69	65	57	53
	3 月以上 6 月未満	70	70	74	70	66	58	54
	6 月以上 9 月未満	71	71	75	71	67	59	55
	9 月以上12月未満	72	72	76	72	68	60	56
	12月以上	73	73	77	73	69	61	57
20	3 月未満	73	73	77	73	69	61	
	3 月以上 6 月未満	74	74	78	74	70	62	
	6 月以上 9 月未満	75	75	79	75	71	63	
	9 月以上12月未満	76	76	80	76	72	64	
	12月以上	77	77	81	77	73	65	
21	3 月未満	77	77	81	77	73	69	
	3 月以上 6 月未満	78	78	81	78	74	69	
	6 月以上 9 月未満	79	79	81	79	75	69	
	9 月以上12月未満	80	80	81	80	76	69	
	12月以上	81	81	81	81	77	69	
22	3 月未満	81	81	81	81	77	69	
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	82	78	69	
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	83	79	69	
	9 月以上12月未満	84	84	84	84	80	69	
	12月以上	85	85	85	85	81	69	
23	3 月未満	85	85	85	89	81		
	3 月以上 6 月未満	86	86	86	90	82		
	6 月以上 9 月未満	87	87	87	91	83		
	9 月以上12月未満	88	88	88	92	84		
	12月以上	89	89	89	93	85		
24	3 月未満	89	89	89	97	85		
	3 月以上 6 月未満	90	90	90	98	86		
	6 月以上 9 月未満	91	91	91	99	87		
	9 月以上12月未満	92	92	92	100	88		
	12月以上	93	93	93	101	89		
25	3 月未満	93	93	93	105			
	3 月以上 6 月未満	94	94	94	106			
	6 月以上 9 月未満	95	95	95	107			
	9 月以上12月未満	96	96	96	108			
	12月以上	97	97	97	109			
26	3 月未満	97	97	97	109			
	3 月以上 6 月未満	98	98	98	110			
	6 月以上 9 月未満	99	99	99	111			
	9 月以上12月未満	100	100	100	112			
	12月以上	101	101	101	113			
27	3 月未満	101	101	101	113			
	3 月以上 6 月未満	102	102	102	113			
	6 月以上 9 月未満	103	103	103	113			
	9 月以上12月未満	104	104	104	113			
	12月以上	105	105	105	113			
28	3 月未満	105	105	105	113			
	3 月以上 6 月未満	106	106	106	113			
	6 月以上 9 月未満	107	107	107	113			
	9 月以上12月未満	108	108	108	113			
	12月以上	109	109	109	113			
29	3 月未満	109	109	109	113			
	3 月以上 6 月未満	110	110	110	113			
	6 月以上 9 月未満	111	111	111	113			
	9 月以上12月未満	112	112	112	113			
	12月以上	113	113	113	113			
30	3 月未満	113	113	113				
	3 月以上 6 月未満	114	114	114				
	6 月以上 9 月未満	115	115	115				
	9 月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				

31	3 月未満	117	117	117				
	3 月以上 6 月未満	118	118	118				
	6 月以上 9 月未満	119	119	119				
	9 月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3 月未満	121	121					
	3 月以上 6 月未満	122	122					
	6 月以上 9 月未満	123	123					
	9 月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3 月未満		125					
	3 月以上 6 月未満		126					
	6 月以上 9 月未満		127					
	9 月以上12月未満		128					
	12月以上		129					

オ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級		
		1 級	2 級	3 級
1	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3 月未満	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1
	9 月以上12月未満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3 月未満	5	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	1
	9 月以上12月未満	8	8	1
	12月以上	9	9	1
4	3 月未満	9	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	2
	6 月以上 9 月未満	11	11	3
	9 月以上12月未満	12	12	4
	12月以上	13	13	5
5	3 月未満	13	13	5
	3 月以上 6 月未満	14	14	6
	6 月以上 9 月未満	15	15	7
	9 月以上12月未満	16	16	8
	12月以上	17	17	9
6	3 月未満	17	17	9
	3 月以上 6 月未満	18	18	10
	6 月以上 9 月未満	19	19	11
	9 月以上12月未満	20	20	12
	12月以上	21	21	13
7	3 月未満	21	21	13
	3 月以上 6 月未満	22	22	14
	6 月以上 9 月未満	23	23	15
	9 月以上12月未満	24	24	16
	12月以上	25	25	17

8	3 月未満	25	25	17
	3 月以上 6 月未満	26	26	18
	6 月以上 9 月未満	27	27	19
	9 月以上12月未満	28	28	20
	12月以上	29	29	21
9	3 月未満	29	29	21
	3 月以上 6 月未満	30	30	22
	6 月以上 9 月未満	31	31	23
	9 月以上12月未満	32	32	24
	12月以上	33	33	25
10	3 月未満	33	33	25
	3 月以上 6 月未満	34	34	26
	6 月以上 9 月未満	35	35	27
	9 月以上12月未満	36	36	28
	12月以上	37	37	29
11	3 月未満	37	37	29
	3 月以上 6 月未満	38	38	30
	6 月以上 9 月未満	39	39	31
	9 月以上12月未満	40	40	32
	12月以上	41	41	33
12	3 月未満	41	41	33
	3 月以上 6 月未満	42	42	34
	6 月以上 9 月未満	43	43	35
	9 月以上12月未満	44	44	36
	12月以上	45	45	37
13	3 月未満	45	45	37
	3 月以上 6 月未満	46	46	38
	6 月以上 9 月未満	47	47	39
	9 月以上12月未満	48	48	40
	12月以上	49	49	41
14	3 月未満	49	49	41
	3 月以上 6 月未満	50	50	42
	6 月以上 9 月未満	51	51	43
	9 月以上12月未満	52	52	44
	12月以上	53	53	45
15	3 月未満	53	53	45
	3 月以上 6 月未満	54	54	46
	6 月以上 9 月未満	55	55	47
	9 月以上12月未満	56	56	48
	12月以上	57	57	49
16	3 月未満	57	57	49
	3 月以上 6 月未満	58	58	50
	6 月以上 9 月未満	59	59	51
	9 月以上12月未満	60	60	52
	12月以上	61	61	53
17	3 月未満	61	61	53
	3 月以上 6 月未満	62	62	54
	6 月以上 9 月未満	63	63	55
	9 月以上12月未満	64	64	56
	12月以上	65	65	57
18	3 月未満	65	65	57
	3 月以上 6 月未満	66	66	58
	6 月以上 9 月未満	67	67	59
	9 月以上12月未満	68	68	60
	12月以上	69	69	61

19	3 月未満	69	69	61	30	3 月未満	113		
	3 月以上 6 月未満	70	70	62		3 月以上 6 月未満	114		
	6 月以上 9 月未満	71	71	63		6 月以上 9 月未満	115		
	9 月以上12月未満	72	72	64		9 月以上12月未満	116		
	12月以上	73	73	65		12月以上	117		
20	3 月未満	73	73	65	31	3 月未満	117		
	3 月以上 6 月未満	74	74	66		3 月以上 6 月未満	118		
	6 月以上 9 月未満	75	75	67		6 月以上 9 月未満	119		
	9 月以上12月未満	76	76	68		9 月以上12月未満	120		
	12月以上	77	77	69		12月以上	121		
21	3 月未満	77	77	69	32	3 月未満	121		
	3 月以上 6 月未満	78	78	70		3 月以上 6 月未満	122		
	6 月以上 9 月未満	79	79	71		6 月以上 9 月未満	123		
	9 月以上12月未満	80	80	72		9 月以上12月未満	124		
	12月以上	81	81	73		12月以上	125		
22	3 月未満	81	81	73	33	3 月未満	125		
	3 月以上 6 月未満	82	82	74		3 月以上 6 月未満	126		
	6 月以上 9 月未満	83	83	75		6 月以上 9 月未満	127		
	9 月以上12月未満	84	84	76		9 月以上12月未満	128		
	12月以上	85	85	77		12月以上	129		
23	3 月未満	85	85	77	34	3 月未満	129		
	3 月以上 6 月未満	86	86	78		3 月以上 6 月未満	129		
	6 月以上 9 月未満	87	87	79		6 月以上 9 月未満	129		
	9 月以上12月未満	88	88	80		9 月以上12月未満	129		
	12月以上	89	89	81		12月以上	129		
24	3 月未満	89	89	81	附則別表第 3 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員の 号俸の切替表（附則第 4 項関係）				
	3 月以上 6 月未満	90	90	82					
	6 月以上 9 月未満	91	91	83	ア 旧級が行政職給料表(1)の 5 級である職員の新号俸				
	9 月以上12月未満	92	92	84					
	12月以上	93	93	85	旧号俸	新級 経過期間		5 級	6 級
25	3 月未満	93	93	85					
	3 月以上 6 月未満	94	94	86	1	3 月未満	1	1	
	6 月以上 9 月未満	95	95	87		3 月以上 6 月未満	2	1	
	9 月以上12月未満	96	96	88		6 月以上 9 月未満	3	1	
	12月以上	97	97	89		9 月以上12月未満	4	1	
26	3 月未満	97	97	89		12月以上	5	1	
	3 月以上 6 月未満	98	98	89	2	3 月未満	5	1	
	6 月以上 9 月未満	99	99	89		3 月以上 6 月未満	6	1	
	9 月以上12月未満	100	100	89		6 月以上 9 月未満	7	1	
	12月以上	101	101	89		9 月以上12月未満	8	1	
27	3 月未満	101	101			12月以上	9	1	
	3 月以上 6 月未満	102	102		3	3 月未満	9	1	
	6 月以上 9 月未満	103	103			3 月以上 6 月未満	10	1	
	9 月以上12月未満	104	104			6 月以上 9 月未満	11	1	
	12月以上	105	105			9 月以上12月未満	12	1	
28	3 月未満	105	105			12月以上	13	1	
	3 月以上 6 月未満	106	105		4	3 月未満	13	1	
	6 月以上 9 月未満	107	105			3 月以上 6 月未満	14	1	
	9 月以上12月未満	108	105			6 月以上 9 月未満	15	1	
	12月以上	109	105			9 月以上12月未満	16	1	
29	3 月未満	109				12月以上	17	1	
	3 月以上 6 月未満	110			5	3 月未満	17	1	
	6 月以上 9 月未満	111				3 月以上 6 月未満	18	2	
	9 月以上12月未満	112				6 月以上 9 月未満	19	3	
	12月以上	113							

	9 月以上12月未満	20	4
	12月以上	21	5
	3 月未満	21	5
	3 月以上 6 月未満	22	6
6	6 月以上 9 月未満	23	7
	9 月以上12月未満	24	8
	12月以上	25	9
	3 月未満	25	9
7	3 月以上 6 月未満	26	10
	6 月以上 9 月未満	27	11
	9 月以上12月未満	28	12
	12月以上	29	13
8	3 月未満	29	17
	3 月以上 6 月未満	30	18
	6 月以上 9 月未満	31	19
	9 月以上12月未満	32	20
9	12月以上	33	21
	3 月未満	33	21
	3 月以上 6 月未満	34	22
	6 月以上 9 月未満	35	23
10	9 月以上12月未満	36	24
	12月以上	37	25
	3 月未満	37	25
	3 月以上 6 月未満	38	26
11	6 月以上 9 月未満	39	27
	9 月以上12月未満	40	28
	12月以上	41	29
	3 月未満	45	29
12	3 月以上 6 月未満	46	30
	6 月以上 9 月未満	47	31
	9 月以上12月未満	48	32
	12月以上	49	33
13	3 月未満	49	33
	3 月以上 6 月未満	50	34
	6 月以上 9 月未満	51	35
	9 月以上12月未満	52	36
14	12月以上	53	37
	3 月未満	61	37
	3 月以上 6 月未満	62	38
	6 月以上 9 月未満	63	39
15	9 月以上12月未満	64	40
	12月以上	65	41
	3 月未満	69	41
	3 月以上 6 月未満	70	42
16	6 月以上 9 月未満	71	43
	9 月以上12月未満	72	44
	12月以上	73	45
	3 月未満	73	45
	3 月以上 6 月未満	74	46
	6 月以上 9 月未満	75	47
	9 月以上12月未満	76	48
	12月以上	77	49
	3 月未満	81	49
	3 月以上 6 月未満	82	50
	6 月以上 9 月未満	83	51
	9 月以上12月未満	84	52
	12月以上	85	53
	3 月未満	85	53
	3 月以上 6 月未満	85	54
17	6 月以上 9 月未満	85	55
	9 月以上12月未満	85	56
	12月以上	85	57
	3 月未満	85	57
18	3 月以上 6 月未満	85	58
	6 月以上 9 月未満	85	59
	9 月以上12月未満	85	60
	12月以上	85	61
19	3 月未満	85	61
	3 月以上 6 月未満	85	62
	6 月以上 9 月未満	85	63
	9 月以上12月未満	85	64
20	12月以上	85	65
	3 月未満	85	65
	3 月以上 6 月未満	85	66
	6 月以上 9 月未満	85	67
21	9 月以上12月未満	85	68
	12月以上	85	69
	3 月未満	85	69
	3 月以上 6 月未満	85	70
	6 月以上 9 月未満	85	71
	9 月以上12月未満	85	72
	12月以上	85	73

イ 旧級が教育職給料表(1)の 4 級である職員の新号俸

旧号俸	新級		4 級	5 級
	経過期間			
1	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1

	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
11	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1
	6 月以上 9 月未満	27	1
	9 月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3 月未満	29	1
	3 月以上 6 月未満	30	1
	6 月以上 9 月未満	31	1
	9 月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
14	3 月未満	33	1
	3 月以上 6 月未満	34	1
	6 月以上 9 月未満	35	1
	9 月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
15	3 月未満	37	1
	3 月以上 6 月未満	38	1
	6 月以上 9 月未満	39	1
	9 月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
16	3 月未満	41	1
	3 月以上 6 月未満	42	1
	6 月以上 9 月未満	43	1

	9 月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
17	3 月未満	45	1
	3 月以上 6 月未満	46	1
	6 月以上 9 月未満	47	1
	9 月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
18	3 月未満	49	1
	3 月以上 6 月未満	50	1
	6 月以上 9 月未満	51	1
	9 月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
19	3 月未満	53	1
	3 月以上 6 月未満	54	1
	6 月以上 9 月未満	55	1
	9 月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
20	3 月未満	57	1
	3 月以上 6 月未満	58	2
	6 月以上 9 月未満	59	3
	9 月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5
21	3 月未満	61	5
	3 月以上 6 月未満	62	6
	6 月以上 9 月未満	63	7
	9 月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
22	3 月未満	65	9
	3 月以上 6 月未満	66	9
	6 月以上 9 月未満	67	10
	9 月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3 月未満	69	11
	3 月以上 6 月未満	70	11
	6 月以上 9 月未満	71	12
	9 月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第29号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成17年度」を「平成18年度から平成20年度までの各年度」に改め、同条第 1 号中「2 万1,000円」を「2 万4,000円」に改め、同条第 2 号中「3 万1,500円」を「2 万4,000円」に改め、同条第 3 号中「4 万2,000円」を「3 万6,000円」に改め、同条第 4 号中「5 万2,500円」を「4 万8,000円」に改め、同条第 5 号中「6 万3,000円」を「6 万円」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(6) 令第38条第 1 項第 6 号に掲げる者 7 万2,000円

第 6 条第 3 項中「又は第 4 号ロ」を「、第 4 号ロ又は第 5 号ロ」に、「から第 4 号」を「から第 5 号」に改める。

第16条中「第31条第 1 項後段」の次に「、法第33条の 3 第 1 項

後段」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

(改正法附則第 3 条第 1 項の条例で定める日)

- 16 介護保険法等の一部を改正する法律 (平成17年法律第77号)
附則第 3 条第 1 項の条例で定める日は、平成19年 3 月31日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市介護保険条例 (以下「新条例」という。) 第 4 条の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
(平成18年度および平成19年度における保険料率の特例)
- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 (平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。) 附則第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成18年度の保険料率は、新条例第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成18年度分の地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。) が課されていないものとした場合、新条例第 4 条第 1 号に該当するもの 3 万1,680円
- (2) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 2 号に該当するもの 3 万1,680円
- (3) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 3 号に該当するもの 3 万9,840円
- (4) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員 (地方税法等の一部を改正する法律 (平成17年法律第 5 号) 附則第 6 条第 2 項の適用を受けるもの (以下この項において「第 2 項経過措置対象者」という。) に限る。) が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 4 条第 1 号に該当するもの 3 万6,000円
- (5) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員 (第 2 項経過措置対象者に限る。) が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 2 号に該当するもの 3 万6,000円
- (6) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員 (第 2 項経過措置対象者に限る。) が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 3 号に該当するもの 4 万3,680円
- (7) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属

する世帯の世帯主およびすべての世帯員 (第 2 項経過措置対象者に限る。) が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 4 号に該当するもの 5 万1,840円

- 4 平成18年介護保険等改正令附則第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成19年度の保険料率は、新条例第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 1 号に該当するもの 3 万9,840円
- (2) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 2 号に該当するもの 3 万9,840円
- (3) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 3 号に該当するもの 4 万3,680円
- (4) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員 (地方税法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 4 項の適用を受けるもの (以下この項において「第 4 項経過措置対象者」という。) に限る。) が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 4 条第 1 号に該当するもの 4 万8,000円
- (5) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員 (第 4 項経過措置対象者に限る。) が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 2 号に該当するもの 4 万8,000円
- (6) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員 (第 4 項経過措置対象者に限る。) が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 3 号に該当するもの 5 万1,840円
- (7) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員 (第 4 項経過措置対象者に限る。) が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 4 号に該当するもの 5 万5,680円

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第30号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例 (平成12年秋田市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 第103号中「1,120円」を「960円」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第31号

秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する条例
秋田市立夜間休日応急診療所条例（昭和49年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次の各号の一」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第 1 医科診療報酬点数表」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第32号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例

市立秋田総合病院使用料および手数料条例（昭和29年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「定める額および別表第 1 から別表第 3 までに」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「診療報酬告示」という。）別表第 1 医科診療報酬点数表および別表第 2 歯科診療報酬点数表ならびに入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費告示」という。）により算出した額

- (2) 別表第 1 から別表第 3 までに掲げる額

第 3 条第 2 項中「健康保険法告示又は老人保健法告示」を「診療報酬告示」に、「厚生省告示第237号又は厚生省告示第253号」を「入院時食事療養費告示」に改め、同条第 5 項中「前 4 項」を「前各項」に改める。

別表第 1 第 9 号中「第 3 条第 1 項各号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に改め、同表の備考の 1 中「日曜日」の次に「および土曜日」を加え、同表の備考の 4 中「健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成 6 年厚生省告示第236号）第12号および老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成 6 年厚生省告示第251号）第11号」を「厚生労働大臣の定める選定療養（平成18年厚生労働省告示第105号）第12号」に改め、同表の備考の 5 中「老人保健法告示別表第 1 第 1 章第 2 部第 1 節の 1 の注 5」を「診療報酬告示別表第 1 第 1 章第 2 部第 1 節の区分番号 A 100に掲げる一般病棟入院基本料の注 4」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の市立秋田総合病院使用料および手数料条例別表第 1 の備考の 1 の規定は、この条例の施行の日以後の診療又は利用に係る使用料から適用し、同日前の診療又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第33号

秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 子どもにとって大切なこと（第 4 条―第 9 条）

第 3 章 それぞれの役割（第10条―第13条）

第 4 章 市の責務（第14条）

第 5 章 基本となる政策（第15条・第16条）

第 6 章 推進体制（第17条）

第 7 章 雑則（第18条）

附則

子どもは社会の宝であり、希望です。一人ひとりが、さまざまな個性や能力や夢をもったかけがえのない存在です。子どもが一人の人間として尊重され、社会の一員として重んじられながら、自らの可能性を伸ばし、未来に向かって健やかに育っていくことができる社会であることは、時代を超えた市民すべての願いです。

いじめ、体罰、児童虐待や子どもが当事者となる事件の多発、そして、不登校の増加傾向などに加え、核家族化、少子化、さらには都市化の進行や有害情報のはん濫など、時代や社会の進展の中で、子どもを取り巻く環境は、ますます厳しく、複雑になってきています。

すべての子どもが、生き生きと輝き、伸びやかに、たくましく育っていける、そして、子どもが、自分を大切にすなかで、他者をも大切にし、お互いを尊重し合える力をつけていくことができる環境をつくっていくことは、大人や社会の役割であり、また、責任でもあります。

そのためには、市民一人ひとりが、子どもに対してどのような人間になってほしいかというそれぞれの願いをもって、子どもの育成に主体的にかかわり、何をなすべきかを共に考え、話し合い、共通の認識をもつことが望まれます。家庭、学校等、地域や職場をはじめ、その全体にかかわる市には、それぞれの役割や責任を再確認し、相互の連携と協力や全体としての協働による取組が求められます。

すべての子どもが健やかに生まれ、そして、秋田市民一人ひとりが未来を築く子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの育成について、基本理念を定め、家庭、学校等、地域および職場の役割ならびに市の責務を明らかにするとともに、市の基本となる政策等を定めることにより、未来を築くすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

（基本理念）

第 3 条 子どもの育成における基本理念は、次に掲げる事項とし

ます。

- (1) 子どもの人格および子どもが権利の主体であることを尊重すること。
- (2) 子どもに関心を寄せ、温かく見守り、向き合うほか、子どもとの信頼関係の構築に配慮するとともに、子どもとの日常的な触れ合いを大切にすること。
- (3) 家庭、学校等、地域、職場および市は、子どもの育成におけるそれぞれの役割又は責務に応じた自主的かつ主体的な取組を図るとともに、相互の連携および全体としての協働を図ること。

第2章 子どもにとって大切なこと

(子どもの個の尊重)

第4条 市と市民は、子どもが一人の人間としてその人格や個性が尊重されるとともに、子ども自身においても、自己を大切にするとともに他者をも尊ぶことの大切さを学び、自覚できる社会環境づくりに努めます。

(子どもの意見表明)

第5条 市と市民は、子どもが、自分で思ったこと、考えたこと、感じたことを素直に、かつ、自由に表現するとともに、意見および希望として表明することができるよう、子どもの年齢および成長を相応に考慮しつつ、必要な支援に努めます。

(子どもの参加)

第6条 市と市民は、子どもの自主性および主体性を大切にしながら、社会参加などの促進が図られるよう必要な支援に努めます。

(子どもの場の確保)

第7条 市と市民は、子どもが遊び、学び、集うことができる場とともに、心の居場所が確保されるよう必要な支援に努めます。

(子どもの心身の健康)

第8条 市と市民は、子どもが心身ともに健やかに、かつ、たくましく成長することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの安全確保)

第9条 市と市民は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待等の被害および子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる安全で良好な環境づくりに努めます。

第3章 それぞれの役割

(家庭の役割)

第10条 家庭は、子どもにとって最も身近で、最も小さな社会的単位としての成長の原点であるという認識の下、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 家族は、互いのきずな、愛情および触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを図ること。
- (2) 保護者は、子どもと共に育ち合う中で、子どもが、自ら学び、自ら考え、自らを変えていく力など、育つ力を蓄え、発揮していくことができるよう図ること。
- (3) 保護者は、子どもと共に語り、考え、行動しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のきまりを身に付けていくことができるよう図ること。

(学校等の役割)

第11条 学校等は、それぞれの設置目的、理念等に基づき、子どもの育成における重要な社会的使命を担うことを認識し、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 子どもが集団の中で可能性を開花させていくために必要な、

豊かな人間性および社会性をはじめ、自ら課題をみつけ、自ら考え、自ら解決していく力や基礎学力など、生きる力を、子どもの心身の発達段階に応じて育んでいくこと。

- (2) 子どもの発達段階に応じた、喜び学ぶ場、遊ぶ学びの場および生きる学びの場としての環境づくりを図ること。

(地域の役割)

第12条 地域の住民および地域の関係団体は、地域が子どもの社会性および豊かな人間性を育む場であることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 相互に連携し、又は協力し、地域社会全体で子どもの育成が図られるための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもが文化、スポーツ、自然環境等を学び、地域行事など社会性を育むことができる体験をする機会を提供するなど、子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるための必要な支援を行うこと。

(職場の役割)

第13条 職場は、事業活動およびその社会的機能を通じて、子どもの育成に貢献すべき社会的使命を帯びていることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 事業主および従業員の連携および協力の下、保護者が安心して仕事に就きながら、その子どもの健全な育成にかかわっていくことができるための職場環境づくりを図ること。
- (2) 家庭、学校等、地域および市が行う職場体験活動などの子どもの社会性を育む活動に協力すること。

第4章 市の責務

(市の責務)

第14条 市は、子どもの育成について、次の責務を果たします。

- (1) 子どもの育成にかかわる政策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 家庭、学校等、地域および職場における子どもの育成に関する取組について、必要な支援を行うとともに、これらの相互の連携および協力による活動の促進に資する調整および支援を行うこと。
- (3) 子どもの育成についての政策の実施に当たっては、市民の理解、協力および参加が得られるよう努めること。
- (4) 子どもの視点および意見を反映させた施策の推進に努めること。
- (5) この条例の目指すところや内容について、市民に分かりやすく広めるなど、周知、啓蒙および啓発に努めること。

第5章 基本となる政策

(推進計画)

第15条 市は、子どもの育成について、その政策を計画的に進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画を策定するときは、この条例の趣旨に基づき、市民から意見等を求め、その反映に努めます。

3 市は、推進計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

(評価)

第16条 市は、推進計画に基づいて行った事業等の結果について評価します。

2 市は、前項の評価について、分かりやすく、速やかに公表します。

第6章 推進体制

(推進体制)

第17条 市は、子どもの育成についての政策を総合的かつ計画的

に進めるため、総合的な推進体制を整備します。

第 7 章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成18年 5 月 5 日から施行します。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第34号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条教育産業委員会の項中「、農業委員会および交通局」を「および農業委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく教育産業委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による教育産業委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく教育産業委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による教育産業委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第35号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第 2 項中「19万8,000円」を「18万9,000円」に改める。

第24条第 1 項の表第 1 号中「資本金等の金額（資本金の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の 3 に規定する連結個別資本積立金額との合計額）を「資本金等の額（法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の 2 に規定する連結個別資本金等の額）」に、「で資本金の金額又は出資金額」を「で資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第 2 号から第 8 号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第46条第 9 項中「第 6 項まで」の次に「および法第349条の 3 第11項」を加え、同条第10項中「本項」を「この項」に改め、「前項」の次に「ならびに法第349条の 3 第11項」を加える。

第82条中「2,743円」を「3,064円」に改める。

附則第 6 条第 1 項中「に35万円」を「に32万円」に改める。

附則第 6 条の 8 の 2 第 3 項を削り、同条第 4 項中「附則第16条

第 7 項」を「附則第16条第 6 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第16条第 8 項」を「附則第16条第 7 項」に改め、同項第 2 号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第23項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条に次の 1 項を加える。

5 法附則第16条第 8 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所および氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかった理由

附則第 6 条の 8 の 3 第 1 項中「（法附則第16条第 6 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第 3 項に規定する書類を含む。）」を削り、同項第 3 号中「、第 5 項又は第 6 項」を「又は第 5 項」に、「、第 2 項第 3 号又は第 3 項第 3 号」を「又は第 2 項第 3 号」に改める。

附則第 6 条の 9 の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第 5 号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「附則第18条第 2 項」を「附則第18条第 7 項」に改め、同条を同条第 6 号とし、同条第 3 号中「附則第17条第 6 号イ」を「附則第17条第 8 号イ」に改め、同条を同条第 5 号とし、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 住宅用地 法附則第17条第 3 号
- (4) 商業地等 法附則第17条第 4 号

附則第 6 条の10の見出しを「（平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第 1 項中「平成16年度分又は平成17年度分」を「平成19年度分又は平成20年度分」に改め、同条第 2 項中「平成16年度適用土地又は平成16年度類似適用土地であって、平成17年度分」を「平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地であって、平成20年度分」に改める。

附則第 7 条の前の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条を次のように改める。

第 7 条 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の 3 又は法附則第15条から第15条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当

該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

附則第7条の2を次のように改める。

第7条の2 削除

附則第7条の3中「平成15年法律第9号）附則第13条第1項」を「平成18年法律第7号）附則第15条第1項」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改める。

附則第8条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「固定資産税の課税標準額」の次に「(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)」を加える。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第12条中「、第7条の2」を削る。

附則第13条の2第1項中「附則第7条第1項」を「附則第7条」に、「又は」を「又は」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第1号中「法附則第20条に規定する宅地評価土地」を「宅地および法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第31条の3第4項」を「附則第31条の3第3項」に改め、「又は第2項」を削り、同項を同条第5項とする。

附則第15条第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「2,977円」を「3,298円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「1,412円」を「1,564円」に改める。

附則第23条の3の次に次の1条を加える。

（条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第23条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第26条および第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

- (2) 第27条の6、第27条の7第1項および附則第6条の5第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額ならびに附則第23条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は附則第23条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第23条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第24条第4項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額ならびに附則第23条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第26条第3項および第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第26条および第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5条第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあっては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあっては、3分の2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4（同日までに支払を受けるべきものにあっては、100分の2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第27条の6、第27条の7第1項および附則第6条の5第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額ならびに附則第23条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7

第1項中「第26条第4項」とあるのは「附則第23条の4第4項」とする。

- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は附則第23条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第23条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第24条第4項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額ならびに附則第23条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第27条の7第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「もしくは附則第23条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定および法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第82条および附則第15条の改正規定ならびに附則第6項から第11項までの規定は、同年7月1日から施行する。
- （市民税に関する経過措置）
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 平成18年度分の個人の市民税に限り、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の秋田市市税条例（以下「旧条例」という。）第17条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第29条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第29条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月

30日」とする。

- 4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税および施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税および施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 5 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 6 平成18年 7 月 1 日（次項および附則第 8 項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

- 7 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡しもしくは消費等（同法第469条第 1 項第 1 号および第 2 号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第79条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項および附則第11項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

- (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき321円
(2) 新条例附則第15条第 2 項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき152円

- 8 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第 2 号様式による申告書を指定日から起算して 1 月以内に市長に提出しなければならない。

- 9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年 1 月 4 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。附則第11項において「施行規則」という。）第 34号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

- 10 附則第 7 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、新条例第12条、第81条第 2 項、第85条第 4 項および第 5 項ならびに第88条の規定を適用する。この場合において、新条例第12条中「第85条第 1 項もしくは第 2 項、」とあるのは「秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成18年

秋田市条例第35号。以下この条および第 2 章第 4 節において「平成18年改正条例」という。）附則第 9 項、」と、同条第 2 号および第 3 号中「第85条第 1 項もしくは第 2 項」とあるのは「平成18年改正条例附則第 8 項」と、新条例第81条第 2 項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第 7 項」と、新条例第85条第 4 項中「施行規則第34号の 2 様式又は第34号の 2 の 2 様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第 2 号様式」と、同条第 5 項中「第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成18年改正条例附則第 9 項」と、新条例第88条第 2 項中「第85条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成18年改正条例附則第 9 項」と読み替えるものとする。

- 11 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第 7 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第86条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第85条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第36号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項ただし書および第11条第 1 項中「 8 万円」を「 9 万円」に改める。

附則第 3 項中「所得について同条第 4 項」を「所得（次項から附則第 7 項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項」に改め、「限る」の次に「。次項から附則第 7 項までにおいて「特定公的年金等控除額」という」を加える。

附則第11項を附則第15項とし、附則第10項を附則第14項とし、附則第 9 項を附則第13項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第 7 項を附則第11項とし、附則第 4 項から附則第 6 項までを 4 項ずつ繰り下げ、附則第 3 項の次に次の 4 項を加える。

（平成18年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例）

- 4 平成18年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第35条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第 7 項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた

ときにおける第11条第1項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第1項中「第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（平成19年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例）

- 5 平成19年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第11条第1項の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、同条第1項中「第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（平成18年度における保険税に係る所得割額の算定の特例）

- 6 平成18年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第4条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除した金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

（平成19年度における保険税に係る所得割額の算定の特例）

- 7 平成19年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第4条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から7万円を控除した金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

附則に次の2項を加える。

（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第4条および第11条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第4条および第11条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

秋田市政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第3号

秋田市政組織規則の一部を改正する規則

秋田市政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第26条」を削り、「第26条の2」を「第26条」に改める。

第6条第1項中「部設置条例」の次に「第1条」を加え、同項の表環境部の項中

「環境企画課	を
「環境企画課	に
ごみ減量推進課	」

改め、同条第 2 項の表中

総務部人事課	自治研修センター	を
総務部人事課	自治研修センター	に
財政部納税課	特別滞納整理室	
市民生活部生活課	墓地・斎場整備推進室	
福祉保健部障害福祉課	医療福祉室	を
福祉保健部障害福祉課	医療福祉室	に
農林部農村振興課	地域農業推進室	

改める。

第 8 条診療局の項中央診療部の項中「地域医療連携室」を「地域医療連携室 臨床工学室」に改める。

第 9 条防災対策課の項中第 8 号を第10号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 国民保護協議会に関すること。

(9) 国民の保護に関する計画および国民の保護のための措置に関すること。

第10条企画調整課の項第11号中「課」の次に「(男女共生・次世代育成支援室および市史編さん室を含む。)」を加える。

第11条納税課の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 高額滞納の整理等に関すること。

第11条に次の 1 項を加える。

2 納税課特別滞納整理室は、納税課の分掌事務のうち第 4 号に掲げる事務を分掌する。

第12条生活課の項第 7 号を削り、同項第 6 号中「こと」の次に「(改築を除く。)」を加え、同号を同項第 7 号とし、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 新規市営墓地の整備に関すること。

第12条生活課の項第 8 号を次のように改める。

(8) 斎場の改築に関すること。

第12条生活課の項中第 9 号から第11号までを削り、第12号を第 9 号とし、第13号から第22号までを 3 号ずつ繰り上げ、同項第23号中「課」の次に「(消費者センターを含む。)」を加え、同号を同項第20号とし、同条に次の 1 項を加える。

2 生活課墓地・斎場整備推進室は、生活課の分掌事務のうち第 2 号および第 8 号に掲げる事務を分掌する。

第13条第 1 項障害福祉課の項第 4 号を次のように改める。

(4) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定自立支援医療機関の指定に関すること。

第13条第 1 項障害福祉課の項に次の 1 号を加える。

(9) 介護給付費等の支給に関する審査会に関すること。

第13条第 1 項高齢福祉課の項に次の 1 号を加える。

(8) 高齢者福祉に係る企画および調整に関すること。

第13条の 2 環境企画課の項の次に次のように加える。

ごみ減量推進課

(1) 一般廃棄物に関する企画および調整に関すること。

(2) 一般廃棄物の処理計画および調査統計に関すること。

(3) 家庭廃棄物の再利用および減量に関すること。

第13条の 2 環境保全課の項に次の 4 号を加える。

(10) 浄化槽保守点検業者の登録および指導監督に関すること。

(11) 浄化槽設置等の届出の受理等に関すること。

(12) 個別排水処理施設の維持管理に関すること。

(13) 浄化槽の設置の促進に関すること。

第13条の 2 廃棄物対策課の項中第 1 号および第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号から第11号までを 3 号ずつ繰り上げ、同条向浜事業所の項中第 6 号から第 9 号までを削り、第10号を第 6 号とする。

第14条の 2 農林総務課の項中第33号を第34号とし、第20号から第32号までを 1 号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の 1 号を加える。

(20) 法定外公共物（市街化区域外の区域等の道路、水路およびため池等であるものに限る。）の財産管理に関すること。

第14条の 2 農村振興課の項中第25号を第27号とし、第 3 号から第24号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 集落営農に関すること。

(4) 農業生産基盤の地域別整備に関すること。

第14条の 2 農村振興課の項に次の 2 号を加える。

(28) 個別排水処理施設の設置に関すること。

(29) 法定外公共物（市街化区域外の区域等の道路、水路およびため池等であるものに限る。）の機能管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。)

第14条の 2 森林整備課の項に次の 1 号を加える。

(15) 法定外公共物（森林区域の道路および水路であるものに限る。）の機能管理に関すること。

第14条の 2 に次の 1 項を加える。

2 農村振興課地域農業推進室は、農村振興課の分掌事務のうち第 1 号から第 4 号までに掲げる事務を分掌する。

第15条建設総務課の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 法定外公共物（市街化区域等の道路、水路およびため池等であるものに限る。）の財産管理に関すること。

第15条道路建設課の項に次の 1 号を加える。

(6) 法定外公共物（市街化区域等の水路およびため池等であるものに限る。）の機能管理に関すること。

第15条道路維持課の項に次の 1 号を加える。

(4) 法定外公共物（市街化区域等の道路であるものに限る。）の機能管理に関すること。

第18条管財課の項中第12号を第14号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(13) 交通事業の清算に関すること。

第18条管財課の項中第10号を第11号とし、第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 法定外公共物に関すること（財産管理および機能管理を除く。）。)

第19条診療局の項中央診療部の項に次のように加える。

臨床工学室

(1) 臨床工学に関すること。

第24条の 2 第 2 項中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 市民活動の育成および支援に関すること。

(5) 市民活動に係る情報提供に関すること。

第24条の 3 第 2 項第 7 号を削る。

第24条の 4 第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「収集」の次に「および保存」を加え、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号および第 4 号を削る。

第25条の見出しを「(地籍調査室)」に改め、同条第1項中「用地調査に」を「地籍調査に」に、「用地調査室」を「地籍調査室」に改め、同条第2項中「用地調査室」を「地籍調査室」に改め、第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

「第2節 市民生活部の所属機関」を削る。

第26条の前に次の節名を付する。

第2節 市民生活部の所属機関

第26条を次のように改める。

(消費者センター)

第26条 消費生活に関する事務を処理するため、消費者センターを設置する。

2 前項の消費者センターは、市民生活部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 消費生活に関する相談および苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に関する知識の普及に関すること。
- (3) 消費生活に関する情報の収集および提供に関すること。
- (4) 消費者意識の啓発および消費者団体の育成に関すること。
- (5) 物価対策に関すること。
- (6) その他消費生活に関すること。

第26条の4第1項中「秋田市中通七丁目1番3号」を「秋田市東通仲町4番1号」に改める。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第30条の4第1号中「(児童福祉法)」の次に「(昭和22年法律第164号)」を、「身体障害者福祉法」の次に「(昭和24年法律第283号)」を加える。

第30条の7保健予防課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 健康診査およびがん検診に関すること。

第30条の7保健予防課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 介護予防に関すること。

第30条の12第1号中「知的障害者デイサービス事業」を「障害者デイサービス事業」に改め、同条第2号中「管理」の次に「(指定管理者が行うものを除く。)」を加える。

第33条第2号および第34条の2第2号中「管理」の次に「(指定管理者が行うものを除く。)」を加える。

第36条の3第2号を削り、同条第3号中「管理」の次に「(指定管理者が行うものを除く。)」を加え、同号を同条第2号とする。

第36条の4第1号中「管理」の次に「(指定管理者が行うものを除く。)」を加える。

第36条の5中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第39条から第40条の3までの規定中「農林部農政課」を「農林部農林総務課」に改める。

第46条の3第1項中「秋田市中通七丁目1番3号」を「秋田市東通仲町4番1号」に改める。

第46条の5福祉保健班の項中第17号および第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号から第24号までを削り、第25号を第18号とし、第26号を第19号とし、同項第27号中「通院医療費公費負担」を「精神通院医療」に改め、同号を同項第20号とし、同項第28号を同項第21号とする。

第47条第1項の表第10号中「サービスセンター」を「自治研修センター、消費者センター、サービスセンター」に改め、「向浜

事業所」の次に「、公園施設管理センター」を加え、同表中

16	室長	地域福祉推進室、医療福祉室および交通政策室
17	所長	自治研修センターおよび公園施設管理センター

を

16	削除	
17	削除	

に

改め、同表第19号中「、消費者センター」を削り、同条第2項の表第1号の2中「部」の次に「、保健所、収入役室および病院事務局」を加え、同表第3号中「部」の次に「、局、保健所、市場、収入役室」を加える。

第47条の2第3項中「短期大学に」の次に「、必要に応じて、学長を補佐する職として学長補佐を、」を加え、「必要に応じて」を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市推進本部規則をここに公布する。

平成18年3月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第4号

秋田市推進本部規則

(設置)

第1条 秋田市部設置条例(昭和56年秋田市条例第17号)第2条の規定に基づき、次に掲げる推進本部を設置する。

- (1) 市勢活性化推進本部
 - (2) 安全安心対策推進本部
- (分掌事務)

第2条 推進本部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

市勢活性化推進本部

- (1) 中通一丁目地区の再開発に係る総合調整に関すること。
- (2) 秋田駅西口(駅前)地区活性化の総合調整に関すること。
- (3) 仲小路活性化プランの策定に関すること。
- (4) 川反地区振興プランの策定に関すること。
- (5) まちなか居住対策の推進に関すること。
- (6) 秋田港地区活性化プランの策定に係る関係部局との調整に関すること。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市勢の活性化の推進のために必要な施策の計画立案および総合調整に関すること。

安全安心対策推進本部

- (1) 除排雪等の改善対策およびその運用システムの構築に関すること。
- (2) 子どもの安全確保プランの策定および総合調整に関すること。
- (3) バリアフリー向上プランの策定および総合調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに向けた危機管理体制の構築ならびに防犯・防災のための市民および関係機関との連絡調整に関すること。

(職員)

第3条 推進本部に、本部長および副本部長を置く。

2 前項に定めるもののほか、推進本部に、必要に応じて、参事、副参事、主席主査、主査、主事、技師およびその他の職員を置

くことができる。

- 3 本部長、副本部長、参事、副参事、主席主査、主査、主事および技師は、事務吏員又は技術吏員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、上司の命を受け、推進本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。

(事務の決裁)

第5条 本部長は、秋田市事務決裁規程(昭和35年秋田市訓令第10号。以下「事務決裁規程」という。)第10条に規定する部長共通専決事項を専決する。

- 2 副本部長は、事務決裁規程第11条に規定する課長共通専決事項を専決する。

- 3 副本部長が複数ある場合は、前項に規定する専決は、本部長があらかじめ定める副本部長が行うものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、事務の決裁については、事務決裁規程の例による。

(庶務)

第6条 推進本部の予算経理その他必要と認める事務は、市勢活性化推進本部については企画調整部、安全安心対策推進本部については総務部において処理する。

(事務の分担等)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進本部の事務の分担、職員の職務等については、秋田市行政組織規則(昭和56年秋田市規則第18号)の例による。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第5号

秋田市表彰規則の一部を改正する規則

秋田市表彰規則(昭和58年秋田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(被表彰者の選定)」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、第2条の2、第3条および前条の規定にかかわらず、被表彰者として選定しない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
(2) 禁錮以上の刑に処せられた者(刑の消滅した者を除く。)
(3) 前2号に掲げるもののほか、被表彰者として選定することが適当でないと認められるもの

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市史編さん委員会の設置等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第6号

秋田市史編さん委員会の設置等に関する規則を廃止する規

則

秋田市史編さん委員会の設置等に関する規則(平成6年秋田市規則第12号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第7号

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第2条 任命権者は、条例第2条各項の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、および情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(辞令書の交付)

第3条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他の適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 条例第2条から第4条までの規定により任期を定めて職員又は短時間勤務職員を採用する場合
(2) 条例第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合
(3) 任期の満了により、条例第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員が当然に退職する場合

(特定任期付職員の号俸の決定)

第4条 特定任期付職員(条例第6条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の特定任期付職員給料表の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度ならびにその者が従事する業務の困難および重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号俸
(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号俸
(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号俸
(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号俸
(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を

活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号
俸

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号俸

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号俸

(特定任期付職員業績手当)

第5条 条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第6条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の期末手当の支給日に支給することができるものとする。

（一般任期付職員の号俸の決定の特例）

第7条 新たに条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員となった者の号俸は、採用の日の前日から、当該職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）第4条第2項に規定する有効経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、同規則別表第7から別表第10までに定める初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号俸を超えない範囲内で決定することができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第8号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「の規定により採用された」に改め、「いう。）」の次に「および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を、「、再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加える。

第10条第1項中「再任用短時間勤務職員」の次に「および任期

付短時間勤務職員」を、「第2条第2項」の次に「および第3項」を加え、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第9号

秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成12年秋田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「休暇」の次に「ならびに部分休業（職員が1日又は1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。以下同じ。）」を加える。

第2条中「受ける職員」の次に「（以下「一般職員」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（部分休業）

第3条 職員の部分休業については、一般職員の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第10号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

本則の表交通事業管理者の項を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第11号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

3 職員が修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額および特殊勤務手当（月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第12号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第19条第 6 項中「前 2 項」を「前 3 項の規定」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 財政担当部長は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の規定により配当していない歳出予算の全部又は一部を配当することができる。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市文化振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第13号

秋田市文化振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（取消しの適用等）」に改め、同条第 1 項中「第 7 条第 2 項」を「第 7 条第 4 項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 項中「前項」を「市長は、条例第 7 条第 3 項又は第 4 項」に、「取消しを決定した」を「表彰又は助成の決定を取り消した」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、表彰を受けたものに表彰を受けたものとしてふさわしくない行為があったときは、その待遇を停止することができる。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第14号

老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

老人福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の備考の 1 中「平成16年 7 月から平成17年 6 月まで」を「平成17年 7 月から平成18年 3 月まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の老人福祉法による費用の徴収に関する規則の規定は、平成17年 7 月分の徴収すべき費用から適用し、同年 6 月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。

秋田市障害者自立支援法施行細則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第15号

秋田市障害者自立支援法施行細則

（趣旨）

第 1 条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行については、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）および障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第56号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（特例介護給付費等の支給の可否の通知）

第 2 条 市長は、省令第31条第 1 項の規定により申請書が提出されたときは、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（高額障害福祉サービス費の支給の可否の通知）

第 3 条 市長は、省令第34条第 1 項の規定により申請書が提出されたときは、高額障害福祉サービス費の支給の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（掲示）

第 4 条 法第36条第 1 項又は法第59条第 1 項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は医療機関の入り口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

（情報提供）

第 5 条 市長は、法第36条第 1 項の規定による指定、法第46条第 1 項の規定による届出の受理又は法第50条第 1 項の規定による指定の取消しもしくは指定の効力の停止（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する次に掲げる事項の情報を提供することができる。

- (1) 事業所番号
- (2) 当該事業所の名称および所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所
- (4) 指定の年月日
- (5) 事業開始の年月日
- (6) 指定等に係る指定障害福祉サービスの種類
- (7) 指定等に係る事業の主たる対象となる障害の種類
- (8) 運営規程
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に規定するもののほか、市長は、法第46条第 1 項の規定による事業の廃止の届出の受理又は法第50条第 1 項の規定による指定の取消しをしたときは、指定等に係る事務を行う都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項の指定都市又は他の同法第252条の22第 1 項の中核市に対し、当該事業者の代表者およびその役員等（法第36条第 3 項第 6 号に規定する役員等をいう。）の氏名、生年月日および住所に係る情報を提供することができる。

3 市長は、第 1 項の情報の提供に関する事務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

（公示）

第 6 条 法第51条の規定による公示は、同条第 1 号、第 2 号およ

び第4号の規定に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業所番号
- (2) 当該事業所の名称および所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所
- (4) 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日
- (5) 指定障害福祉サービスの種類

2 法第69条の規定による公示は、同条各号の規定に係る医療機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該医療機関の名称および所在地
- (2) 指定、医療機関の名称もしくは所在地の変更、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（自立支援医療費の不支給の通知）

第7条 市長は、法第54条第1項の規定による支給認定をしなかったときは、その旨を当該支給認定の申請をした者に通知するものとする。
（書類の提出）

第8条 次の表の左欄に掲げる法、省令およびこの規則の規定に基づく申請書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	省令第7条第1項	（介護給付費 訓練等給付費） 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
(2)	法第22条第1項	（介護給付費 訓練等給付費） 支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
(3)	法第22条第1項	却下決定通知書
(4)	法第22条第5項	障害福祉サービス受給者証
(5)	省令第17条	（介護給付費 訓練等給付費） 支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書
(6)	法第24条第2項	（介護給付費 訓練等給付費） 支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
(7)	法第25条第1項	支給決定取消通知書
(8)	省令第31条第1項	（特例介護給付費 特例訓練等給付費）支給申請書
(9)	第2条	（特例介護給付費 特例訓練等給付費）支給（不支給）決定通知書
(10)	省令第34条第1項	高額障害福祉サービス費支給申請書
(11)	第3条	高額障害福祉サービス費支給（不支給）決定通知書
(12)	法第36条第1項	指定障害福祉サービス事業者指定申請書
(13)	法第46条第1項	変更届出書
(14)	法第46条第1項	廃止・休止・再開届出書
(15)	省令第35条第1項 および省令第45条第1項	自立支援医療費（育成・更生） 支給認定申請書

(16)	法第54条第3項	自立支援医療受給者証
(17)	第7条	自立支援医療費支給不認定通知書
(18)	省令第47条第1項	自立支援医療受給者証等記載事項変更届
(19)	省令第57条第1項	指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
(20)	省令第57条第2項	指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
(21)	省令第57条第3項	指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
(22)	法第64条	変更届出書

（自立支援給付管理台帳等）

第9条 市長は、自立支援給付管理台帳および自立支援医療指定医療機関台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前になされたこの規則の規定による行為に相当する行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。

秋田市介護給付費等の支給に関する審査会規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第16号

秋田市介護給付費等の支給に関する審査会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市介護給付費等の支給に関する審査会条例（平成18年秋田市条例第14号）第3条の規定に基づき、秋田市介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（合議体の数）

第2条 審査会に設置する障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第8条第1項に規定する合議体（以下「合議体」という。）の数は、2とする。

（委員の定数）

第3条 各合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

（合議体の招集）

第4条 各合議体は、審査会の会長（以下「会長」という。）が招集する。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第17号

身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則等の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則の一部改正)

第 1 条 身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「更生医療の給付又は補装具の交付もしくは」を「補装具の交付又は」に、「身体障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、「入所の委託」の次に「、介護等の提供の委託」を加える。

第 2 条第 1 項中「身体障害者居宅支援」を「障害福祉サービ

ス」に、「居宅支援の提供等」を「障害福祉サービスの提供等」に、「又は同条第 3 項」を「、同条第 3 項」に、「の措置」を「又は同条第 4 項の規定による介護等の提供の委託（以下「介護等の提供の委託」という。）の措置」に改め、同条第 2 項中「法第19条第 1 項の規定による更生医療の給付又は」を削り、「もしくは」を「又は」に、「更生医療の給付等」を「補装具の交付等」に改める。

第 3 条第 1 項中「居宅支援の提供等又は入所等」を「障害福祉サービスの提供等、入所等又は介護等の提供の委託」に、「居宅支援の提供等の措置を受けた身体障害者又はその扶養義務者においては秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年秋田市規則第34号）第 7 条第 2 項、入所等の措置を受けた身体障害者又はその扶養義務者においては同規則第 8 条第 2 項の規定の例」を「市長が別に定めるところ」に改め、同条第 2 項中「更生医療の給付等」を「補装具の交付等」に改め、「更生医療の給付又は」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

世 帯 階 層 区 分			支払わせるべき又は 徴収すべき費用の月額又は額	
			補 装 具 (交付、修理)	加 算 額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯		1,100	220
C 1	所得税 非課税	市町村民税所得割の額非課税世帯（均等割の額のみ課税）	2,250	450
C 2	世帯	市町村民税所得割の額課税世帯	2,900	580
D 1	所得税 課税世 帯	前年分（1月分から6月分までにおいては、前々年分）所得 税の額 4,800円以下	3,450	690
D 2		“ 4,801円以上9,600円以下	3,800	760
D 3		“ 9,601円以上16,800円以下	4,250	850
D 4		“ 16,801円以上24,000円以下	4,700	940
D 5		“ 24,001円以上32,400円以下	5,500	1,100
D 6		“ 32,401円以上42,000円以下	6,250	1,250
D 7		“ 42,001円以上92,400円以下	8,100	1,620
D 8		“ 92,401円以上120,000円以下	9,350	1,870
D 9		“ 120,001円以上156,000円以下	11,550	2,310
D 10		“ 156,001円以上198,000円以下	13,750	2,750
D 11		“ 198,001円以上287,500円以下	17,850	3,570
D 12		“ 287,501円以上397,000円以下	22,000	4,400
D 13		“ 397,001円以上929,400円以下	26,150	5,230
D 14		“ 929,401円以上1,500,000円以下	40,350	8,070
D 15		“ 1,500,001円以上1,650,000円以下	42,500	8,500
D 16		“ 1,650,001円以上2,260,000円以下	51,450	10,290
D 17		“ 2,260,001円以上3,000,000円以下	61,250	12,250
D 18		“ 3,000,001円以上3,960,000円以下	71,900	14,380
D 19		“ 3,960,001円以上	全 額	左に掲げる額の10%の 額。ただし、その額が 17,120円に満たない場 合は、17,120円（1円 未満切り捨て）

備考

- 1 この表において「世帯」とは、身体障害者と生計を一にする消費経済上の1単位をいうのであって、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは同様とする。ただし、当該世帯に身体障害者の扶養義務者以外の者がいるときは、その者を除くものとする。
- 2 この表のB階層において「市町村民税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度（4月分から6月分までにあつては、前年度）において市町村民税が課税されていない者（地方税法（昭和25年法律第226号）第323条により市町村民税が免除されている者を含む。）である世帯をいう。
- 3 この表のC1およびC2階層において「所得税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員について前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分）の所得税を納付すべき者がいない世帯をいう。
- 4 この表のC1階層において「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1およびC2階層において「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7および同法附則第5条第3項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 5 この表のD1からD19までの階層において「所得税の額」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員に係る所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）および災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分）の所得の合算した額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次に掲げる規定は、適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第92条第1項および第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項および第2項ならびに第41条の2
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 6 当該世帯の所得税額が3,960,000円以下である場合において、当該身体障害者が世帯主又は当該世帯における最多収入者であるときは、この表の規定により算出した額に2分の1を乗じて得た額をもって支払わせるべき又は徴収すべき費用の額とする。
- 7 同一月内に同一世帯の2人以上の身体障害者につき補装具の交付等を行う場合には、当該各身体障害者につき、支払わせるべき又は徴収すべき費用の額を算出するものとし、その額は、最初の者についてはこの表又は備考の6の規定により算出した額とし、2人目以降の者についてはいずれも同表の「加算額」の欄に定める額とする。
- 8 この表ならびに備考の6および7の規定により算出した額が、補装具の交付等に要する費用の額を超えるときは、当該費用の額をもって支払わせるべき又は徴収すべき費用の額とする。

（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改める。

第2条中「知的障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に、「居宅支援の提供等」を「障害福祉サービスの提供等」に改める。

第3条第1項中「居宅支援の提供等又は」を「障害福祉サービスの提供等又は」に、「居宅支援の提供等の措置を受けた知的障害者又はその扶養義務者にあつては秋田市知的障害者福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第36号）第3条第2項、入所等の措置を受けた知的障害者又はその扶養義務者にあつては同規則第4条第2項の規定の例」を「市長が別に定めるところ」に改める。

（秋田市身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第3条 秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

第8条の見出しを「（施設訓練等支援費の基準額）」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（施設訓練等支援費等の支給の申請）

第8条 省令第9条の16第1項に規定する施設訓練等支援費および省令第9条の32第1項に規定する特定入所者食費等給付費の

支給の申請は施設訓練等支援費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により、省令第9条の28第1項に規定する高額施設訓練等支援費の支給の申請は高額施設訓練等支援費支給申請書により、支給を受けようとする日の30日前までに市長に提出して行うものとする。

第9条を削る。

第10条の見出しを「（施設訓練等支援費支給管理台帳）」に改め、同条中「居宅生活支援費支給管理台帳および」を削り、同条を第9条とする。

第11条の見出しを「（障害福祉サービス、施設入所等の措置）」に改め、同条第1項中「又は第3項」を「、第3項又は第4項」に、「身体障害者居宅支援の提供又は」を「障害福祉サービスの提供、」に改め、「入所」の次に「又は介護等の提供」を加え、同条第2項中「身体障害者居宅生活支援事業者又は」を「障害福祉サービス事業者、」に改め、「の長」の次に「又は指定医療機関」を加え、「居宅支援事業者等」を「障害福祉サービス事業者等」に改め、同条第3項および第4項中「居宅支援事業者等」を「障害福祉サービス事業者等」に改め、同条を第10条とする。

第12条から第16条までを削る。

第17条第3項を次のように改める。

3 市長は、省令第14条第1項の規定により補装具交付申請書又は補装具修理申請書の提出があったときは、調査書を作成するとともに、必要に応じ、更生相談所の判定を求めなければならない。

第17条に次の1項を加える。

4 市長は、法第20条第1項の規定により補装具の交付又は修理の申請を却下することを決定したときは、却下決定通知書を当該身体障害者に送付しなければならない。

第17条を第11条とする。

第18条中「同意書等」を「同意等」に改め、同条の表第3号中「、政令第13条第1項および第3項」を削り、同表第8号を次のように改める。

(8)	法第17条の11第2項および省令第9条の18	施設訓練等支援費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
-----	------------------------	-----------------------------------

第18条の表第9号を削り、同表第10号中「法第17条の5第2項および」を削り、「不支給決定通知書」を「却下決定通知書」に改め、同号を同表第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10)	法第17条の11第5項	身体障害者施設受給者証
------	-------------	-------------

第18条の表第11号中「省令第9条の8第1項および」を削り、同表第12号中「省令第9条の8第3項および」を削り、同表中第13号および第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、第17号を削り、第18号を第15号とし、第19号を削り、同表第20号中「身体障害者居宅生活支援事業等開始（変更）届」を「身体障害者相談支援事業等開始（変更）届」に改め、同号を同表第16号とし、同表第21号中「身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「身体障害者相談支援事業等廃止（休止）届」に改め、同号を同表第17号とし、同条を第12条とする。

第19条を第13条とする。

（秋田市児童福祉法施行細則の一部改正）

第4条 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」を削る。

第2条から第6条までを次のように改める。

第2条から第6条まで 削除

第7条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「指定育成医療機関」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関」に改める。

第8条第1項中「第21条の9第2項第2号」を「第21条の9第3項」に、「を除く」を「に限る」に改め、「の各号」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（移送費）

第8条の2 法第21条の9第3項第5号に規定する移送に代えてこれに要する費用（以下「移送費」という。）の支給を受けようとするときは、親権を行う者又は後見人が、移送費承認申請書により市長に申請しなければならない。

2 移送費の支給は、本人の歩行困難等により必要と認められる場合に限り行い、支給する移送費は、必要とする最小限度の実費とする。

第10条および第11条中「第21条の9第2項第2号に規定する」を「第21条の9第2項の規定による」に改める。

第12条の2から第12条の5までを削る。

第12条の6の見出しを「（障害福祉サービスの措置）」に改め、同条第1項中「、児童居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「児童居宅生活支援事業者」を「障害福祉サービス事業者」に改め、同条を第12条の2とする。

第19条第2項中「第20条もしくは法第21条の9の2」を「第21

条の9の6」に、「指定育成医療機関等」を「医療機関」に改め、同条第4項中「第21条の9の2」を「第21条の9の6」に改め、同条第5項中「第12条の2第2項の規定の例」を「市長が別に定めるところ」に改め、同条第6項中「第21条の9の2」を「第21条の9の6」に改める。

第20条中「、政令および省令」を削り、「申請等」を「届出」に改め、同条の表を次のように改める。

番号	左 欄	右 欄
(1)	法第34条の3第1項	障害児相談支援事業等開始届
(2)	法第34条の3第2項	障害児相談支援事業等変更届
(3)	法第34条の3第3項	障害児相談支援事業等廃止（休止）届

別表第1世帯の階層区分の項中「育成医療（入院）・」および「育成医療（通院）の給付」を削る。

（秋田市知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第5条 秋田市知的障害者福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（施設訓練等支援費の基準額）」に改め、同条第2項を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（施設訓練等支援費等の支給の申請）

第4条 省令第21条第1項に規定する施設訓練等支援費および省令第30条の8第1項に規定する特定入所者食費等給付費の支給の申請は施設訓練等支援費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により、省令第30条の4第1項に規定する高額施設訓練等支援費の支給の申請は高額施設訓練等支援費支給申請書により、支給を受けようとする日の30日前までに市長に提出して行うものとする。

第5条を削る。

第6条の見出しを「（施設訓練等支援費支給管理台帳）」に改め、同条中「居宅生活支援費支給管理台帳および」を削り、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「（障害福祉サービス、施設入所等の措置）」に改め、同条第1項中「知的障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同条第2項中「知的障害者居宅生活支援事業者」を「障害福祉サービス事業者」に、「居宅支援事業者等」を「障害福祉サービス事業者等」に改め、同条第3項および第4項中「居宅支援事業者等」を「障害福祉サービス事業者等」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第10条第2項第1号」を「第9条第2項第1号」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条中「申出等」を「通知等」に改め、同条の表第1号を次のように改める。

(1)	法第15条の12第2項および省令第23条	施設訓練等支援費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
-----	----------------------	-----------------------------------

第11条の表第2号を削り、同表第3号中「法第15条の6第2項および」を削り、「不支給決定通知書」を「却下決定通知書」に改め、同号を同表第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3)	法第15条の12第 5 項	知的障害者施設受給者証
-----	---------------	-------------

第11条の表第 4 号中「政令第 3 条第 1 項および第 3 項ならびに」を削り、同表第 5 号中「省令第13条第 1 項および」を削り、同表第 6 号中「省令第13条第 3 項および」を削り、同表中第 7 号および第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第10号を第 8 号とし、第11号を削り、第12号を第 9 号とし、第13号を第10号とし、同表第14号中「知的障害者居宅生活支援事業等開始届」を「知的障害者相談支援事業開始届」に改め、同号を同表第11号とし、同表第15号中「知的障害者居宅生活支援事業等変更届」を「知的障害者相談支援事業変更届」に改め、同号を同表第12号とし、同表第16号中「知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「知的障害者相談支援事業廃止（休止）届」に改め、同号を同表第13号とし、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

（指定居宅支援事業者ならびに指定身体障害者更生施設等および指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部改正）

第 6 条 指定居宅支援事業者ならびに指定身体障害者更生施設等および指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年秋田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指定身体障害者更生施設等および指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則

第 1 条中「、知的障害者福祉法」を「ならびに知的障害者福祉法」に改め、「ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）」および「指定居宅支援事業者（以下「指定事業者」という。）ならびに」を削る。

第 2 条第 1 項中「第17条の17第 1 項および」を削り、「、知的障害者福祉法第15条の17第 1 項および」を「および知的障害者福祉法」に改め、「ならびに児童福祉法第21条の17第 1 項」を削り、「指定居宅支援事業者（指定施設支援施設）指定申請書」を「指定施設支援施設指定申請書」に改め、同条第 2 項中「第17条の17第 1 項および」を削り、「、知的障害者福祉法第15条の17第 1 項および」を「および知的障害者福祉法」に改め、「ならびに児童福祉法第21条の17第 1 項」および「事業所又は」を削る。

第 3 条第 1 項中「第17条の20および」を削り、「、知的障害者福祉法第15条の20および」を「および知的障害者福祉法」に改め、「ならびに児童福祉法第21条の20」を削り、同条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「事業者又は」を削り、同項第 2 号中「指定事業者の事業所又は」を削り、同項第 3 号中「指定事業者又は」を削る。

第 6 条各号列記以外の部分中「第17条の23および」を削り、「、知的障害者福祉法第15条の23および」を「および知的障害者福祉法」に改め、「ならびに児童福祉法第21条の23」および「第17条の23各号および」を削り、「、知的障害者福祉法第15条の23各号および」を「および知的障害者福祉法」に改め、「ならびに児童福祉法第21条の23各号」および「事業者又は」を削り、同条第 2 号中「指定事業者の事業所又は」を削り、同条第 3 号中「指定事業者又は」を削り、同条第 4 号中「、事業の廃止」を削る。

附 則
（施行期日）

- この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
（身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第 1 条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則の規定は、平成18年 4 月分の支払わせるべき又は徴収すべき費用から適用し、同年 3 月分までの支払わせるべき又は徴収すべき費用については、なお従前の例による。
（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第 2 条の規定による改正後の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の規定は、平成18年 4 月分の徴収すべき費用から適用し、同年 3 月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。
（秋田市身体障害者福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- この規則の施行の日前になされた第 3 条の規定による改正後の秋田市身体障害者福祉法施行細則第 8 条および第12条（同条の表第10号に係る部分に限る。）の規定による行為に相当する行為は、これらの規定によりなされたものとみなす。
（秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 第 4 条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則の規定は、平成18年 4 月分の支払わせるべき又は徴収すべき費用から適用し、同年 3 月分までの支払わせるべき又は徴収すべき費用については、なお従前の例による。
（秋田市知的障害者福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- この規則の施行の日前になされた第 5 条の規定による改正後の秋田市知的障害者福祉法施行細則第 4 条および第10条（同条の表第 3 号に係る部分に限る。）の規定による行為に相当する行為は、これらの規定によりなされたものとみなす。

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第18号

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成 8 年秋田市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の 4 第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準を適用して算定した額（その額が現にセンターにおいて提供された便宜に要した費用（同条第 1 項の特定費用に相当するものを除く。）の額を超えるときは、当該現にセンターにおいて提供された便宜に要した費用の額）」を「同項第 1 号に定める額を勘案して市長が別に定める額」に改める。

附 則
（施行期日）

- この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の秋田市知的障害者デイサービスセンター条例施行規則第 4 条の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用

料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第19号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表中「21,000円」を「24,000円」に、「31,500円」を「36,000円」に、「42,000円」を「48,000円」に、「52,500円」を「60,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第20号

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

秋田市介護保健法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「含む。」の次に「、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）」を加え、「、特定福祉用具の購入」を削る。

第 4 条の見出し中「居宅支援サービス費等」を「介護予防サービス費等」に改め、同条第 2 項中「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、「特定福祉用具の購入」を「地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）」に、「支援サービス利用者負担額」を「介護予防サービス利用者負担額」に改め、同条第 3 項および第 4 項中「支援サービス利用者負担額」を「介護予防サービス利用者負担額」に改める。

第 5 条中「居宅支援サービス費等」を「介護予防サービス費等」に改める。

第 6 条中「支援サービス利用者負担額」を「介護予防サービス利用者負担額」に改める。

第 7 条を第12条とし、第 6 条の次に次の 5 条を加える。

（指定地域密着型サービス事業者等の指定の申請等）

第 7 条 法第78条の 2 第 1 項および法第115条の11第 1 項の規定による指定の申請は、指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護予防サービス事業者）指定申請書により行うものとする。

2 法第78条の 2 第 1 項および法第115条の11第 1 項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の入り口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

（変更の届出等）

第 8 条 法第78条の 5 および法第115条の14の規定による変更の届出は、変更届出書により行うものとする。

2 法第78条の 5 および法第115条の14の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出は、廃止・休止・再開届出書により行うものとする。

（指定の辞退）

第 9 条 法第78条の 7 の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書により行うものとする。

（情報提供）

第10条 市長は、第 7 条第 1 項の申請に係る指定又は前 2 条の届出書の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、秋田県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する次に掲げる事項の情報を提供することができる。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 当該事業所の名称および所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所
- (4) 指定の年月日
- (5) 事業開始の年月日
- (6) 運営規程
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（公示）

第11条 法第78条の10および法第115条の18の規定による公示は、法第78条の10各号および法第115条の18各号の規定に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 当該事業所の名称および所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所
- (4) 指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しもしくは指定の効力の停止の年月日
- (5) サービスの種類

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の秋田市介護保険法施行細則第 7 条から第11条までの規定による指定の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第21号

秋田市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成11年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第18条第 1 項」を「第35条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第22号

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規

則

秋田市自動交付機の設置に関する規則（平成15年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市民サービスセンターの項中「秋田市中通七丁目1番3号」を「秋田市東通仲町4番1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第23号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「条例第2条第1項第4号」を「同項第4号」に、「平成18年3月末日」を「平成20年3月末日」に改め、同項第3号および第4号中「平成18年3月末日」を「平成20年3月末日」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月1日から施行する。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための都市整備部関係条例の整備等に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第24号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための都市整備部関係条例の整備等に関する条例の一部の施行期日を定める規則

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための都市整備部関係条例の整備等に関する条例（平成17年秋田市条例第50号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成18年 4 月1日とする。

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第25号

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則第100号）の一部を次のように改正する。

本則中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令第3条および第7条に規定する登記識別情報の通知の受理および登記権利者への通知に関する事務

附 則

この規則は、平成18年 4 月1日から施行する。

秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第26号

秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

秋田市職員安全衛生管理規則（昭和63年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第47条第1項の表第5号の2」を「第47条第1項の表第5号（東京事務所に係る部分に限る。）、第5号の2」に改め、「第14号までに掲げる職の者」の次に「、秋田市推進本部規則（平成18年秋田市規則第4号）第3条第1項に規定する本部長」を加える。

第34条第1項中「および交通局」を削る。

附 則

この規則は、平成18年 4 月1日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第27号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第3条の2第1項中「のとおり」を「に掲げる額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改める。

第4条の2の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第4条の16の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第5条第2項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「の規定により採用された」に改め、「いう。）」の次に「および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を、「第2条第2項」の次に「および第3項」を加える。

第8条の2中「再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加える。

第12条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任期付職員条例第8条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条の3第1項の規定により特定任期付職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）に対して支給する管理職員特別勤務手当に係る条例第17条の3第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる特定任期付職員が受ける特定任期付職員給料表の号俸又は給料月額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 5号俸から7号俸までおよび任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 1万円
(2) 2号俸から4号俸まで 8,000円
(3) 1号俸 6,000円

第12条の6中「再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付

短時間勤務職員」を加える。

第13条の2中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第16条第2号および第18条中「再任用短時間勤務職員」の次に「もしくは任期付短時間勤務職員」を加える。

第19条第2項に次の1号を加える。

- (4) 修学部分休業取得期間（法第26条の2第1項の規定により承認を受けて勤務しなかった時間をいう。）および高齢者部分休業取得期間（法第26条の3第1項の規定により承認を受けて勤務しなかった時間をいう。）については、その2分の1の期間

別表第1調整基本額の欄中「9,600円」を「9,100円」に、「10,200円」を「9,700円」に、「11,000円」を「10,500円」に、「11,900円」を「11,300円」に改める。

別表第2第21号を次のように改める。

21	医務 手当	医療職 給料表 (1)の適 用を受 ける職 員	市立秋 田総合 病院	病院長	月額	475,000円
				副院長	月額	450,000円
				診療局長	月額	435,000円
				診療部長	月額	425,000円
				科長	月額	400,000円
				医長	月額	375,000円
				その他の 職員	月額	350,000円以内 で別に定める額
			保健所	所長	月額	450,000円以内 で別に定める額
			医療業務に従事する特定 任期付職員	月額	475,000円以内 で別に定める額	

別表第3管理職手当の項教育職給料表が適用される者の項秋田公立美術工芸短期大学の項中

「学長 給料月額の100分の19の額」を

「学長 給料月額の100分の19の額
学長補佐 給料月額の100分の16の額」に改める。

別表第4行政職給料表(1)の項中「7級」を「8級」に、「6級」を「7級、6級」に改め、同表医療職給料表(2)の項中「6級および5級」を「5级以上」に改め、同表医療職給料表(3)の項中「7級および6級」を「6级以上」に改め、同表教育職給料表(1)の項中「4級の職員のうち」を「5級の職員および職務の級4級の職員のうち」に改め、同表に次のように加える。

特定任期付 職員給料表	5号俸以上の給料月額を受ける職員	100分の20
	4号俸および3号俸の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号俸および1号俸の給料月額を受ける職員	100分の10

附 則 (施行期日)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸と

する。

- 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた附則別表第1の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額およびその者が旧給料月額を受けていた期間（別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第1に定める号俸
- 旧給料月額が附則別表第2に掲げられている職員 その者の施行日における職務の級（以下「新級」という。）、旧給料月額および経過期間に応じて附則別表第2に定める号俸（平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合）
- 平成22年3月31日までの間における秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第10条の2第2項第1号の規則で定める割合は、100分の13とする。
- 平成22年3月31日までの間における秋田市職員給与条例第10条の2第2項第3号の規則で定める割合は、100分の11とする。
(管理職員特別勤務手当および管理職手当に関する経過措置)
- 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第28号）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する秋田市職員給与条例施行規則第12条の2第1項および別表第3の規定の適用については、同項第1号中「給料月額」とあるのは「給料月額と秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第28号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、同項第2号から第4号までの規定および同表中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則別表第1 旧級が行政職給料表(1)の5級又は教育職給料表(1)の4級である職員以外の職員の新号俸（附則第2項関係）

ア 行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4 級	円					
	439,800	93	93	93	93	93
	443,700	93	93	93	93	93
	447,600	93	93	93	93	93
	451,500	93	93	93	93	93
	455,400	93	93	93	93	93
6 級	459,300	93	93	93	93	93
	490,600	61	61	61	61	61
7 級	513,100	45	45	45	45	45
	517,500	45	45	45	45	45

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
2 級	517,300	97	97	97	97	97
	520,800	97	97	97	97	97
3 級	586,700	89	89	89	89	89

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号俸

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
5 級	441,100	85	85	85	85	85
	444,800	85	85	85	85	85
	448,500	85	85	85	85	85
6 級	471,200	65	65	65	65	65

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号俸

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
5 級	431,900	93	93	93	93	93
	435,000	93	93	93	93	93
	438,100	93	93	93	93	93
	444,300	93	93	93	93	93

附則別表第 2 旧級が行政職給料表(1)の 5 級又は教育職給料表(1)の 4 級である職員の新号俸 (附則第 2 項関係)

ア 旧級が行政職給料表(1)の 5 級である職員の新号俸

経過期間 旧給料月額	新級	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
円 454,200	5 級	85	85	85	85	85
	6 級	73	74	75	76	77
458,100	5 級	85	85	85	85	85
	6 級	77	77	77	77	77
462,000	5 級	85	85	85	85	85
	6 級	77	77	77	77	77
465,900	5 級	85	85	85	85	85
	6 級	77	77	77	77	77
469,800	6 級	77	77	77	77	77
473,700	6 級	77	77	77	77	77

イ 旧級が教育職給料表(1)の 4 級である職員の新号俸

経過期間 旧給料月額	新級	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
円 684,800	5 級	21	21	21	21	21

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第28号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「2 級 9 号俸」を「1 級53号俸」に改め、同条第 2 号中「2 級 9 号俸」を「2 級29号俸」に改め、同条第 3 号中「1 級11号俸」を「1 級37号俸」に改め、同条第 4 号中「2 級10号俸」を「2 級33号俸」に改め、同条第 5 号中「1 級11号俸」を「1 級37号俸」に改める。

第10条の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第12に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

第10条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前 2 項の規定にかかわらず、別に定める号俸とする。

第10条第 4 項および第 5 項を削る。

第11条を次のように改める。

（降格の場合の号俸）

第11条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。

2 前項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。

第12条から第15条の 2 までを削る。

第16条の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条中「この規則」を「、この規則」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（昇給日）

第13条 条例第 4 条第 1 項の規定で定める日は、第15条又は第16条に定めるものを除き、毎年 1 月 1 日（以下「昇給日」という。）とする。

（昇給の号俸数）

第14条 職員を条例第 4 条第 1 項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号俸数の基準については、当分の間、別に定める。

第17条および第18条を削る。

第19条の見出し中「特別昇給」を「昇給」に改め、同条中「の特に良好な」を「が良好である」に、「条例第 4 条第 1 項もしくは第 4 項本文又は第14条第 1 項の規定にかかわらず、上位の給料月額に昇給させる」を「別に定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第 4 条第 1 項の規定による昇給をさせる」に改め、同条第 1 号中「場合」を「場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日」に改め、同条第 2 号中「場合」を「場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日」に改め、同条第 3 号中「場合」を「場合 退職の日」に改め、同条を第15条とする。

第20条および第21条を削る。

第22条の見出し中「特別昇給」を「昇給」に改め、同条中「の特に良好な」を「が良好である」に、「条例第 4 条第 1 項もしくは第 4 項本文又は第14条第 1 項の規定にかかわらず、上位の号俸（同項の規定の例により得られる職務の級の最高の号俸を超える

給料月額を含む。)に昇給させる」を「あらかじめ市長の承認を得て、別に定める日に、条例第4条第1項の規定による昇給をさせる」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(最高号俸を受ける職員についての適用除外)

第17条 第13条から前条までの規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

第23条の見出し中「給料月額の調整等」を「号俸の調整」に改め、同条第1項中「専従許可を」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を」に改め、「(以下「調整期間」という。))を削り、「又は復職等の日から1年以内の第15条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「および復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号俸の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号俸を調整する」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第18条とする。

第24条(見出しを含む。)中「給料月額」を「号俸」に改め、同条を第19条とする。

第25条中「外、必要な事項は」を「ほか必要な事項は、」に改め、同条を第20条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(1)級別標準職務表(第2条関係)

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 主査の職務 2 主任の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
4級	1 係長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する主査の職務
5級	課長補佐又はこれに相当する職務
6級	課長又はこれに相当する職務
7級	次長又はこれに相当する職務
8級	部長又はこれに相当する職務

別表第5中

4級	1 大学の学長の職務 2 大学の教授の職務	を
4級	大学の教授の職務	に改める。
5級	大学の学長の職務	

別表第7初任給の欄中「1級3号俸」を「1級5号俸」に、「1級5号俸」を「1級15号俸」に、「2級2号俸」を「1級25号俸」に改める。

別表第8初任給の欄中「1級4号俸」を「1級9号俸」に改める。

別表第9初任給の欄中「2級2号俸」を「2級1号俸」に、

「2級4号俸」を「2級9号俸」に、「1級6号俸」を「1級17号俸」に、「1級4号俸」を「1級11号俸」に、「1級3号俸」を「1級7号俸」に、「1級2号俸」を「1級1号俸」に改める。

別表第10初任給の欄中「2級4号俸」を「2級11号俸」に、「2級3号俸」を「2級5号俸」に、「1級2号俸」を「1級1号俸」に改める。

別表第11初任給の欄中「1級9号俸」を「1級31号俸」に、「1級5号俸」を「1級13号俸」に、「1級2号俸」を「1級1号俸」に改める。

別表第12を次のように改める。

別表第12 昇格時号俸対応表(第10条関係)

ア 行政職給料表(1)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26

40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	29
46	14	30	30	38	38	27	29
47	15	31	31	39	39	28	30
48	16	32	32	40	40	28	30
49	17	33	33	41	41	29	31
50	18	34	34	42	41	29	31
51	19	35	35	43	42	29	32
52	20	36	36	44	42	30	32
53	21	37	37	45	43	30	33
54	22	38	38	46	43	30	33
55	23	39	39	47	44	31	34
56	24	40	40	48	44	31	34
57	25	41	41	49	45	31	35
58	25	41	42	50	45	32	35
59	26	42	43	51	46	32	36
60	26	42	44	52	46	32	36
61	27	43	45	53	47	33	37
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	34	
64	28	44	46	56	48	34	
65	29	45	46	57	49	35	
66	29	45	46	58	49	35	
67	30	46	47	59	50	36	
68	30	46	47	60	50	36	
69	31	47	47	61	51	37	
70	31	47	48	62	51	37	
71	32	48	48	63	52	38	
72	32	48	48	64	52	38	
73	33	49	49	65	53	39	
74	33	49	49	66	54	39	
75	34	49	49	67	55	40	
76	34	49	50	68	56	40	
77	35	50	50	69	57	41	
78	35	50	50	70	58		
79	36	50	51	71	59		
80	36	50	51	72	60		
81	37	51	51	73	61		
82	37	51	52	74	62		
83	38	51	52	75	63		
84	38	51	52	76	64		
85	39	52	53	77	65		
86	39	52	53	78			
87	40	52	53	79			
88	40	52	53	80			
89	41	53	54	81			
90	41	53	54	82			
91	42	53	54	83			
92	42	53	54	84			
93	43	53	55	85			

94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	56				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	57				
102		55	57				
103		55	58				
104		56	58				
105		56	59				
106		56	59				
107		56	60				
108		56	60				
109		57	61				
110		57	61				
111		57	62				
112		57	62				
113		58	63				
114		58					
115		58					
116		58					
117		59					
118		59					
119		59					
120		59					
121		60					
122		60					
123		60					
124		60					
125		61					

イ 医療職給料表(1)昇格時号俸対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号俸	昇格後の号俸		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1

19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42

73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

ウ 医療職給料表(2)昇格時号俸対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号俸	昇格後の号俸				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9

26	6	10	14	10	10
27	7	11	15	11	11
28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22
39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	26	30	34	30	30
47	27	31	35	31	31
48	28	32	36	32	32
49	29	33	37	33	33
50	29	34	38	33	33
51	30	35	39	34	34
52	30	36	40	34	34
53	31	37	41	35	35
54	31	38	42	35	35
55	32	39	43	36	36
56	32	40	44	36	36
57	33	41	45	37	37
58	34	42	46	38	37
59	35	43	47	39	37
60	36	44	48	40	38
61	37	45	49	41	38
62	37	46	50	41	38
63	38	47	51	41	39
64	38	48	52	42	39
65	39	49	53	42	39
66	39	50	54	42	40
67	40	51	55	43	40
68	40	52	56	43	40
69	41	53	57	43	41
70	41	53	58	44	41
71	42	54	59	44	42
72	42	54	60	44	42
73	43	55	61	45	43
74	43	55	61	45	43
75	44	56	62	45	44
76	44	56	62	45	44
77	45	57	63	46	45
78	45	57	63	46	45
79	45	58	64	46	46

80	46	58	64	46	46
81	46	59	65	47	47
82	46	59	65	47	47
83	47	60	66	47	48
84	47	60	66	47	48
85	47	61	67	48	49
86		61	67	48	
87		61	68	48	
88		61	68	48	
89		61	69	49	
90		62	70	49	
91		62	71	49	
92		62	72	50	
93		62	73	50	
94		62	73	50	
95		63	74	51	
96		63	74	51	
97		63	75	51	
98		63	75	52	
99		63	76	52	
100		64	76	52	
101		64	77	53	
102		64	77	53	
103		64	78	54	
104		64	78	54	
105		65	79	55	
106			79		
107			80		
108			80		
109			81		
110			81		
111			82		
112			82		
113			83		

エ 医療職給料表(3)昇格時号俸対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号俸	昇格後の号俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1

17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	

71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	
94	74	70	82	67		
95	75	71	83	68		
96	76	72	84	68		
97	77	73	85	69		
98	77	74	85	70		
99	78	75	86	71		
100	78	76	86	72		
101	79	77	87	73		
102	79	78	87	73		
103	80	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	82	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	83	83	95	79		
112	83	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	84	84	98			
115	84	84	99			
116	84	84	100			
117	85	85	101			
118	85	85	101			
119	85	85	102			
120	85	86	102			
121	86	86	103			
122	86	86	103			
123	86	87	104			
124	86	87	104			

125	87	87	105			
126	87	88				
127	87	88				
128	87	88				
129	88	89				
130	88	89				
131	88	89				
132	88	90				
133	89	90				
134	89	90				
135	89	91				
136	90	91				
137	90	91				
138	90	92				
139	91	92				
140	91	92				
141	91	93				
142	92	93				
143	92	93				
144	92	94				
145	93	94				
146	93	94				
147	93	95				
148	93	95				
149	94	95				
150	94	96				
151	94	96				
152	94	96				
153	95	97				
154	95					
155	95					
156	95					
157	96					
158	96					
159	96					
160	96					
161	97					
162	97					
163	97					
164	98					
165	98					
166	98					
167	99					
168	99					
169	99					

オ 教育職給料表(1)昇格時号俸対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号俸	昇格後の号俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1

6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	1
24	4	12	1	1
25	5	13	1	1
26	6	14	1	1
27	7	15	1	1
28	8	16	1	1
29	9	17	1	1
30	10	18	2	1
31	11	19	3	1
32	12	20	4	1
33	13	21	5	1
34	14	22	6	1
35	15	23	7	1
36	16	24	8	1
37	17	25	9	1
38	18	26	10	1
39	19	27	11	1
40	20	28	12	1
41	21	29	13	1
42	22	30	14	1
43	23	31	15	1
44	24	32	16	1
45	25	33	17	1
46	26	34	18	1
47	27	35	19	1
48	28	36	20	1
49	29	37	21	1
50	30	38	21	1
51	31	39	22	1
52	32	40	22	1
53	33	41	23	1
54	33	41	23	1
55	33	42	24	1
56	34	42	24	1
57	34	43	25	1
58	34	43	25	2
59	35	44	25	3

60	35	44	26	4
61	35	45	26	5
62	36	46	26	6
63	36	47	27	7
64	36	48	27	8
65	37	49	27	9
66	37	50	28	9
67	38	51	28	10
68	38	52	28	10
69	39	53	29	11
70	39	54	29	11
71	40	55	30	12
72	40	56	30	12
73	41	57	31	13
74	41	57	31	13
75	42	58	32	14
76	42	58	32	14
77	43	59	33	15
78	43	59	33	
79	44	60	33	
80	44	60	34	
81	45	61	34	
82	45	61	34	
83	46	62	35	
84	46	62	35	
85	47	63	35	
86	47	63	36	
87	48	64	36	
88	48	64	36	
89	49	65	37	
90	49	65		
91	49	66		
92	49	66		
93	50	67		
94	50	67		
95	50	68		
96	50	68		
97	51	69		
98	51	69		
99	51	70		
100	51	70		
101	52	71		
102	52	71		
103	52	72		
104	52	72		
105	53	73		
106	53			
107	53			
108	54			
109	54			
110	54			
111	55			
112	55			
113	55			

114	56			
115	56			
116	56			
117	57			
118	57			
119	57			
120	57			
121	58			
122	58			
123	58			
124	58			
125	59			
126	59			
127	59			
128	59			
129	60			

備考 これらの表の昇格後の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第13中「第23条関係」を「第18条関係」に改め、「秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の次に「(平成7年秋田市条例第4号)」を加え、同表の備考を次のように改める。

備考 外国派遣職員および秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年秋田市条例第37号)第3条第1号に規定する派遣職員に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の機関の業務および同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の基準の特例)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)別表第1の給料表の適用を受けていた職員で職務の級が4級であったものおよび別に定めるこれに準ずる職員に対する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第1の規定の適用については、同表4級の項中「2 困難な業務を処理する主査の職務」とあるのは、

「2 困難な業務を処理する主査の職務」と

3 高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務とする。

(施行日における昇格又は降格の特例)

3 施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号俸を施行日の前日に受けていたものとみなして改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第10条又は第11条の規定を適用する。

(平成19年1月1日における昇給の号俸数等)

4 平成19年1月1日において、職員を秋田市職員給与条例第4条第1項の規定による昇給(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第15条又は第16条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務

成績に応じて定める基準となる号俸数（同項において「基準号俸数」という。）に相当する数に、施行日（施行日後に新たに職員となった者又は施行日後に同規則第12条の規定により号俸を決定された職員にあっては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（別に定める職員にあっては、別に定める号俸数）とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号俸数が零となる職員
- (2) 次項第2号に掲げる職員で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの

5 職員の基準号俸数は、職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。

- (1) 勤務成績が良好である職員 4号俸
- (2) 勤務成績が良好であると認められない職員 3号俸以下

6 別に定める事由以外の事由によって施行日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他別に定める職員については、前項第2号に掲げる職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

7 附則第4項の規定による昇給の号俸数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から同日の前日にその者が受けていた号俸（同月1日において職務の級を異にする異動又は初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第12条に規定する異動（給料表の適用を異にする異動を除く。以下この項において同じ。）をした職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

（秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

8 秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成4年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。
（職務復帰後における給与の取扱い）

第6条の3 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、条例第6条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日およびその日後における最初の昇給日（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）第13条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正）

9 秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「又はその日から1年以内の初任給規則第15条に定める昇給の時期」を「およびその日後における最初の昇給日（初任給規則第13条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号俸を調整する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を

「号俸の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号俸を調整する」に改め、同項を同条第2項とする。

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第29号

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員に係る条例第2条第2項に規定する行政職給料表(1)の各級に相当する職務の級にある者については、行政職給料表(1)の適用を受ける者との均衡を考慮し、市長が別に定めるものとする。

別表第1行政職給料表(1)の欄中「6級」を「7級」に、「5級」を「6級」に改め、同表教育職給料表(1)の欄中「3級6号俸」を「3級10号俸」に、「3級5号俸」を「3級9号俸」に、「1級8号俸」を「1級26号俸」に、「1級7号俸」を「1級25号俸」に改める。

別表第3中「9級」を「7級」に、「7級」を「8級」に、「6級」を「7級」に、「8級」を「6級」に、「4級」を「3級」に、「5級」を「6級」に改める。

別表第4中

10級又は9級の職務にある者	7級又は6級の職務にある者	を
8級の職務にある者	5級の職務にある者	
7級又は6級の職務にある者	4級以下の職務にある者	

8級又は7級の職務にある者	8級又は7級の職務にある者	に
6級の職務にある者	6級又は5級の職務にある者	
5級又は4級の職務にある者	4級以下の職務にある者	

改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第30号

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（昭和27年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条生活保護法関係の項第7号中「第37条」を「第37条の2」に改め、同条児童福祉法関係の項第1号を削り、同項第2号中「法」を「児童福祉法（以下この項において「法」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号から第8号までを削り、同項第9号中「居宅介護」を「障害福

祉サービス」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第10号を第4号とし、第11号から第13号までを6号ずつ繰り上げ、同条身体障害者福祉法関係の項中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号から第11号までを4号ずつ繰り上げ、同項第12号中「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第13号を削り、第14号を第9号とし、第15号を第10号とし、同条知的障害者福祉法関係の項第1号から第4号までを削り、同項第5号中「法」を「知的障害者福祉法（以下この項において「法」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第6号を第2号とし、第7号から第9号までを4号ずつ繰り上げ、同項第10号中「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改め、同号を同項第6号とし、同条老人福祉法関係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第31号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成9年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第9項第1号中「妊産婦」を「新生児の保護者」に改め、同項第2号中「新生児の保護者」を「妊産婦」に改め、同表第27項第1号中「第18条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項第2号中「第19条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表第29項第1号中「第19条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第2号中「第20条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項第3号中「第20条第2項」を「第11条第2項」に改め、同項第4号中「第21条第1項」を「第12条第1項」に改め、同項第5号中「第23条」を「第14条」に改め、同項第6号中「第24条」を「第15条」に改め、同項第7号中「第25条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。ただし、別表第9項の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第32号

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例施行規則（昭和63年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定めるところにより分割して納付するときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第33号

秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則（平成元年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「（水道水以外の水を使用した場合の使用料（河辺および雄和の区域内に係るものを除く。）および農業集落排水施設の使用を開始した場合（当該汚水の算定に係る水道水の使用水量について、秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）第29条の規定による検針を行った日に農業集落排水施設の使用を開始した場合を除く。）における最初の使用料を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月28日

秋田市教育委員会

委員長 千 葉 昭

秋田市教委規則第1号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「又は特別活動の主たる教材として使用する図書について」を「の主たる教材として図書を使用する場合には」に改める。

別表第1を次のように改める。

教 科 等		第1学年	第2学年	第3学年
		年間時数	年間時数	年間時数
教科	国語	137	105	105
	社会	105	105	86
	数学	105	105	105
	理科	105	105	82
	音楽	45.5	36	36
	美術	45.5	36	36
	保健体育	91	91	91
	技術・家庭	68	68	36
	外国語	105	105	105
道徳		35	35	35
特別活動		35	35	35
選択教科	表現	35	35	35
	他の選択教科	0	51	125
総合的な学習の時間 （郷土学）		68	68	68
年間総授業時数		980	980	980

備考

- 授業の1単位時間は、65分とする。ただし、道徳および特別活動の1単位時間は、50分とする。
- 1週間の総授業時数は、1,400分とする。
- 選択教科に充てる授業時数は、選択教科の授業時数に充てるほか、特別活動の授業時数の増加に充てることができる。
- 各学年においては、必修教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時数を減じ、選択教科の授業時数の増加に充てることができる。ただし、各学年において、必修教科の授業時数から減ずる授業時数は、1必修教科あたり35を限度とする。

別表第2を次のように改める。

教科等		標準 単位数	1年	2年	3年	備考
国 語	国語表現Ⅰ	2				
	国語表現Ⅱ	2				
	国語総合	4	4			
	現代文	4		②～③	②～③	
	古典	4		②～④	③	
	古典講読	2			②	
地 理 歴 史	世界史A	2			②～③	
	世界史B	4	①	③～④	②	
	日本史A	2			②～③	
	日本史B	4	①	③～④	②	
	地理A	2			②～③	
	地理B	4	①	③～④	②	
公 民	現代社会	2	2		②	
	倫理	2			2	
	政治・経済	2				
数 学	数学基礎	2				
	数学Ⅰ	3	3		①	
	数学Ⅱ	4		4	①	
	数学Ⅲ	3			④	
	数学A	2	2		①	
	数学B	2		②～③	①	
理 科	数学C	2			②	
	理科基礎	2				
	理科総合A	2				
	理科総合B	2	2			
	物理Ⅰ	3		③		
	物理Ⅱ	3			③	
	化学Ⅰ	3	3		②	
	化学Ⅱ	3		②	②～③	
	生物Ⅰ	3		③	②	
	生物Ⅱ	3			③	
	地学Ⅰ	3				
	地学Ⅱ	3				
保 健 体 育	体育	7～8	3	2	3	
	保健	2	2			
	音楽Ⅰ	2	②			
	音楽Ⅱ	2			②	
	音楽Ⅲ	2				

芸 術	美術Ⅰ	2	②			
	美術Ⅱ	2			②	
	美術Ⅲ	2				
	工芸Ⅰ	2				
	工芸Ⅱ	2				
	工芸Ⅲ	2				
外 国 語	書道Ⅰ	2	②			
	書道Ⅱ	2				
	書道Ⅲ	2				
	オーラル・コミュニケーションⅠ	2	2			
	オーラル・コミュニケーションⅡ	4				
	英語Ⅰ	4	4			
家 庭 情 報	英語Ⅱ	4		4	②	
	リーディング	4			4	
	ライティング	4		3	2	
	家庭基礎	2	1	1		
	家庭総合	4				
	生活技術	4				
表 現	情報A	2	2			
	情報B	2				
	情報C	2				
表現		2	①	①		
郷土学S		1		1		
総合的な学習の時間（郷土学）		3	①	①	①	
ホームルーム活動		1	1	1	1	
単位数総計			36	34	30または32	

備考 ○は選択科目とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市八橋運動公園体育施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

秋田市教育委員会

委員長 千 葉 昭

秋田市教委規則第2号

秋田市八橋運動公園体育施設管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市八橋運動公園体育施設管理運営規則（平成2年秋田市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「球技場」の次に「、第2球技場」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

健康広場管理運営規則をここに公布する。

平成18年3月28日

秋田市教育委員会

委員長 千 葉 昭

秋田市教委規則第3号

健康広場管理運営規則

（目的）

第 1 条 この規則は、市民のスポーツ振興と健康増進に寄与するため、八橋総合運動公園内に設置する健康広場（以下「広場」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（開場期間および開場時間）

第 2 条 広場の開場期間および開場時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

開 場 期 間	開 場 時 間
4 月 1 日から11月30日まで	午前 6 時から午後 9 時30分 まで

（使用）

第 3 条 市民は、広場を自由に使用することができる。ただし、特定の目的のために広場の一部又は全部を使用しようとするときは、別に定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

（職員の立ち入り）

第 4 条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（使用の制限等）

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- （1） 公の秩序をみだし、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） 施設又は設備等を損傷するおそれがあるとき。
- （3） その他管理運営上支障があるとき。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立佐竹史料館等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月28日

秋田市教育委員会

委員長 千 葉 昭

秋田市教委規則第 4 号

秋田市立佐竹史料館等管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立佐竹史料館等管理運営規則（平成 2 年秋田市教委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（開館時間および休館日）

第 2 条 佐竹史料館等の開館時間および休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間もしくは休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

施 設 名	開館時間	休 館 日
佐竹史料館	午前 9 時から午後 4 時30分まで	12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
久保田城御隅 櫓	午前 9 時から午後 4 時30分まで。ただし、	12月 1 日から翌年の 3 月31日までの日

	市立小中学校の夏季 休業日は、午前 9 時 から午後 7 時まで	
御物頭御番所	午前 9 時から午後 4 時30分まで	12月 1 日から翌年の 3 月31日までの日

備考 「市立小中学校の夏季休業日」とは、秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する夏季休業日をいう。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第12条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

固 評 委 規 則

秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月31日

秋田市固定資産評価審査委員会

委員長 大 塚 宏 幸

秋田市固定資産評価審査委員会規則第 1 号

秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

秋田市固定資産評価審査委員会規程（平成10年秋田市固定資産評価審査委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 4 号までの規定および様式第 7 号中「秋田市固定資産評価審査委員会 御中」を「（あて先）秋田市固定資産評価審査委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第 1 号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「(以下「課等」という。)」および「課等の」を削り、同項の表お客様センターの項中「下水道係 収納係」を「収納係」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 局に所属する機関として普及促進室を設置し、所管する事務を分掌させるため管理係および普及係を置く。

第 3 条中「課等」を「課およびセンター」に改め、同条お客様センターの項第 5 号中「料金等」を「水道料金」に改め、同項中第 9 号を削り、第10号を第 9 号とし、第11号を第10号とし、同条給排水課の項第 5 号を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 普及促進室において分掌する事務は、おおむね次のとおりと

- する。
- (1) 水洗化の推進、啓発および調査指導に関すること。
- (2) 下水道使用料の適正化に係る調査、徴収および局内の調整に関すること。
- (3) 下水道の受益者負担金および分担金の賦課および徴収に関すること。
- (4) 下水道使用料（お客様センターに係るものを除く。）の決定に関すること。
- (5) 下水道使用料（お客様センターに係るものを除く。）の納入通知に関すること。
- (6) 下水道使用料の減免に関すること。

第 4 条第 1 項の表以外の部分中「課等」の次に「(課、センターおよび室をいう。以下同じ。)」を加え、同項の表中

1	局長	局	上司の命を受けて、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	課長	課	
3	所長	センター	

1	局長	局	上司の命を受けて、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	課長	課	
3	所長	センター	
3 の 2	室長	室	

改め、同条第 2 項の表中

8	課長補佐	課	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
9	所長補佐	センター	

8	課長補佐	課	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
9	所長補佐	センター	
9 の 2	室長補佐	室	

改める。

別表公印の種類の表中

課長・所長印	(8)	てん書	方 18ミリメートル	木印	課長・所長名をもって発する文書	各課・所長	各 1
--------	-----	-----	------------	----	-----------------	-------	-----

課長 所長印 室長	(8)	てん書	方 18ミリメートル	木印	課長、所長および室長名をもって発する文書	課長 各所長 室長	各 1
-----------------	-----	-----	------------	----	----------------------	-----------------	-----

改め、別表の公印のひな形中

(8)	(8)
秋田市上下水道局 ○ ○ 課 (所)長之印	秋田市上下水道局 ○○課 (所) (室)長之印

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市上下水道局自動車管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第 2 号

秋田市上下水道局自動車管理規程の一部を改正する規程
秋田市上下水道局自動車管理規程（昭和56年秋田市水道事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第74条の 2」を「第74条の 3」に改める。

附 則

この規程は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第 3 号

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正

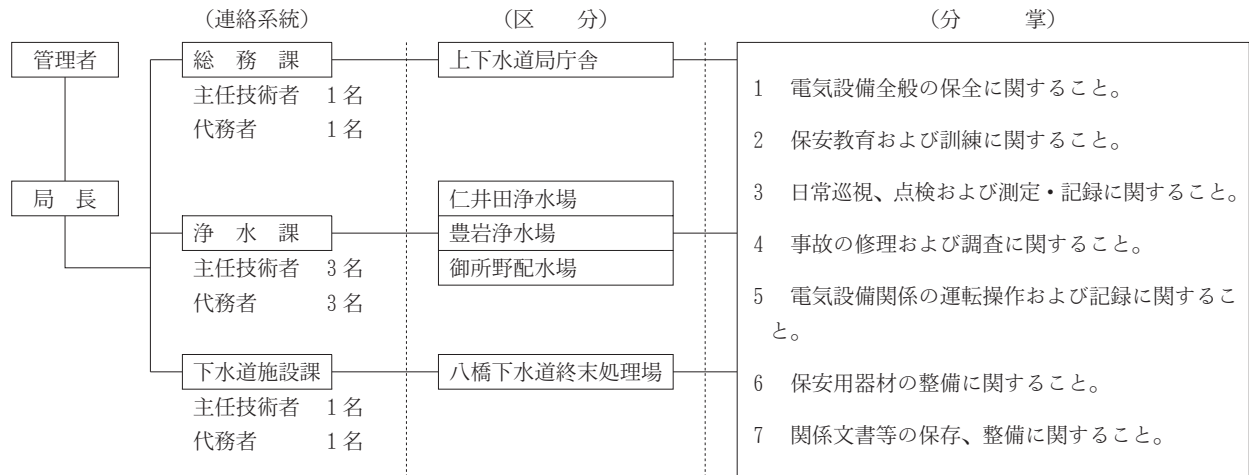
する規程

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程（昭和62年秋田市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 手形山団地ポンプ場の項を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）



(注) ————— は、指揮命令系統を示す。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第 4 号

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号および様式第 3 号から様式第 5 号までの規定中「秋田市上下水道事業管理者 様」を「（あて先）秋田市上下水道事業管理者」に改める。

様式第 6 号中 「 検査年月日 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 」を

検査年月日	
条件の有無	
条 件 内 容	

に改める。

様式第 7 号から様式第13号までの規定中「秋田市上下水道事業管理者 様」を「（あて先）秋田市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第 5 号

秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市地域下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

様式第 1 号および様式第 3 号から様式第 5 号までの規定中「秋

田市上下水道事業管理者 様」を「（あて先）秋田市上下水道事業管理者」に改める。

様式第 6 号中 「 検査年月日 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 」を

検査年月日	
条件の有無	
条 件 内 容	

に改める。

様式第 7 号から様式第13号までの規定中「秋田市上下水道事業管理者 様」を「（あて先）秋田市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第 6 号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の規定中「秋田市上下水道事業管理者 様」を「（あて先）秋田市上下水道事業管理者」に改める。

- (1) 秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）様式第 1 号、様式第 3 号から様式第 7 号までおよび様式第 9 号から様式第11号まで
- (2) 秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）様式第 1 号および様式第 4 号
- (3) 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第22号）様式第 1 号、様式第 2 号その 4、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 6 号、様式第 8 号および様式第10号から様式第13号まで
- (4) 秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第23号）様式第 1 号、様式第 2 号その 4、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 6 号、様式第 8 号および様式第10号から様式第13号まで

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第 7 号

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局文書取扱規程（昭和57年秋田市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 7 条）

第 2 章 文書の配付（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 文書の収受および処理（第10条―第18条）

第 4 章 文書の施行および発送（第19条―第22条）

第 5 章 文書の整理、保存および廃棄（第23条―第29条）

第 6 章 補則（第30条・第31条）

附則

第25条を第30条とし、第24条を削る。

第23条第 1 項中「主務課長は、文書」を「主務課長等は、保存文書」に改め、同項後段中「総務課長に」の次に「その保存を」を加え、「、また」を削り、同条第 2 項中「または」を「又は」に、「切断する」を「細断する」に、「方法」を「措置」に改め、第 5 章中同条を第28条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（歴史資料の取扱い）

第29条 保存期間を経過した文書のうち歴史的価値が認められるものについては、前条第 1 項の規定にかかわらず、引き続き保存し、歴史資料として取り扱わなければならない。

第22条の見出しを「（保存文書の閲覧等）」に改め、同条中「により」の次に「その保存を」を加え、「を閲覧し」を「の閲覧をし」に、「または」を「又は」に改め、同条を第27条とする。

第21条第 1 項中「第19条第 1 項」を「第24条第 1 項」に改め、同項ただし書中「主務課」を「主務課等」に改め、同条第 2 項中「保存文書を」を「保存文書の保存を」に、「主務課」を「保存文書を主務課等」に改め、同条第 3 項中「保存文書」の次に「の保存」を加え、「当該文書」を「当該保存文書」に改め、同条を第26条とする。

第20条の見出しを「（文書の編集および保管）」に改め、同条第 2 項中「課名」を「課等名」に、「主務課」を「主務課等」に改め、同条を第25条とする。

第19条第 1 項第 1 号ア中「規程」の次に「、訓令」を加え、同号ウ中「、その他」を「その他」に改め、同項第 3 号ア中「金銭物品出納」を「金銭および物品の出納」に改め、同号ウ中「報告書」を「報告書等」に改め、同条第 2 項中「前項の期間」を「文書の保存期間」に改め、同条を第24条とする。

第18条中「ともに、」の次に「課長等が指定する」を加え、「非常時」を「、非常時」に改め、同条を第23条とする。

第17条第 1 項中「主務課」を「主務課等」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「又は電子メール」を「、総合行政ネットワーク、電子メール等」に改め、第 4 章中同条を第22条とする。

第16条各号中「課長」を「課長等」に改め、同条を第21条とする。

第15条第 1 項ただし書中「ものは」を「文書は、」に改め、同

条第 2 項中「次長又は課長は」を「局長等又は課長等は、」に、「輕易なもの」を「の輕易な文書」に、「次長名又は課長名をもってする」を「局長等名又は課長等名をもって発送する」に改め、同条を第20条とする。

第14条中「すみやかに」を「速やかに」に、「手続き」を「手続」に改め、同条を第19条とする。

第13条第 1 項中「課」を「課等」に、「かかる文書」を「係る起案文書」に改め、同条第 2 項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第 3 項中「、疑義」を「疑義」に、「連絡協議」を「協議」に改め、同条第 4 項中「課」を「課等」に改め、第 3 章中同条を第18条とする。

第12条第 1 項中「起案した文書」を「起案文書」に、「局長および次長」を「局長等」に、「課長」を「課長等」に改め、同条第 2 項中「事項」を「事案」に、「ものは」を「事案は」に、「課長」を「課長等」に、「携帯し」を「その起案文書を携帯し、」に改め、同条を第17条とする。

第11条第 1 項ただし書中「符せん」を「付せん」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 文書の起案（輕易な事案に係るものを除く。）は、その経緯等を明確にするため、起案要旨を記載するとともに、必要に応じて参考資料として関係書類、法令等を添付するものとする。

第11条第 3 項中「又は」を「その他の」に改め、「欄に」の次に「その旨を」を加え、同条第 4 項中「その」を「、その」に改め、「認印」の次に「を押印」を加え、同条を第16条とする。

第10条を第15条とする。

第 9 条第 2 項中「事案」を「、事案」に、「文書番号の前に文書番号所属の年度」を「文書記号の前に当該過年度」に改め、同条第 3 項中「輕易な」を「、輕易な」に、「番号を省略し」を「文書番号を省略し、」に改め、同条を第14条とする。

第 8 条第 1 項中「または」を「又は」に改め、同条第 2 項中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項ただし書中「あたって」を「当たって」に、「一に」を「いずれかに」に、「先に」を「、先に」に改め、同条を第13条とする。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 5 条」を「第 8 条」に、「各課」を「課等」に改め、同項第 2 号中「各課」を「課等」に改め、同項第 3 号中「（別記）」を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（収受印）

第11条 前条第 1 項第 3 号に規定する収受印の様式は、別記様式のとおりとする。

（電子メール等の取扱い）

第12条 電子メール等により到着した電磁的記録は、その内容が、受信した課等の所管に属するもので、当該課長等が文書として処理することが必要であると認めるものは、速やかに当該電磁的記録を紙に出力し、これを収受しなければならない。

第 6 条に見出しとして「（特殊文書件名簿による配付）」を付し、同条中「次の各号」を「前条第 1 項の規定にかかわらず、次」に改め、同条第 3 号中「、不服申立」を「および不服申立て」に、「、変更」を「又は変更」に改め、同条第 4 号中「その他特別な取り扱い」を「前 3 号に掲げるもののほか、特別な取扱い」に改め、第 2 章中同条を第 9 条とする。

第 5 条の見出しを「（文書の仕分および配付）」に改め、同条第 1 項中「を確認の上」を「の仕分をし」に、「主務課」を「主務課等」に改め、同条第 2 項中「課に」を「課等に」に改め、同条

を第8条とする。

第4条中「課長」を「課長等」に、「課内」を「課等」に改め、「の各号」を削り、同条第6号中「その他課内の」を「前各号に掲げるもののほか、課等における」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）および秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定による開示等の請求に係る文書の特定に関すること。

第1章中第4条を第7条とし、第3条の2を削る。

第3条第1項中「課およびセンター（以下「課」という。）」を「課等」に改め、同条第2項本文中「相当職」を「これに相当するもの」に、「課長および所長（以下「課長」という。）」を「課長等」に改め、同項ただし書中「課にあっては、課長は、係長（相当職を含む）」を「課等にあっては、課長等は、係長（これに相当するものを含む。以下同じ）」に改め、同条第3項中「その職務（第4条第2号に規定する）」を「、その職務（次条第2号に掲げる）」に改め、同条第4項中「課長」を「課長等」に改め、同条第5項中「課長は」を「課長等は」に改め、同条を第6条とする。

第2条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（総務課長の職務）

第4条 総務課長は、文書の取扱いの全般を総括するとともに、必要があると認めるときは、文書の取扱状況について調査を行い、その結果に基づいて主務課長等に対して必要な措置を求めることができる。

（課長等の職務）

第5条 課長等は、その課等における文書の取扱いを統括するとともに、常に文書の取扱状況を把握し、その所掌する事務が適正かつ円滑に処理されるよう努めなければならない。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 局長等 秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第1号。以下「処務規程」という。）第4条第1項に規定する局長およびこれに相当するものをいう。
- (3) 課等 処務規程第2条第1項に規定する課又はセンターおよび同条第2項に規定する普及推進室をいう。
- (4) 課長等 課等における課長、所長および室長ならびにこれらに相当するものをいう。
- (5) 総合行政ネットワーク 国および地方公共団体ならびに地方公共団体相互を専用の通信回線で接続した情報通信ネットワークをいう。

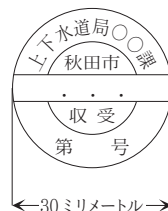
本則に次の1条を加える。

（委任）

第31条 この規程に定めるもののほか、文書の取扱いについては、秋田市文書取扱規程（昭和48年秋田市訓令第5号）および公文書に関する規程（昭和48年秋田市訓令第12号）の例による。

別記を次のように改める。

別記様式（第11条関係）



附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第8号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例第17号」を「秋田市条例第17号」に、「第18条」を「第19条」に、「条例第4号」を「秋田市条例第4号」に改める。

第6条中「2級9号俸」を「1級53号俸」に改める。

第9条第2項中「第8条」を「前条」に改める。

第10条の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第4に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

第10条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同項に次の1項を加える。

3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前2項の規定にかかわらず、別に定める号俸とする。

第10条第4項および第5項を削る。

第11条を次のように改める。

（降格の場合の号俸）

第11条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。

2 前項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、同項の規定にかかわらず、その者の号俸を決定することができる。

第12条から第15条の2までを削る。

第16条の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条中「この規程」を「、この規程」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

（昇給日）

第13条 条例第4条第1項の規定に基づき定める同項の規定による昇給をさせる日は、第15条又は第16条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（昇給の号俸数）

第14条 職員を条例第4条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数については、当分の間、別に定める。

第17条および第18条を削る。

第19条の見出し中「特別昇給」を「昇給」に改め、同条中「の特に良好な」を「が良好である」に、「条例第4条第1項もしくは第4項本文又は第14条第1項の規定にかかわらず、上位の給料月額に昇給させる」を「別に定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第4条第1項の規定による昇給をさせる」に改め、同条第1号中「場合」を「場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日」に改め、同条第2号中「場合」を「場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日」に改め、同条第3号中「場合」を「場合 退職の日」に改め、同条を第15条とする。

第20条および第21条を削る。

第22条の見出し中「特別昇給」を「昇給」に改め、同条中「の特に良好な」を「が良好である」に、「条例第4条第1項もしくは第4項本文又は第14条第1項の規定にかかわらず、上位の号俸（同項の規定の例により得られる職務の級の最高の号俸を超える給料月額を含む。）に昇給させる」を「別に定める日に、条例第4条第1項の規定による昇給をさせる」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（最高号俸を受ける職員についての適用除外）

第17条 第13条から前条までの規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

第23条の見出し中「給料月額の調整等」を「号俸の調整」に改め、同条第1項中「専従許可を」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を」に改め、「（以下「調整期間」という。）を削り、「又は復職等の日から1年以内の第15条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「および復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号俸の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号俸を調整する」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第18条とする。

第24条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号俸」に改め、同条を第19条とする。

第25条を第20条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(1)級別標準職務表（第2条関係）

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 主査の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
4 級	1 係長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する主査の職務
5 級	課長補佐又はこれに相当する職務
6 級	課長又はこれに相当する職務
7 級	次長又はこれに相当する職務
8 級	局長又はこれに相当する職務

別表第3 初任給の欄中「1級3号俸」を「1級5号俸」に、「1級5号俸」を「1級15号俸」に、「2級2号俸」を「1級25号俸」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4 行政職給料表(1)昇格時号俸対応表（第10条関係）

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	29
46	14	30	30	38	38	27	29

47	15	31	31	39	39	28	30
48	16	32	32	40	40	28	30
49	17	33	33	41	41	29	31
50	18	34	34	42	41	29	31
51	19	35	35	43	42	29	32
52	20	36	36	44	42	30	32
53	21	37	37	45	43	30	33
54	22	38	38	46	43	30	33
55	23	39	39	47	44	31	34
56	24	40	40	48	44	31	34
57	25	41	41	49	45	31	35
58	25	41	42	50	45	32	35
59	26	42	43	51	46	32	36
60	26	42	44	52	46	32	36
61	27	43	45	53	47	33	37
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	34	
64	28	44	46	56	48	34	
65	29	45	46	57	49	35	
66	29	45	46	58	49	35	
67	30	46	47	59	50	36	
68	30	46	47	60	50	36	
69	31	47	47	61	51	37	
70	31	47	48	62	51	37	
71	32	48	48	63	52	38	
72	32	48	48	64	52	38	
73	33	49	49	65	53	39	
74	33	49	49	66	54	39	
75	34	49	49	67	55	40	
76	34	49	50	68	56	40	
77	35	50	50	69	57	41	
78	35	50	50	70	58		
79	36	50	51	71	59		
80	36	50	51	72	60		
81	37	51	51	73	61		
82	37	51	52	74	62		
83	38	51	52	75	63		
84	38	51	52	76	64		
85	39	52	53	77	65		
86	39	52	53	78			
87	40	52	53	79			
88	40	52	53	80			
89	41	53	54	81			
90	41	53	54	82			
91	42	53	54	83			
92	42	53	54	84			
93	43	53	55	85			
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	56				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				

101		55	57				
102		55	57				
103		55	58				
104		56	58				
105		56	59				
106		56	59				
107		56	60				
108		56	60				
109		57	61				
110		57	61				
111		57	62				
112		57	62				
113		58	63				
114		58					
115		58					
116		58					
117		59					
118		59					
119		59					
120		59					
121		60					
122		60					
123		60					
124		60					
125		61					

備考 この表の昇格後の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第5中「第23条関係」を「第18条関係」に改め、「秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の次に「(平成7年秋田市条例第4号)」を加え、同表の備考を次のように改める。

備考 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の基準の特例)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において上下水道局の職員で職務の級が4級であったものおよび別に定めるこれに準ずる職員に対する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程別表第1の規定の適用については、同表4級の項中「2 困難な業務を処理する主査の職務」とあるのは、

「2 困難な業務を処理する主査の職務

3 高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務」とする。

(施行日における昇格又は降格の特例)

3 施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号俸を施行日の前日に受けていたものとみなして改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第10条又は第11条の規定を適用する。

(平成19年1月1日における昇給の号俸数等)

4 平成19年1月1日において、職員を秋田市職員給与条例第4条第1項の規定による昇給(初任給、昇格、昇給等の基準に関

する規程第15条又は第16条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数(同項において「基準号俸数」という。)に相当する数に、施行日(施行日後に新たに職員となった者又は施行日後に同規程第12条の規定により号俸を決定された職員にあっては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(別に定める職員にあっては、別に定める号俸数)とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号俸数が零となる職員
- (2) 次項第2号に掲げる職員で管理者が昇給させることが相当でないと認めるもの

5 職員の基準号俸数は、職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。

- (1) 勤務成績が良好である職員 4号俸
- (2) 勤務成績が良好であると認められない職員 3号俸以下

6 別に定める事由以外の事由によって施行日から平成18年12月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他別に定める職員については、前項第2号に掲げる職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

7 附則第4項の規定による昇給の号俸数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から同日の前日にその者が受けていた号俸(同月1日において職務の級を異にする異動又は初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第12条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

(秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

8 秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程(平成4年秋田市水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。
第6条を次のように改める。

(職務復帰後における給与の取扱い)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の昇給日(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(昭和53年秋田市水道局水道管理規程第5号)第13条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

交通事業管理規程

秋田市営乗合自動車および貸切自動車条例施行規程等を廃止する規程をここに公布する。

平成18年 3 月 1 日

秋田市交通事業管理者 伊 藤 高

秋田市交通事業管理規程第1号

秋田市営乗合自動車および貸切自動車条例施行規程等を廃

止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 秋田市営乗合自動車および貸切自動車条例施行規程(昭和34年秋田市交通事業管理規程第1号)
- (2) 秋田市交通局広告取扱規程(昭和35年秋田市交通事業訓令第3号)
- (3) 秋田市交通局運行監査指導員規程(昭和37年秋田市交通事業管理規程第1号)
- (4) 秋田市交通局職員就業規程(昭和38年秋田市交通事業管理規程第2号)
- (5) 秋田市交通局職員特殊勤務手当支給規程(昭和38年秋田市交通事業管理規程第4号)
- (6) 秋田市交通局乗合自動車無料乗車券発行規程(昭和38年秋田市交通事業管理規程第8号)
- (7) 秋田市交通局事務決裁規程(昭和38年秋田市交通事業管理規程第11号)
- (8) 秋田市交通局自動車運行管理規程(昭和39年秋田市交通事業管理規程第1号)
- (9) 秋田市交通局職員懲戒審査委員会規程(昭和39年秋田市交通事業管理規程第2号)
- (10) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(昭和39年秋田市交通事業管理規程第3号)
- (11) 秋田市交通局処務規程(昭和41年秋田市交通事業管理規程第1号)
- (12) 秋田市交通事業財務規程(昭和42年秋田市交通事業管理規程第1号)
- (13) 秋田市交通局職員の退職手当に関する規程(昭和43年秋田市交通事業管理規程第5号)
- (14) 秋田市交通局乗合自動車乗車券委託販売規程(昭和44年秋田市交通事業管理規程第3号)
- (15) 秋田市交通事業健全化推進委員会規程(昭和48年秋田市交通事業管理規程第8号)
- (16) 秋田市交通局安全衛生管理規程(昭和48年秋田市交通事業管理規程第16号)
- (17) 秋田市交通局整備管理者等服務規程(昭和49年秋田市交通事業管理規程第9号)
- (18) 秋田市交通局遺失物取扱規程(昭和63年秋田市交通事業管理規程第11号)
- (19) 秋田市交通局職員就業規程の特例に関する規程(平成元年秋田市交通事業管理規程第1号)
- (20) 秋田市交通局職員の細職名に関する規程(平成3年秋田市交通事業管理規程第5号)
- (21) 秋田市交通局職員の育児休業等に関する規程(平成4年秋田市交通事業管理規程第5号)
- (22) 秋田市交通局聴聞および弁明の機会の付与に関する規程(平成8年秋田市交通事業管理規程第2号)
- (23) 秋田市交通事業管理規程の左横書きに関する措置規程(平成8年秋田市交通事業管理規程第3号)
- (24) 秋田市交通局職員給与規程(平成13年秋田市交通事業管理規程第1号)

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第 2 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市役所文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市役所文書取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市役所文書取扱規程（昭和48年秋田市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市文書取扱規程

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 7 条）

第 2 章 文書の配付（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 文書の收受および処理（第10条―第19条）

第 4 章 文書の施行および発送（第20条―第23条）

第 5 章 文書の整理、保存および廃棄（第24条―第30条）

第 6 章 補則（第31条・第32条）

附則

第 1 条中「規程」を「訓令」に、「取り扱い」を「取扱い」に改める。

第24条中「規程」を「訓令」に改め、同条を第31条とする。

第23条を削る。

第22条第 1 項中「主務課長は、文書」を「主務課長等は、保存文書」に改め、同項後段中「文書法規課長に」の次に「その保存を」を加え、「また」を削り、同条第 2 項中「切断する」を「細断する」に、「方法」を「措置」に改め、第 5 章中同条を第29条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（歴史資料の取扱い）

第30条 保存期間を経過した文書のうち歴史的価値が認められるもの（以下「歴史資料」という。）については、前条第 1 項の規定にかかわらず、引き続き保存しなければならない。

2 歴史資料の保存等に関し必要な事項は、別に定める。

第21条の見出しを「（保存文書の閲覧等）」に改め、同条中「により」の次に「その保存を」を加え、「を閲覧し」を「の閲覧をし」に改め、同条を第28条とする。

第20条第 1 項中「第18条第 1 項」を「第25条第 1 項」に改め、同項ただし書中「主務課」を「主務課等」に改め、同条第 2 項中「保存文書を」を「保存文書の保存を」に、「主務課」を「保存文書を主務課等」に改め、同条第 3 項中「保存文書」の次に「の保存」を加え、「当該文書」を「当該保存文書」に改め、同条を第27条とする。

第19条の見出しを「（文書の編集および保管）」に改め、同条第 2 項中「課名」を「課等名」に、「主務課」を「主務課等」に改め、同条を第26条とする。

第18条第 1 項第 1 号ア中「規則」の次に「、訓令」を加え、同号ウ中「異議、訴願、訴訟」を「不服申立て、訴訟等」に改め、同号エ中「、その他」を「その他」に改め、同号オ中「、その他重要な売買貸借契約」を「その他重要なものの売買、貸借等に係

る契約」に改め、同号カ中「ほう賞」を「褒賞」に改め、同号キ中「借入」を「借入れ」に改め、同項第 2 号ア中「通ちょう」を「通知」に改め、同号オ中「金銭物品」を「金銭および物品」に改め、同項第 3 号ア中「金銭物品出納」を「金銭および物品の出納」に改め、同号ウ中「報告書」を「報告書等」に改め、同条第 2 項中「前項の期間」を「文書の保存期間」に改め、同条を第25条とする。

第17条中「ともに、」の次に「課長等が指定する」を加え、「非常時」を「、非常時」に改め、同条を第24条とする。

第16条第 1 項中「発送は、」の次に「課等において」を加え、「文書法規課」を「、文書法規課」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「又は電子メール」を「、総合行政ネットワーク、電子メール等」に改め、第 4 章中同条を第23条とする。

第15条各号中「課長」を「課長等」に改め、同条を第22条とする。

第14条第 1 項ただし書中「ものは」を「文書は、」に改め、同条第 2 項中「部長又は課長は」を「部長等又は課長等は、」に、「輕易なもの」を「の輕易な文書」に、「部長名又は課長名をもってする」を「部長等名又は課長等名をもって発送する」に改め、同条を第21条とする。

第13条中「すみやかに」を「速やかに」に、「手続き」を「手続」に改め、同条を第20条とする。

第12条中「市役所」を「本市」に改め、第 3 章中同条を第19条とする。

第11条第 1 項中「部又は課」を「部等又は課等」に、「かかる文書」を「係る起案文書」に改め、同条第 2 項中「すみやかに」を「速やかに」に、「その旨」を「、その旨」に改め、同条第 3 項中「、疑義」を「疑義」に、「連絡協議し」を「協議し、」に改め、同条第 4 項中「部又は課」を「部等又は課等」に改め、同条を第18条とする。

第10条第 1 項中「起案した文書」を「起案文書」に、「部長」を「部長等」に、「課長」を「課長等」に改め、同条第 2 項中「事項」を「事案」に、「ものは」を「事案は」に、「課長」を「課長等」に、「携帯し」を「その起案文書を携帯し、」に改め、同条を第17条とする。

第 9 条第 1 項ただし書中「符せん」を「付せん」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 文書の起案（輕易な事案に係るものを除く。）は、その経緯等を明確にするため、起案要旨を記載するとともに、必要に応じて参考資料として関係書類、法令等を添付するものとする。

第 9 条第 3 項中「および」および「文書の」を削り、「ものは」を「文書は」に改め、「欄に」の次に「その旨を」を加え、同条第 4 項中「その」を「、その」に改め、同条を第16条とする。

第 8 条の 2 第 2 項ただし書中「課の」を「課等の」に改め、同条を第15条とする。

第 8 条第 2 項中「事案」を「、事案」に、「過年」を「過年度」に、「文書番号所属の年度」を「当該過年度」に改め、同条第 3 項中「輕易な」を「、輕易な」に、「番号を省略し」を「文書番号を省略し、」に改め、同条を第14条とする。

第 7 条の 2 第 1 項中「課長」を「課長等」に、「主務係長」を「主務主席主査」に改め、同条第 2 項中「主務係長」を「主務主席主査」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項ただし書中「あたって」を「当たって」に、「一に」を「いずれかに」に、「先に」を「、先に」に改め、同項第 1 号および第 2 号中「もの。」を「もの」に改め、同項第 3 号中「課」を「課等」に、

「もの。」を「もの」に改め、同条を第13条とする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「第5条」を「第8条」に、「各課」を「課等」に改め、同項第2号中「各課」を「課等」に改め、同項第3号中「(様式第1号)」を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

(収受印)

第11条 前条第1項第3号に規定する収受印の様式は、別記様式のとおりとす。ただし、特別の事情がある場合において、文書法規課長の承認を得たときは、この限りでない。

(電子メール等の取扱い)

第12条 電子メール等により到着した電磁的記録は、その内容が、受信した課等の所管に属するもので、当該課長等が文書として処理することが必要であると認めるものは、速やかに当該電磁的記録を紙に出力し、これを収受しなければならない。

第6条に見出しとして「(特殊文書件名簿による配付)」を付し、同条中「次の各号」を「前条第1項の規定にかかわらず、次」に改め、同条第3号中「、不服申立」を「および不服申立て」に、「、変更」を「又は変更」に改め、同条第4号中「その他特別な取り扱い」を「前3号に掲げるもののほか、特別な取り扱い」に改め、第2章中同条を第9条とする。

第5条の見出しを「(文書の仕分および配付)」に改め、同条第1項中「を確認の上」を「の仕分をし」に、「主務課」を「主務課等」に改め、同条第2項中「課に」を「課等に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により配付する場合において、到着した文書が総合行政ネットワークを利用して受信した電磁的記録(電子署名が行われたものに限る。以下この項において同じ。)であるときは、当該電磁的記録を紙に出力し、その余白に「LGWAN」と記載しなければならない。

第5条を第8条とする。

第4条中「課長」を「課長等」に、「、課内」を「、課等」に改め、「の各号」を削り、同条第6号中「その他課内の」を「前各号に掲げるもののほか、課等における」に改め、同条を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 秋田市情報公開条例(平成9年秋田市条例第39号)および秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)の規定による開示等の請求に係る文書の特定に関すること。

第1章中第4条を第7条とし、第3条の2を削る。

第3条第1項中「課、所および室(以下「課」という。)」を「課等」に改め、同条第2項本文中「相当職」を「これに相当するもの」に、「課長、所長および室長(以下「課長」という。)」を「課長等」に改め、同項ただし書中「課にあっては、課長は、係長(相当職を含む)」を「課等にあっては、課長等は、主席主査(これに相当するものを含む。以下同じ)」に改め、同条第3項中「その職務(第4条第2号に規定する)」を「、その職務(次条第2号に掲げる)」に改め、同条第4項中「課長」を「課長等」に改め、同条第5項中「課長は」を「課長等は」に、「総務部文書法規課長(以下「文書法規課長」という。)」を「文書法規課長」に改め、同条を第6条とする。

第2条中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

(文書法規課長の職務)

第4条 総務部文書法規課長(以下「文書法規課長」という。)は、文書の取扱いの全般を統括するとともに、必要があると認めるときは、文書の取扱状況について調査を行い、その結果に

基づいて主務課長等に対して必要な措置を求めることができる。
(課長等の職務)

第5条 課長等は、その課等における文書の取扱いを統括するとともに、常に文書の取扱状況を把握し、その所掌する事務が適正かつ円滑に処理されるよう努めなければならない。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画および電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をいう。
- (2) 部等 秋田市部設置条例(昭和56年秋田市条例第17号)第1条に規定する部およびこれに相当するものをいう。
- (3) 部長等 部等における部長およびこれに相当するものをいう。
- (4) 課等 秋田市行政組織規則(昭和56年秋田市規則第18号)第6条第1項に規定する課等およびこれに相当するものをいう。
- (5) 課長等 課等における課長、室長および所長ならびにこれらに相当するものをいう。
- (6) 総合行政ネットワーク 国および地方公共団体ならびに地方公共団体相互を専用の通信回線で接続した情報通信ネットワークをいう。
- (7) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第32条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
様式第1号中「様式第1号」を「別記様式(第11条関係)」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市訓令第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成18年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市職員研修規程の一部を改正する訓令

秋田市職員研修規程(昭和59年秋田市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号および第3号を次のように改める。

- (2) 部局研修
- (3) 研修所研修

第5条の見出しを「(部局研修)」に改め、同条第4項中「研修担当課長」を「研修担当部長」に、「所属長に職場研修」を「部局長又は所属長に部局研修」に改め、同項を同条第5項とし、同

条第3項中「職場研修」を「部局研修」に改め、「当たり」の次に「、所属する部局の部局長の命を受けて部局研修（職場研修を除く。）の企画、調整等を行うとともに」を加え、「調整」を「指導」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「所属長は、職場研修」を「部局長および所属長は、部局研修」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「職場研修」を「部局研修のうち職場研修」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

部局研修（職場研修を除く。）は、部局長がその所属する職員に、執務上の規範および態度の習得、職務の遂行に必要な専門的な知識および技能の習得等のために行うものとする。

第6条の見出しを「（研修所研修）」に改め、同条第1項中「職場外研修」を「研修所研修」に、「基本的」を「基本的な」に改め、同条第2項中「職場外研修」を「研修所研修」に改める。

第8条第1項、第9条および第10条中「職場外研修」を「研修所研修」に改める。

第11条中「職場研修」を「部局研修」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

研修の区分		対 象
基本研修	新規採用職員研修	新規採用職員
	一般職員研修	一般職の職員
	技能職員研修	技能職の職員
	主査研修	主査の職にある職員
	主席主査研修	主席主査の職にある職員
	課長補佐研修	課長補佐の職にある職員
	課長研修	課長の職にある職員
	次長研修	次長の職にある職員
	部長研修	部長の職にある職員
選択研修		全職員
派遣研修		全職員

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 4 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市自動車管理規程の一部を改正する訓令

秋田市自動車管理規程（昭和55年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第74条の2第1項」を「第74条の3第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 5 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市整備管理者等服務規程の一部を改正する訓令を次のよう

に定める。

平成18年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市整備管理者等服務規程の一部を改正する訓令

秋田市整備管理者等服務規程（昭和35年秋田市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「と安全性」を「および安全性」に改め、同条中「秋田市交通局および」を削り、「と自動車」を「ならびに自動車」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 6 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市行政審議委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市行政審議委員会規程の一部を改正する訓令

秋田市行政審議委員会規程（昭和40年秋田市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「委員長」の次に「、副委員長」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

委 員 長 相場助役

副委員長 飯塚助役

委 員 収入役、教育長、総務部長、企画調整部長、財政部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、地域振興局長、国体局長、市勢活性化推進本部長、安全安心対策推進本部長、収入役室長、秋田公立美術工芸短期大学事務局長、市立秋田総合病院事務局長、上下水道事業管理者および消防長

第4条の見出しを「（委員長および副委員長）」に改め、同条第2項中「委員長に」を「副委員長は、委員長に」に改め、「、あらかじめ委員長が指名した委員が」を削る。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 7 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「、第17号」を削り、同条第14号中「（組織規則第47条第1項の表第16号に規定する室長を除く。）」および「、第17号」を削り、同条中第35号を第36号とし、第21号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

2) 学長補佐 組織規則第47条の2第3項に規定する学長補佐をいう。

第3条第1項の表収入役室長の項中

主管課長	収入役室の連絡調整を行う課長		を
------	----------------	--	---

理事	主管課長	収入役室の連絡調整を行う課長	に
----	------	----------------	---

改め、同表学長の項中

学科長		を
-----	--	---

学長補佐	学科長	に
------	-----	---

改め、同表病院事務局長の項中「病院事務局次長」を「病院事務局の理事又は次長」に改め、同条第5項から第9項までを削る。

第10条福祉保健部長専決事項の項第4号中「支援サービス利用者負担額」を「介護予防サービス利用者負担額」に改め、同条都市整備部長専決事項の項第2号中「および組合施行」を「、組合および区画整理会社の施行」に改める。

第11条納税課長専決事項の項中「納税課長専決事項」を「納税課長および特別滞納整理室長専決事項」に改め、同条用地調査室長専決事項の項を削り、同条自治振興課長専決事項の項第2号、第4号、第6号および第7号中「および使用許可」を削り、同条障害福祉課長専決事項の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項の次に次のように加える。

医療福祉室長専決事項

(1) 福祉医療および老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく医療の受給資格および医療費給付の審査決定に関すること。

第11条高齢福祉課長専決事項の項第3号中「および使用許可」を削り、同条環境保全課長専決事項の項に次の1号を加える。

(3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく届出に関すること。

第11条向浜事業所長専決事項の項を削り、同条商業観光課長専決事項の項第1号中「および利用許可」を削り、同項第2号および第3号中「および使用許可」を削り、同項第4号中「および利用許可」を削り、同項第5号中「および使用許可」を削り、同項第7号から第9号までの規定中「および利用許可」を削り、同項第11号中「および使用許可」を削り、同条工業労政課長専決事項の項第1号から第3号までの規定中「および使用許可」を削り、

同条農林総務課長専決事項の項第11号中「および利用許可」を削り、同条都市総務課長専決事項の項に次の1号を加える。

(2) 屋外広告業の登録等に関すること。

第11条の2中「第22号」を「第23号」に改める。

第12条中「第2条第23号から第31号まで」を「第2条第24号から第32号まで」に改める。

別表第1に次のように加える。

(14) 指定管理者の候補者の選定に関すること。		○	
--------------------------	--	---	--

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市訓令第8号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市民センター事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市民センター事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市民センター事務決裁規程（平成16年秋田市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市訓令第9号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表第5号中「居宅生活支援費」を「障害福祉サービス、自立支援医療」に改め、同表中第65号を第66号とし、第36号から第64号までを1号ずつ繰り下げ、第35号の次に次のように加える。

(36)	推進本部長印	てん書	方 16ミリメートル	木印	推進本部長名をもって発する文書	各推進本部長	各1
------	--------	-----	------------	----	-----------------	--------	----

別表の公印のひな形中(35)を(36)とし、(36)から(64)までを(37)から(65)までとし、

(35)	(35)	(36)
秋 田 市	秋 田 市	秋 田 市 ○
国 体 局	国 体 局	○ 推 進 本
長 之 印	長 之 印	部 長 之 印

に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市訓令第10号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成 7 年秋田市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加え、「、必要な」を「必要な」に改める。

第 2 条第 1 号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第 8 号中「部分休業を」を「部分休業、法第26条の 2 に規定する修学部分休業および法第26条の 3 に規定する高齢者部分休業を」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第11号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「1 級17号俸」を「1 級61号俸」に改める。

第 5 条第 2 項を削り、同条第 1 項中「職員の」を「前項に定めるもののほか、職員の」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第 5 に定める行政職給料表(2)昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。
第 6 条中「および給料月額」を「、号俸」に改める。
別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 行政職給料表(2)（第 2 条関係）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円
再任用職員	1	120,200	171,200	194,800	247,700
および任期	2	121,100	172,700	196,200	249,100
付職員以外	3	122,000	174,200	197,600	250,500
の 職 員	4	122,900	175,700	199,000	251,900
	5	123,900	177,100	200,500	253,100
	6	124,900	178,600	202,000	254,400
	7	125,900	180,100	203,500	255,700
	8	126,900	181,600	205,000	257,000
	9	127,700	183,100	206,500	258,100
	10	128,700	184,400	208,100	259,400
	11	129,700	185,700	209,700	260,700
	12	130,700	187,000	211,300	262,000
	13	131,500	188,400	212,700	263,100
	14	132,500	189,600	214,400	264,300
	15	133,500	190,800	216,100	265,500
	16	134,500	192,000	217,800	266,700
	17	135,600	193,300	219,300	267,900
	18	136,800	194,600	220,500	269,100
	19	138,000	195,900	221,700	270,300
	20	139,200	197,200	222,900	271,500
	21	140,300	198,300	224,200	272,500
	22	141,500	199,600	225,800	273,600
	23	142,700	200,900	227,400	274,700
	24	143,900	202,200	229,000	275,800
	25	145,100	203,600	230,700	276,900
	26	146,600	204,900	232,200	278,000
	27	148,100	206,200	233,700	279,100
	28	149,600	207,500	235,200	280,200

29	151,000	208,800	236,600	281,300
30	152,500	210,100	238,000	282,400
31	154,000	211,400	239,400	283,500
32	155,500	212,700	240,800	284,600
33	157,000	213,800	242,100	285,500
34	158,800	215,200	243,500	286,600
35	160,600	216,600	244,900	287,700
36	162,400	218,000	246,300	288,800
37	164,200	219,200	247,600	289,700
38	165,900	220,500	249,000	290,700
39	167,600	221,800	250,400	291,700
40	169,300	223,100	251,800	292,700
41	170,900	224,200	253,000	293,600
42	172,300	225,400	254,300	294,600
43	173,700	226,600	255,600	295,600
44	175,100	227,800	256,900	296,600
45	176,600	229,000	258,000	297,400
46	178,000	230,200	259,200	298,300
47	179,400	231,400	260,400	299,200
48	180,800	232,600	261,600	300,100
49	182,100	233,800	262,900	301,000
50	183,300	235,000	264,100	301,900
51	184,500	236,200	265,300	302,800
52	185,700	237,400	266,500	303,700
53	186,800	238,600	267,600	304,500
54	187,900	239,600	268,800	305,300
55	189,000	240,600	270,000	306,100
56	190,100	241,600	271,200	306,900
57	191,200	242,700	272,200	307,700
58	192,300	243,700	273,300	308,500
59	193,400	244,700	274,400	309,300
60	194,500	245,700	275,500	310,100
61	195,600	246,700	276,600	310,700
62	196,600	247,600	277,700	311,400
63	197,600	248,500	278,800	312,100
64	198,600	249,400	279,900	312,800
65	199,400	250,400	281,000	313,500
66	200,300	251,200	281,900	314,100
67	201,200	252,000	282,800	314,700
68	202,100	252,800	283,700	315,300
69	203,000	253,600	284,600	316,000
70	203,700	254,200	285,400	316,500
71	204,400	254,800	286,200	317,000
72	205,100	255,400	287,000	317,500
73	205,900	255,900	287,900	317,800
74	206,700	256,400	288,700	318,300
75	207,500	256,900	289,500	318,800
76	208,300	257,400	290,300	319,300
77	208,900	258,000	291,100	319,600
78	209,600	258,500	291,700	320,000
79	210,300	259,000	292,300	320,400
80	211,000	259,500	292,900	320,800
81	211,700	259,900	293,400	321,300
82	212,400	260,200	294,000	321,700

	83	213,100	260,500	294,600	322,100
	84	213,800	260,800	295,200	322,500
	85	214,500	261,200	295,700	322,900
	86	215,200	261,600	296,300	323,300
	87	215,900	262,000	296,900	323,700
	88	216,600	262,400	297,500	324,100
	89	217,200	262,600	297,900	324,400
	90	217,800	263,000	298,400	324,800
	91	218,400	263,400	298,900	325,200
	92	219,000	263,800	299,400	325,600
	93	219,500	264,200	299,900	325,900
	94	220,000	264,600	300,400	326,300
	95	220,500	265,000	300,900	326,700
	96	221,000	265,400	301,400	327,100
	97	221,600	265,600	301,800	327,400
	98	222,100	265,900	302,300	327,800
	99	222,600	266,200	302,800	328,200
	100	223,100	266,500	303,300	328,600
	101	223,700	266,900	303,700	328,900
	102	224,300	267,200	304,100	
	103	224,900	267,500	304,500	
	104	225,500	267,800	304,900	
	105	225,900	268,100	305,300	
	106	226,400	268,400	305,700	
	107	226,900	268,700	306,100	
	108	227,400	269,000	306,500	
	109	227,800	269,300	306,900	
	110	228,300	269,600	307,300	
	111	228,800	269,900	307,700	
	112	229,300	270,200	308,100	
	113	229,800	270,500	308,400	
	114	230,300	270,800	308,800	
	115	230,800	271,100	309,200	
	116	231,300	271,400	309,600	
	117	231,700	271,700	309,900	
	118	232,100	272,000	310,300	
	119	232,500	272,300	310,700	
	120	232,900	272,600	311,100	
	121	233,300	272,800	311,400	
	122		273,100	311,800	
	123		273,400	312,200	
	124		273,700	312,600	
	125		273,800	312,800	
	126		274,100	313,200	
	127		274,400	313,600	
	128		274,700	314,000	
	129		274,800	314,200	
	130		275,100	314,600	
	131		275,400	315,000	
	132		275,700	315,400	
	133		275,800	315,600	
	134		276,100		
	135		276,400		
	136		276,700		

	137		276,800		
再任用職員		192,700	204,200	226,400	247,700
任期付職員		135,600			

備考 この表において、「再任用職員」とは地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

別表第2中

4 級	1	技能主査の職務	を
	2	技能主任の職務	
	3	高度の技能又は経験に基づき特に困難な業務	
	2	を行う職務	

4 級	1	技能主査の職務	に
	2	技能主任の職務	

改める。

別表第3の(1)の表中「1級5号俸」を「1級13号俸」に、「1級6号俸」を「1級17号俸」に改め、別表第3の(2)の表中「1級6号俸」を「1級17号俸」に、「1級7号俸」を「1級21号俸」に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5 行政職給料表(2)昇格時号俸対応表（第5条関係）

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1

29	1	21	1
30	1	22	2
31	1	23	3
32	1	24	4
33	1	25	5
34	1	26	6
35	1	27	7
36	1	28	8
37	1	29	9
38	2	30	10
39	3	31	11
40	4	32	12
41	5	33	13
42	6	33	14
43	7	34	15
44	8	34	16
45	9	35	17
46	10	35	18
47	11	36	19
48	12	36	20
49	13	37	21
50	14	38	22
51	15	39	23
52	16	40	24
53	17	41	25
54	18	42	26
55	19	43	27
56	20	44	28
57	21	45	29
58	22	46	30
59	23	47	31
60	24	48	32
61	25	49	33
62	26	49	34
63	27	50	35
64	28	50	36
65	29	51	37
66	30	51	38
67	31	52	39
68	32	52	40
69	33	53	41
70	34	53	42
71	35	54	43
72	36	54	44
73	37	55	45
74	38	55	46
75	39	56	47

76	40	56	48
77	41	57	49
78	41	57	50
79	42	58	51
80	42	58	52
81	43	59	53
82	43	59	54
83	44	60	55
84	44	60	56
85	45	61	57
86	45	61	58
87	46	61	59
88	46	62	60
89	47	62	61
90	47	62	61
91	48	63	62
92	48	63	62
93	49	63	63
94	49	64	63
95	50	64	64
96	50	64	64
97	51	65	65
98	51	65	65
99	52	65	66
100	52	65	66
101	53	66	67
102	53	66	67
103	53	66	68
104	54	66	68
105	54	67	69
106	54	67	70
107	55	67	71
108	55	67	72
109	55	68	73
110	56	68	73
111	56	68	74
112	56	68	74
113	57	69	75
114	57	69	75
115	58	69	76
116	58	69	76
117	59	70	77
118	59	70	78
119	60	70	79
120	60	70	80
121	61	71	81

122		71	82
123		71	83
124		71	84
125		72	85
126		72	85
127		72	86
128		72	86
129		73	87
130		73	87
131		73	88
132		74	88
133		74	89
134		74	
135		75	
136		75	
137		75	

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
(給料表の特例等)
- この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第 1 の行政職給料表(2)の適用を受けていた職員および別に定めるこれに準ずる職員に適用する給料表は、当分の間、附則別表の行政職給料表(2)とする。この場合において、給与規程第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「別表第 1」とあるのは、「秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第 11号）附則別表」とする。
- 前項の規定により附則別表の行政職給料表(2)の適用を受ける職員には、給与規程第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。
(職務の基準の特例)
- 施行日の前日において給与規程別表第 1 の行政職給料表(2)の適用を受けていた職員で職務の級が 4 級であったものおよび別に定めるこれに準ずる職員に対する給与規程別表第 2 の規定の適用については、同表 4 級の項中「2 技能主任の職務」とあるのは、
「2 技能主任の職務
3 高度の技能又は経験に基づき特に困難な業務を行う職務」とする。
(給料の切替え等)
- この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、前 3 項に定めるもののほか、秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第28号）に従って行われる職員の例による。

附則別表 行政職給料表(2)（附則第 2 項関係）

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	134,000	183,800	221,100	262,300
2	135,100	185,600	223,000	264,400
3	136,200	187,400	224,900	266,500

4	137,300	189,200	226,800	268,600
5	138,400	190,800	228,600	270,700
6	139,500	192,600	230,600	272,800
7	140,600	194,400	232,600	274,900
8	141,700	196,200	234,600	277,000
9	142,800	198,000	236,600	279,100
10	144,100	199,800	238,600	281,200
11	145,400	201,600	240,600	283,300
12	146,700	203,400	242,600	285,400
13	148,000	205,000	244,600	287,500
14	149,500	206,900	246,600	289,600
15	151,000	208,800	248,600	291,700
16	152,500	210,700	250,600	293,800
17	153,800	212,600	252,600	295,900
18	155,300	214,600	254,600	298,000
19	156,800	216,600	256,600	300,100
20	158,300	218,600	258,600	302,200
21	159,700	220,400	260,500	304,300
22	162,300	222,400	262,400	306,400
23	164,900	224,400	264,300	308,500
24	167,500	226,400	266,200	310,600
25	170,200	228,300	268,200	312,600
26	171,900	230,200	270,100	314,700
27	173,600	232,100	272,000	316,800
28	175,300	234,000	273,900	318,900
29	176,800	235,700	275,800	320,900
30	178,600	237,300	277,700	323,000
31	180,400	238,900	279,600	325,100
32	182,200	240,500	281,500	327,200
33	183,800	242,100	283,200	329,100
34	185,300	243,700	285,100	331,200
35	186,800	245,300	287,000	333,300
36	188,300	246,900	288,900	335,400
37	189,600	248,400	290,600	337,300
38	190,900	250,000	292,400	339,300
39	192,200	251,600	294,200	341,300
40	193,500	253,200	296,000	343,300
41	194,900	254,600	297,900	345,200
42	196,200	256,000	299,600	347,100
43	197,500	257,400	301,300	349,000
44	198,800	258,800	303,000	350,900
45	200,000	260,100	304,700	352,800
46	201,300	261,500	306,400	354,400
47	202,600	262,900	308,100	356,000
48	203,900	264,300	309,800	357,600
49	205,100	265,600	311,300	359,300
50	206,300	266,900	312,900	360,500
51	207,500	268,200	314,500	361,700
52	208,700	269,500	316,100	362,900
53	210,000	270,600	317,800	363,900
54	211,100	271,900	319,400	365,000
55	212,200	273,200	321,000	366,100
56	213,300	274,500	322,600	367,200
57	214,400	275,700	324,100	368,100

58	215,500	276,800	325,300	368,800
59	216,600	277,900	326,500	369,500
60	217,700	279,000	327,700	370,200
61	218,800	280,200	328,800	370,800
62	219,900	281,200	329,800	371,500
63	221,000	282,200	330,800	372,200
64	222,100	283,200	331,800	372,900
65	223,000	284,200	332,700	373,400
66	224,100	285,100	333,500	374,100
67	225,200	286,000	334,300	374,800
68	226,300	286,900	335,100	375,500
69	227,300	287,900	336,000	376,000
70	228,100	288,700	336,700	376,700
71	228,900	289,500	337,400	377,400
72	229,700	290,300	338,100	378,100
73	230,500	291,100	338,600	378,600
74	231,200	291,600	339,200	379,300
75	231,900	292,100	339,800	380,000
76	232,600	292,600	340,400	380,700
77	233,400	293,000	340,800	381,200
78	234,200	293,400	341,300	381,800
79	235,000	293,800	341,800	382,400
80	235,800	294,200	342,300	383,000
81	236,500	294,500	342,800	383,700
82	237,200	294,900	343,300	384,300
83	237,900	295,300	343,800	384,900
84	238,600	295,700	344,300	385,500
85	239,400	296,000	344,800	386,200
86	240,100	296,400	345,300	386,800
87	240,800	296,800	345,800	387,400
88	241,500	297,200	346,300	388,000
89	242,300	297,500	346,700	388,700
90	242,800	297,900	347,200	389,300
91	243,300	298,300	347,700	389,900
92	243,800	298,700	348,200	390,500
93	244,100	298,900	348,500	391,200
94		299,300	349,000	
95		299,700	349,500	
96		300,100	350,000	
97		300,300	350,300	
98		300,700	350,800	
99		301,100	351,300	
100		301,500	351,800	
101		301,700	352,100	
102		302,100	352,500	
103		302,500	352,900	
104		302,900	353,300	
105		303,100	353,800	
106		303,500	354,200	
107		303,900	354,600	
108		304,300	355,000	
109		304,500	355,500	
110		304,900	355,900	
111		305,300	356,300	

112		305,700	356,700
113		305,900	357,200
114		306,300	
115		306,700	
116		307,100	
117		307,300	
118		307,600	
119		307,900	
120		308,200	
121		308,600	
122		308,900	
123		309,200	
124		309,500	
125		309,900	

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第 1 号

秋 田 市 議 会 事 務 局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月31日

秋田市議会議長 赤 坂 光 一

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「規程」を「訓令」に改める。

第 6 条第 1 項中「文書は」を「文書（電子メール等により到着した電磁的記録を除く。）は」に、「の上」を「のうえ」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 電子メール等により到着した電磁的記録は、その内容が事務局の所管に属するもので、文書として処理することが必要であると認められるものであるときは、速やかに当該電磁的記録を紙に出力し、総務課において、文書件名簿に必要事項を記載し、出力した紙の余白に別表に定める収受印を押印し、主管課に配付する。

第 8 条第 1 項中「過年」を「過年度」に改め、同条第 2 項中「番号を省略し」を「文書番号を省略し、」に改める。

第11条第 1 項ただし書中「符せん」を「付せん」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 文書の起案（軽易な事案に係るものを除く。）は、その経緯等を明確にするため、起案要旨を記載するとともに、必要に応じて参考資料として関係書類、法令等を添付するものとする。

第11条第 3 項中「文書の」を削り、「ものは」を「文書は」に改め、「欄に」の次に「その旨を」を加え、同条第 4 項中「その」を「、その」に改める。

第13条第 1 項中「起案した文書」を「起案文書」に改める。

第15条第 1 項ただし書中「もの」を「文書」に改め、同条第 3 項中「もの」を「文書」に改める。

第18条第 1 項第 2 号イ中「金銭物品」を「金銭および物品」に改め、同項第 3 号ア中「金銭物品出納」を「金銭および物品の出

納」に改め、同条第 2 項中「前項の期間」を「文書の保存期間」に改める。

第19条の見出しを「(文書の編集および保管)」に改める。

第21条中「これ」を「、これ」に、「廃棄の手続きをとり」を「所要の廃棄手続をとり、」に改め、同条ただし書中「、保存する」を「および保存をする」に改める。

第26条中「規程」を「訓令」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第 1 号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程を次のように定める。

平成18年 3 月31日

秋田市教育委員会

教育長 高 橋 健 一

秋田市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程

教育長は、地方教育行政の組織運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第 2 項の規定に基づき、市町村立学校職員の給与等に関する条例第32条第 3 号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成18年秋田県教育委員会規則第 4 号）第 2 条に規定する県費負担教職員に係る手当の認定等に関する事務を小学校および中学校の校長に委任する。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市教委訓令第 2 号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月31日

秋田市教育委員会

教育長 高 橋 健 一

秋田市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令
秋田市教育委員会文書取扱規程（昭和61年秋田市教委訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を加える。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 文書の配付（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 文書の收受および処理（第10条－第18条）

第 4 章 文書の施行および発送（第19条－第22条）

第 5 章 文書の整理、保存および廃棄（第23条－第29条）

第 6 章 補則（第30条・第31条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「規程」を「訓令」に改め、「取扱いについて」の次に「必要な事項を」を加える。

第26条中「規程」を「訓令」に改め、「秋田市役所文書取扱規程（昭和48年訓令第 5 号）」を「秋田市文書取扱規程（平成18年秋田市訓令第 2 号）」に改め、同条を第31条とする。

第25条中「規程」を「訓令」に改め、同条を第30条とする。

第24条を削る。

第23条第 1 項中「主務課長は、文書」を「主務課長等は、保存文書」に改め、同項後段中「文書法規課長に」の次に「その保存を」を加え、「、また」を削り、同条第 2 項中「切断する」を「細断する」に、「方法」を「措置」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の 1 条および章名を加える。

（歴史資料の取扱い）

第29条 保存期間を経過した文書のうち歴史的価値が認められるもの（以下「歴史資料」という。）については、前条第 1 項の規定にかかわらず、引き続き保存しなければならない。

2 歴史資料の保存等に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 補則

第22条の見出しを「（保存文書の閲覧等）」に改め、同条中「により」の次に「その保存を」を加え、「を閲覧し」を「の閲覧をし」に改め、同条を第27条とする。

第21条第 1 項中「第19条第 1 項」を「第24条第 1 項」に改め、同項ただし書中「主務課」を「主務課等」に改め、同条第 2 項中「保存文書を」を「保存文書の保存を」に、「主務課」を「保存文書を主務課等」に改め、同条第 3 項中「保存文書」の次に「の保存」を加え、「当該文書」を「当該保存文書」に改め、同条を第26条とする。

第20条の見出しを「（文書の編集および保管）」に改め、同条第 2 項中「課名」を「課等名」に、「主務課」を「主務課等」に改め、同条を第25条とする。

第19条第 1 項中「次の」を「、次の」に改め、同項第 1 号ア中「規則」の次に「、訓令」を加え、同号ウ中「異議、訴願、訴訟」を「不服申立て、訴訟等」に改め、同号エ中「、その他」を「その他」に改め、同号オ中「、その他重要な売買貸借契約」を「その他重要なものの売買、貸借等に係る契約」に改め、同号カ中「ほう賞」を「褒賞」に改め、同号キ中「借入」を「借入れ」に改め、同項第 2 号ア中「通ちょう」を「通知」に改め、同号エ中「金銭物品」を「金銭および物品」に改め、同項第 3 号ア中「金銭物品出納」を「金銭および物品の出納」に改め、同号ウ中「報告書」を「報告書等」に改め、同項第 4 号ア中「、その他」を「その他」に改め、同条第 2 項中「前項の期間」を「文書の保存期間」に改め、同条を第24条とする。

第18条中「非常時」を「、非常時」に改め、同条を第23条とする。

第17条第 1 項中「各課」を「課等」に改め、同条第 2 項中「郵便切手受払簿」を「郵便切手類受払簿」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「電子メール」を「電子メール等」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の章名を付する。

第 5 章 文書の整理、保存および廃棄

第16条各号中「課長」を「課長等」に改め、同条を第21条とする。

第15条第 2 項中「次長又は課長は」を「次長等又は課長等は、」に、「軽易なもの」を「の軽易な文書」に、「次長名又は課長名をもって発する」を「次長等名又は課長等名をもって発送する」に改め、同条を第20条とする。

第14条を第19条とする。

第13条第 1 項中「課」を「課等」に、「かかる文書」を「係る起案文書」に改め、同条第 2 項中「その旨」を「、その旨」に改め、同条第 3 項中「、疑義」を「疑義」に、「連絡協議し」を「協議し、」に改め、同条第 4 項中「課」を「課等」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の章名を付する。

第 4 章 文書の施行および発送

第12条第 1 項中「起案した文書」を「起案文書」に、「課長」を「課長等」に改め、同条第 2 項中「事項」を「事案」に、「ものは」を「事案は」に、「課長」を「課長等」に、「携帯し」を「その起案文書を携帯し、」に、「うける」を「受ける」に改め、同条を第17条とする。

第11条第 2 項を次のように改める。

2 文書の起案（軽易な事案に係るものを除く。）は、その経緯等を明確にするため、起案要旨を記載するとともに、必要に応じて参考資料として関係書類、法令等を添付するものとする。

第11条第 3 項中「および」および「文書の」を削り、「ものは」を「文書は」に改め、「欄に」の次に「その旨を」を加え、同条第 4 項中「その」を「、その」に改め、同条を第16条とする。

第10条を第15条とする。

第 9 条第 2 項中「事案」を「、事案」に、「過年」を「過年度」に、「文書番号所属の年度」を「当該過年度」に改め、同条第 3 項中「軽易な」を「、軽易な」に、「番号を省略し」を「文書番号を省略し、」に改め、同条を第14条とする。

第 8 条第 1 項中「課長」を「課長等」に、「主務者」を「主務主席主査又は主務者」に改め、同条第 2 項中「主務者」を「主務主席主査又は主務者」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項ただし書中「あたって」を「当たって」に、「先に」を「、先に」に改め、同項第 1 号および第 2 号中「ものの」を「もの」に改め、同項第 3 号中「課」を「課等」に、「ものの」を「もの」に改め、同条を第13条とする。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 5 条」を「第 8 条」に、「各課」を「課等」に改め、同項第 2 号中「各課」を「課等」に改め、同項第 3 号中「（様式第 1 号）」を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（収受印）

第11条 前条第 1 項第 3 号に規定する収受印の様式は、別記様式のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合において、総務課長の承認を得たときは、この限りでない。

（電子メール等の取扱い）

第12条 電子メール等により到着した電磁的記録は、その内容が、受信した課等の所管に属するもので、当該課長等が文書として

処理することが必要であると認めるものは、速やかに当該電磁的記録を紙に出力し、これを収受しなければならない。

第 6 条に見出しとして「(特殊文書件名簿による配布)」を付し、同条中「次の各号」を「前条第 1 項の規定にかかわらず、次」に改め、同条第 3 号中「、不服申立」を「および不服申立て」に、「、変更」を「又は変更」に改め、同条第 4 号中「その他特別な取り扱い」を「前 3 号に掲げるもののほか、特別な取扱い」に改め、同条を第 9 条とし、同条の次に次の章名を付する。

第 3 章 文書の収受および処理

第 5 条の見出しを「(文書の仕分および配付)」に改め、同条第 1 項中「を確認の上、主務課」を「の仕分をし、主務課等」に改め、同条第 2 項中「課に」を「課等に」に改め、同条を第 8 条とする。

第 4 条中「課長」を「課長等」に、「、課内」を「、課等」に改め、「の各号」を削り、同条第 6 号中「その他課内の」を「前各号に掲げるもののほか、課等における」に改め、同条を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 秋田市情報公開条例（平成 9 年秋田市条例第39号）および秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定による開示等の請求に係る文書の特定に関すること。

第 4 条を第 7 条とし、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 文書の配付

第 3 条の 2 を削る。

第 3 条第 1 項中「課、所、室、館（以下「課」という。）」を「課等」に改め、同条第 2 項本文中「相当職」を「これに相当するもの」に、「課長、所長、室長および館長（以下「課長」という。）」を「課長等」に改め、同項ただし書中「課にあっては、課長は、主席主査」を「課等にあっては、課長等は、主席主査（これに相当するものを含む。以下同じ。）」に改め、同条第 3 項中「その職務（第 4 条第 2 号に規定する）」を「、その職務（次条第 2 号に掲げる）」に改め、同条第 4 項中「課長」を「課長等」に改め、同条第 5 項中「課長は」を「課長等は」に、「教育委員会総務課長（以下「総務課長」という。）」を「総務課長」に改め、同条を第 6 条とする。

第 2 条を第 3 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（総務課長の職務）

第 4 条 教育委員会総務課長（以下「総務課長」という。）は、文書の取扱いの全般を総括するとともに、必要があると認めるときは、文書の取扱状況について調査を行い、その結果に基づいて主務課長等に対して必要な措置を求めることができる。

（課長等の職務）

第 5 条 課長等は、その課等における文書の取扱いを統括するとともに、常に文書の取扱状況を把握し、その所掌する事務が適正かつ円滑に処理されるよう努めなければならない。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 課等 課、所、室および館ならびにこれらに相当するものをいう。
- (3) 課長等 課等における課長、所長、室長および館長ならび

にこれらに相当するものをいう。

様式第 1 号中「様式第 1 号」を「別記様式（第11条関係）」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市教委訓令第 3 号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月31日

秋田市教育委員会

教育長 高 橋 健 一

秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会事務決裁規程（平成 3 年秋田市教委訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第19号を第20号とし、同条第18号を第19号とし、同条第17号の次に次の 1 号を加える。

(18) 副参事 組織規則第27条第 2 項に規定する副参事をいう。

第 3 条の表課長又は室長の項中「又は室長補佐」を「、室長補佐又は副参事」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第 1 号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「および所長」を「、所長」に、「並びに」を「および室長ならびに」に改め、同条第12号中「および所長補佐」を「、所長補佐および室長補佐」に改める。

第 8 条お客様センター所長専決事項の項第 8 号を削り、同条に次のように加える。

普及促進室長専決事項

- (1) 下水道の普及促進に関すること。
- (2) 下水道事業受益者負担金および分担金の徴収猶予に関すること。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第 2 号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「の規定により採用された」に、「あたり」を「当たり」に改め、同条に次の1項を加える。

3 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、管理者が定める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「、休憩仮眠」を「、休憩」に改め、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加え、同項の表勤務の種類の項中「休憩仮眠時間」を「休憩時間」に改め、同表交替勤務の項を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「休憩仮眠時間」を「休憩時間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「休憩仮眠時間」を「休憩時間」に改め、同項を同条第4項とする。

第20条第1項中「、勤務日」の次に「（勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第3号

上 下 水 道 局

関 係 各 所

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員被服貸与規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「水道局」を「上下水道局」に改め、同条ただし書中「一に」を「いずれかに」に、「この限り」を「、この限り」に改める。

第8条第1号中「執務執行中」を「執務執行中以外」に、「この規程に定める被服を着用しなければ」を「これを着用しては」に改め、同条第4号を削る。

第12条中「総務課長」を「所属長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

被貸与者範囲 貸与品目		現場の監督・作業 に従事する職員	下水道の清掃作業 に従事する職員	総務課の職員	お客様センター、 給排水課および普 及促進室の職員	女 子 職 員
作業服	上下	3 ※（1）	1 （3）	4 （1）	3 ※（1）	
	下	3 ※（1）				
	長袖シャツ	3 ※（1）	1 ※（1）	4 （1）	3 ※（1）	
	半袖シャツ	2 （2）	1 （3）	4 （1）	2 ※（1）	
	夏用下	2 ※（1）		4 （1）	2 ※（1）	
雨衣上下		3 （1）	1 （1）		3 （1）	
防寒衣	上下	3 （1）	3 （1）		3 （1）	
	上			4 （1）		
安全靴		3 （1）	2 （1）			
ゴム長靴		2 （1）	1 （2）	5 （1）	2 （1）	
防寒長靴		3 （1）	2 （1）		3 （1）	
ブック靴		2 （1）	2 （1）	5 （1）	1 （1）	
帽子		4 （1）	2 （1）	5 （1）	4 （1）	

事務服					3 ※（1）
夏衣					3 ※（1）

備考

- 1 数字は年数、（ ）内は数量を表す。
- 2 新たに職員となった者については、職員となった初年度に限り、※印のある欄に係る数量を2とする。
- 3 現場の監督・作業に従事する職員のうち、維持管理課の下水道維持係および下水道施設係、下水道建設課ならびに下水道施設課に勤務する職員以外の職員に対しては、この表の規定にかかわらず、安全靴を貸与しない。
- 4 お客様センター、給排水課および普及推進室の職員のうち、お客様センターおよび普及促進室の外勤を主とする職員以外の職員に対しては、この表の規定にかかわらず、防寒長靴を貸与しない。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第4号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令

秋田市水道局職員特殊勤務手当支給規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表（第2条関係）

区分	種 別	支 給 範 囲	支 給 額
1	停水処分手当	停水処分に従事したとき	1件につき 400円
2	工事作業手当	自ら給配水管工事および排水管工事の作業に従事したとき	日額 300円
3	夜間作業手当	1 22時以降の夜間作業に従事したもの	勤務1回 150円
		2 冬季の22時以降の夜間作業に従事したもの	勤務1回 250円
4	用地交渉手当	土地建物の取得等のために行う交渉業務で特に困難であると認めるものに従事したとき	日額 250円
5	汚水取扱手当	汚水（し尿を含む汚水に限る。）処理作業に従事したとき	日額 440円
6	上下水管内作業手当	上下水管内での作業に従事したとき	日額 350円
7	応急給水手当	1 濁水、断水等のため応急給水作業に従事したとき	日額 400円
		2 災害・事故時の復旧支援のため応急給水作業に従事したとき	
8	危険作業手当	1 危険・有害な薬品を取り扱ったとき	日額 250円
		2 3,000ボルト以上の電気設備の作業に従事したとき	
		3 悪臭又は有害な環境下で作業を行ったとき（汚水処理作業を除く）	
9	高所作業手当	1 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で作業したとき	日額 220円
		2 足場の不安定な高架水槽又は配水塔の作業に従事したとき	
10	深所作業手当	換気装置が必要な深所における作業に従事したとき	日額 250円
11	呼出し手当	1 22時以降に呼出しを受けた者	勤務1回 350円
		2 その他の時間に呼出しを受けた者	勤務1回 250円
		3 冬季に呼出しを受けた者	勤務1回 100円
12	車両管理手当	公用車の安全確保のための車両整備作業（タイヤ交換作業等）に従事したとき	1台につき 470円
13	作業主任手当	法に定める作業主任等に選任された職員	月額 1,500円
備考	月額支給の手当については、その月に勤務しない日数が勤務を要する日数の半分以上を超えるときは、その半額を減額し、全く勤務しないときは支給しない。		

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

交 通 局 訓 令

秋田市交通局訓令第 1 号

交 通 局
関 係 各 所

秋田市交通局被服貸与規程等を廃止する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月 1 日

秋田市交通事業管理者 伊 藤 高

秋田市交通局被服貸与規程等を廃止する訓令
次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 秋田市交通局被服貸与規程（昭和30年秋田市公営企業訓令第 2 号）
- (2) 既存の訓令の効力に関する訓令（昭和31年秋田市交通事業訓令第 3 号）
- (3) 秋田市交通局褒賞規程（昭和31年秋田市交通事業訓令第 7 号）
- (4) 秋田市交通局庁舎管理規程（昭和35年秋田市交通事業訓令第 1 号）
- (5) 秋田市交通局営業所規程（昭和36年秋田市交通事業訓令第 4 号）
- (6) 秋田市交通局訓令の左横書きに関する措置訓令（平成 8 年秋田市交通局訓令第 1 号）
- (7) 秋田市交通局文書取扱規程（平成10年秋田市交通局訓令第 1 号）

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

告 示

秋田市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年 3 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
式田町内会
- 2 認可年月日
平成16年 8 月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
区域

変更前 本会の区域は、河辺郡河辺町和田字式田（南台を除く）、式田下袋、上野、石川河原、下石川、松沢を区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺和田字式田のうち357番地 1 から441番地 6 を除く区域、字式田下袋、字上野、字石川河原、字下石川および字松沢の区域とする。

事務所

変更前 河辺郡河辺町和田字式田107番地 3

変更後 秋田市河辺和田字式田107番地 3

代表者の氏名および住所

変更前 石 井 稔
河辺郡河辺町和田字式田下袋60番地 1

変更後 石 井 稔
秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1

- 4 変更年月日
平成18年 3 月 1 日
- 5 変更の理由
住所等の表示および区域の変更による

秋田市告示第43号

次の差押通知書・配当計算書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該差押書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 3 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市南通築地 4 番 9 号
アークシティー築地第 1 －807号
菊 池 あつ子
- 2 送達する書類
債権差押調書
配当計算書 各 1 通

秋田市告示第44号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 3 月 3 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
住所 秋田市川元むつみ町 6 番24号 樋岡ビル205号
氏名 中 野 雄 悦
- 2 送達する書類
交付要求通知書

秋田市告示第45号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第 1 項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成18年 3 月 3 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

雄和椿川字中村32番地	鈴木 量
-------------	------

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 6 条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
- さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審

査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第46号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年3月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成18年2月17日から同年2月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成18年3月17日から同年9月17日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第47号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成18年3月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
359	保戸野原の町8番43号	ローソン秋田保戸野原の町店

秋田市告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年3月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

四ツ小屋下町内会

2 認可年月日

平成4年7月3日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 伊 藤 忠

秋田市四ツ小屋字城下当場261番地

変更後 伊 藤 耕 司

秋田市四ツ小屋字城下当場117番地6

4 変更年月日

平成18年3月7日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第49号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成18年3月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
360	泉中央三丁目10番21号	ファミリーマート泉中央三丁目店

秋田市告示第50号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送

達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 3 月 9 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第51号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 3 月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
 - 2 送達する書類
平成17年度市税督促状
- なお、公示送達分の市税督促状の期日については次のとおりである。
- 1 掲示を始める日 平成18年 3 月16日
 - 2 送達があったものとみなされる日 平成18年 3 月23日
（地方税法第20条の2第3項により公示から7日目の翌日となる）

秋田市告示第52号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、平成18年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳又は家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年 3 月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧期間 平成18年 4 月 1 日から平成18年 5 月31日まで
（ただし、土曜日、日曜日および祝祭日を除く。）
- 2 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資 産 税 課 河辺市民センター 雄和市民センター	土地価格等縦覧帳簿および 家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年 3 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神内町内会
- 2 認可年月日
平成 9 年12月22日
- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、河辺郡河辺町神内字神内、船沢境、太田面、鳥井長根、六枚田、坂ノ下、一本柳、鶴巻（一部）、河辺郡河辺町和田字高屋敷（一部）の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺神内字神内、同市河辺神内字船沢境、同市河辺神内字太田面、同市河辺神内字鳥井長根、同市河辺神内字六枚田、同市河辺神内字坂ノ下、同市河辺神内字一本柳、同市河辺神内字鶴巻21番 2 から33番 3 までおよび同市河辺和田字高屋敷10番から187番 1 までの区域とする。

事務所

変更前 河辺郡河辺町神内字鶴巻21番地 2

変更後 秋田市河辺神内字鶴巻21番地 2

代表者の氏名および住所

変更前 鶴 田 鉦

河辺郡河辺町神内字坂ノ下58番地

変更後 鶴 田 鉦

秋田市河辺神内字坂ノ下58番地

4 変更年月日

平成18年 3 月22日

5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第54号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年 3 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および
同地区自転車等放置規制区域 36台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および
同地区自転車等放置規制区域 8 台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および
同地区自転車等放置規制区域 9 台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成18年 3 月 1 日から同年 3 月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成18年 4 月 5 日から同年10月 5 日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用

者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市市民生活部生活課 電話866－2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
福 田 胃 腸 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市広面字家ノ下34番 地 1	平成18年 3 月 1 日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
福 田 胃 腸 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市広面字家ノ下34番 地 1	平成18年 2 月28日

秋田市告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

1 認定路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2 0 9 2 7	牛 島 東 四 丁 目 18 号 線	秋田市牛島東四丁目66番 5 地先 秋田市牛島東四丁目66番 6 地先	
2 0 9 2 8	手 形 十 七 流 24 号 線	秋田市手形字十七流39番 8 地先 秋田市手形字十七流39番11地先	
4 1 2 3 5	北 浜 工 業 団 地 9 号 線	秋田市飯島字穀丁大谷地255番地先 秋田市飯島字穀丁大谷地253番地先	
4 1 2 3 6	将軍野東二丁目 20 号 線	秋田市将軍野東二丁目230番 1 地先 秋田市将軍野東二丁目192番 3 地先	
5 1 0 0 0	大 住 48 号 線	秋田市大住三丁目334番 9 地先 秋田市大住三丁目334番 1 地先	

2 縦覧期間

平成18年 3 月24日から

平成18年 4 月 7 日まで

秋田市告示第59号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧

平成18年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
福 田 胃 腸 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市広面字家ノ下34番 地 1	平成18年 3 月 1 日

秋田市告示第57号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度介護保険料督促状

秋田市告示第58号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

起 点	重要な経過地
秋田市牛島東四丁目66番 5 地先 秋田市牛島東四丁目66番 6 地先	
秋田市手形字十七流39番 8 地先 秋田市手形字十七流39番11地先	
秋田市飯島字穀丁大谷地255番地先 秋田市飯島字穀丁大谷地253番地先	
秋田市将軍野東二丁目230番 1 地先 秋田市将軍野東二丁目192番 3 地先	
秋田市大住三丁目334番 9 地先 秋田市大住三丁目334番 1 地先	

に供する。

平成18年 3 月24日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	牛 島 東 四 丁 目 18 号 線	秋田市牛島東四丁目66番 5 地先 秋田市牛島東四丁目66番 6 地先	23.00	6.00
市道	手 形 十 七 流 24 号 線	秋田市手形字十七流39番 8 地先 秋田市手形字十七流39番11地先	54.00	6.00
市道	北 浜 工 業 団 地 9 号 線	秋田市飯島字穀丁大谷地255番地先 秋田市飯島字穀丁大谷地253番地先	160.00	10.00
市道	将軍野東二丁目 20 号 線	秋田市将軍野東二丁目230番 1 地先 秋田市将軍野東二丁目192番 3 地先	93.00	4.00 ～ 5.60
市道	大 住 48 号 線	秋田市大住三丁目334番 9 地先 秋田市大住三丁目334番 1 地先	56.60	6.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成18年 3 月24日

3 縦覧期間

平成18年 3 月24日から

平成18年 4 月 7 日まで

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

平成17年度秋田市一般会計補正予算（第 7 号）

平成17年度秋田市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,538,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

秋田市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

専 決 処 分 書

平成17年度秋田市一般会計補正予算（第 7 号）の件

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		22,948,036	307,500	23,255,536
	1 地方交付税	22,948,036	307,500	23,255,536
15 国庫支出金		13,106,367	92,500	13,198,867
	2 国庫補助金	2,926,451	92,500	3,018,951
19 繰 入 金		3,235,801	1,000,000	4,235,801
	2 基金繰入金	3,217,419	1,000,000	4,217,419
歳 入 合 計		120,138,662	1,400,000	121,538,662

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		21,126,869	1,400,000	22,526,869
	2 道路橋りょう費	6,743,646	1,400,000	8,143,646
歳 出 合 計		120,138,662	1,400,000	121,538,662

秋田市告示第61号

平成18年 3 月13日の「平成18年 2 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成17年度秋田市一般会計補正予算（第 8 号）

平成17年度秋田市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,321,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,859,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 5 条 市債の補正は、「第 5 表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		42,158,338	869,674	43,028,012
	1 市民税	16,470,602	758,039	17,228,641
	2 固定資産税	21,835,888	104,383	21,940,271
	3 軽自動車税	402,002	△ 3,762	398,240
	4 市たばこ税	2,132,402	△ 6,427	2,125,975
	5 鉱産税	6,520	405	6,925
	6 特別土地保有税	1,052	△ 1,051	1
	7 入湯税	13,388	5,689	19,077
	8 事業所税	1,296,484	12,398	1,308,882
2 地方譲与税		2,468,289	△ 60,109	2,408,180
	1 所得譲与税	1,183,846	10	1,183,856
	2 自動車重量譲与税	911,236	△ 74,609	836,627
	3 地方道路譲与税	304,633	15,996	320,629
	4 特別とん譲与税	28,574	△ 663	27,911
	5 航空機燃料譲与税	40,000	△ 843	39,157
3 利子割交付金		125,456	53,880	179,336
	1 利子割交付金	125,456	53,880	179,336
4 配当割交付金		24,739	10,548	35,287

	1 配当割交付金	24,739	10,548	35,287
5 株式等譲渡所得割交付金		129	18,278	18,407
	1 株式等譲渡所得割交付金	129	18,278	18,407
6 地方消費税交付金		3,263,712	△ 63,323	3,200,389
	1 地方消費税交付金	3,263,712	△ 63,323	3,200,389
7 ゴルフ場利用税交付金		96,353	△ 25,626	70,727
	1 ゴルフ場利用税交付金	96,353	△ 25,626	70,727
8 自動車取得税交付金		346,829	5,614	352,443
	1 自動車取得税交付金	346,829	5,614	352,443
9 国有提供施設等所在市助成交付金		10,425	36	10,461
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	10,425	36	10,461
10 地方特例交付金		1,477,573	△ 49,124	1,428,449
	1 地方特例交付金	1,477,573	△ 49,124	1,428,449
11 地方交付税		23,255,536	99,244	23,354,780
	1 地方交付税	23,255,536	99,244	23,354,780
13 分担金及び負担金		1,066,686	2,356	1,069,042
	2 負担金	1,066,242	2,356	1,068,598
14 使用料及び手数料		2,421,532	△ 25,424	2,396,108
	2 手数料	849,539	△ 25,424	824,115
15 国庫支出金		13,198,867	621,510	13,820,377
	1 国庫負担金	10,077,984	268,268	10,346,252
	2 国庫補助金	3,018,951	353,242	3,372,193
16 県支出金		4,096,260	△ 215,080	3,881,180
	1 県負担金	1,294,158	△ 176,424	1,117,734
	2 県補助金	2,084,188	△ 38,656	2,045,532
17 財産収入		613,976	3,007	616,983
	1 財産運用収入	202,534	3,007	205,541

18 寄 附 金		1	4,000	4,001
	1 寄附金	1	4,000	4,001
19 繰 入 金		4,235,801	130,653	4,366,454
	1 特別会計繰入金	18,382	43,873	62,255
	2 基金繰入金	4,217,419	86,780	4,304,199
21 諸 収 入		6,309,941	61,504	6,371,445
	1 延滞金、加算金及び過料	17,135	3,146	20,281
	5 雑入	694,342	58,358	752,700
22 市 債		14,907,600	△ 120,500	14,787,100
	1 市債	14,907,600	△ 120,500	14,787,100
歳 入 合 計		121,538,662	1,321,118	122,859,780

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		17,004,991	698,570	17,703,561
	1 総務管理費	14,816,155	816,193	15,632,348
	2 徴税費	1,117,267	△ 59,287	1,057,980
	3 戸籍住民基本台帳費	288,885	△ 20,706	268,179
	4 選挙費	414,194	△ 37,630	376,564
3 民 生 費		30,729,134	173,186	30,902,320
	1 社会福祉費	13,911,611	△ 216,098	13,695,513
	3 生活保護費	8,288,927	389,284	8,678,211
4 衛 生 費		9,425,551	△ 175,600	9,249,951
	1 環境衛生費	316,467	△ 35,737	280,730
	2 保健所費	1,993,323	△ 80,105	1,913,218
	3 清掃費	5,251,032	△ 68,839	5,182,193
	4 病院費	1,327,374	△ 14,121	1,313,253
	5 上水道費	342,819	23,202	366,021

6 農林水産業費		2,350,791	7,829	2,358,620
	1 農業費	1,925,203	6,932	1,932,135
	2 林業費	425,588	897	426,485
7 商 工 費		6,368,909	△ 32,698	6,336,211
	1 商工費	6,368,909	△ 32,698	6,336,211
8 土 木 費		22,526,869	△ 411,833	22,115,036
	2 道路橋りょう費	8,143,646	30,000	8,173,646
	3 河川費	227,852	△ 13,038	214,814
	5 都市計画費	6,924,244	△ 428,795	6,495,449
	7 住宅費	469,243	0	469,243
9 消 防 費		3,612,144	△ 14,326	3,597,818
	1 消防費	3,612,144	△ 14,326	3,597,818
10 教 育 費		12,164,539	△ 32,512	12,132,027
	1 教育総務費	1,819,301	48,164	1,867,465
	2 小学校費	3,228,611	204,218	3,432,829
	3 中学校費	1,784,011	△ 41,742	1,742,269
	4 高等学校費	903,047	△ 32,933	870,114
	5 社会教育費	2,308,760	599	2,309,359
	6 保健体育費	1,302,674	△ 210,818	1,091,856
12 公 債 費		15,954,288	△ 120,641	15,833,647
	1 公債費	15,954,288	△ 120,641	15,833,647
13 諸 支 出 金		27,752	1,229,143	1,256,895
	1 公営企業費	27,751	1,229,143	1,256,894
歳 出 合 計		121,538,662	1,321,118	122,859,780

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
10 教育費	2 小学校費	広面小学校大規模改造事業	456,127	平成17年度	169,112	355,328	平成17年度	145,318
				平成18年度	287,015		平成18年度	210,010

第3表 繰越明許費補正
(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	西部地域市民サービスセンター（仮称） 建設基本計画策定事業	5,040
4 衛生費	3 清掃費	浄化槽設置整備事業	9,975
6 農林水産業費	1 農業費	農道整備事業	15,700
		かんがい排水事業	30,712
		市単独土地改良事業補助金	5,750
		県営土地改良施設等整備事業負担金	19,500
		農地農業用施設災害復旧事業補助金	2,082
	2 林業費	林道改良事業	11,259
		県単局所防災事業	6,248
		市民の森造成事業	16,985
		浜田森林総合公園整備事業	1,518
8 土木費	2 道路橋りょう費	歩道消融雪設備整備事業（雪みち計画）	79,280
		中山谷貝ノ沢線外18路線道路改良事業	218,390
		山王中島町2号線外81路線側溝改良事業	410,083
		桜一丁目24号線外8路線舗装道新設事業	23,632
		飯島金足線幹線道路整備事業	257,000
		南部中央線幹線道路整備事業	97,000
		電線共同溝整備事業	182,035
		橋りょう整備事業	115,000
		大住1号線外15路線交通安全施設等整備事業	98,396
		人にやさしい歩道づくり事業	10,122
	3 河川費	大住四丁目外8箇所生活排水路等環境整備事業	35,413
		河川改修事業	30,740
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	189,720
		秋田駅東西歩道橋西側昇降口整備事業	17,600

		N H K 秋田新放送会館建設用地土壌処理経費	99,763
		土地区画整理会計繰出金	199,850
		土崎駅前線道路改良事業	410,000
		秋田環状線外 1 線道路改良事業	283,200
		公園台帳作成業務委託経費	1,428
8 土 木 費	5 都市計画費	一つ森公園整備事業	32,600
		緑化重点地区整備事業	13,000
		太平山リゾート公園整備事業	47,200
		北野田公園（仮称）整備事業	364,200
	7 住宅費	市営住宅駐車場整備事業	23,213
		既設市営住宅改修経費	25,633
10 教 育 費	2 小学校費	小学校耐震補強等事業	165,484
		仁井田小学校アスベスト除去経費	72,000
	3 中学校費	山王中学校環境整備事業	23,860
		下北手中学校施設等改修経費	1,764
	5 社会教育費	雄和ふるさとセンター施設整備等経費	8,105
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	1,946
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	7,431

第 4 表 債務負担行為補正
(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
障 害 者 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成17年度～平成18年度	47,680
老 人 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成17年度～平成18年度	97,679
児 童 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成17年度～平成18年度	68,725
生 活 保 護 関 連 事 業 委 託 経 費	平成17年度～平成18年度	4,284
保 健 予 防 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成17年度～平成18年度	188,810
健 康 管 理 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成17年度～平成18年度	117,467
財団法人秋田市総合振興公社借入資金損失補償	平成17年度～平成20年度	366,000

中 学 校 情 報 教 育 機 器 借 上 等 経 費 (平 成 17 年 度 設 定)	平成17年度～平成22年度	1,825
---	---------------	-------

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金 利 子 補 給	3,594	1,485	5,079
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 17 年 度 設 定 市 民 税 課 分)	7,575	2,074	9,649
同 上 (平 成 17 年 度 設 定 用 地 調 査 室 分)	796	323	1,119
同 上 (平 成 17 年 度 設 定 福 祉 総 務 課 分)	139,338	6,987	146,325
同 上 (平 成 17 年 度 設 定 環 境 総 務 課 分)	1,695,773	4,153	1,699,926
同 上 (平 成 17 年 度 設 定 建 設 総 務 課 分)	59,372	729	60,101
同 上 (平 成 17 年 度 設 定 中 央 図 書 館 明 徳 館 分)	16,678	86	16,764

第5表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	3,909,500	200,000	4,109,500			
街 路 事 業 費	1,595,400	△ 335,200	1,260,200			
小 学 校 費	133,100	120,600	253,700			
中 学 校 費	151,200	△ 38,400	112,800			
保 健 体 育 費	629,600	△ 134,600	495,000			
減 税 補 て ん 債	530,000	19,600	549,600			
臨 時 財 政 対 策 債	3,359,200	△ 4,700	3,354,500			
上 水 道 費	—	52,200	52,200	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	14,907,600	△ 120,500	14,787,100			

平成17年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）
平成17年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。
(繰越明許費)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規
定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理事業	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	304,010
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	43,500
		秋田駅東拠点地区土地区画整理事業	5,200

平成17年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）
平成17年度秋田市の市有林会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 造林事業費	造林事業	32,288

平成17年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）
平成17年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,115千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		12,000	△ 10,115	1,885
	1 繰入金	12,000	△ 10,115	1,885
歳 入 合 計		47,583	△ 10,115	37,468

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		12,000	△ 10,115	1,885
	1 事業費	12,000	△ 10,115	1,885
歳 出 合 計		47,583	△ 10,115	37,468

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成17年度設定)	平成17年度～平成18年度	1,273

平成17年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第2号）
平成17年度秋田市の農業集落排水会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	農業集落排水施設移設経費	7,900
2 事業費	1 農業集落排水事業費	下北手中央農業集落排水事業	188,400
		岩見農業集落排水事業	140,270
		種平農業集落排水事業	80,070

平成17年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）
平成17年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,277千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 発電収入		127,337	36,063	163,400
	1 発電収入	127,337	36,063	163,400
2 繰越金		1	8,214	8,215
	1 繰越金	1	8,214	8,215
歳 入 合 計		127,338	44,277	171,615

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		43,661	404	44,065
	1 総務管理費	43,661	404	44,065
2 繰出金		15,225	43,873	59,098
	1 一般会計繰出金	15,225	43,873	59,098
歳 出 合 計		127,338	44,277	171,615

平成17年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
平成17年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,404,343千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳

入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（市債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		8,985,651	△ 557,599	8,428,052
	1 国民健康保険税	8,985,651	△ 557,599	8,428,052
2 使用料及び手数料		1	1	2
	1 手数料	1	1	2
3 国庫支出金		7,833,889	200,411	8,034,300
	1 国庫負担金	5,977,646	3,118	5,980,764
	2 国庫補助金	1,856,243	197,293	2,053,536
4 療養給付費交付金		5,961,543	2,576	5,964,119
	1 療養給付費交付金	5,961,543	2,576	5,964,119
5 県支出金		987,864	17,300	1,005,164
	2 県補助金	856,325	17,300	873,625
7 財産収入		33	30	63
	1 財産運用収入	33	30	63
8 繰入金		1,990,890	180,352	2,171,242
	1 一般会計繰入金	1,990,890	△ 149,631	1,841,259
	2 基金繰入金	0	329,983	329,983
9 繰越金		1	31,137	31,138
	1 繰越金	1	31,137	31,138
10 諸収入		8,249	1,382	9,631
	1 延滞金、加算金及び過料	1,405	△ 100	1,305

	3 雑入	6,843	1,482	8,325
11 市 債		0	250,000	250,000
	1 市債	0	250,000	250,000
歳 入 合 計		26,278,753	125,590	26,404,343

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		174,073	△ 7,049	167,024
	1 総務管理費	74,241	△ 760	73,481
	2 徴 税 費	94,730	△ 5,784	88,946
	3 運営協議会費	1,011	△ 487	524
	4 収納率向上特別対策事業費	4,091	△ 18	4,073
2 保険給付費		18,072,431	△ 74,051	17,998,380
	1 療養諸費	16,118,349	92,125	16,210,474
	2 高額療養費	1,762,328	△ 152,274	1,610,054
	3 移送費	4	△ 2	2
	4 出産育児諸費	88,500	△ 7,500	81,000
	5 葬祭諸費	103,250	△ 6,400	96,850
3 老人保健拠出金		5,648,659	211,790	5,860,449
	1 老人保健拠出金	5,648,659	211,790	5,860,449
4 介護納付金		1,515,357	△ 3,332	1,512,025
	1 介護納付金	1,515,357	△ 3,332	1,512,025
6 保健事業費		121,308	△ 3,700	117,608
	1 保健事業費	121,308	△ 3,700	117,608
7 基金積立金		1	62	63
	1 基金積立金	1	62	63
9 諸支出金		14,087	1,870	15,957
	1 償還金及び還付加算金	14,086	1,870	15,956

歳 出 合 計	26,278,753	125,590	26,404,343
---------	------------	---------	------------

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 17 年 度 設 定)	平成17年度～平成18年度	119,810

第 3 表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
国 民 健 康 保 険 事 業 費	250,000	普通貸借	無利子	融資資金については、その融資先の貸付条件による。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
計	250,000			

平成17年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第1号）
平成17年度秋田市の老人保健医療事業会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,349,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,623,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金		18,191,741	600,525	18,792,266
	1 支払基金交付金	18,191,741	600,525	18,792,266
2 国庫支出金		8,656,069	367,011	9,023,080
	1 国庫負担金	8,645,738	365,353	9,011,091
	2 国庫補助金	10,331	1,658	11,989
3 県支出金		2,161,430	106,385	2,267,815
	1 県負担金	2,161,430	106,385	2,267,815
4 繰入金		2,265,095	41,636	2,306,731
	1 繰入金	2,265,095	41,636	2,306,731
5 繰越金		1	219,050	219,051
	1 繰越金	1	219,050	219,051

6 諸 収 入		5	14,991	14,996
	1 雑入	5	14,991	14,996
歳 入 合 計		31,274,341	1,349,598	32,623,939

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		63,021	△ 8,310	54,711
	1 総務管理費	63,021	△ 8,310	54,711
2 医療諸費		31,161,316	1,356,476	32,517,792
	1 医療諸費	31,161,316	1,356,476	32,517,792
3 諸支出金		4	1,432	1,436
	1 償還金及び還付加算金	4	1,432	1,436
歳 出 合 計		31,274,341	1,349,598	32,623,939

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成17年度設定)	平成17年度～平成18年度	22,011

平成17年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第4号）

平成17年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ741,069千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,513,169千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		2,744,570	40,364	2,784,934
	1 介護保険料	2,744,570	40,364	2,784,934
3 国庫支出金		3,783,237	116,697	3,899,934
	1 国庫負担金	3,067,455	77,572	3,145,027
	2 国庫補助金	715,782	39,125	754,907

4 支払基金交付金		4,907,929	124,496	5,032,425
	1 支払基金交付金	4,907,929	124,496	5,032,425
5 県支出金		1,917,161	48,481	1,965,642
	1 県負担金	1,917,161	48,481	1,965,642
6 財産収入		47	504	551
	1 基金運用収入	47	504	551
7 繰入金		2,310,917	97,263	2,408,180
	1 一般会計繰入金	2,209,595	97,263	2,306,858
8 繰越金		108,235	313,217	421,452
	1 繰越金	108,235	313,217	421,452
9 諸収入		3	47	50
	1 延滞金、加算金及び過料	1	47	48
歳 入 合 計		15,772,100	741,069	16,513,169

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		320,427	△ 10,725	309,702
	1 総務管理費	320,427	△ 10,725	309,702
2 保険給付費		15,337,281	387,863	15,725,144
	1 介護サービス等諸費	14,482,788	404,043	14,886,831
	2 支援サービス等諸費	479,971	△ 19,603	460,368
	3 高額介護サービス等費	98,526	6,396	104,922
	4 その他諸費	32,006	△ 2,973	29,033
4 基金積立金		1	363,931	363,932
	1 基金積立金	1	363,931	363,932
歳 出 合 計		15,772,100	741,069	16,513,169

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	平成17年度～平成18年度	7,170
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成17年度設定福祉総務課分)	平成17年度～平成18年度	28,929
同上 (平成17年度設定保健総務課分)	平成17年度～平成18年度	278

平成17年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）
(総則)

第1条 平成17年度秋田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度秋田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
(2) 年間患者数			
入院	149,650人	△4,380人	145,270人
外来	356,712人	△14,151人	342,561人

(3) 一日平均患者数			
入院	410人	△12人	398人
外来	1,336人	△53人	1,283人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	9,209,289 千円	△18,581 千円	9,190,708 千円
第1項 医業収益	8,242,183 千円	△14,651 千円	8,227,532 千円
第2項 医業外収益	967,105 千円	△5,729 千円	961,376 千円
第3項 特別利益	1 千円	1,799 千円	1,800 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	9,185,644 千円	97,733 千円	9,283,377 千円
第1項 医業費用	8,769,886 千円	98,721 千円	8,868,607 千円
第2項 医業外費用	385,128 千円	△988 千円	384,140 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「408,185千円」を「409,062千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「590千円」を「574千円」に、過年度分損益勘定留保資金「407,595千円」を「408,488千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
-------	-------------	-------------	-----

収 入

第1款 資本的収入	609,036 千円	△35,100 千円	573,936 千円
第1項 企業債	381,300 千円	△35,100 千円	346,200 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,017,221 千円	△34,223 千円	982,998 千円
第1項 建設改良費	413,133 千円	△24,554 千円	388,579 千円
第2項 企業債償還金	604,088 千円	△9,669 千円	594,419 千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた限度額を次のとおり変更する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	466,743 千円	536,660 千円	1,003,403 千円

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	381,300 千円	△35,100 千円	346,200 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(1) 職員給与費	4,649,665 千円	△39,436 千円	4,610,229 千円

(他会計からの補助金)

第8条 予算第9条中「161,126千円」を「147,005千円」に改める。

平成17年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成17年度秋田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
(1) 給水戸数 (上水道)	139,390戸	△127戸	139,263戸

(簡易水道)	4,280戸	△159戸	4,121戸		千円	千円	千円
(計)	143,670戸	△286戸	143,384戸	第 1 項 営 業 費 用	6,088,855	△144,421	5,944,434
(2) 年間総配水量					千円	千円	千円
(上 水 道)	41,237,686	△801,808	40,435,878	第 2 項 営 業 外 費 用	1,349,997	17,074	1,367,071
	m ³	m ³	m ³		千円	千円	千円
(簡易水道)	1,313,167	148,845	1,462,012	第 2 款 簡易水道事業費用	401,559	12,174	413,733
	m ³	m ³	m ³		千円	千円	千円
(計)	42,550,853	△652,963	41,897,890	第 1 項 営 業 費 用	276,374	14,741	291,115
	m ³	m ³	m ³		千円	千円	千円
(3) 一日平均配水量				第 2 項 営 業 外 費 用	124,464	△2,916	121,548
(上 水 道)	112,980	△2,197	110,783		千円	千円	千円
	m ³	m ³	m ³	第 3 項 特 別 損 失	114	349	463
(簡易水道)	3,597	408	4,005		千円	千円	千円
	m ³	m ³	m ³	支 出 合 計	7,853,543	△115,173	7,738,370
(計)	116,577	△1,789	114,788		千円	千円	千円
	m ³	m ³	m ³	(資本的収入及び支出)			
(4) 主要な建設改良事業				第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に			
(イ) 配水管整備工事				対し不足する額「2,482,516千円」を「2,426,725千円」に、当			
配 水 管 布 設	12,355	97	12,452	年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「70,832千円」			
	m	m	m	を「65,841千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,498,913千			
配 水 管 布 設 替	16,001	△330	15,671	円」を「1,448,113千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支			
	m	m	m	出の予定額を次のとおり補正する。			
(ロ) 新都市水道整備工事				(科 目)	(既決	(補正	(計)
配 水 管 布 設	1,080	△493	587		予定額)	予定額)	
	m	m	m	収	入		
(ハ) 施設改良工事				第 1 款 上水道資本的収入	2,453,379	△150,678	2,302,701
配 水 管 布 設	1,023	37	1,060		千円	千円	千円
	m	m	m	第 1 項 企 業 債	1,773,300	△138,800	1,634,500
配 水 管 布 設 替	565	27	592		千円	千円	千円
	m	m	m	第 2 項 出 資 金	79,809	52,200	132,009
(ニ) 岩見三内地区統合簡易水道工事					千円	千円	千円
配 水 管 布 設	10,000	2,557	12,557	第 3 項 補 助 金	206,018	△2,703	203,315
	m	m	m		千円	千円	千円
(収益的収入及び支出)				第 5 項 負担金及び寄附金	394,242	△61,375	332,867
第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の					千円	千円	千円
とおり補正する。				第 2 款 簡易水道資本的収入	419,742	△30,844	388,898
(科 目)	(既決	(補正	(計)		千円	千円	千円
	予定額)	予定額)		第 1 項 企 業 債	184,500	9,300	193,800
収	入				千円	千円	千円
第 1 款 上水道事業収益	7,640,516	△50,314	7,590,202	第 2 項 出 資 金	93,546	△28,998	64,548
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第 1 項 営 業 収 益	7,510,174	△41,110	7,469,064	第 3 項 補 助 金	135,000	△11,900	123,100
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第 2 項 営 業 外 収 益	130,332	△9,204	121,128	第 4 項 負担金及び寄附金	6,696	754	7,450
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第 2 款 簡易水道事業収益	363,520	△16,225	347,295	収 入 合 計	2,873,121	△181,522	2,691,599
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第 1 項 営 業 収 益	277,255	△16,135	261,120	支	出		
	千円	千円	千円	第 1 款 上水道資本的支出	4,841,304	△210,752	4,630,552
第 2 項 営 業 外 収 益	86,265	△90	86,175		千円	千円	千円
	千円	千円	千円	第 1 項 建設改良費	2,050,911	△93,292	1,957,619
収 入 合 計	8,004,036	△66,539	7,937,497		千円	千円	千円
	千円	千円	千円	第 2 項 企業債償還金	2,790,393	△117,460	2,672,933
支	出				千円	千円	千円
第 1 款 上水道事業費用	7,451,984	△127,347	7,324,637	第 2 款 簡易水道資本的支出	514,333	△26,561	487,772

千円

千円

千円

第1項 建設改良費

364,558

△26,560

337,998

千円

千円

千円

第2項 企業債償還金

149,775

△1

149,774

千円

千円

千円

支出合計

5,355,637

△237,313

5,118,324

千円

千円

千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

(既決
予定額)

(補正
予定額)

(計)

限度額

1,957,800

△129,500

1,828,300

千円

千円

千円

(利益剰余金の処分)

第6条 予算第10条中当年度末処分利益剰余金「78,989千円」を「131,132千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

(既決
予定額)

(補正
予定額)

(計)

(1) 減債積立金

78,989

52,143

131,132

千円

千円

千円

平成17年度秋田市交通事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成17年度秋田市交通事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成17年度秋田市交通事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)

(既決
予定額)

(補正
予定額)

(計)

収入

第1款 自動車運送事業収益

100,157

1,188,478

1,288,635

千円

千円

千円

第1項 営業収益

58,032

△43,374

14,658

千円

千円

千円

第2項 営業外収益

42,125

1,231,852

1,273,977

千円

千円

千円

支出

第1款 自動車運送事業費用

701,034

34,623

735,657

千円

千円

千円

第1項 営業費用

685,705

34,688

720,393

千円

千円

千円

第2項 営業外費用

12,329

△66

12,263

千円

千円

千円

第4項 特別損失

－

1

1

千円

千円

千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第5条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(既決
予定額)

(補正
予定額)

(計)

(1) 職員給与費

564,475

△6,733

557,742

千円

千円

千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第6条中「30,251千円」を「1,258,652千円」に改め

る。

平成17年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成17年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決
予定量)

(補正
予定量)

(計)

(2) 年間総処理水量

42,298,762

△1,797,356

40,501,406

m³

m³

m³

(3) 一日平均処理水量

115,887

△4,925

110,962

m³

m³

m³

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 管渠建設

管渠布設

28,609

△116

28,493

m

m

m

管渠布設替

803

287

1,090

m

m

m

(ニ) 特定環境保全公共下水道

管渠布設

1,461

△237

1,224

m

m

m

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条本文なお書中営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費「3,354,655千円」を「3,298,409千円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)

(既決
予定額)

(補正
予定額)

(計)

収入

第1款 下水道事業収益

10,053,508

76,710

10,130,218

千円

千円

千円

第1項 営業収益

7,470,300

7,654

7,477,954

千円

千円

千円

第2項 営業外収益

2,563,593

58,715

2,622,308

千円

千円

千円

第3項 特別利益

19,615

10,341

29,956

千円

千円

千円

支出

第1款 下水道事業費用

9,983,564

△140,701

9,842,863

千円

千円

千円

第1項 営業費用

6,508,831

△166,490

6,342,341

千円

千円

千円

第2項 営業外費用

3,450,119

9,403

3,459,522

千円

千円

千円

第3項 特別損失

22,064

16,386

38,450

千円

千円

千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,644,053千円」を「3,764,827千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「45,670千円」を「240千円」に、過年度分損益勘定留保資金「379,060千円」を「687,592千円」に、当年度分損益勘定留保資金「3,219,323千円」を「3,076,995千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び

支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	10,490,126 千円	△2,407,626 千円	8,082,500 千円
第1項 企 業 債	7,584,900 千円	△2,641,200 千円	4,943,700 千円
第3項 補 助 金	1,528,480 千円	233,000 千円	1,761,480 千円
第4項 負 担 金	417,013 千円	5,974 千円	422,987 千円
第5項 固定資産売却代金	5,405 千円	△5,400 千円	5 千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	14,134,179 千円	△2,286,852 千円	11,847,327 千円
第1項 建設改良費	5,819,876 千円	277,628 千円	6,097,504 千円
第2項 企業債償還金	8,314,303 千円	△2,564,480 千円	5,749,823 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	7,626,200 千円	△2,641,200 千円	4,985,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	756,420 千円	△29,775 千円	726,645 千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「2,559,461千円」を「2,619,565千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度未処分利益剰余金137,481千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 137,481千円

秋田市告示第62号

平成18年 3 月23日の「平成18年 2 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成18年度秋田市一般会計予算

平成18年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,836,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		42,679,431
	1 市民税	17,908,930
	2 固定資産税	20,858,854
	3 軽自動車税	403,754
	4 市たばこ税	2,185,738

	5 鉱産税	7,122
	6 特別土地保有税	2
	7 入湯税	20,416
	8 事業所税	1,294,615
2 地方譲与税		3,481,904
	1 所得譲与税	2,258,347
	2 自動車重量譲与税	836,627
	3 地方道路譲与税	320,629
	4 特別とん譲与税	27,911
	5 航空機燃料譲与税	38,390
3 利子割交付金		119,079
	1 利子割交付金	119,079
4 配当割交付金		35,287
	1 配当割交付金	35,287
5 株式等譲渡所得割交付金		18,407
	1 株式等譲渡所得割交付金	18,407
6 地方消費税交付金		3,200,389
	1 地方消費税交付金	3,200,389
7 ゴルフ場利用税交付金		82,499
	1 ゴルフ場利用税交付金	82,499
8 自動車取得税交付金		352,443
	1 自動車取得税交付金	352,443
9 国有提供施設等所在市助成交付金		10,461
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	10,461
10 地方特例交付金		1,075,000
	1 地方特例交付金	1,075,000
11 地方交付税		23,038,000

	1 地方交付税	23,038,000
12 交通安全対策特別交付金		110,000
	1 交通安全対策特別交付金	110,000
13 分担金及び負担金		1,082,412
	1 分担金	1,336
	2 負担金	1,081,076
14 使用料及び手数料		2,232,034
	1 使用料	1,368,711
	2 手数料	863,323
15 国庫支出金		12,582,605
	1 国庫負担金	9,725,629
	2 国庫補助金	2,755,950
	3 委託金	101,026
16 県支出金		4,033,509
	1 県負担金	1,582,899
	2 県補助金	2,007,674
	3 委託金	442,936
17 財産収入		452,787
	1 財産運用収入	232,964
	2 財産売払収入	219,823
18 寄附金		1
	1 寄附金	1
19 繰入金		2,371,527
	1 特別会計繰入金	70,047
	2 基金繰入金	2,301,480
20 繰越金		678,000
	1 繰越金	678,000

21 諸 収 入		6,171,925
	1 延滞金、加算金及び過料	18,635
	2 市預金利子	870
	3 貸付金元利収入	5,130,682
	4 受託事業収入	140,992
	5 雑入	880,746
22 市 債		10,028,300
	1 市債	10,028,300
歳 入 合 計		113,836,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		753,054
	1 議会費	753,054
2 総 務 費		13,409,562
	1 総務管理費	11,734,437
	2 徴税費	1,028,744
	3 戸籍住民基本台帳費	268,990
	4 選挙費	162,817
	5 統計調査費	109,893
	6 監査委員費	104,681
3 民 生 費		31,430,719
	1 社会福祉費	13,956,254
	2 児童福祉費	8,886,817
	3 生活保護費	8,539,128
	4 国民年金費	47,356
	5 災害救助費	1,164
4 衛 生 費		8,702,475

	1 環境衛生費	319,672
	2 保健所費	2,003,368
	3 清掃費	4,519,525
	4 病院費	1,337,452
	5 上水道費	337,452
	6 食肉衛生検査所費	185,006
5 労 働 費		415,705
	1 労働諸費	415,705
6 農林水産業費		2,151,618
	1 農業費	1,722,706
	2 林業費	428,912
7 商 工 費		6,113,671
	1 商工費	6,113,671
8 土 木 費		20,186,237
	1 土木管理費	435,719
	2 道路橋りょう費	5,077,236
	3 河川費	223,216
	4 港湾費	1,337,266
	5 都市計画費	6,857,555
	6 下水道費	5,739,850
	7 住宅費	515,395
9 消 防 費		3,293,770
	1 消防費	3,293,770
10 教 育 費		11,296,044
	1 教育総務費	1,797,939
	2 小学校費	3,208,208
	3 中学校費	1,787,014

	4 高等学校費	866,456
	5 社会教育費	2,297,440
	6 保健体育費	514,227
	7 専修学校費	104,549
	8 短期大学費	720,211
11 災害復旧費		5
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公 債 費		15,963,953
	1 公債費	15,963,953
13 諸 支 出 金		39,187
	1 公営企業費	39,186
	2 雑支出	1
14 予 備 費		80,000
	1 予備費	80,000
歳 出 合 計		113,836,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
8 土 木 費	5 都市計画費	秋 田 駅 東 西 歩 道 橋 西 側 昇 降 口 等 整 備 事 業	414,632	平成18年度	134,632
				平成19年度	181,000
				平成20年度	99,000
10 教 育 費	3 中学校費	秋田東中学校大規模改造事業	339,080	平成18年度	132,391
				平成19年度	206,689

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
固 定 資 産 土 地 評 価 替 業 務 委 託 経 費	平成18年度～平成20年度	43,019
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金 利 子 補 給	平成18年度～平成42年度	6,730
設 備 近 代 化 資 金 ・ 空 き 店 舗 等 利 用 資 金 ・ 販 路 開 拓 資 金 利 子 補 給	平成18年度～平成23年度	13,578
中 小 製 造 業 設 備 投 資 資 金 利 子 補 給	平成18年度～平成25年度	40,004
中 小 企 業 用 地 取 得 資 金 利 子 補 給 (平 成 18 年 度 設 定)	平成18年度～平成21年度	6,894
南 部 中 央 線 幹 線 道 路 整 備 事 業	平成18年度～平成20年度	1,101,000
バ ス 交 通 総 合 改 善 事 業	平成18年度～平成19年度	108,500

第4表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総 務 費	823,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社 会 福 祉 費	38,600			
清 掃 費	131,300			
上 水 道 費	21,200			
農 業 費	253,000			
林 業 費	24,700			
商 工 費	114,600			
道 路 橋 り ょ う 費	2,222,900			
土 地 区 画 整 理 費	517,900			
街 路 事 業 費	1,507,200			
公 園 整 備 費	147,200			
都 市 拠 点 総 合 整 備 費	58,500			
住 宅 費	77,300			
消 防 費	40,600			
小 学 校 費	414,700			
中 学 校 費	177,700			
社 会 教 育 費	31,000			

減 税 補 て ん 債	400,500			
臨 時 財 政 対 策 債	3,025,700			
計	10,028,300			

平成18年度秋田市土地区画整理会計予算

平成18年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,550,601千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 国庫支出金		617,050
	1 国庫補助金	617,050
2 換地清算金		8,346
	1 換地清算金	8,346
3 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
4 繰入金		823,203
	1 繰入金	823,203
5 繰越金		102,000
	1 繰越金	102,000
6 諸収入		1
	1 延滞金、加算金及び過料	1
歳 入	合 計	1,550,601

歳 出

（単位：千円）

款	項	金 額
1 事業費		1,545,101
	1 土地区画整理費	1,545,101
2 公債費		4,500

	1 公債費	4,500
3 予 備 費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,550,601

平成18年度秋田市市有林会計予算

平成18年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ182,173千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,726
	1 財産運用収入	2,721
	2 財産売払収入	3
	3 分収林収入	2
2 繰 入 金		145,787
	1 繰入金	145,787
3 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
4 諸 収 入		1,059
	1 雑入	1,059
5 市 債		32,600
	1 市債	32,600
歳 入 合 計		182,173

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		45,746

	1 総務管理費	45,746
2 事業費		43,672
	1 造林事業費	43,672
3 公債費		91,337
	1 公債費	91,337
4 諸支出金		918
	1 分収交付金	918
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		182,173

第2表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林事業費	32,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	32,600			

平成18年度秋田市市営墓地会計予算

平成18年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,483千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		28,196
	1 使用料	10,965
	2 手数料	17,231
2 繰入金		40,231
	1 繰入金	40,231

3 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
4 諸収入		56
	1 雑入	56
歳 入 合 計		71,483

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		30,152
	1 総務管理費	30,152
2 事業費		40,231
	1 事業費	40,231
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		71,483

平成18年度秋田市中央卸売市場会計予算

平成18年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ664,437千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		302,640
	1 使用料	302,630
	2 手数料	10
2 繰入金		167,070
	1 繰入金	167,070

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		194,726
	1 貸付金元利収入	84,325
	2 雑入	110,401
歳 入 合 計		664,437

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		464,868
	1 総務管理費	464,868
2 事業費		8,000
	1 中央卸売市場施設整備費	8,000
3 公債費		190,569
	1 公債費	190,569
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		664,437

平成18年度秋田市農業集落排水会計予算

平成18年度秋田市の農業集落排水会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,190,128千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定によ

り債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		32,926
	1 分担金	32,926

2 使用料及び手数料		152,118
	1 使用料	152,118
3 県支出金		333,550
	1 県補助金	333,550
4 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
5 繰入金		345,119
	1 一般会計繰入金	338,009
	2 基金繰入金	7,110
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		2,004
	1 雑入	2,004
8 市債		324,400
	1 市債	324,400
歳 入 合 計		1,190,128

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		191,433
	1 総務管理費	191,433
2 事業費		653,938
	1 農業集落排水事業費	630,400
	2 個別排水処理事業費	23,538
3 公債費		344,257
	1 公債費	344,257
4 予備費		500
	1 予備費	500

歳 出 合 計	1,190,128
---------	-----------

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	平成18年度～平成27年度	2,628
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償	平成18年度～平成27年度	1,000

第 3 表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 集 落 排 水 事 業 費	307,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
個 別 排 水 処 理 事 業 費	17,300			
計	324,400			

平成18年度秋田市大森山動物園会計予算

平成18年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ374,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		72,798
	1 使用料	72,798
2 寄 附 金		1
	1 寄附金	1
3 繰 入 金		294,690
	1 繰入金	294,690
4 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
5 諸 収 入		7,376
	1 雑入	7,376

歳 入 合 計	374,866
---------	---------

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		303,271
	1 総務管理費	303,271
2 事 業 費		6,000
	1 動物園施設整備費	6,000
3 公 債 費		64,595
	1 公債費	64,595
4 予 備 費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		374,866

平成18年度秋田市廃棄物発電会計予算

平成18年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149,649千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、148,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 発 電 収 入		149,648
	1 発電収入	149,648
2 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		149,649

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		11,150
	1 総務管理費	11,150

2 繰 出 金		70,047
	1 一般会計繰出金	70,047
3 公 債 費		67,452
	1 公債費	67,452
4 予 備 費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		149,649

平成18年度秋田市国民健康保険事業会計予算

平成18年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,703,752千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1,700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		9,031,499
	1 国民健康保険税	9,031,499
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 国庫支出金		7,420,165
	1 国庫負担金	5,459,910
	2 国庫補助金	1,960,255
4 療養給付費交付金		6,541,646
	1 療養給付費交付金	6,541,646
5 県支出金		1,266,460
	1 県負担金	71,374
	2 県補助金	1,195,086
6 共同事業交付金		2,394,416

	1 共同事業交付金	2,394,416
7 繰入金		2,045,883
	1 一般会計繰入金	2,045,883
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		3,680
	1 延滞金、加算金及び過料	1,151
	2 預金利子	1
	3 雑入	2,528
歳入合計		28,703,752

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		195,382
	1 総務管理費	87,438
	2 徴税費	99,522
	3 運営協議会費	341
	4 収納率向上特別対策事業費	8,081
2 保険給付費		19,142,117
	1 療養諸費	17,316,611
	2 高額療養費	1,638,504
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	86,450
	5 葬祭諸費	100,550
3 老人保健拠出金		5,245,210
	1 老人保健拠出金	5,245,210
4 介護納付金		1,522,263
	1 介護納付金	1,522,263

5 共同事業拠出金		2,249,797
	1 共同事業拠出金	2,249,797
6 保健事業費		129,098
	1 保健事業費	129,098
7 公 債 費		6,000
	1 公債費	6,000
8 諸 支 出 金		13,885
	1 償還金及び還付加算金	13,884
	2 一部負担金	1
9 予 備 費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		28,703,752

平成18年度秋田市老人保健医療事業会計予算
平成18年度秋田市の老人保健医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,969,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 支払基金交付金		16,263,071
	1 支払基金交付金	16,263,071
2 国庫支出金		9,072,612
	1 国庫負担金	9,062,893
	2 国庫補助金	9,719
3 県 支 出 金		2,265,722
	1 県負担金	2,265,722
4 繰 入 金		2,367,977
	1 繰入金	2,367,977
5 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
6 諸 収 入		3
	1 雑入	3
歳 入 合 計		29,969,386

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		61,003
	1 総務管理費	61,003
2 医 療 諸 費		29,858,381
	1 医療諸費	29,858,381
3 諸 支 出 金		2
	1 償還金及び還付加算金	2
4 予 備 費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		29,969,386

平成18年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
平成18年度秋田市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,477千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		17,069
	1 繰入金	17,069
2 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
3 諸 収 入		37,983
	1 貸付金元利収入	37,982

	2 雑入	1
4 市 債		31,424
	1 市債	31,424
歳 入 合 計		86,477

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		86,477
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	86,477
歳 出 合 計		86,477

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	31,424	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、同法施行令第42条の規定による。
計	31,424			

平成18年度秋田市介護保険事業会計予算

平成18年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,842,007千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		3,197,771
	1 介護保険料	3,197,771
2 手 数 料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		4,098,473
	1 国庫負担金	3,292,906

	2 国庫補助金	805,567
4 支払基金交付金		5,112,056
	1 支払基金交付金	5,112,056
5 県支出金		2,066,523
	1 県負担金	2,058,065
	2 県補助金	8,458
6 財産収入		47
	1 基金運用収入	47
7 繰入金		2,362,437
	1 一般会計繰入金	2,362,437
8 繰越金		4,696
	1 繰越金	4,696
9 諸収入		3
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2
歳 入 合 計		16,842,007

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		284,914
	1 総務管理費	284,914
2 保険給付費		16,464,526
	1 介護サービス等諸費	15,199,465
	2 支援サービス等諸費	471,975
	3 高額介護サービス等費	178,465
	4 特定入所者介護サービス等費	584,421
	5 その他諸費	30,200
3 財政安定化基金拠出金		17,746

	1 財政安定化基金拠出金	17,746
4 地域支援事業費		51,753
	1 介護予防事業費	25,999
	2 包括的支援事業・任意事業費	25,754
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公 債 費		8,365
	1 公債費	1,000
	2 財政安定化基金償還金	7,365
7 諸 支 出 金		4,702
	1 償還金及び還付加算金	4,702
8 予 備 費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		16,842,007

平成18年度秋田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 病 床 数 | 468床 |
| (2) 年 間 患 者 数 | |
| 入 院 | 148,190人 |
| 外 来 | 325,360人 |
| (3) 一日平均患者数 | |
| 入 院 | 406人 |
| 外 来 | 1,328人 |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 総合医療情報システム更新 | 一式 |
| 医療機械購入 | 9品目 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 病院事業収益 | 9,042,180千円 |
| 第1項 医 業 収 益 | 8,093,920千円 |
| 第2項 医 業 外 収 益 | 948,259千円 |
| 第3項 特 別 利 益 | 1千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 病院事業費用 | 9,164,296千円 |
| 第1項 医 業 費 用 | 8,765,076千円 |

第2項 医 業 外 費 用 370,120千円

第3項 特 別 損 失 27,100千円

第4項 予 備 費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額349,552千円は
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額932千円及び
過年度分損益勘定留保資金348,620千円で補てんするものとす
る。)

- | | |
|-----------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 資 本 的 収 入 | 850,210千円 |
| 第1項 企 業 債 | 575,900千円 |
| 第2項 出 資 金 | 274,310千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資 本 的 支 出 | 1,199,762千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 611,157千円 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 588,605千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法
は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費

限 度 額 575,900千円

起債の方法 証書借入

利 率 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り
入れる場合、利率の見直しを行った後において
は、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 4,610,479千円

(2) 交 際 費 500千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、166,784千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,520,000千円と定める。

平成18年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(上水道)	(簡易水道)	(計)
(1) 給 水 戸 数	140,702 戸	4,066 戸	144,768 戸
(2) 年間総配水量	40,483,513 m ³	1,355,253 m ³	41,838,766 m ³
(3) 一日平均配水量	110,913 m ³	3,713 m ³	114,626 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配水管整備工事			
配 水 管 布 設		11,731m	
配 水 管 布 設 替		14,056m	
(ロ) 新都市水道整備工事			
配 水 管 布 設		1,189m	
(ハ) 施設改良工事			
配 水 管 布 設		360m	
仁井田・豊岩浄水場施設整備		一式	
(ニ) 岩見三内地区統合簡易水道工事			
配 水 管 布 設		4,065m	
集中監視装置設備設置		一式	
(ホ) 河辺南部地区簡易水道基幹改良工事			
配 水 管 布 設 替		1,544m	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 上 水 道 事 業 収 益	7,567,000千円
第1項 営 業 収 益	7,466,891千円
第2項 営 業 外 収 益	100,099千円
第3項 特 別 利 益	10千円
第2款 簡 易 水 道 事 業 収 益	337,324千円
第1項 営 業 収 益	258,199千円

第2項 営 業 外 収 益	79,125千円
収 入 合 計	7,904,324千円
支 出	

第1款 上 水 道 事 業 費 用	7,244,437千円
第1項 営 業 費 用	5,956,206千円
第2項 営 業 外 費 用	1,237,861千円
第3項 特 別 損 失	48,570千円
第4項 予 備 費	1,800千円
第2款 簡 易 水 道 事 業 費 用	420,471千円
第1項 営 業 費 用	301,299千円
第2項 営 業 外 費 用	118,292千円
第3項 特 別 損 失	880千円
支 出 合 計	7,664,908千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,627,072千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,825千円、減債積立金131,132千円、過年度分損益勘定留保資金890,844千円、当年度分損益勘定留保資金1,537,271千円で補てんするものとする。)

	収 入
第1款 上 水 道 資 本 的 収 入	1,511,810千円
第1項 企 業 債	932,300千円
第2項 出 資 金	106,660千円
第3項 補 助 金	132,042千円
第4項 固定資産売却代金	10千円
第5項 負担金及び寄附金	340,798千円
第2款 簡 易 水 道 資 本 的 収 入	386,610千円
第1項 企 業 債	179,000千円
第2項 出 資 金	91,068千円
第3項 補 助 金	109,793千円
第4項 負担金及び寄附金	6,749千円
収 入 合 計	1,898,420千円
支 出	
第1款 上 水 道 資 本 的 支 出	4,033,632千円
第1項 建 設 改 良 費	1,946,714千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,086,918千円
第2款 簡 易 水 道 資 本 的 支 出	491,860千円
第1項 建 設 改 良 費	310,076千円
第2項 企 業 債 償 還 金	181,784千円
支 出 合 計	4,525,492千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る 資金融資あっせん利子 補給	平成18年度から 23年度まで	336千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	1,111,300千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り

入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,771,777千円

(2) 交 際 費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、139,724千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度末処分利益剰余金167,058千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 167,058千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成18年度秋田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数 101,600戸

(2) 年間総処理水量 41,730,527m³

(3) 一日平均処理水量 114,330m³

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 管 渠 建 設

管 渠 布 設 22,649m

管 渠 布 設 替 2,134m

(ロ) ポンプ場建設

川口ポンプ場施設整備 一式

(ハ) 処 理 場 建 設

八橋終末処理場施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益 10,001,572千円

第1項 営 業 収 益 7,643,218千円

第2項 営 業 外 収 益 2,358,352千円

第3項 特 別 利 益 2千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用 9,843,644千円

第1項 営 業 費 用 6,589,196千円

第2項 営 業 外 費 用 3,216,597千円

第3項 特 別 損 失 35,301千円

第4項 予 備 費 2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,565,518千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,272千円、減債積立金137,481千円、過年度分損益勘定留保資金128,983千円、当年度分損益勘定留保資金3,245,782千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入 8,340,187千円

第1項 企 業 債 5,601,900千円

第2項 出 資 金 1,023,741千円

第3項 補 助 金 1,092,300千円

第4項 負 担 金 622,245千円

第5項 固定資産売却代金 1千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 11,905,705千円

第1項 建 設 改 良 費 4,800,935千円

第2項 企 業 債 償 還 金 7,104,770千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期 間 限 度 額

水洗便所改造 平成18年度から 19,828千円
資金利子補給 23年度まで

水洗便所改造 平成18年度から 25,800千円
資金損失補償 23年度まで

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費及び企業債償還金

限 度 額 5,601,900千円

起債の方法 証書借入

利 率 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 717,134千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,356,765千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度末処分利益剰余金104,652千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 104,652千円

平成17年度秋田市一般会計補正予算（第9号）
 平成17年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,073,400千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,933,180千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 財 産 収 入		616,983	462,186	1,079,169
	2 財産売払収入	411,442	462,186	873,628
19 繰 入 金		4,366,454	611,214	4,977,668
	2 基金繰入金	4,304,199	611,214	4,915,413
歳 入 合 計		122,859,780	1,073,400	123,933,180

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		17,703,561	1,073,400	18,776,961
	1 総務管理費	15,632,348	1,073,400	16,705,748
歳 出 合 計		122,859,780	1,073,400	123,933,180

秋田市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員に委任し、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

収入役から出納員への委任

委任を受ける 出 納 員	委 任 事 務
田口 光宏	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の 公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 3月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 契約の始期
平成18年 4月 1日
- 2 費用額の算定方法
別表のとおり

3 契約の相手方

氏名 堀 井 照 重

住所 秋田県秋田市土崎港中央一丁目 6 番36号

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に一括払とする。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

(別表)

基本費用	4,350,000円
執務費用	執務費用については、次のとおり算定した金額とし、9,950,000円を上限とする。 次の基本執務費用および外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。 (1) 基本執務費用 乙が、監査の結果に関する報告の提出およびそのために行った監査の執務日数に、89,000円を乗じた金額とする。 (2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が、監査の結果に関する報告の提出およびそのために行った監査の事務の補助の執務日数に、55,000円を乗じた金額を合算したものとする。

秋田市告示第65号

秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成18年 3 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施 設 名 秋田市旭北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市大町四丁目 4 番15号
旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 中谷 久左衛門
- 3 指定の期間 平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

秋田市告示第66号

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成18年 3 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施 設 名 秋田市雄和地区北部コミュニティ施設
- 2 指定管理者 秋田市雄和椿川字袖ノ沢44番地
鹿野戸自治会
会長 東海林 詔 一
- 3 指定の期間 平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

秋田市告示第67号

秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成18年 3 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施 設 名 秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設
- 2 指定管理者 秋田市雄和萱ヶ沢字土橋45番地
中の沢自治会
会長 打 矢 廣 雄
- 3 指定の期間 平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

秋田市告示第68号

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成18年 3 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施 設 名 秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設
- 2 指定管理者 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
萱ヶ沢自治会
会長 片 桐 登司夫
- 3 指定の期間 平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

秋田市告示第69号

秋田市雄和山村交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する

る条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成18年 3 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施 設 名 秋田市雄和山村交流センター
- 2 指定管理者 秋田市雄和碓田字梵天野27番地 1
碓田自治会
会長 那 須 芳 秋
- 3 指定の期間 平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

秋田市告示第70号

次の差押通知書・配当計算書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該差押書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 3 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市南通築地 4 番 9 号
アークシティー築地第 1 －807号
菊 池 あつ子
- 2 送達する書類
配当計算書 1 通

秋田市告示第71号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年秋田市規則第34号）第 5 条の規定により告示する。

平成18年 3 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診療科目	医師氏名	医療機関名	所 在 地
内 科	佐伯 重昭	医療法人明光会 五十嵐記念病院	秋田市土崎港中 央一丁目17番23 号
心臓血管 外 科	大内 真吾	医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みそ の町 3 番15号

秋田市告示第72号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、雄物川河川緑地野球場、テニスコートおよび一つ森公園コミュニティ体育館アリーナ、弓道場使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 3 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 受託人の住所および氏名 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1
番地の 1
財団法人 秋田市総合振興公社
理事長 相 場 道 也
- 2 委託期間 平成18年 4 月 1 日から平成19年 3
月31日まで

秋田市告示第73号

秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を次のとお

り指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成18年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施 設 名 秋田市河辺高齢者健康づくりセンター
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字丸舞 1 番地 1
河辺地域振興株式会社
代表取締役 名古屋 昇
- 3 指定の期間 平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

秋田市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
戸賀沢自治会
- 2 認可年月日

平成 5 年 8 月 2 日

- 3 変更があった事項およびその内容
事務所

変更前 秋田市雄和戸賀沢字片田102番地 3

変更後 秋田市雄和戸賀沢字御江田182番地 2

- 4 変更年月日

平成18年 3 月29日

- 5 変更の理由

事務所の所在の変更による

秋田市告示第75号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月30日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	旧新別	路 線 名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	高 岡 大 沢 線	秋田市河辺高岡字河原田下段361番地先 秋田市河辺大沢字中田93番地先	2,368.0	4.00 ～ 8.50
	新	高 岡 大 沢 線	秋田市河辺高岡字河原田下段361番地先 秋田市河辺大沢字中田93番地先	2,368.1	4.00 ～ 8.50
市道	旧	豊 成 丸 山 線	秋田市河辺戸島字大古川 5 番地先 秋田市河辺畑谷字岱219番 1 地先	963.0	2.50 ～ 5.60
	新	豊 成 丸 山 線	秋田市河辺戸島字大古川 5 番地先 秋田市河辺畑谷字岱219番 1 地先	975.4	2.50 ～ 5.60
市道	旧	畑 谷 1 号 線	秋田市河辺畑谷字中村227番地先 秋田市河辺畑谷字中村210番地先	298.4	3.20 ～ 5.80
	新	畑 谷 1 号 線	秋田市河辺畑谷字中村227番地先 秋田市河辺畑谷字中村210番地先	312.5	3.20 ～ 5.80
市道	旧	赤 平 1 号 線	秋田市河辺赤平字田中115番地先 秋田市河辺赤平字田中183番地	863.5	4.00 ～ 6.40
	新	赤 平 1 号 線	秋田市河辺赤平字田中115番地先 秋田市河辺赤平字田中183番地	258.9	4.00 ～ 6.40
市道	旧	神内大又 1 号線	秋田市河辺神内字坂ノ下 1 番 3 地先 秋田市河辺岩見字善知鳥坂139番 1 地先	11,925.3	3.80 ～ 16.00
	新	神内大又 1 号線	秋田市河辺神内字坂ノ下 1 番 3 地先 秋田市河辺岩見字善知鳥坂139番 1 地先	11,932.3	3.80 ～ 16.00
市道	旧	畑 谷 線	秋田市河辺戸島字下久保21番地先 秋田市河辺畑谷字大又58番地先	1,746.8	4.50 ～ 6.10
	新	畑 谷 線	秋田市河辺戸島字下久保21番地先 秋田市河辺畑谷字大又58番地先	1,844.3	4.50 ～ 6.10

- 2 供用開始の期日
平成18年 3 月30日
- 3 縦覧期間
平成18年 3 月30日から
平成18年 4 月12日まで

秋田市告示第76号

市道路線区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり市道路線の区域を変更する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月30日

秋田市道路管理者
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路 線 名	起 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
			終 点		
市道	旧	川 尻 広 面 線	秋田市山王臨海町137番 2 地先 秋田市広面字広面10番 4 地先	5,233.30	6.00 ～ 37.00
	新	川 尻 広 面 線	秋田市山王臨海町137番 2 地先 秋田市広面字広面10番 4 地先	5,233.30	6.00 ～ 37.00
市道	旧	新 都 市 大 通 線	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上132番 2 地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢310番 3 地先	2,350.00	20.00 ～ 40.00
	新	新 都 市 大 通 線	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上132番 2 地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢85番 3 地先	2,324.00	20.00 ～ 40.00
市道	旧	御所野上北手線	秋田市御所野元町三丁目 3 番 3 地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢310番 3 地先	788.40	20.00 ～ 37.80
	新	御所野上北手線	秋田市御所野元町三丁目 3 番 3 地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢85番 3 地先	777.10	20.00 ～ 37.80

2 縦覧期間

平成18年 3 月30日から
平成18年 4 月12日まで

秋田市告示第77号

市道路線供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、

市道路線を次のとおり供用開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成18年 3 月30日

秋田市道路管理者
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の供用開始の区間

路 線 番 号	路 線 名	供 用 開 始 区 間
1 0 6 1	川 尻 広 面 線	秋田市山王臨海町137番 2 地先 秋田市山王五丁目138番地先
1 0 6 1	川 尻 広 面 線	秋田市大町五丁目487番地先 秋田市広面字広面10番 4 地先
1 0 7 7	新 都 市 大 通 線	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上132番 2 地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢211番地先
1 0 7 8	御所野上北手線	秋田市御所野元町三丁目 3 番 3 地先 秋田市上北手古野字台55番地先

2 供用開始の期日

平成18年 3 月30日

3 縦覧期間

平成18年 3 月30日から
平成18年 4 月12日まで

秋田市告示第78号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の
規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成18年 3 月30日

秋田市道路管理者
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	旧新別	路 線 名	起 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
			終 点		
市道	旧	土 崎 本 線	秋田市土崎港中央一丁目74番 1 地先 秋田市土崎港北七丁目301番 1 地先	2,723.40	7.40 ～ 12.60
	新	土 崎 本 線	秋田市土崎港中央一丁目74番 1 地先 秋田市土崎港北七丁目301番 1 地先	2,723.40	7.40 ～ 12.60

市道	旧	秋田港四ッ谷線	秋田市土崎港中央三丁目43番地先 秋田市将軍野青山町186番 1 地先	2,201.30	10.60 ～ 22.40
	新	秋田港四ッ谷線	秋田市土崎港中央三丁目43番地先 秋田市将軍野青山町186番 1 地先	2,201.30	10.60 ～ 33.00
市道	旧	秋田駅東中央線	秋田市手形字西谷地402番地先 秋田市広面字谷地田18番地先	1,458.30	20.00 ～ 43.40
	新	秋田駅東中央線	秋田市手形字西谷地562番地先 秋田市広面字谷地田18番地先	1,380.10	20.00 ～ 43.40
市道	旧	柳原新田茨島線	秋田市柳原新田字古川添51番 1 地先 秋田市茨島七丁目325番 2 地先	1,293.80	16.00 ～ 18.00
	新	柳原新田茨島線	秋田市柳原新田字古川添51番 1 地先 秋田市茨島七丁目325番 2 地先	1,293.80	16.00 ～ 19.00
市道	旧	観音前館ノ越線	秋田市東通観音前265番地先 秋田市東通館ノ越135番 3 地先	750.00	3.20 ～ 8.10
	新	観音前館ノ越線	秋田市東通観音前265番地先 秋田市東通館ノ越135番 3 地先	751.40	3.20 ～ 8.10
市道	旧	明田上北手線	秋田市広面字野添188番地先 秋田市上北手大戸字大戸115番地先	1,856.80	4.70 ～ 9.80
	新	明田上北手線	秋田市広面字野添188番地先 秋田市上北手大戸字大戸115番地先	1,848.20	4.70 ～ 12.60
市道	旧	川尻総社通り線	秋田市川尻若葉町164番地先 秋田市川元開和町206番 1 地先	1,133.00	14.50 ～ 17.00
	新	川尻総社通り線	秋田市川尻若葉町164番地先 秋田市川元開和町206番 1 地先	1,130.60	14.70 ～ 17.00
市道	旧	仁井田横山中野線	秋田市仁井田字横山57番地先 秋田市四ッ小屋字中野95番 1 地先	1,691.90	2.80 ～ 10.50
	新	仁井田横山中野線	秋田市仁井田字横山57番地先 秋田市四ッ小屋字中野95番 1 地先	1,698.80	2.80 ～ 10.50
市道	旧	仁井田 1 号線	秋田市仁井田字上新田198番 1 地先 秋田市仁井田字古川向28番地先	1,346.00	4.70 ～ 9.00
	新	仁井田 1 号線	秋田市仁井田字上新田198番 1 地先 秋田市仁井田字古川向28番地先	1,346.00	4.90 ～ 9.40
市道	旧	仁井田新田大野牛島西線	秋田市仁井田新田二丁目247番 5 地先 秋田市牛島西三丁目19番 2 地先	2,757.30	3.00 ～ 9.00
	新	仁井田新田大野牛島西線	秋田市仁井田新田二丁目247番 5 地先 秋田市牛島西三丁目19番 2 地先	2,757.30	3.00 ～ 9.00
市道	旧	桂 根 線	秋田市浜田字碑田沢171番 1 地先 秋田市下浜桂根字浜田83番 1 地先	2,637.80	4.80 ～ 18.00
	新	桂 根 線	秋田市浜田字碑田沢171番 1 地先 秋田市下浜桂根字浜田83番 1 地先	2,635.80	5.30 ～ 18.00
市道	旧	新都市 9 号線	秋田市四ッ小屋末戸松本字湯ノ沢500番65地先 秋田市四ッ小屋末戸松本字湯ノ沢80番地先	1,295.40	16.00 ～ 16.10
	新	新都市 9 号線	秋田市四ッ小屋末戸松本字湯ノ沢500番65地先 秋田市四ッ小屋末戸松本字湯ノ沢80番地先	1,295.40	16.00 ～ 19.50
市道	旧	川尻新屋線	秋田市川尻新川町349番地先 秋田市新屋船場町127番11地先	1,547.00	6.00 ～ 37.00
	新	川尻新屋線	秋田市川尻新川町349番地先 秋田市新屋船場町127番11地先	1,522.40	6.00 ～ 37.00
市道	旧	新屋扇町渋谷町線	秋田市新屋扇町100番 1 地先 秋田市新屋渋谷町91番 1 地先	1,586.00	6.80 ～ 12.40
	新	新屋扇町渋谷町線	秋田市新屋扇町100番 1 地先 秋田市新屋渋谷町91番 1 地先	1,586.00	6.80 ～ 14.50

市道	旧	松崎三嶽根線	秋田市外旭川字松崎141番4地先 秋田市泉字三嶽根1番3地先	1,434.00	6.40 ～ 10.60
	新	松崎三嶽根線	秋田市外旭川字松崎141番4地先 秋田市泉字三嶽根1番3地先	1,443.40	6.80 ～ 12.30
市道	旧	広面堰越堤敷線	秋田市広面字近藤堰越19番2地先 秋田市広面字堤敷52番5地先	156.00	9.50 ～ 11.40
	新	広面堰越堤敷線	秋田市広面字近藤堰越19番2地先 秋田市広面字堤敷52番5地先	158.50	10.60 ～ 11.70
市道	旧	広面堤敷 谷内佐渡線	秋田市広面字堤敷53番1地先 秋田市広面字谷内佐渡66番5地先	902.00	6.40 ～ 27.00
	新	広面堤敷 谷内佐渡線	秋田市広面字堤敷53番1地先 秋田市広面字谷内佐渡66番5地先	1,013.00	6.40 ～ 27.00
市道	旧	川元むつみ町 小川町2号線	秋田市川元むつみ町109番地先 秋田市川元小川町83番5地先	244.50	2.70 ～ 7.20
	新	川元むつみ町 小川町2号線	秋田市川元むつみ町109番地先 秋田市川元小川町83番5地先	244.50	2.70 ～ 7.20
市道	旧	川尻新川町 7号線	秋田市川尻新川町299番地先 秋田市川尻新川町360番地先	440.60	5.60 ～ 7.70
	新	川尻新川町 7号線	秋田市川尻新川町299番地先 秋田市川尻新川町360番地先	441.60	5.60 ～ 7.70
市道	旧	川元むつみ町 6号線	秋田市川元むつみ町110番8地先 秋田市川元むつみ町110番12地先	65.00	6.00
	新	川元むつみ町 6号線	秋田市川元むつみ町110番8地先 秋田市川元むつみ町110番12地先	54.50	6.00
市道	旧	山崎団地3号線	秋田市広面字釣瓶町100番75地先 秋田市広面字樋ノ口10番39地先	525.70	4.40 ～ 8.60
	新	山崎団地3号線	秋田市広面字釣瓶町100番75地先 秋田市広面字樋ノ口10番39地先	525.70	4.40 ～ 8.60
市道	旧	館ノ越大元町線	秋田市東通館ノ越10番5地先 秋田市榎山大元町109番1地先	484.70	2.90 ～ 6.00
	新	館ノ越大元町線	秋田市東通館ノ越10番5地先 秋田市榎山大元町109番1地先	484.70	2.90 ～ 6.00
市道	旧	中通一丁目 南通亀の町線	秋田市中通一丁目12番1地先 秋田市南通亀の町241番1地先	1,072.60	5.40 ～ 12.50
	新	中通一丁目 南通亀の町線	秋田市中通一丁目12番1地先 秋田市南通亀の町241番1地先	1,072.60	5.40 ～ 12.50
市道	旧	金照寺山線	秋田市榎山金照町28番3地先 秋田市榎山金照町28番3地先	793.60	2.00 ～ 10.60
	新	金照寺山線	秋田市榎山金照町28番3地先 秋田市榎山金照町28番3地先	793.60	2.50 ～ 10.60
市道	旧	牛島兎谷地 1号線	秋田市榎山字石塚谷地13番3地先 秋田市牛島字兎谷地91番地先	295.40	4.50 ～ 6.00
	新	牛島兎谷地 1号線	秋田市榎山字石塚谷地13番3地先 秋田市牛島字兎谷地91番地先	295.40	4.90 ～ 6.00
市道	旧	手形西谷地 21号線	秋田市手形字西谷地139番4地先 秋田市手形字西谷地126番1地先	262.30	4.00 ～ 6.20
	新	手形西谷地 21号線	秋田市手形字西谷地139番4地先 秋田市手形字西谷地126番1地先	262.30	6.20 ～ 6.40
市道	旧	榎山石塚谷地 1号線	秋田市榎山字石塚谷地7番2地先 秋田市榎山字石塚谷地119番3地先	382.00	4.00 ～ 6.20
	新	榎山石塚谷地 1号線	秋田市榎山字石塚谷地7番2地先 秋田市榎山字石塚谷地119番3地先	382.00	4.70 ～ 6.20

市道	旧	山崎団地16号線	秋田市広面字樋口84番 5 地先 秋田市広面字樋口100番 1 地先	299.40	6.90 ～ 7.00
	新	山崎団地16号線	秋田市広面字樋口84番 5 地先 秋田市広面字樋口100番 1 地先	297.60	6.90 ～ 7.00
市道	旧	仁井田目長田 12 号 線	秋田市仁井田目長田二丁目76番 1 地先 秋田市仁井田目長田二丁目354番 2 地先	136.50	7.80 ～ 9.90
	新	仁井田目長田 12 号 線	秋田市仁井田目長田二丁目76番 1 地先 秋田市仁井田目長田二丁目354番 2 地先	136.50	9.10 ～ 13.80
市道	旧	手形西谷地 38 号 線	秋田市手形字西谷地136番 1 地先 秋田市手形字西谷地107番 1 地先	110.60	4.00
	新	手形西谷地 38 号 線	秋田市手形字西谷地136番 1 地先 秋田市手形字西谷地107番 1 地先	110.60	4.00
市道	旧	榎山城南町 4 号 線	秋田市榎山城南町31番 4 地先 秋田市榎山城南町30番 4 地先	161.70	5.60 ～ 6.00
	新	榎山城南町 4 号 線	秋田市榎山城南町31番 4 地先 秋田市榎山城南町30番 4 地先	161.70	5.60 ～ 6.20
市道	旧	山崎団地33号線	秋田市広面字樋口 9 番 9 地先 秋田市広面字樋口 9 番12地先	35.00	6.00
	新	山崎団地33号線	秋田市広面字樋口 9 番 9 地先 秋田市広面字樋口 9 番12地先	31.50	6.00
市道	旧	秋田駅東 5 号線	秋田市手形字山崎44番 7 地先 秋田市榎山字長沼221番32地先	417.90	9.00 ～ 10.50
	新	秋田駅東 5 号線	秋田市手形字山崎44番 7 地先 秋田市榎山字長沼221番32地先	424.60	9.00 ～ 11.50
市道	旧	榎山石塚谷地 6 号 線	秋田市榎山城南新町627番 3 地先 秋田市榎山城南新町631番 5 地先	213.50	4.80 ～ 8.20
	新	榎山石塚谷地 6 号 線	秋田市榎山城南新町627番 3 地先 秋田市榎山城南新町631番 5 地先	208.50	4.80 ～ 8.20
市道	旧	堂ノ沢団地 3 号 線	秋田市寺内字堂ノ沢187番 1 地先 秋田市寺内字堂ノ沢190番 1 地先	72.00	3.80 ～ 4.30
	新	堂ノ沢団地 3 号 線	秋田市寺内字堂ノ沢187番 1 地先 秋田市寺内字堂ノ沢190番 1 地先	72.00	5.10 ～ 5.60
市道	旧	保戸野八丁 千秋中島町線	秋田市保戸野八丁952番 1 地先 秋田市千秋中島町123番地先	594.20	3.80 ～ 13.10
	新	保戸野八丁 千秋中島町線	秋田市保戸野八丁952番 1 地先 秋田市千秋中島町123番地先	592.50	4.60 ～ 13.10
市道	旧	矢留町手形 からみでん線	秋田市千秋矢留町116番地先 秋田市手形からみでん58番15地先	1,004.60	1.00 ～ 14.80
	新	矢留町手形 からみでん線	秋田市千秋矢留町116番地先 秋田市手形からみでん58番15地先	1,004.60	1.00 ～ 14.80
市道	旧	高陽幸町 3 号線	秋田市高陽幸町285番 1 地先 秋田市高陽幸町154番 2 地先	131.40	4.80 ～ 6.70
	新	高陽幸町 3 号線	秋田市高陽幸町285番 1 地先 秋田市高陽幸町154番 2 地先	131.40	4.80 ～ 7.80
市道	旧	寺内大畑 2 号線	秋田市寺内字大畑345番 1 地先 秋田市寺内字大畑333番地先	84.00	3.00 ～ 3.80
	新	寺内大畑 2 号線	秋田市寺内字大畑345番 1 地先 秋田市寺内字大畑333番地先	84.00	3.00 ～ 3.80
市道	旧	大小路 10 号線	秋田市寺内字大小路143番75地先 秋田市寺内字大小路143番31地先	64.70	6.00
	新	大小路 10 号線	秋田市寺内後城143番75地先 秋田市寺内後城143番77地先	61.80	6.00

市道	旧	土 崎 西 五 丁 目 相 染 町 線	秋田市土崎港西五丁目 8 番地先 秋田市土崎港相染町字中谷地34番10地先	390.00	5.10 ～ 9.50
	新	土 崎 西 五 丁 目 相 染 町 線	秋田市土崎港西五丁目 8 番地先 秋田市土崎港相染町字中谷地34番10地先	390.00	5.10 ～ 9.50
市道	旧	土 崎 西 四 丁 目 五 丁 目 1 号 線	秋田市土崎港西四丁目51番地先 秋田市土崎港西五丁目 1 番 3 地先	561.20	7.20 ～ 10.00
	新	土 崎 西 四 丁 目 五 丁 目 1 号 線	秋田市土崎港西四丁目51番地先 秋田市土崎港西五丁目 1 番 3 地先	561.20	7.20 ～ 9.00
市道	旧	土 崎 西 三 丁 目 8 号 線	秋田市土崎港西三丁目116番地先 秋田市土崎港西三丁目17番地先	349.00	8.00 ～ 10.00
	新	土 崎 西 三 丁 目 8 号 線	秋田市土崎港西三丁目116番地先 秋田市土崎港西三丁目17番地先	349.00	8.00 ～ 9.00
市道	旧	土 崎 電 車 通 跡 線	秋田市土崎港中央一丁目500番地先 秋田市外旭川字野村 2 番 1 地先	2,026.00	6.00 ～ 13.00
	新	土 崎 電 車 通 跡 線	秋田市土崎港中央一丁目500番地先 秋田市外旭川字野村 2 番 1 地先	2,026.00	5.90 ～ 13.00
市道	旧	土 崎 北 一 丁 目 1 号 線	秋田市土崎港北一丁目206番35地先 秋田市土崎港北一丁目18番39地先	405.00	4.40 ～ 9.30
	新	土 崎 北 一 丁 目 1 号 線	秋田市土崎港北一丁目206番35地先 秋田市土崎港北一丁目18番39地先	418.40	4.40 ～ 9.30
市道	旧	土 崎 北 一 丁 目 2 号 線	秋田市土崎港北一丁目18番 4 地先 秋田市土崎港北一丁目196番15地先	241.20	5.20 ～ 6.30
	新	土 崎 北 一 丁 目 2 号 線	秋田市土崎港北一丁目18番 4 地先 秋田市土崎港北一丁目196番15地先	241.20	5.40 ～ 6.30
市道	旧	将 軍 野 団 地 23 号 線	秋田市将軍野桂町229番 2 地先 秋田市将軍野桂町257番 6 地先	399.60	5.50 ～ 8.70
	新	将 軍 野 団 地 23 号 線	秋田市将軍野桂町229番 2 地先 秋田市将軍野桂町257番 6 地先	401.20	5.50 ～ 8.70
市道	旧	将 軍 野 団 地 28 号 線	秋田市将軍野桂町257番 2 地先 秋田市将軍野桂町257番 6 地先	69.80	4.50
	新	将 軍 野 団 地 28 号 線	秋田市将軍野桂町257番 2 地先 秋田市将軍野桂町257番 6 地先	69.80	4.50
市道	旧	外 旭 川 梶 ノ 目 4 号 線	秋田市外旭川字梶ノ目584番地先 秋田市外旭川字梶ノ目101番地先	171.00	2.50 ～ 5.50
	新	外 旭 川 梶 ノ 目 4 号 線	秋田市外旭川字梶ノ目584番地先 秋田市外旭川字梶ノ目101番地先	169.50	2.50 ～ 5.50
市道	旧	外 旭 川 大 畑 1 号 線	秋田市外旭川字大畑82番 3 地先 秋田市外旭川字大畑66番 5 地先	461.30	4.40 ～ 8.00
	新	外 旭 川 大 畑 1 号 線	秋田市外旭川字大畑82番 3 地先 秋田市外旭川字大畑66番 5 地先	460.30	4.40 ～ 8.00
市道	旧	外 旭 川 梶 ノ 目 13 号 線	秋田市外旭川字梶ノ目862番 1 地先 秋田市外旭川字梶ノ目34番 1 地先	194.10	5.60 ～ 6.00
	新	外 旭 川 梶 ノ 目 13 号 線	秋田市外旭川字梶ノ目862番 1 地先 秋田市外旭川字梶ノ目34番 1 地先	194.10	6.00
市道	旧	外 旭 川 大 畑 7 号 線	秋田市泉釜ノ町127番 1 地先 秋田市外旭川字大畑121番 1 地先	296.20	3.60 ～ 6.00
	新	外 旭 川 大 畑 7 号 線	秋田市泉釜ノ町127番 1 地先 秋田市外旭川字大畑121番 1 地先	259.60	5.00 ～ 6.00
市道	旧	手形田中10号線	秋田市手形田中349番31地先 秋田市手形田中338番16地先	156.60	6.00
	新	手形田中10号線	秋田市手形田中349番31地先 秋田市手形田中338番16地先	121.10	6.00 ～ 6.30

市道	旧	土 崎 駅 東 線	秋田市土崎港北四丁目24番 1 地先 秋田市土崎港東三丁目136番 2 地先	1,070.00	4.90 ～ 10.50
	新	土 崎 駅 東 線	秋田市土崎港北四丁目24番 1 地先 秋田市土崎港東三丁目136番 2 地先	1,070.00	4.90 ～ 10.50
市道	旧	八幡田梶ノ目線	秋田市外旭川字八幡田114番 1 地先 秋田市外旭川字梶ノ目356番 1 地先	406.90	5.50 ～ 7.40
	新	八幡田梶ノ目線	秋田市外旭川字八幡田114番 1 地先 秋田市外旭川字梶ノ目356番 1 地先	405.40	5.50 ～ 7.40
市道	旧	沼 端 19 号 線	秋田市土崎港相染町字街道下50番 1 地先 秋田市土崎港相染町字街道下49番 4 地先	80.30	6.80 ～ 7.60
	新	沼 端 19 号 線	秋田市土崎港相染町字街道下50番 1 地先 秋田市土崎港相染町字街道下49番 4 地先	79.30	6.80 ～ 7.60
市道	旧	土 崎 東 三 丁 目 1 号 線	秋田市土崎港東三丁目15番90地先 秋田市土崎港東三丁目15番123地先	130.50	6.00
	新	土 崎 東 三 丁 目 1 号 線	秋田市土崎港東三丁目15番90地先 秋田市土崎港東三丁目15番123地先	143.20	6.00
市道	旧	土 崎 東 三 丁 目 2 号 線	秋田市土崎港東三丁目15番110地先 秋田市土崎港東三丁目15番107地先	53.00	6.00
	新	土 崎 東 三 丁 目 2 号 線	秋田市土崎港東三丁目15番110地先 秋田市土崎港東三丁目15番107地先	51.10	6.00
市道	旧	土 崎 東 三 丁 目 3 号 線	秋田市土崎港東三丁目15番94地先 秋田市土崎港東三丁目132番 3 地先	130.00	6.00
	新	土 崎 東 三 丁 目 3 号 線	秋田市土崎港東三丁目15番94地先 秋田市土崎港東三丁目132番 3 地先	134.60	6.00
市道	旧	新 藤 田 東 町 13 号 線	秋田市旭川新藤田東町 9 番 4 地先 秋田市旭川新藤田東町106番 1 地先	101.00	6.00
	新	新 藤 田 東 町 13 号 線	秋田市旭川新藤田東町 9 番 4 地先 秋田市旭川新藤田東町106番 1 地先	96.80	6.00
市道	旧	相 染 町 中 谷 地 16 号 線	秋田市土崎港相染町字中谷地31番 5 地先 秋田市土崎港相染町字中谷地34番11地先	84.20	4.20
	新	相 染 町 中 谷 地 16 号 線	秋田市土崎港相染町字中谷地31番 5 地先 秋田市土崎港相染町字中谷地34番11地先	86.50	4.20
市道	旧	牛 島 西 一 丁 目 4 号 線	秋田市牛島西一丁目124番地先 秋田市牛島西一丁目71番 2 地先	384.60	3.80 ～ 6.10
	新	牛 島 西 一 丁 目 4 号 線	秋田市牛島西一丁目124番地先 秋田市牛島西一丁目71番 2 地先	384.60	4.00 ～ 6.10
市道	旧	茨 島 牛 島 線	秋田市茨島六丁目293番 2 地先 秋田市牛島西二丁目91番 1 地先	921.20	6.20 ～ 13.20
	新	茨 島 牛 島 線	秋田市茨島六丁目293番 2 地先 秋田市牛島西二丁目91番 1 地先	921.20	6.20 ～ 13.20
市道	旧	牛 島 西 四 丁 目 1 号 線	秋田市牛島西三丁目453番 2 地先 秋田市牛島西四丁目183番地先	1,184.00	3.50 ～ 8.90
	新	牛 島 西 四 丁 目 1 号 線	秋田市牛島西三丁目453番 2 地先 秋田市牛島西四丁目183番地先	1,185.10	3.50 ～ 8.90
市道	旧	牛 島 西 四 丁 目 10 号 線	秋田市牛島西四丁目 3 番72地先 秋田市牛島西四丁目30番130地先	250.00	4.10 ～ 5.20
	新	牛 島 西 四 丁 目 10 号 線	秋田市牛島西四丁目 3 番72地先 秋田市牛島西四丁目30番130地先	250.00	4.10 ～ 6.00
市道	旧	牛 島 西 三 丁 目 2 号 線	秋田市牛島西三丁目27番31地先 秋田市牛島西三丁目27番25地先	261.10	5.80 ～ 6.40
	新	牛 島 西 三 丁 目 2 号 線	秋田市牛島西三丁目27番31地先 秋田市牛島西三丁目27番25地先	262.10	6.00 ～ 6.40

市道	旧	畑 返 笹 葉 線	秋田市四ツ小屋字畑返84番地先 秋田市四ツ小屋字笹葉343番 2 地先	840.30	2.00 ～ 6.50
	新	畑 返 笹 葉 線	秋田市四ツ小屋字畑返84番地先 秋田市四ツ小屋字笹葉343番 2 地先	840.30	2.00 ～ 6.50
市道	旧	牛 島 西 四 丁 目 23 号 線	秋田市牛島西四丁目 3 番130地先 秋田市牛島字西潟敷107番地先	51.10	4.20 ～ 6.00
	新	牛 島 西 四 丁 目 23 号 線	秋田市牛島西四丁目 3 番130地先 秋田市牛島字西潟敷107番地先	50.10	6.00
市道	旧	牛 島 西 四 丁 目 25 号 線	秋田市牛島西四丁目 3 番111地先 秋田市牛島西四丁目 3 番111地先	93.30	4.20
	新	牛 島 西 四 丁 目 25 号 線	秋田市牛島西四丁目 3 番110地先 秋田市牛島西四丁目30番26地先	95.30	6.00
市道	旧	牛 島 西 四 丁 目 27 号 線	秋田市牛島西四丁目30番16地先 秋田市牛島西四丁目30番16地先	33.50	4.20
	新	牛 島 西 四 丁 目 27 号 線	秋田市牛島西四丁目30番16地先 秋田市牛島西四丁目30番16地先	31.90	6.00
市道	旧	牛 島 西 四 丁 目 28 号 線	秋田市牛島西四丁目30番19地先 秋田市牛島西四丁目30番15地先	143.50	2.50 ～ 3.70
	新	牛 島 西 四 丁 目 28 号 線	秋田市牛島西四丁目30番19地先 秋田市牛島西四丁目30番15地先	160.90	3.70 ～ 6.10
市道	旧	新 都 市 8 号 線	秋田市四ツ小屋末戸松本字湯ノ沢103番 1 地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字湯ノ沢295番 1 地先	538.70	11.80
	新	新 都 市 8 号 線	秋田市四ツ小屋末戸松本字湯ノ沢103番 1 地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字湯ノ沢295番 1 地先	538.70	11.80 ～ 15.60
市道	旧	新 都 市 14 号 線	秋田市御所野元町一丁目 1 番 1 地先 秋田市御所野元町五丁目 1 番 3 地先	198.70	10.00
	新	新 都 市 14 号 線	秋田市御所野元町一丁目 1 番 1 地先 秋田市御所野元町五丁目 1 番 3 地先	198.70	10.00
市道	旧	末戸松本12号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字嶋田11番地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字柳田69番 4 地先	157.50	6.00 ～ 7.40
	新	末戸松本12号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字嶋田11番地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字柳田69番 4 地先	157.50	6.00 ～ 7.40
市道	旧	柳 林 坂 ノ 上 線	秋田市四ツ小屋字小阿地字柳林34番 9 地先 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ上234番 1 地先	966.20	4.40 ～ 16.00
	新	柳 林 坂 ノ 上 線	秋田市四ツ小屋字小阿地字柳林34番 9 地先 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ上234番 1 地先	966.20	4.40 ～ 16.00
市道	旧	仁 井 田 緑 町 4 号 線	秋田市仁井田路見町79番 1 地先 秋田市大住三丁目317番 1 地先	620.70	5.20 ～ 14.30
	新	仁 井 田 緑 町 4 号 線	秋田市仁井田路見町79番 1 地先 秋田市大住三丁目317番 1 地先	619.20	5.20 ～ 14.30
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 168 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目22番18地先 秋田市御所野地蔵田五丁目22番12地先	151.00	6.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 168 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目22番18地先 秋田市御所野地蔵田五丁目22番12地先	85.70	6.00
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 171 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目19番 3 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目18番 5 地先	117.00	6.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 171 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目19番 3 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目18番 5 地先	112.10	6.00
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 172 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目18番 8 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目18番 6 地先	72.40	4.50
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 172 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目18番 8 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目18番 6 地先	72.40	4.20 ～ 4.50

市道	旧	牛 島 西 三 丁 目 25 号 線	秋田市牛島西三丁目248番39地先 秋田市牛島西三丁目262番 3 地先	84.00	6.00
	新	牛 島 西 三 丁 目 25 号 線	秋田市牛島西三丁目248番39地先 秋田市牛島西三丁目262番 3 地先	86.20	6.00
市道	旧	新 屋 勝 平 町 7 号 線	秋田市新屋勝平町282番14地先 秋田市新屋勝平町282番40地先	109.00	1.80 ～ 2.80
	新	新 屋 勝 平 町 7 号 線	秋田市新屋勝平町282番14地先 秋田市新屋勝平町282番40地先	109.00	2.50 ～ 4.00
市道	旧	新屋表町 4 号線	秋田市新屋表町119番地先 秋田市新屋表町151番地先	86.60	3.10 ～ 4.50
	新	新屋表町 4 号線	秋田市新屋表町119番地先 秋田市新屋表町151番地先	86.60	3.10 ～ 6.00
市道	旧	新屋元町14号線	秋田市新屋元町466番 2 地先 秋田市新屋元町465番地先	53.20	7.80 ～ 8.00
	新	新屋元町14号線	秋田市新屋元町466番 2 地先 秋田市新屋元町465番地先	53.20	7.80 ～ 8.00
市道	旧	新屋元町大川町 3 号 線	秋田市新屋元町435番地先 秋田市新屋大川町222番 7 地先	633.50	8.00 ～ 13.50
	新	新屋元町大川町 3 号 線	秋田市新屋元町435番地先 秋田市新屋大川町222番 7 地先	633.50	7.60 ～ 13.50
市道	旧	田 尻 沢 西 町 1 号 線	秋田市新屋田尻沢中町525番地先 秋田市新屋田尻沢西町225番地先	1,171.60	6.00 ～ 8.50
	新	田 尻 沢 西 町 1 号 線	秋田市新屋田尻沢中町525番地先 秋田市新屋田尻沢西町225番地先	1,171.60	6.00 ～ 8.50
市道	旧	豊岩狐森 1 号線	秋田市豊岩小山字狐森44番地先 秋田市豊岩小山字狐森25番 5 地先	344.50	4.20 ～ 5.40
	新	豊岩狐森 1 号線	秋田市豊岩小山字狐森44番地先 秋田市豊岩小山字狐森25番 5 地先	344.50	4.20 ～ 5.40
市道	旧	長 浜 芹 沢 道 脇 2 号 線	秋田市下浜長浜字柳沢道脇 2 番地先 秋田市下浜長浜字芹沢道脇109番地先	218.30	2.00 ～ 5.80
	新	長 浜 芹 沢 道 脇 2 号 線	秋田市下浜長浜字柳沢道脇 2 番地先 秋田市下浜長浜字芹沢道脇109番地先	218.30	2.00 ～ 5.80
市道	旧	羽 川 長 浜 線	秋田市下浜羽川字古堂95番 1 地先 秋田市下浜羽川字荒郷屋94番 1 地先	2,233.20	1.60 ～ 46.00
	新	羽 川 長 浜 線	秋田市下浜羽川字古堂95番 1 地先 秋田市下浜羽川字荒郷屋94番 1 地先	2,233.20	1.60 ～ 46.00
市道	旧	上 野 野 田 線	秋田市下浜榑田字上野142番地先 秋田市下浜八田字野田235番地先	921.90	2.20 ～ 9.50
	新	上 野 野 田 線	秋田市下浜榑田字上野142番地先 秋田市下浜八田字野田235番地先	921.90	2.50 ～ 9.50
市道	旧	名 ケ 沢 沼 尻 線	秋田市下浜名ケ沢字兵屋敷16番地先 秋田市下浜名ケ沢字沼尻 8 番地先	2,646.70	2.00 ～ 14.50
	新	名 ケ 沢 沼 尻 線	秋田市下浜名ケ沢字兵屋敷16番地先 秋田市下浜名ケ沢字沼尻 8 番地先	2,655.60	2.00 ～ 14.50
市道	旧	名 ケ 沢 福 ベ ラ 沢 線	秋田市下浜名ケ沢字兵屋敷45番 2 地先 秋田市下浜名ケ沢字福ベラ沢38番地先	868.20	1.50 ～ 5.30
	新	名 ケ 沢 福 ベ ラ 沢 線	秋田市下浜名ケ沢字兵屋敷45番 2 地先 秋田市下浜名ケ沢字福ベラ沢38番地先	852.40	1.50 ～ 27.00
市道	旧	タ ッ ラ 沢 線	秋田市下浜名ケ沢字タッラ沢53番 1 地先 秋田市下浜名ケ沢字タッラ沢87番地先	725.60	1.00 ～ 15.50
	新	タ ッ ラ 沢 線	秋田市下浜名ケ沢字タッラ沢53番 1 地先 秋田市下浜名ケ沢字タッラ沢87番地先	737.20	1.00 ～ 15.50

市道	旧	新 屋 南 浜 町 7 号 線	秋田市新屋南浜町303番17地先 秋田市新屋南浜町290番 8 地先	273.30	4.50 ～ 6.00
	新	新 屋 南 浜 町 7 号 線	秋田市新屋南浜町303番17地先 秋田市新屋南浜町290番 8 地先	273.30	4.50 ～ 6.00
市道	旧	新 屋 割 山 町 3 号 線	秋田市新屋割山町160番 1 地先 秋田市新屋割山町191番 9 地先	106.00	4.00 ～ 4.20
	新	新 屋 割 山 町 3 号 線	秋田市新屋割山町160番 1 地先 秋田市新屋割山町160番 1 地先	108.00	4.00 ～ 4.20
市道	旧	豊 岩 杉 ノ 下 1 号 線	秋田市豊岩豊巻字杉ノ下284番地先 秋田市豊岩豊巻字杉ノ下247番 1 地先	140.70	4.00 ～ 10.00
	新	豊 岩 杉 ノ 下 1 号 線	秋田市豊岩豊巻字杉ノ下284番地先 秋田市豊岩豊巻字杉ノ下247番 1 地先	140.70	4.20 ～ 10.00
市道	旧	新 屋 朝 日 町 21 号 線	秋田市新屋朝日町114番42地先 秋田市新屋朝日町114番42地先	80.00	6.00
	新	新 屋 朝 日 町 21 号 線	秋田市新屋朝日町114番42地先 秋田市新屋朝日町114番42地先	91.30	6.00
市道	旧	新 屋 朝 日 町 22 号 線	秋田市新屋朝日町1415番 1 地先 秋田市新屋朝日町114番40地先	83.00	5.80 ～ 6.00
	新	新 屋 朝 日 町 22 号 線	秋田市新屋朝日町1415番 1 地先 秋田市新屋朝日町114番40地先	86.70	5.80 ～ 6.00
市道	旧	新 屋 新 町 後 13 号 線	秋田市新屋町字新町後228番20地先 秋田市新屋町字新町後263番10地先	167.40	4.30 ～ 5.80
	新	新 屋 新 町 後 13 号 線	秋田市新屋町字新町後228番20地先 秋田市新屋町字新町後263番10地先	171.90	4.30 ～ 5.80
市道	旧	新 屋 南 浜 町 16 号 線	秋田市新屋南浜町289番24地先 秋田市新屋南浜町289番31地先	260.80	6.00
	新	新 屋 南 浜 町 16 号 線	秋田市新屋南浜町289番24地先 秋田市新屋南浜町289番31地先	282.80	6.00
市道	旧	松 崎 家 ノ 前 2 号 線	秋田市下北手松崎字前谷地143番 4 地先 秋田市広面字谷内佐渡49番 2 地先	484.10	4.30 ～ 8.90
	新	松 崎 家 ノ 前 2 号 線	秋田市下北手松崎字前谷地143番 4 地先 秋田市広面字谷内佐渡49番 2 地先	485.10	4.30 ～ 8.90
市道	旧	潤ヶ崎 1 号線	秋田市下北手宝川字潤ヶ崎130番地先 秋田市下北手宝川字大西ヶ沢41番地先	132.80	4.00
	新	潤ヶ崎 1 号線	秋田市下北手宝川字潤ヶ崎130番地先 秋田市下北手宝川字大西ヶ沢41番地先	127.40	4.00
市道	旧	横 森 四 丁 目 桜二丁目 1 号線	秋田市横森四丁目602番地先 秋田市桜二丁目183番250地先	1,393.70	5.00 ～ 8.50
	新	横 森 四 丁 目 桜二丁目 1 号線	秋田市横森四丁目602番地先 秋田市桜二丁目183番250地先	1,393.70	5.00 ～ 8.50
市道	旧	荒 巻 大 戸 線	秋田市上北手荒巻字荒巻141番 4 地先 秋田市上北手大戸字大戸106番地先	1,270.10	2.80 ～ 9.80
	新	荒 巻 大 戸 線	秋田市上北手荒巻字荒巻141番 4 地先 秋田市上北手大戸字大戸106番地先	1,266.60	2.80 ～ 9.80
市道	旧	横 山 御 所 野 1 号 線	秋田市仁井田字横山402番地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番66地先	1,472.80	10.30 ～ 20.10
	新	横 山 御 所 野 1 号 線	秋田市仁井田字横山402番地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番66地先	1,472.80	10.30 ～ 20.10
市道	旧	柳館松崎 4 号線	秋田市広面字谷内佐渡57番 5 地先 秋田市下北手松崎字谷崎 1 番 1 地先	693.70	9.00 ～ 12.00
	新	柳館松崎 4 号線	秋田市広面字谷内佐渡57番 5 地先 秋田市下北手松崎字谷崎 1 番 1 地先	692.70	9.00 ～ 16.50

市道	旧	横 森 三 丁 目 2 号 線	秋田市横森三丁目104番 1 地先 秋田市横森三丁目104番 3 地先	70.00	5.00
	新	横 森 三 丁 目 2 号 線	秋田市横森三丁目104番 1 地先 秋田市横森三丁目104番 3 地先	70.00	5.00
市道	旧	横 森 三 丁 目 4 号 線	秋田市横森三丁目237番 1 地先 秋田市横森三丁目241番 3 地先	85.40	4.00
	新	横 森 三 丁 目 4 号 線	秋田市横森三丁目237番 1 地先 秋田市横森三丁目241番 3 地先	93.30	4.00
市道	旧	堤ノ沢北 1 号線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢235番地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番80地先	274.00	16.00
	新	堤ノ沢北 1 号線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢235番地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番80地先	268.40	16.00
市道	旧	桜二丁目33号線	秋田市桜二丁目183番19地先 秋田市桜二丁目183番401地先	234.10	12.70 ～ 16.80
	新	桜二丁目33号線	秋田市桜二丁目183番19地先 秋田市桜二丁目183番401地先	227.90	13.00 ～ 16.90
市道	旧	横 森 二 丁 目 21 号 線	秋田市横森二丁目143番 1 地先 秋田市横森二丁目48番 9 地先	49.70	4.00 ～ 5.90
	新	横 森 二 丁 目 21 号 線	秋田市横森二丁目143番 1 地先 秋田市横森二丁目48番 9 地先	55.80	4.00 ～ 5.90
市道	旧	種ヶ崎 2 号線	秋田市下北手宝川字種ヶ崎159番 1 地先 秋田市下北手宝川字古館ノ下 2 番 3 地先	55.00	6.00 ～ 11.00
	新	種ヶ崎 2 号線	秋田市下北手宝川字種ヶ崎159番 1 地先 秋田市下北手宝川字古館ノ下 2 番 3 地先	57.30	6.00 ～ 11.00
市道	旧	丸木橋 1 号線	秋田市山内字増沢174番10地先 秋田市山内字丸木橋148番地先	686.50	3.60 ～ 7.50
	新	丸木橋 1 号線	秋田市山内字増沢174番10地先 秋田市山内字丸木橋148番地先	686.50	3.60 ～ 7.50
市道	旧	丸木橋 2 号線	秋田市山内字丸木橋143番地先 秋田市山内字丸木橋185番地先	1,548.50	4.00 ～ 13.00
	新	丸木橋 2 号線	秋田市山内字丸木橋143番地先 秋田市山内字丸木橋185番地先	1,546.20	4.00 ～ 13.00
市道	旧	中台治郎沢線	秋田市手形字中台59番85地先 秋田市手形字大松沢100番地先	862.10	2.00 ～ 6.40
	新	中台治郎沢線	秋田市手形字中台59番85地先 秋田市手形字大松沢100番地先	862.10	2.00 ～ 6.40
市道	旧	広面川崎 3 号線	秋田市広面字川崎114番 1 地先 秋田市広面字川崎126番地先	242.50	4.10 ～ 6.00
	新	広面川崎 3 号線	秋田市広面字川崎114番 1 地先 秋田市広面字川崎126番地先	242.50	4.10 ～ 6.00
市道	旧	川 原 1 号 線	秋田市太平中関字川原73番 1 地先 秋田市太平中関字川原78番 2 地先	410.00	3.20 ～ 5.50
	新	川 原 1 号 線	秋田市太平中関字川原73番 1 地先 秋田市太平中関字川原78番 2 地先	410.00	3.90 ～ 5.50
市道	旧	十 三 岱 線	秋田市太平山谷字十三岱95番 1 地先 秋田市太平山谷字十三岱101番 8 地先	104.40	4.00 ～ 6.50
	新	十 三 岱 線	秋田市太平山谷字十三岱95番地先 秋田市太平山谷字十三岱103番 1 地先	108.40	4.00 ～ 6.50
市道	旧	仁 別 10 号 線	秋田市仁別字中島21番地先 秋田市仁別字堂ノ下95番 2 地先	412.80	3.50 ～ 6.90
	新	仁 別 10 号 線	秋田市仁別字中島21番地先 秋田市仁別字堂ノ下95番 2 地先	412.80	3.50 ～ 6.90

市道	旧	太 平 八 田 線	秋田市太平八田字扇田181番地先 秋田市太平八田字藤ノ崎159番地先	952.50	3.80 ～ 7.80
	新	太 平 八 田 線	秋田市太平八田字扇田181番地先 秋田市太平八田字藤ノ崎159番地先	952.50	3.80 ～ 8.30
市道	旧	手形田中13号線	秋田市手形田中101番 3 地先 秋田市手形田中557番12地先	170.00	10.00 ～ 14.00
	新	手形田中13号線	秋田市手形田中101番 3 地先 秋田市手形田中557番12地先	160.90	9.00 ～ 15.50
市道	旧	手形扇田 5 号線	秋田市手形字扇田49番 3 地先 秋田市手形字才ノ浜 7 番 4 地先	205.00	7.00 ～ 10.00
	新	手形扇田 5 号線	秋田市手形字扇田49番 3 地先 秋田市手形字才ノ浜 7 番 4 地先	205.00	7.00 ～ 9.00
市道	旧	蓮 沼 8 号 線	秋田市広面字蓮沼58番 2 地先 秋田市広面字蓮沼64番 1 地先	114.50	6.00 ～ 6.50
	新	蓮 沼 8 号 線	秋田市広面字蓮沼58番 2 地先 秋田市広面字蓮沼64番 1 地先	112.20	6.00 ～ 6.50
市道	旧	蓮 沼 9 号 線	秋田市広面字蓮沼85番 1 地先 秋田市広面字蓮沼85番 1 地先	54.50	6.00
	新	蓮 沼 9 号 線	秋田市広面字蓮沼85番 1 地先 秋田市広面字蓮沼85番 1 地先	55.80	6.00
市道	旧	糠 塚 12 号 線	秋田市広面字糠塚89番 4 地先 秋田市広面字糠塚64番 1 地先	130.50	6.00 ～ 6.10
	新	糠 塚 12 号 線	秋田市広面字糠塚89番 4 地先 秋田市広面字糠塚64番 1 地先	128.80	6.00 ～ 6.10
市道	旧	糠 塚 13 号 線	秋田市広面字糠塚61番 1 地先 秋田市広面字糠塚61番 3 地先	55.00	5.90 ～ 6.00
	新	糠 塚 13 号 線	秋田市広面字糠塚64番 1 地先 秋田市広面字糠塚61番 3 地先	53.60	5.90 ～ 6.00
市道	旧	長野中町 7 号線	秋田市飯島長野中町 2 番218地先 秋田市飯島長野中町72番316地先	275.30	3.90 ～ 6.00
	新	長野中町 7 号線	秋田市飯島長野中町 2 番218地先 秋田市飯島長野中町72番316地先	275.30	4.00 ～ 6.00
市道	旧	上小友 1 号線	秋田市下新城小友字中坪144番 2 地先 秋田市下新城小友字中坪144番 9 地先	1,091.10	3.20 ～ 9.50
	新	上小友 1 号線	秋田市下新城小友字中坪144番 2 地先 秋田市下新城小友字中坪144番 9 地先	1,089.50	3.20 ～ 9.50
市道	旧	金足浦山 3 号線	秋田市金足浦山字岩崎173番地先 秋田市金足浦山字岩崎182番地先	107.60	5.70 ～ 6.20
	新	金足浦山 3 号線	秋田市金足浦山字岩崎173番地先 秋田市金足浦山字岩崎182番地先	104.20	5.70 ～ 6.20
市道	旧	秋 田 県 立 大 学 1 号 線	秋田市下新城中野字街道端西89番237地先 秋田市下新城中野字街道端西241番 7 地先	394.30	13.40 ～ 16.10
	新	秋 田 県 立 大 学 1 号 線	秋田市下新城中野字街道端西89番237地先 秋田市下新城中野字街道端西241番 7 地先	394.30	16.10 ～ 38.50
市道	旧	秋 田 県 立 大 学 2 号 線	秋田市下新城中野字街道端西234番 9 地先 秋田市下新城中野字街道端西241番 7 地先	868.50	8.40 ～ 19.00
	新	秋 田 県 立 大 学 2 号 線	秋田市下新城中野字街道端西234番 9 地先 秋田市下新城中野字街道端西241番439地先	855.70	20.00 ～ 57.00
市道	旧	金足黒川 1 号線	秋田市金足黒川字深田72番地先 秋田市金足黒川字小草生津70番 1 地先	1,436.40	3.80 ～ 11.30
	新	金足黒川 1 号線	秋田市金足黒川字深田72番地先 秋田市金足黒川字小草生津70番 1 地先	1,432.80	3.80 ～ 11.30

市道	旧	天 ノ 袋 線	秋田市飯島字平右衛門田尻280番 2 地先 秋田市飯島鼠田一丁目302番 4 地先	1,112.40	3.50 ～ 11.70
	新	天 ノ 袋 線	秋田市飯島字平右衛門田尻280番 2 地先 秋田市飯島鼠田一丁目302番 4 地先	1,099.30	3.50 ～ 11.70
市道	旧	下新城小友線	秋田市下新城小友字箱館 1 番 7 地先 秋田市下新城小友字中坪20番 1 地先	1,682.90	9.50 ～ 22.50
	新	下新城小友線	秋田市下新城小友字箱館 1 番 7 地先 秋田市下新城小友字中坪20番 1 地先	1,682.90	9.50 ～ 22.50
市道	旧	道 川 線	秋田市上新城道川字宮ノ下60番地先 秋田市上新城道川字愛染 5 番 3 地先	1,269.90	4.90 ～ 10.10
	新	道 川 線	秋田市上新城道川字宮ノ下60番地先 秋田市上新城道川字愛染 5 番 3 地先	1,269.90	4.90 ～ 10.10
市道	旧	高岡浦山線	秋田市金足高岡字古館39番 1 地先 秋田市金足浦山字岩崎159番 4 地先	1,038.00	5.00 ～ 8.50
	新	高岡浦山線	秋田市金足高岡字古館39番 1 地先 秋田市金足浦山字岩崎159番 4 地先	1,101.60	5.20 ～ 18.50
市道	旧	高岡 3 号線	秋田市金足高岡字稲荷林118番地先 秋田市金足高岡字稲荷林270番地先	370.00	4.00 ～ 5.50
	新	高岡 3 号線	秋田市金足高岡字稲荷林118番地先 秋田市金足高岡字稲荷林270番地先	370.00	4.00 ～ 5.50
市道	旧	金足堀内岩瀬線	秋田市金足堀内字小栗264番 1 地先 秋田市金足岩瀬字前山101番地先	1,705.00	3.20 ～ 13.00
	新	金足堀内岩瀬線	秋田市金足堀内字小栗264番 1 地先 秋田市金足岩瀬字前山101番地先	1,690.20	4.00 ～ 8.30
市道	旧	金足岩瀬 3 号線	秋田市金足岩瀬字大表64番 1 地先 秋田市金足岩瀬字岩瀬 4 番 1 地先	614.70	4.40 ～ 11.60
	新	金足岩瀬 3 号線	秋田市金足岩瀬字大表64番 1 地先 秋田市金足岩瀬字岩瀬 4 番 1 地先	599.80	4.70 ～ 7.30
市道	旧	松渕白熊戸島線	秋田市河辺松渕字金神17番 2 地先 秋田市河辺戸島字本町211番 2 地先	4,699.50	3.30 ～ 13.50
	新	松渕白熊戸島線	秋田市河辺松渕字金神17番 2 地先 秋田市河辺戸島字本町211番 2 地先	4,702.40	3.00 ～ 41.00
市道	旧	豊成丸山線	秋田市河辺戸島字大古川 5 番地先 秋田市河辺畑谷字岱219番 1 地先	975.40	2.50 ～ 5.60
	新	豊成丸山線	秋田市河辺戸島字大古川 5 地先 秋田市河辺畑谷字岱219番 1 地先	990.60	2.50 ～ 15.00
市道	旧	黒 沼 線	秋田市河辺北野田高屋字神田316番地先 秋田市河辺北野田高屋字神田316番地先	164.30	2.70 ～ 4.90
	新	黒 沼 線	秋田市河辺北野田高屋字神田316地先 秋田市河辺北野田高屋字神田316地先	164.30	4.90 ～ 8.00
市道	旧	高岡 1 号線	秋田市河辺高岡字川原44番 1 地先 秋田市河辺高岡字川原67番地先	193.50	4.70 ～ 5.20
	新	高岡 1 号線	秋田市河辺高岡字川原44番 1 地先 秋田市河辺高岡字川原67地先	190.60	5.50 ～ 6.10
市道	旧	柳 町 台 線	秋田市河辺三内字外川原94番 1 地先 秋田市河辺岩見字筒出260番地先	1,464.60	3.80 ～ 12.50
	新	柳 町 台 線	秋田市河辺三内字外川原94番 1 地先 秋田市河辺岩見字筒出260地先	1,464.60	3.80 ～ 16.50
市道	旧	台 3 号線	秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷135番地先 秋田市河辺岩見字筒出300番 3 地先	199.10	2.00 ～ 7.00
	新	台 3 号線	秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷95地先 秋田市河辺岩見字筒出300番 3 地先	506.30	2.70 ～ 25.00

市道	旧	飛 沢 線	秋田市河辺三内字繁沢下段60番 1 地先 秋田市河辺三内字飛沢上段31番地先	343.50	3.20 ～ 6.10
	新	飛 沢 線	秋田市河辺三内字繁沢下段60番 1 地先 秋田市河辺三内字飛沢上段31地先	342.10	2.90 ～ 13.00
市道	旧	七 曲 工 業 団 地 2 号 線	秋田市河辺戸島字七曲台120番75地先 秋田市河辺戸島字七曲台120番74地先	246.30	7.10 ～ 7.70
	新	七 曲 工 業 団 地 2 号 線	秋田市河辺戸島字七曲台120番75地先 秋田市河辺戸島字七曲台120番74地先	246.30	9.70 ～ 11.00
市道	旧	戸 島 ヲ ソ ノ 線	秋田市河辺戸島字ヲソノ10番地先 秋田市河辺戸島字千刈田51番 1 地先	326.30	5.00
	新	戸 島 ヲ ソ ノ 線	秋田市河辺戸島字ヲソノ10地先 秋田市河辺戸島字千刈田51番 1 地先	322.60	6.10 ～ 11.90
市道	旧	高 岡 南 線	秋田市河辺高岡字河原田下段39番 1 地先 秋田市河辺高岡字河原田下段482番 4 地先	195.00	5.00
	新	高 岡 南 線	秋田市河辺高岡字河原田下段39番 1 地先 秋田市河辺高岡字河原田下段482番 4 地先	178.40	4.20 ～ 10.00
市道	旧	飛 沢 下 線	秋田市河辺三内字飛沢上段13番 1 地先 秋田市河辺三内字飛沢上段18番地先	60.00	5.00
	新	飛 沢 下 線	秋田市河辺三内字飛沢上段13番 1 地先 秋田市河辺三内字飛沢上段18地先	54.70	4.60 ～ 5.50

2 供用開始の期日

平成18年 3 月30日

3 縦覧期間

平成18年 3 月30日から

平成18年 4 月12日まで

秋田市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

小平岱町内会

2 認可年月日

平成 7 年10月16日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 この会は、河辺郡河辺町岩見字小平岱、字下小平岱の区域に住所を有する者をもって構成する。

変更後 この会は、秋田市河辺岩見字小平岱および同市河辺岩見字下小平岱の区域に住所を有する者をもって構成する。

事務所

変更前 河辺郡河辺町岩見字小平岱14番地17

変更後 秋田市河辺岩見字小平岱14番地17

代表者の氏名および住所

変更前 佐々木 俊 一

河辺郡河辺町岩見字小平岱 9 番地

変更後 佐々木 俊 一

秋田市河辺岩見字小平岱 9 番地

4 変更年月日

平成18年 3 月31日

5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

赤平町内会

2 認可年月日

平成 9 年10月13日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、河辺郡河辺町赤平字泉沢（一部）、字大蟹沢、字小蟹沢、字小曾根、字野崎、字田中、字中村、字下窪の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺赤平字泉沢27番地 8、同市河辺赤平字大蟹沢、同市河辺赤平字小蟹沢、同市河辺赤平字小曾根、同市河辺赤平字野崎、同市河辺赤平字田中、同市河辺赤平字中村および同市河辺赤平字下窪の区域とする。

事務所

変更前 河辺郡河辺町赤平字小蟹沢14番地 9

変更後 秋田市河辺赤平字小蟹沢14番地 9

代表者の氏名および住所

変更前 菅 原 正 人

河辺郡河辺町赤平字中村54番地

変更後 菅 原 正 人

秋田市河辺赤平字中村54番地

4 変更年月日

平成18年 3 月31日

5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第81号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかで

ないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

秋田市告示第82号

市道路線の路線番号変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、告示を行った路線について、路線番号の変更をする。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 道路の路線番号変更（別紙）
- 2 縦覧期間

平成18年 3 月31日から

平成18年 4 月13日まで

別紙

旧新別	路線番号	路 線 名
旧	河辺 101	東萱森線
新	1601	東萱森線
旧	河辺 103	神内大又 2 号線
新	1603	神内大又 2 号線
旧	河辺 104	岩見庄内線
新	1604	岩見庄内線
旧	河辺 105	神内岩見線
新	1605	神内岩見線
旧	河辺 106	和田高岡線
新	1606	和田高岡線
旧	河辺 107	式田 1 号線
新	1607	式田 1 号線
旧	河辺 109	松測神内線
新	1609	松測神内線
旧	河辺 110	和田本町線
新	1610	和田本町線
旧	河辺 111	戸島畑谷線
新	1611	戸島畑谷線
旧	河辺 201	赤平大張野線
新	2601	赤平大張野線
旧	河辺 203	下小平岱線
新	2603	下小平岱線
旧	河辺 204	松測白熊戸島線
新	2604	松測白熊戸島線
旧	河辺 205	東下小平岱線
新	2605	東下小平岱線

旧	河辺 206	下小平岱 2 号線
新	2606	下小平岱 2 号線
旧	河辺 207	小平岱線
新	2607	小平岱線
旧	河辺 208	高岡大沢線
新	2608	高岡大沢線
旧	河辺 209	南台七曲線
新	2609	南台七曲線
旧	河辺 210	前田線
新	2610	前田線
旧	河辺 1001	豊成畑谷線
新	100001	豊成畑谷線
旧	河辺 1002	豊成線
新	100002	豊成線
旧	河辺 1003	豊成丸山線
新	100003	豊成丸山線
旧	河辺 1004	畑谷 1 号線
新	100004	畑谷 1 号線
旧	河辺 1005	丸山線
新	100005	丸山線
旧	河辺 1006	戸島豊成線
新	100006	戸島豊成線
旧	河辺 1007	川苗代線
新	100007	川苗代線
旧	河辺 1008	戸島 1 号線
新	100008	戸島 1 号線
旧	河辺 1009	中川原線
新	100009	中川原線
旧	河辺 1011	戸島 3 号線
新	100011	戸島 3 号線
旧	河辺 1012	戸島 4 号線
新	100012	戸島 4 号線
旧	河辺 1013	戸島七曲線
新	100013	戸島七曲線
旧	河辺 1015	白熊線
新	100015	白熊線
旧	河辺 1016	南台 1 号線
新	100016	南台 1 号線
旧	河辺 1018	南台線
新	100018	南台線
旧	河辺 1019	式田 3 号線
新	100019	式田 3 号線
旧	河辺 1020	式田 2 号線
新	100020	式田 2 号線
旧	河辺 1022	茱萸野 1 号線
新	100022	茱萸野 1 号線
旧	河辺 1023	川原田松測線
新	100023	川原田松測線
旧	河辺 1024	川原田線
新	100024	川原田線
旧	河辺 1025	川原田 1 号線
新	100025	川原田 1 号線
旧	河辺 1026	松測 1 号線
新	100026	松測 1 号線

旧	河辺 1027	松測線
新	100027	松測線
旧	河辺 1028	鶴養 6 号線
新	100028	鶴養 6 号線
旧	河辺 1029	和田川原田線
新	100029	和田川原田線
旧	河辺 1032	榊表 7 号線
新	100032	榊表 7 号線
旧	河辺 1033	榊表線
新	100033	榊表線
旧	河辺 1034	駅前線
新	100034	駅前線
旧	河辺 1035	和田団地線
新	100035	和田団地線
旧	河辺 1036	和田 2 号線
新	100036	和田 2 号線
旧	河辺 1037	和田茱萸野線
新	100037	和田茱萸野線
旧	河辺 1038	和田 3 号線
新	100038	和田 3 号線
旧	河辺 1039	和田 4 号線
新	100039	和田 4 号線
旧	河辺 1040	戸島上野線
新	100040	戸島上野線
旧	河辺 1041	下和田線
新	100041	下和田線
旧	河辺 1042	和田山根線
新	100042	和田山根線
旧	河辺 1043	和田 7 号線
新	100043	和田 7 号線
旧	河辺 1044	和田 6 号線
新	100044	和田 6 号線
旧	河辺 1045	和田松測線
新	100045	和田松測線
旧	河辺 1046	茱萸野線
新	100046	茱萸野線
旧	河辺 1047	陽田寺線
新	100047	陽田寺線
旧	河辺 1048	和田式田線
新	100048	和田式田線
旧	河辺 1049	小高線
新	100049	小高線
旧	河辺 1050	小高 2 号線
新	100050	小高 2 号線
旧	河辺 1051	グラウンド線
新	100051	グラウンド線
旧	河辺 1052	河中線
新	100052	河中線
旧	河辺 1053	黒沼線
新	100053	黒沼線
旧	河辺 1054	黒沼 1 号線
新	100054	黒沼 1 号線
旧	河辺 1055	黒沼 2 号線
新	100055	黒沼 2 号線

旧	河辺 1056	黒沼 3 号線
新	100056	黒沼 3 号線
旧	河辺 1057	獅子岱線
新	100057	獅子岱線
旧	河辺 1058	畑 1 号線
新	100058	畑 1 号線
旧	河辺 1059	畑線
新	100059	畑線
旧	河辺 1060	和田 8 号線
新	100060	和田 8 号線
旧	河辺 1061	和田 9 号線
新	100061	和田 9 号線
旧	河辺 1062	和田10号線
新	100062	和田10号線
旧	河辺 1063	墓地公園線
新	100063	墓地公園線
旧	河辺 1064	岡村線
新	100064	岡村線
旧	河辺 1065	式田 4 号線
新	100065	式田 4 号線
旧	河辺 1066	河辺小学校線
新	100066	河辺小学校線
旧	河辺 1067	石川線
新	100067	石川線
旧	河辺 1068	坂本式田線
新	100068	坂本式田線
旧	河辺 1069	神内宮崎線
新	100069	神内宮崎線
旧	河辺 1070	神内 1 号線
新	100070	神内 1 号線
旧	河辺 1071	神内 3 号線
新	100071	神内 3 号線
旧	河辺 1072	神内奥出線
新	100072	神内奥出線
旧	河辺 1073	神内 2 号線
新	100073	神内 2 号線
旧	河辺 1074	神内 4 号線
新	100074	神内 4 号線
旧	河辺 1075	坂本大張野線
新	100075	坂本大張野線
旧	河辺 1076	坂本諸井線
新	100076	坂本諸井線
旧	河辺 1077	坂本 2 号線
新	100077	坂本 2 号線
旧	河辺 1078	坂本 1 号線
新	100078	坂本 1 号線
旧	河辺 1079	野田線
新	100079	野田線
旧	河辺 1080	諸井 1 号線
新	100080	諸井 1 号線
旧	河辺 1081	諸井山根線
新	100081	諸井山根線
旧	河辺 1082	諸井 2 号線
新	100082	諸井 2 号線

旧	河辺 1083	諸井 3 号線
新	100083	諸井 3 号線
旧	河辺 1084	山根 1 号線
新	100084	山根 1 号線
旧	河辺 1085	高岡 2 号線
新	100085	高岡 2 号線
旧	河辺 1086	高岡 1 号線
新	100086	高岡 1 号線
旧	河辺 1087	高岡線
新	100087	高岡線
旧	河辺 1089	高岡 3 号線
新	100089	高岡 3 号線
旧	河辺 1090	大沢線
新	100090	大沢線
旧	河辺 1091	大張野駅線
新	100091	大張野駅線
旧	河辺 1092	大張野 1 号線
新	100092	大張野 1 号線
旧	河辺 1093	大張野 2 号線
新	100093	大張野 2 号線
旧	河辺 1094	古大張野線
新	100094	古大張野線
旧	河辺 1095	道山 4 号線
新	100095	道山 4 号線
旧	河辺 1096	古大張野 1 号線
新	100096	古大張野 1 号線
旧	河辺 1097	赤平 1 号線
新	100097	赤平 1 号線
旧	河辺 1098	赤平 2 号線
新	100098	赤平 2 号線
旧	河辺 1099	赤平 4 号線
新	100099	赤平 4 号線
旧	河辺 1100	赤平 3 号線
新	100100	赤平 3 号線
旧	河辺 1102	大沢境田線
新	100102	大沢境田線
旧	河辺 1103	曾場 1 号線
新	100103	曾場 1 号線
旧	河辺 1104	曾場 2 号線
新	100104	曾場 2 号線
旧	河辺 1105	曾場五郎谷地線
新	100105	曾場五郎谷地線
旧	河辺 1106	曾場 3 号線
新	100106	曾場 3 号線
旧	河辺 1107	曾場外川原線
新	100107	曾場外川原線
旧	河辺 1108	五郎谷地線
新	100108	五郎谷地線
旧	河辺 1109	上野 3 号線
新	100109	上野 3 号線
旧	河辺 1110	田尻 2 号線
新	100110	田尻 2 号線
旧	河辺 1111	田尻 1 号線
新	100111	田尻 1 号線

旧	河辺 1112	田尻 3 号線
新	100112	田尻 3 号線
旧	河辺 1113	田尻上野線
新	100113	田尻上野線
旧	河辺 1114	上野 2 号線
新	100114	上野 2 号線
旧	河辺 1115	上野 1 号線
新	100115	上野 1 号線
旧	河辺 1116	田尻 4 号線
新	100116	田尻 4 号線
旧	河辺 1117	田尻 5 号線
新	100117	田尻 5 号線
旧	河辺 1118	寺田 2 号線
新	100118	寺田 2 号線
旧	河辺 1119	寺田 1 号線
新	100119	寺田 1 号線
旧	河辺 1120	寺田 3 号線
新	100120	寺田 3 号線
旧	河辺 1121	鳥海線
新	100121	鳥海線
旧	河辺 1122	柳町台線
新	100122	柳町台線
旧	河辺 1123	柳町道山線
新	100123	柳町道山線
旧	河辺 1124	外川原線
新	100124	外川原線
旧	河辺 1125	道山 1 号線
新	100125	道山 1 号線
旧	河辺 1126	道山 2 号線
新	100126	道山 2 号線
旧	河辺 1127	道山 3 号線
新	100127	道山 3 号線
旧	河辺 1128	道山八慶線
新	100128	道山八慶線
旧	河辺 1129	八慶線
新	100129	八慶線
旧	河辺 1131	台 4 号線
新	100131	台 4 号線
旧	河辺 1132	台 2 号線
新	100132	台 2 号線
旧	河辺 1133	台 5 号線
新	100133	台 5 号線
旧	河辺 1134	台 3 号線
新	100134	台 3 号線
旧	河辺 1135	杉沢線
新	100135	杉沢線
旧	河辺 1136	野崎線
新	100136	野崎線
旧	河辺 1137	繫沢線
新	100137	繫沢線
旧	河辺 1138	野崎 1 号線
新	100138	野崎 1 号線
旧	河辺 1139	野崎 7 号線
新	100139	野崎 7 号線

旧	河辺 1140	野崎 6 号線
新	100140	野崎 6 号線
旧	河辺 1141	野崎 8 号線
新	100141	野崎 8 号線
旧	河辺 1142	野崎 9 号線
新	100142	野崎 9 号線
旧	河辺 1143	飛沢線
新	100143	飛沢線
旧	河辺 1144	野崎 5 号線
新	100144	野崎 5 号線
旧	河辺 1145	神内 5 号線
新	100145	神内 5 号線
旧	河辺 1146	田屋線
新	100146	田屋線
旧	河辺 1147	留見瀬 1 号線
新	100147	留見瀬 1 号線
旧	河辺 1148	留見瀬渡ノ波線
新	100148	留見瀬渡ノ波線
旧	河辺 1149	留見瀬 3 号線
新	100149	留見瀬 3 号線
旧	河辺 1150	上三内線
新	100150	上三内線
旧	河辺 1151	上三内 2 号線
新	100151	上三内 2 号線
旧	河辺 1152	上三内 3 号線
新	100152	上三内 3 号線
旧	河辺 1153	上三内 4 号線
新	100153	上三内 4 号線
旧	河辺 1154	宮崎線
新	100154	宮崎線
旧	河辺 1155	渡ノ波線
新	100155	渡ノ波線
旧	河辺 1156	丸舞線
新	100156	丸舞線
旧	河辺 1157	砂子渚 1 号線
新	100157	砂子渚 1 号線
旧	河辺 1158	砂子渚 2 号線
新	100158	砂子渚 2 号線
旧	河辺 1159	砂子渚 3 号線
新	100159	砂子渚 3 号線
旧	河辺 1160	築紫森線
新	100160	築紫森線
旧	河辺 1161	砂子渚 4 号線
新	100161	砂子渚 4 号線
旧	河辺 1162	岩見ダム線
新	100162	岩見ダム線
旧	河辺 1163	杉沢 2 号線
新	100163	杉沢 2 号線
旧	河辺 1164	仙翁台線
新	100164	仙翁台線
旧	河辺 1165	杉沢 3 号線
新	100165	杉沢 3 号線
旧	河辺 1166	東 4 号線
新	100166	東 4 号線

旧	河辺 1167	東 3 号線
新	100167	東 3 号線
旧	河辺 1168	東線
新	100168	東線
旧	河辺 1169	東 1 号線
新	100169	東 1 号線
旧	河辺 1170	東 2 号線
新	100170	東 2 号線
旧	河辺 1173	福田線
新	100173	福田線
旧	河辺 1174	新川 1 号線
新	100174	新川 1 号線
旧	河辺 1175	新川 2 号線
新	100175	新川 2 号線
旧	河辺 1176	岨谷峽線
新	100176	岨谷峽線
旧	河辺 1177	穴渚 1 号線
新	100177	穴渚 1 号線
旧	河辺 1178	穴渚線
新	100178	穴渚線
旧	河辺 1179	穴渚 2 号線
新	100179	穴渚 2 号線
旧	河辺 1180	鶴養線
新	100180	鶴養線
旧	河辺 1181	鶴養 1 号線
新	100181	鶴養 1 号線
旧	河辺 1182	鶴養 7 号線
新	100182	鶴養 7 号線
旧	河辺 1183	鶴養 2 号線
新	100183	鶴養 2 号線
旧	河辺 1184	鶴養 3 号線
新	100184	鶴養 3 号線
旧	河辺 1185	鶴養 4 号線
新	100185	鶴養 4 号線
旧	河辺 1186	鶴養 5 号線
新	100186	鶴養 5 号線
旧	河辺 1187	松沢線
新	100187	松沢線
旧	河辺 1188	松沢 1 号線
新	100188	松沢 1 号線
旧	河辺 1189	鶴巻線
新	100189	鶴巻線
旧	河辺 1190	奥出線
新	100190	奥出線
旧	河辺 1191	留見瀬 2 号線
新	100191	留見瀬 2 号線
旧	河辺 1192	東 5 号線
新	100192	東 5 号線
旧	河辺 1197	北条ヶ崎線
新	100197	北条ヶ崎線
旧	河辺 1198	松渚 2 号線
新	100198	松渚 2 号線
旧	河辺 1200	鎌倉線
新	100200	鎌倉線

旧	河辺 1201	留見瀬尼沢線
新	100201	留見瀬尼沢線
旧	河辺 1202	留見瀬 4 号線
新	100202	留見瀬 4 号線
旧	河辺 1203	上三内 5 号線
新	100203	上三内 5 号線
旧	河辺 1204	川原田 2 号線
新	100204	川原田 2 号線
旧	河辺 1205	岡村 2 号線
新	100205	岡村 2 号線
旧	河辺 1206	黒沼 4 号線
新	100206	黒沼 4 号線
旧	河辺 1208	大張野駅 2 号線
新	100208	大張野駅 2 号線
旧	河辺 1209	新川 3 号線
新	100209	新川 3 号線
旧	河辺 1210	諸井 4 号線
新	100210	諸井 4 号線
旧	河辺 1211	ユフォーレ線
新	100211	ユフォーレ線
旧	河辺 1212	赤平 5 号線
新	100212	赤平 5 号線
旧	河辺 1213	和田11号線
新	100213	和田11号線
旧	河辺 1214	宮崎 2 号線
新	100214	宮崎 2 号線
旧	河辺 1215	飛沢 2 号線
新	100215	飛沢 2 号線
旧	河辺 1216	上野雄和線
新	100216	上野雄和線
旧	河辺 1217	前田柵表線
新	100217	前田柵表線
旧	河辺 1218	前田和田線
新	100218	前田和田線
旧	河辺 1220	戸島 2 号線
新	100220	戸島 2 号線
旧	河辺 1221	坂本 3 号線
新	100221	坂本 3 号線
旧	河辺 1222	奥出 2 号線
新	100222	奥出 2 号線
旧	河辺 1223	大張野線
新	100223	大張野線
旧	河辺 1224	上三内 6 号線
新	100224	上三内 6 号線
旧	河辺 1225	本木八慶線
新	100225	本木八慶線
旧	河辺 1226	新川 4 号線
新	100226	新川 4 号線
旧	河辺 1228	萱森 1 号線
新	100228	萱森 1 号線
旧	河辺 1229	杉沢 4 号線
新	100229	杉沢 4 号線
旧	河辺 1230	井戸尻台線
新	100230	井戸尻台線

旧	河辺 1231	奥出曾場線
新	100231	奥出曾場線
旧	河辺 1232	山根 2 号線
新	100232	山根 2 号線
旧	河辺 1233	高岡 4 号線
新	100233	高岡 4 号線
旧	河辺 1234	丸舞口線
新	100234	丸舞口線
旧	河辺 1235	尼沢線
新	100235	尼沢線
旧	河辺 1236	上野七曲台線
新	100236	上野七曲台線
旧	河辺 1237	野崎団地 1 号線
新	100237	野崎団地 1 号線
旧	河辺 1238	野崎団地 2 号線
新	100238	野崎団地 2 号線
旧	河辺 1239	外川原団地線
新	100239	外川原団地線
旧	河辺 1240	学園団地 1 号線
新	100240	学園団地 1 号線
旧	河辺 1241	学園団地 2 号線
新	100241	学園団地 2 号線
旧	河辺 1242	学園団地 3 号線
新	100242	学園団地 3 号線
旧	河辺 1243	学園団地 4 号線
新	100243	学園団地 4 号線
旧	河辺 1244	和田団地 1 号線
新	100244	和田団地 1 号線
旧	河辺 1245	和田団地 2 号線
新	100245	和田団地 2 号線
旧	河辺 1246	和田団地 3 号線
新	100246	和田団地 3 号線
旧	河辺 1247	上和田団地 1 号線
新	100247	上和田団地 1 号線
旧	河辺 1248	上和田団地 2 号線
新	100248	上和田団地 2 号線
旧	河辺 1249	中和団地 1 号線
新	100249	中和団地 1 号線
旧	河辺 1250	中和団地 2 号線
新	100250	中和団地 2 号線
旧	河辺 1251	下和田団地 1 号線
新	100251	下和田団地 1 号線
旧	河辺 1252	松湊団地 1 号線
新	100252	松湊団地 1 号線
旧	河辺 1253	松湊団地 2 号線
新	100253	松湊団地 2 号線
旧	河辺 1254	松湊団地 3 号線
新	100254	松湊団地 3 号線
旧	河辺 1255	松湊団地 4 号線
新	100255	松湊団地 4 号線
旧	河辺 1256	南台団地線
新	100256	南台団地線
旧	河辺 1257	中和団地 3 号線
新	100257	中和団地 3 号線

旧	河辺 1258	黒沼団地 1 号線
新	100258	黒沼団地 1 号線
旧	河辺 1259	黒沼団地 2 号線
新	100259	黒沼団地 2 号線
旧	河辺 1260	黒沼団地 3 号線
新	100260	黒沼団地 3 号線
旧	河辺 1261	黒沼団地 4 号線
新	100261	黒沼団地 4 号線
旧	河辺 1262	黒沼団地 5 号線
新	100262	黒沼団地 5 号線
旧	河辺 1263	赤平 6 号線
新	100263	赤平 6 号線
旧	河辺 1264	寺田郷野線
新	100264	寺田郷野線
旧	河辺 1265	宮崎 3 号線
新	100265	宮崎 3 号線
旧	河辺 1266	神内大又 1 号線
新	100266	神内大又 1 号線
旧	河辺 1267	川原田前田線
新	100267	川原田前田線
旧	河辺 1268	戸島丸山線
新	100268	戸島丸山線
旧	河辺 1269	畑谷線
新	100269	畑谷線
旧	河辺 1270	石川 1 号線
新	100270	石川 1 号線
旧	河辺 1271	和田12号線
新	100271	和田12号線
旧	河辺 1272	協和河辺雄和線
新	100272	協和河辺雄和線
旧	河辺 1273	坂本下川原線
新	100273	坂本下川原線
旧	河辺 1274	境田線
新	100274	境田線
旧	河辺 1275	七曲工業団地 1 号線
新	100275	七曲工業団地 1 号線
旧	河辺 1276	七曲工業団地 2 号線
新	100276	七曲工業団地 2 号線
旧	河辺 1277	七曲工業団地 3 号線
新	100277	七曲工業団地 3 号線
旧	河辺 1278	前田 2 号線
新	100278	前田 2 号線
旧	河辺 1279	前田 3 号線
新	100279	前田 3 号線
旧	河辺 1280	前田 4 号線
新	100280	前田 4 号線
旧	河辺 1281	上三内 7 号線
新	100281	上三内 7 号線
旧	河辺 1282	福神線
新	100282	福神線
旧	河辺 1283	戸島大古川線
新	100283	戸島大古川線
旧	河辺 1284	曾場畑線
新	100284	曾場畑線

旧	河辺 1285	八慶台線
新	100285	八慶台線
旧	河辺 1286	前田 5 号線
新	100286	前田 5 号線
旧	河辺 1287	台 6 号線
新	100287	台 6 号線
旧	河辺 1288	台 7 号線
新	100288	台 7 号線
旧	河辺 1289	川原田 3 号線
新	100289	川原田 3 号線
旧	河辺 1290	川原田 4 号線
新	100290	川原田 4 号線
旧	河辺 1291	豊成四ツ小屋線
新	100291	豊成四ツ小屋線
旧	河辺 1292	上前田表 1 号線
新	100292	上前田表 1 号線
旧	河辺 1293	上前田表 2 号線
新	100293	上前田表 2 号線
旧	河辺 1294	野崎公園線
新	100294	野崎公園線
旧	河辺 1295	野崎団地 3 号線
新	100295	野崎団地 3 号線
旧	河辺 1296	前田 1 号線
新	100296	前田 1 号線
旧	河辺 1297	前田西 1 号線
新	100297	前田西 1 号線
旧	河辺 1298	前田西 2 号線
新	100298	前田西 2 号線
旧	河辺 1299	前田西 3 号線
新	100299	前田西 3 号線
旧	河辺 1300	川原田茱萸野線
新	100300	川原田茱萸野線
旧	河辺 1301	神田線
新	100301	神田線
旧	河辺 1302	田尻下線
新	100302	田尻下線
旧	河辺 1303	畑谷大又線
新	100303	畑谷大又線
旧	河辺 1304	下石川線
新	100304	下石川線
旧	河辺 1305	岩見三内小学校 1 号線
新	100305	岩見三内小学校 1 号線
旧	河辺 1306	岩見三内小学校 2 号線
新	100306	岩見三内小学校 2 号線
旧	河辺 1307	戸島ヲソノ線
新	100307	戸島ヲソノ線
旧	河辺 1308	高岡南線
新	100308	高岡南線
旧	河辺 1309	飛沢下線
新	100309	飛沢下線

秋田市告示第83号

市道路線の路線番号変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、告示を行った路線について、路線番号の変更をす

る。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の路線番号変更（別紙）

2 縦覧期間

平成18年 3 月31日から

平成18年 4 月13日まで

別紙

旧新別	路線番号	路 線 名
旧	雄和 1	芝野鹿野戸線
新	1801	芝野鹿野戸線
旧	雄和 2	芝野本田線
新	1802	芝野本田線
旧	雄和 3	本田畑谷線
新	1803	本田畑谷線
旧	雄和 4	鹿野戸安養寺線
新	1804	鹿野戸安養寺線
旧	雄和 5	椿川安養寺線
新	1805	椿川安養寺線
旧	雄和 6	竹の花藤森線
新	1806	竹の花藤森線
旧	雄和 7	中の沢線
新	1807	中の沢線
旧	雄和 8	太子前戸賀沢線
新	1808	太子前戸賀沢線
旧	雄和 9	清水木線
新	1809	清水木線
旧	雄和 10	本田妙法線
新	1810	本田妙法線
旧	雄和 101	雄和中通学路線
新	2801	雄和中通学路線
旧	雄和 102	平沢石田妙法線
新	2802	平沢石田妙法線
旧	雄和 103	折戸高尾線
新	2803	折戸高尾線
旧	雄和 105	雄和中央線
新	2805	雄和中央線
旧	雄和 108	三福線
新	2808	三福線
旧	雄和 201	本田線
新	110001	本田線
旧	雄和 202	本田西線
新	110002	本田西線
旧	雄和 203	沖村中央線
新	110003	沖村中央線
旧	雄和 204	沖村中央 2 号線
新	110004	沖村中央 2 号線
旧	雄和 206	沖村西線
新	110006	沖村西線
旧	雄和 207	芝野小山線
新	110007	芝野小山線

旧	雄和 208	横道線
新	110008	横道線
旧	雄和 209	山崎中央線
新	110009	山崎中央線
旧	雄和 210	山崎東線
新	110010	山崎東線
旧	雄和 211	寺沢東通線
新	110011	寺沢東通線
旧	雄和 212	寺沢中央通線
新	110012	寺沢中央通線
旧	雄和 213	長者屋敷線
新	110013	長者屋敷線
旧	雄和 214	鹿野戸方福線
新	110014	鹿野戸方福線
旧	雄和 215	鹿野戸下村線
新	110015	鹿野戸下村線
旧	雄和 216	鹿野戸片卸線
新	110016	鹿野戸片卸線
旧	雄和 217	ニヤケ線
新	110017	ニヤケ線
旧	雄和 218	椿台線
新	110018	椿台線
旧	雄和 219	椿台三替沢線
新	110019	椿台三替沢線
旧	雄和 220	三替沢平沢線
新	110020	三替沢平沢線
旧	雄和 221	安養寺線
新	110021	安養寺線
旧	雄和 222	安養寺南線
新	110022	安養寺南線
旧	雄和 224	湯野目線
新	110024	湯野目線
旧	雄和 225	湯野目中央線
新	110025	湯野目中央線
旧	雄和 226	湯野目西線
新	110026	湯野目西線
旧	雄和 227	湯野目東線
新	110027	湯野目東線
旧	雄和 228	湯野目東 2 号線
新	110028	湯野目東 2 号線
旧	雄和 229	寺村線
新	110029	寺村線
旧	雄和 230	寺村東線
新	110030	寺村東線
旧	雄和 231	平沢大部線
新	110031	平沢大部線
旧	雄和 232	平沢中央線
新	110032	平沢中央線
旧	雄和 233	平沢大面線
新	110033	平沢大面線
旧	雄和 234	平沢線
新	110034	平沢線
旧	雄和 235	石田線
新	110035	石田線

旧	雄和 236	石田北線
新	110036	石田北線
旧	雄和 237	石田上大部線
新	110037	石田上大部線
旧	雄和 238	妙法線
新	110038	妙法線
旧	雄和 239	水沢線
新	110039	水沢線
旧	雄和 240	相川新町線
新	110040	相川新町線
旧	雄和 241	中新町線
新	110041	中新町線
旧	雄和 242	大沢線
新	110042	大沢線
旧	雄和 243	仲村線
新	110043	仲村線
旧	雄和 244	相川川添線
新	110044	相川川添線
旧	雄和 245	吉田線
新	110045	吉田線
旧	雄和 246	銅屋中通線
新	110046	銅屋中通線
旧	雄和 247	古道線
新	110047	古道線
旧	雄和 248	銅屋新屋敷線
新	110048	銅屋新屋敷線
旧	雄和 249	台林線
新	110049	台林線
旧	雄和 250	秀町線
新	110050	秀町線
旧	雄和 251	坂の上線
新	110051	坂の上線
旧	雄和 252	滝の沢線
新	110052	滝の沢線
旧	雄和 253	西野竹の花線
新	110053	西野竹の花線
旧	雄和 254	西野線
新	110054	西野線
旧	雄和 255	西野中田線
新	110055	西野中田線
旧	雄和 256	中田西線
新	110056	中田西線
旧	雄和 257	中田線
新	110057	中田線
旧	雄和 258	中田 2 号線
新	110058	中田 2 号線
旧	雄和 259	細田中山線
新	110059	細田中山線
旧	雄和 260	中山築場線
新	110060	中山築場線
旧	雄和 261	藤森線
新	110061	藤森線
旧	雄和 262	戸草沢線
新	110062	戸草沢線

旧	雄和 263	太子前戸草沢線
新	110063	太子前戸草沢線
旧	雄和 264	野中太子前線
新	110064	野中太子前線
旧	雄和 265	太子前線
新	110065	太子前線
旧	雄和 267	太子前中村線
新	110067	太子前中村線
旧	雄和 268	相川野線
新	110068	相川野線
旧	雄和 269	山王堂中村線
新	110069	山王堂中村線
旧	雄和 270	太子前山王堂線
新	110070	太子前山王堂線
旧	雄和 271	山王堂上横線
新	110071	山王堂上横線
旧	雄和 272	山王堂熊の堂線
新	110072	山王堂熊の堂線
旧	雄和 273	戸賀沢線
新	110073	戸賀沢線
旧	雄和 274	戸賀沢中央線
新	110074	戸賀沢中央線
旧	雄和 275	戸賀沢上線
新	110075	戸賀沢上線
旧	雄和 276	石川線
新	110076	石川線
旧	雄和 277	猫沢線
新	110077	猫沢線
旧	雄和 278	猫沢東線
新	110078	猫沢東線
旧	雄和 279	戸田沢線
新	110079	戸田沢線
旧	雄和 280	戸田沢 1 号線
新	110080	戸田沢 1 号線
旧	雄和 281	宝生口線
新	110081	宝生口線
旧	雄和 282	寺の沢線
新	110082	寺の沢線
旧	雄和 283	寺の沢横断線
新	110083	寺の沢横断線
旧	雄和 285	高麓沢線
新	110085	高麓沢線
旧	雄和 286	高麓沢 2 号線
新	110086	高麓沢 2 号線
旧	雄和 287	白川線
新	110087	白川線
旧	雄和 288	上白川線
新	110088	上白川線
旧	雄和 289	清水下白川袋線
新	110089	清水下白川袋線
旧	雄和 290	白川袋上野線
新	110090	白川袋上野線
旧	雄和 291	清水下線
新	110091	清水下線

旧	雄和 292	左手子淀川線
新	110092	左手子淀川線
旧	雄和 293	左手子上野線
新	110093	左手子上野線
旧	雄和 294	左手子中央線
新	110094	左手子中央線
旧	雄和 295	左手子碇線
新	110095	左手子碇線
旧	雄和 296	向野線
新	110096	向野線
旧	雄和 297	繫 1 号線
新	110097	繫 1 号線
旧	雄和 298	繫 2 号線
新	110098	繫 2 号線
旧	雄和 299	繫 3 号線
新	110099	繫 3 号線
旧	雄和 300	繫宿線
新	110100	繫宿線
旧	雄和 301	内山線
新	110101	内山線
旧	雄和 302	新町線
新	110102	新町線
旧	雄和 303	新波線
新	110103	新波線
旧	雄和 304	清水木 2 号線
新	110104	清水木 2 号線
旧	雄和 305	新波寺沢線
新	110105	新波寺沢線
旧	雄和 306	新波竹の花線
新	110106	新波竹の花線
旧	雄和 307	神ヶ村線
新	110107	神ヶ村線
旧	雄和 308	陣笠線
新	110108	陣笠線
旧	雄和 309	上開線
新	110109	上開線
旧	雄和 310	上開 2 号線
新	110110	上開 2 号線
旧	雄和 311	家の沢線
新	110111	家の沢線
旧	雄和 312	折戸 2 号線
新	110112	折戸 2 号線
旧	雄和 313	大柳線
新	110113	大柳線
旧	雄和 314	東又線
新	110114	東又線
旧	雄和 315	山田 4 号線
新	110115	山田 4 号線
旧	雄和 316	山田 2 号線
新	110116	山田 2 号線
旧	雄和 317	山田 3 号線
新	110117	山田 3 号線
旧	雄和 318	碇田クネソエ線
新	110118	碇田クネソエ線

旧	雄和 319	滑沢線
新	110119	滑沢線
旧	雄和 320	滑沢 2 号線
新	110120	滑沢 2 号線
旧	雄和 321	滑沢 3 号線
新	110121	滑沢 3 号線
旧	雄和 322	館の腰線
新	110122	館の腰線
旧	雄和 323	萱ヶ沢杉菜沢線
新	110123	萱ヶ沢杉菜沢線
旧	雄和 324	萱ヶ沢下道線
新	110124	萱ヶ沢下道線
旧	雄和 325	円行寺線
新	110125	円行寺線
旧	雄和 326	柳沢線
新	110126	柳沢線
旧	雄和 327	土場線
新	110127	土場線
旧	雄和 328	二タノ沢線
新	110128	二タノ沢線
旧	雄和 329	大沢郷線
新	110129	大沢郷線
旧	雄和 330	真木屋線
新	110130	真木屋線
旧	雄和 331	西風沢線
新	110131	西風沢線
旧	雄和 332	比丘尼淵線
新	110132	比丘尼淵線
旧	雄和 333	大平沢線
新	110133	大平沢線
旧	雄和 334	二古沢線
新	110134	二古沢線
旧	雄和 335	鹿野戸袖の沢線
新	110135	鹿野戸袖の沢線
旧	雄和 336	黒瀬線
新	110136	黒瀬線
旧	雄和 337	湯野目東 3 号線
新	110137	湯野目東 3 号線
旧	雄和 338	水沢館の下線
新	110138	水沢館の下線
旧	雄和 339	椿台戸島線
新	110139	椿台戸島線
旧	雄和 340	左手子上野 2 号線
新	110140	左手子上野 2 号線
旧	雄和 341	神ヶ村窪線
新	110141	神ヶ村窪線
旧	雄和 342	新屋敷 2 号線
新	110142	新屋敷 2 号線
旧	雄和 343	善知鳥線
新	110143	善知鳥線
旧	雄和 344	宮の前上線
新	110144	宮の前上線
旧	雄和 345	沼田線
新	110145	沼田線

旧	雄和 346	繋 4 号線
新	110146	繋 4 号線
旧	雄和 348	下大部大面線
新	110148	下大部大面線
旧	雄和 349	堤ヶ沢線
新	110149	堤ヶ沢線
旧	雄和 350	寺村北線
新	110150	寺村北線
旧	雄和 351	萩の上線
新	110151	萩の上線
旧	雄和 352	銅屋 1 号線
新	110152	銅屋 1 号線
旧	雄和 354	妙法中央線
新	110154	妙法中央線
旧	雄和 355	石田工場線
新	110155	石田工場線
旧	雄和 356	本田東線
新	110156	本田東線
旧	雄和 357	本田 1 号線
新	110157	本田 1 号線
旧	雄和 358	山崎 1 号線
新	110158	山崎 1 号線
旧	雄和 359	沖村中央 3 号線
新	110159	沖村中央 3 号線
旧	雄和 360	鹿野戸中通 1 号線
新	110160	鹿野戸中通 1 号線
旧	雄和 361	鹿野戸中通 2 号線
新	110161	鹿野戸中通 2 号線
旧	雄和 362	安養寺 1 号線
新	110162	安養寺 1 号線
旧	雄和 363	安養寺 2 号線
新	110163	安養寺 2 号線
旧	雄和 364	中大部線
新	110164	中大部線
旧	雄和 365	椿川線
新	110165	椿川線
旧	雄和 366	銅屋 2 号線
新	110166	銅屋 2 号線
旧	雄和 367	中田 3 号線
新	110167	中田 3 号線
旧	雄和 368	中村線
新	110168	中村線
旧	雄和 369	中山線
新	110169	中山線
旧	雄和 370	藤森 2 号線
新	110170	藤森 2 号線
旧	雄和 371	太子前 2 号線
新	110171	太子前 2 号線
旧	雄和 372	山王堂線
新	110172	山王堂線
旧	雄和 373	新町 1 号線
新	110173	新町 1 号線
旧	雄和 374	清水木 3 号線
新	110174	清水木 3 号線

旧	雄和 375	大橋線
新	110175	大橋線
旧	雄和 376	東又 1 号線
新	110176	東又 1 号線
旧	雄和 377	東又 2 号線
新	110177	東又 2 号線
旧	雄和 378	大金線
新	110178	大金線
旧	雄和 379	山田 5 号線
新	110179	山田 5 号線
旧	雄和 380	船引沢線
新	110180	船引沢線
旧	雄和 381	下道 2 号線
新	110181	下道 2 号線
旧	雄和 382	堤ヶ沢 2 号線
新	110182	堤ヶ沢 2 号線
旧	雄和 383	円行寺 2 号線
新	110183	円行寺 2 号線
旧	雄和 384	向野北線
新	110184	向野北線
旧	雄和 385	竹の花線
新	110185	竹の花線
旧	雄和 386	戸草沢 1 号線
新	110186	戸草沢 1 号線
旧	雄和 387	湯野目東 4 号線
新	110187	湯野目東 4 号線
旧	雄和 388	湯野目西 2 号線
新	110188	湯野目西 2 号線
旧	雄和 390	繋 5 号線
新	110190	繋 5 号線
旧	雄和 391	家の沢 2 号線
新	110191	家の沢 2 号線
旧	雄和 392	窪 2 号線
新	110192	窪 2 号線
旧	雄和 393	舟卸線
新	110193	舟卸線
旧	雄和 394	陣笠 1 号線
新	110194	陣笠 1 号線
旧	雄和 395	新波寺沢 2 号線
新	110195	新波寺沢 2 号線
旧	雄和 396	小深田線
新	110196	小深田線
旧	雄和 397	平沢田中線
新	110197	平沢田中線
旧	雄和 398	金沢線
新	110198	金沢線
旧	雄和 399	安養寺南 2 号線
新	110199	安養寺南 2 号線
旧	雄和 400	椿台 2 号線
新	110200	椿台 2 号線
旧	雄和 401	銅屋 3 号線
新	110201	銅屋 3 号線
旧	雄和 402	高清水 1 号線
新	110202	高清水 1 号線

旧	雄和 403	高清水 2 号線
新	110203	高清水 2 号線
旧	雄和 404	高清水 3 号線
新	110204	高清水 3 号線
旧	雄和 405	竹の花 2 号線
新	110205	竹の花 2 号線
旧	雄和 406	中山 2 号線
新	110206	中山 2 号線
旧	雄和 407	内山 2 号線
新	110207	内山 2 号線
旧	雄和 408	折戸 3 号線
新	110208	折戸 3 号線
旧	雄和 409	折戸 4 号線
新	110209	折戸 4 号線
旧	雄和 410	折戸 5 号線
新	110210	折戸 5 号線
旧	雄和 411	東又 3 号線
新	110211	東又 3 号線
旧	雄和 412	芝野 1 号線
新	110212	芝野 1 号線
旧	雄和 413	安養寺地張山線
新	110213	安養寺地張山線
旧	雄和 414	黒瀬上谷地線
新	110214	黒瀬上谷地線
旧	雄和 415	平沢田中 2 号線
新	110215	平沢田中 2 号線
旧	雄和 416	平沢田中 3 号線
新	110216	平沢田中 3 号線
旧	雄和 417	平沢田中 4 号線
新	110217	平沢田中 4 号線
旧	雄和 418	小深田 2 号線
新	110218	小深田 2 号線
旧	雄和 419	細田田向線
新	110219	細田田向線
旧	雄和 420	石川 2 号線
新	110220	石川 2 号線
旧	雄和 421	向野西線
新	110221	向野西線
旧	雄和 422	堂の沢線
新	110222	堂の沢線
旧	雄和 423	平沢袖又線
新	110223	平沢袖又線
旧	雄和 424	猫沢 2 号線
新	110224	猫沢 2 号線
旧	雄和 425	鹿野戸中通 3 号線
新	110225	鹿野戸中通 3 号線
旧	雄和 426	水沢 2 号線
新	110226	水沢 2 号線
旧	雄和 428	向野東線
新	110228	向野東線
旧	雄和 429	東又中崎線
新	110229	東又中崎線
旧	雄和 430	大金 2 号線
新	110230	大金 2 号線

旧	雄和 431	堤ヶ沢 3 号線
新	110231	堤ヶ沢 3 号線
旧	雄和 432	円行寺 3 号線
新	110232	円行寺 3 号線
旧	雄和 433	左手子上野 3 号線
新	110233	左手子上野 3 号線
旧	雄和 434	高清水 4 号線
新	110234	高清水 4 号線
旧	雄和 435	高清水 5 号線
新	110235	高清水 5 号線
旧	雄和 436	高清水 6 号線
新	110236	高清水 6 号線
旧	雄和 437	高清水 7 号線
新	110237	高清水 7 号線
旧	雄和 438	上繋 2 号線
新	110238	上繋 2 号線
旧	雄和 440	三郡野線
新	110240	三郡野線
旧	雄和 441	曾根線
新	110241	曾根線
旧	雄和 442	碓田梵天野線
新	110242	碓田梵天野線
旧	雄和 443	清水木 1 号線
新	110243	清水木 1 号線
旧	雄和 444	太子前 3 号線
新	110244	太子前 3 号線
旧	雄和 445	本田 2 号線
新	110245	本田 2 号線
旧	雄和 446	沖村前谷地線
新	110246	沖村前谷地線
旧	雄和 447	芝野田草川線
新	110247	芝野田草川線
旧	雄和 448	山崎椿台線
新	110248	山崎椿台線
旧	雄和 449	長者屋敷 2 号線
新	110249	長者屋敷 2 号線
旧	雄和 450	奥椿岱線
新	110250	奥椿岱線
旧	雄和 451	安養寺椿岱線
新	110251	安養寺椿岱線
旧	雄和 452	小深田 3 号線
新	110252	小深田 3 号線
旧	雄和 453	山王堂 1 号線
新	110253	山王堂 1 号線
旧	雄和 454	山王堂 2 号線
新	110254	山王堂 2 号線
旧	雄和 455	沼田中央線
新	110255	沼田中央線
旧	雄和 456	戸賀沢北線
新	110256	戸賀沢北線
旧	雄和 457	左手子中央 2 号線
新	110257	左手子中央 2 号線
旧	雄和 458	十二ヶ沢線
新	110258	十二ヶ沢線

旧	雄和 459	上開 3 号線
新	110259	上開 3 号線
旧	雄和 460	柳沢 2 号線
新	110260	柳沢 2 号線
旧	雄和 461	寺沢南線
新	110261	寺沢南線
旧	雄和 462	山田 6 号線
新	110262	山田 6 号線
旧	雄和 463	碓田中村線
新	110263	碓田中村線
旧	雄和 464	三福 2 号線
新	110264	三福 2 号線
旧	雄和 465	真木屋 2 号線
新	110265	真木屋 2 号線
旧	雄和 466	真木屋 3 号線
新	110266	真木屋 3 号線
旧	雄和 467	真木屋 4 号線
新	110267	真木屋 4 号線
旧	雄和 468	清水木寺沢線
新	110268	清水木寺沢線
旧	雄和 469	方福線
新	110269	方福線
旧	雄和 470	左手子中央 3 号線
新	110270	左手子中央 3 号線
旧	雄和 471	沼田 2 号線
新	110271	沼田 2 号線
旧	雄和 472	本田 3 号線
新	110272	本田 3 号線
旧	雄和 473	細田線
新	110273	細田線
旧	雄和 474	戸賀沢 2 号線
新	110274	戸賀沢 2 号線
旧	雄和 475	左手子上野 4 号線
新	110275	左手子上野 4 号線
旧	雄和 476	館の腰 2 号線
新	110276	館の腰 2 号線
旧	雄和 477	杉菜沢 2 号線
新	110277	杉菜沢 2 号線
旧	雄和 478	二タノ沢 2 号線
新	110278	二タノ沢 2 号線
旧	雄和 479	真木屋 5 号線
新	110279	真木屋 5 号線
旧	雄和 480	白井沢修羅沢線
新	110280	白井沢修羅沢線
旧	雄和 481	中の沢 2 号線
新	110281	中の沢 2 号線
旧	雄和 482	山崎 2 号線
新	110282	山崎 2 号線
旧	雄和 483	大巻西野線
新	110283	大巻西野線
旧	雄和 484	猫沢 3 号線
新	110284	猫沢 3 号線
旧	雄和 485	椿岱ヒルズ 1 号
新	110285	椿岱ヒルズ 1 号

旧	雄和 486	椿岱ヒルズ 2 号
新	110286	椿岱ヒルズ 2 号
旧	雄和 487	椿岱ヒルズ 3 号
新	110287	椿岱ヒルズ 3 号
旧	雄和 488	石田南線
新	110288	石田南線
旧	雄和 489	長者屋敷 3 号線
新	110289	長者屋敷 3 号線
旧	雄和 490	鹿野戸下村 2 号線
新	110290	鹿野戸下村 2 号線
旧	雄和 493	中の沢 3 号線
新	110293	中の沢 3 号線
旧	雄和 494	石坂上線
新	110294	石坂上線
旧	雄和 495	糠塚線
新	110295	糠塚線
旧	雄和 496	源八沢線
新	110296	源八沢線
旧	雄和 497	本田大又線
新	110297	本田大又線
旧	雄和 498	高清水 8 号線
新	110298	高清水 8 号線
旧	雄和 499	平尾鳥下野線
新	110299	平尾鳥下野線
旧	雄和 500	石坂上 2 号線
新	110300	石坂上 2 号線
旧	雄和 501	杉菜沢 3 号線
新	110301	杉菜沢 3 号線
旧	雄和 502	鹿野戸下村 3 号線
新	110302	鹿野戸下村 3 号線
旧	雄和 503	下黒瀬水沢線
新	110303	下黒瀬水沢線
旧	雄和 504	藤森中谷地線
新	110304	藤森中谷地線
旧	雄和 505	上繫線
新	110305	上繫線
旧	雄和 506	山田線
新	110306	山田線
旧	雄和 507	中山中央線
新	110307	中山中央線
旧	雄和 508	大台線
新	110308	大台線
旧	雄和 509	田ヶ沢線
新	110309	田ヶ沢線
旧	雄和 510	西野戸草沢線
新	110310	西野戸草沢線
旧	雄和 511	野沢線
新	110311	野沢線
旧	雄和 512	椿台 3 号線
新	110312	椿台 3 号線
旧	雄和 513	折戸 6 号線
新	110313	折戸 6 号線
旧	雄和 514	山王堂 3 号線
新	110314	山王堂 3 号線

旧	雄和 515	館ノ下堤根線
新	110315	館ノ下堤根線
旧	雄和 516	戸草沢 2 号線
新	110316	戸草沢 2 号線
旧	雄和 517	向田表線
新	110317	向田表線
旧	雄和 518	竹の花細田線
新	110318	竹の花細田線
旧	雄和 519	堤根線
新	110319	堤根線
旧	雄和 520	沖村東線
新	110320	沖村東線
旧	雄和 521	芝野寺沢線
新	110321	芝野寺沢線
旧	雄和 522	山王堂戸草沢線
新	110322	山王堂戸草沢線
旧	雄和 523	川崎戸賀沢線
新	110323	川崎戸賀沢線
旧	雄和 524	石坂上 3 号線
新	110324	石坂上 3 号線
旧	雄和 525	石坂上 4 号線
新	110325	石坂上 4 号線
旧	雄和 526	石坂上 5 号線
新	110326	石坂上 5 号線
旧	雄和 527	雄和東線
新	110327	雄和東線
旧	雄和 528	中大部 2 号線
新	110328	中大部 2 号線
旧	雄和 529	中大部 3 号線
新	110329	中大部 3 号線
旧	雄和 530	中大部 4 号線
新	110330	中大部 4 号線
旧	雄和 531	藤森 3 号線
新	110331	藤森 3 号線
旧	雄和 532	金ヶ崎宮ノ前線
新	110332	金ヶ崎宮ノ前線
旧	雄和 533	金ヶ崎宮ノ前 2 号線
新	110333	金ヶ崎宮ノ前 2 号線
旧	雄和 534	中新町大沢線
新	110334	中新町大沢線
旧	雄和 535	三福 3 号線
新	110335	三福 3 号線
旧	雄和 536	糠塚 2 号線
新	110336	糠塚 2 号線
旧	雄和 537	糠塚 3 号線
新	110337	糠塚 3 号線
旧	雄和 538	糠塚 4 号線
新	110338	糠塚 4 号線
旧	雄和 539	新波樋口線
新	110339	新波樋口線
旧	雄和 540	新波樋口 2 号線
新	110340	新波樋口 2 号線
旧	雄和 541	又三郎沢線
新	110341	又三郎沢線

秋田市告示第84号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 1 2
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	株式会社コムスン秋田中央ケアセンター 秋田市山王一丁目10-22
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10-1 代表取締役社長 樋 口 公 一 東京都品川区戸越六丁目20-14
指定の年月日	平成18年 3 月30日
サービスの種類	夜間対応型訪問介護

秋田市告示第85号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 2 0
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	ひがし稲庭クリニック 認知症対応型通所介護 秋田市下北手松崎字岩瀬124
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	医療法人わらべ会 秋田市南通亀の町 2 -21 理事長 稲 庭 毅 秋田市山王沼田町 4 -12
指定の年月日	平成18年 3 月30日
サービスの種類	認知症対応型通所介護

秋田市告示第86号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目 1 番 7 号

株式会社 友愛ビルサービス

代表取締役 小 畑 悟

秋田市告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、アトリオン広場地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目 1 番 7 号

株式会社 友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟

秋田市告示第88号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合 秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 昭 一

秋田市告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、自転車等保管手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合 秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 昭 一

教 委 告 示

秋田市教委告示第 5 号

平成18年 3 月 8 日午後 4 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成18年 3 月 3 日

秋田市教育委員会
委員長 千 葉 昭

付議案件

- 1 教職員人事異動に関する件

秋田市教委告示第 6 号

平成18年 3 月22日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年 3 月17日

秋田市教育委員会
委員長 千 葉 昭

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
2 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件
3 秋田市八橋運動公園体育施設管理運営規則の一部を改正する件
4 健康広場管理運営規則を設定する件
5 秋田市立佐竹史料館等管理運営規則の一部を改正する件
6 秋田市指定文化財の指定に関する件
7 秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

秋田市教委告示第 7 号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月28日

秋田市教育委員会
委員長 千 葉 昭

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立小学校通学区域表中、

豊岩小学校	
豊岩石田坂字	碓、上野、鎌塚、九十田、坂ノ下、杉ノ下、高森、館ノ沢、館野、鶴巻、鳥屋ヶ沢、西ノ田、町田、山田沢
豊岩小山字	稲荷田、扇田、大沢、狐森、下モ田、袖ノ沢、中山、苗代沢、前田表、神田、小山沢
豊岩豊巻字	上野、イグレ田、居使、内縄尻、小勝田、小友沢、小山境、上谷地、小堤沢、小中沢、小林、笹山、杉ノ下、下川原、下中谷地、下四ツ、新上谷地、菅沢、諏訪、大日沢、手長沢、堂ノ沢、中沢、中島、中山、中谷地、羽根山、妙堂沢、山口

八田小学校	
下浜櫛田字	石神、上野、下野、下川原、曲田、宮田、宮田表
下浜八田字	赤坂、上台、北ノ沢、茱萸ノ木、高德奄、高德谷地、神田、杉沢、館腰、強清水、鳥屋沢、野田、野田谷地、前谷地、水無、餅田、餅田沢、柳沢、山ノ沢

豊岩小学校	
豊岩石田坂字	碓、上野、鎌塚、九十田、坂ノ下、杉ノ下、高森、館ノ沢、館野、鶴巻、鳥屋ヶ沢、西ノ田、町田、山田沢
豊岩小山字	稲荷田、扇田、大沢、狐森、下モ田、袖ノ沢、中山、苗代沢、前田表、神田、小山沢
豊岩豊巻字	上野、イグレ田、居使、内縄尻、小勝田、小友沢、小山境、上谷地、小堤沢、小中沢、小林、笹山、杉ノ下、下川原、下中谷地、下四ツ、新上谷地、菅沢、諏訪、大日沢、手長沢、堂ノ沢、中沢、中島、中山、中谷地、羽根山、妙堂沢、山口
下浜櫛田字	石神、上野、下野、下川原、曲田、宮田、宮田表
下浜八田字	赤坂、上台、北ノ沢、茱萸ノ木、高德奄、高德谷地、神田、杉沢、館腰、強清水、鳥屋沢、野田、野田谷地、前谷地、水無、餅田、餅田沢、柳沢、山ノ沢

改める。

附 則

施行期日は、平成18年 4 月 1 日とする。

秋田市教委告示第 8 号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第 4 条第

1 項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第 6 条の規定により告示する。

平成18年 3 月28日

秋田市教育委員会

委員長 千 葉 昭 記

秋田市指定文化財に指定する物件

種別	名称	員数	所有者または団体名	
			住 所	氏名および団体名
史跡	柳沢遺跡		秋田市山王一丁目 1 番 1 号	秋田市長 佐竹 敬久

選 管 告 示

秋市選管告示第 7 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成18年 3 月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

抹消した者の氏名等 別紙（省略）のとお

秋市選管告示第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成18年 3 月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の 1 の数 5,411人
2 3 分の 1 の数 90,176人

秋市選管告示第 9 号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数は次のとおりである。

平成18年 3 月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

2 分の 1 の数 7,985人

農 委 告 示

秋田市農委告示第 4 号

平成18年 3 月20日午後 2 時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年 3 月13日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案件 秋田市太平八田字オノ崎76番地の 1 佐藤ヨミの農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件 外33件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

平成18年 3 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
保 坂 設 備	保坂 亮	秋田市外旭川字山崎296番地 3	平成18年 3 月 1 日

秋田市上下水道局告示第15号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
保 坂 設 備	保坂 亮	秋田市外旭川字山崎296番地 3

2 指定期間

平成18年 3 月 1 日から平成21年 2 月28日まで

秋田市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

平成18年 3 月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
ショークンシステムス	宇佐美恵一	秋田市飯島鼠田四丁目 6 番38号	平成18年 3 月13日

秋田市上下水道局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

平成18年 3 月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
有限会社フーコウ	田村 嘉博	秋田市新屋南浜町 4 番16号	平成18年 3 月13日

秋田市上下水道局告示第18号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年 3 月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 フ ー コ ウ	田村 嘉博	秋田市新屋南浜町 4 番16号

2 指定期間

平成18年 3 月13日から平成21年 3 月12日まで

秋田市上下水道局告示第19号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成18年 3 月31日
- 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
川元むつみ町の一部
- 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 終末処理場の位置および名称
秋田市八橋本町六丁目12番15号
八橋下水道終末処理場
- 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局お客様センター
- 縦覧の期間
平成18年 3 月17日から 3 月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 縦覧の時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市上下水道局告示第20号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成18年 3 月31日
- 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
仁井田本町三丁目、桜一丁目、飯島鼠田一丁目、飯島道東三丁目、飯島字平右衛門田尻、仁井田新田二丁目、広面字蟹沢、下新城中野字前谷地、土崎港相染町字中谷地、濁川字家ノ前、浜田字元中村、浜田字家後、手形字西谷地、手形字山崎、土崎

港相染町字沖谷地、土崎港西四丁目、新屋寿町、新屋南浜町、新屋表町、牛島東四丁目および牛島西三丁目の各一部

- 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 終末処理場の位置および名称
秋田市向浜二丁目 3 番 1 号
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局お客様センター
- 縦覧の期間
平成18年 3 月17日から 3 月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 縦覧の時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市上下水道局告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成18年 3 月27日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏
指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地	廃止年月日
小 松 工 業 株 式 会 社	小松 重昭	秋田市新屋元町15 番26号	平成18年 3 月17日

秋田市上下水道局告示第22号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、委託した秋田市上下水道事業に係る未納整理事務受託者を次のとおり解除したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成18年 3 月31日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 解除者の住所および氏名
住所 秋田市將軍野東二丁目13番35号
氏名 森 元 くに子
- 解除する未納整理事務委託の範囲
納入期限が経過した未納に係る料金等の収納事務
- 解除年月日
平成18年 3 月31日

秋田市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成18年 3 月31日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏
指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
秋田日通プロ パン有限会社	時田 光治	秋田市新屋沖田町 1 番 1 号	平成18年 3 月31日

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年 3 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

入札に付する業務委託は下記のとおりである。

- 委 託 名 電気・機械設備保守委託
- 委託場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号
秋田市立中央図書館明徳館
- 委託期間 平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで
- 入札参加要件 ① 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
- ② 設備管理（電気、冷暖房空調、給排水衛生設備）の保守、点検整備が可能な業者であり、同種の業務実績があること。
- ③ 租税に滞納がないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ⑤ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成18年 3 月22日(水)午前10時
- 入札の場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号
秋田市立中央図書館明徳館 研修ホール
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成18年 3 月24日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年 3 月10日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1 （省略））
- イ 電気・機械設備保守業務経歴書（様式 2 （省略））
- ウ 納税証明書
- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

- ・秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）
- ・秋田市に納めた固定資産税（平成17年度分）
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構。

エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本）

(2) 申込書の提出

申込書等の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年 3 月 1 日(水)から平成18年 3 月10日(金)までの毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

イ 受付場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号
秋田市立中央図書館明徳館

ウ 申請用紙 秋田市立中央図書館明徳館から入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年 3 月 20日(月)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成18年 3 月 1 日(水)から平成18年 3 月10日(金)までの毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市立中央図書館明徳館
住所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市立中央図書館明徳館
電話 018-832-9220 小室または安田

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年 3 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委 託 場 所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教委総務課 第2号 消防用設備保守点検業務委託（中央地域）	秋田市中央地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校8校 秋田市立中学校3校	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	（教委総務課第2号から第7号共通） 次の①から④の要件をいずれも満たすこと。 ①秋田県消防設備保守協会の表示登録会員であること。 ②市内に表示登録された本社または営業所等を有する者であること。 ③次の各「類」ごとの消防設備士（第1類、第4類、第6類、第7類）が代表者または社員として市内の本社、営業所等に合わせて2名以上在籍していること。 なお、上記の資格を有する消防設備士2名以上でこの各「類」をすべて満たしていること。 ④租税に滞納がないこと。
教委総務課 第3号 消防用設備保守点検業務委託（北部地域）	秋田市北部地域に位置する 秋田市立小学校8校 秋田市立中学校5校	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	
教委総務課 第4号 消防用設備保守点検業務委託（南部地域）	秋田市南部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校6校 秋田市立中学校4校	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	
教委総務課 第5号 消防用設備保守点検業務委託（東部地域）	秋田市東部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校9校 秋田市立中学校4校	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	
教委総務課 第6号 消防用設備保守点検業務委託（西部地域）	秋田市西部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校10校 秋田市立中学校4校	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	
教委総務課 第7号 消防用設備保守点検業務委託（河辺、雄和地域）	秋田市河辺地域および雄和地域に位置する 秋田市立小学校8校 秋田市立中学校3校	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	
教委総務課 第8号 浄化槽保守点検業務委託（北部地域）	秋田市北部地域に位置する 秋田市立小学校4校 秋田市立中学校2校	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	（教委総務課第8号から第10号共通） 次の①、②の要件をいずれも満たすこと。 ①秋田市浄化槽保守点検登録業者であること。 ②租税に滞納がないこと。
教委総務課 第9号 浄化槽保守点検業務委託（東部地域）	秋田市東部地域に位置する 秋田市立小学校5校 秋田市立中学校2校	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	
教委総務課 第10号 浄化槽保守点検業務委託（南部、西部地域）	秋田市南部地域および西部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校6校 秋田市立中学校3校	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	
教委総務課 第31号 水処理装置保守点検業務委託	川尻小学校、四ツ小屋小学校、下浜小学校、将軍野中学校、御野場中学校	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	次の①から③の要件をいずれも満たすこと。 ①井水関係設備の保守または施工に関し、公共事業に拘らず実績を有すること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者であること。 ③租税に滞納がないこと。
教委総務課 第32号 プール循環ろ過装置保守点検業務委託（北部、中央地域）	秋田市北部地域、中央地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校19校 秋田市立中学校10校	平成18年4月1日～ 10月31日	（教委総務課第32号から第34号共通） 次の①から③の要件をいずれも満たすこと。 ①プール循環ろ過装置の保守または施工に関し、公共事業に拘らず実績を有すること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者であること。 ③租税に滞納がないこと。
教委総務課 第33号 プール循環ろ過装置保守点検業務委託（南部、西部地域）	秋田市南部地域、西部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校19校 秋田市立中学校10校	平成18年4月1日～ 10月31日	

教委総務課 第34号 プール循環ろ過装置保 守点検業務委託（河辺、 雄和地域）	秋田市河辺地域および雄和 地域に位置する 秋田市立小学校 7 校 秋田市立中学校 1 校	平成18年 4 月 1 日～ 10月31日	
--	---	--------------------------	--

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年 3 月24日(金)

教委総務課 第 2 号から第 7 号 午後 1 時30分
教委総務課 第 8 号から第10号 午後 2 時30分
教委総務課 第31号 午後 3 時00分
教委総務課 第32号から第34号 午後 3 時10分

入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年 3 月30日(休)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年 3 月13日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- 1) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））
- 2) ア 消防用保守点検業務委託の申込者
- ・秋田県消防設備保守協会の表示登録会員証の写し
 - ・消防設備士（第 1 類、第 4 類、第 6 類、第 7 類）の免状の写し
 - ・上記各「類」ごとの消防設備士が代表者又は社員として市内の本社、営業所等に 2 名以上在籍していることを証明できるもの
- イ 浄化槽保守点検業務委託の申込者
- 秋田市浄化槽保守点検登録通知の写し
- ウ 水処理装置保守点検業務委託およびプール循環ろ過装置保守点検業務委託の申込者
- 保守業務実績調書（様式 2（省略））又は工事施工実績調書（様式 3（省略））
- ※保守業務の実績がある場合は、保守業務実績調書（様式 2（省略））を優先すること。

3) 納税証明書

- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）
- ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

- ・秋田市に納めた固定資産税（平成17年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構

- 4) 登記簿謄本（消防用保守点検業務委託および浄化槽保守点検業務委託の申込者は不要）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年 3 月 3 日(金)から平成18年 3 月13日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 施設担当

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課または秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年 3 月20日(月)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成18年 3 月 2 日(木)から平成18年 3 月23日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当
住所 秋田市山王二丁目 1 番53号
山王21ビル 3 階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課施設担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成18年 1 月19日付け秋田市指令第148号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成18年 3 月 7 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

東京都豊島区東池袋四丁目26番10号
株式会社ファミリーマート
代表取締役 上 田 準 二
2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市東通五丁目 7 番21、7 番22および 7 番23の内

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成18年 3 月 9 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画道路事業 3・4・27号 千秋広面線
秋田都市計画道路事業 3・4・29号 秋田環状線
- 2 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

土地収用法（以下「法」という。）第42条第 1 項および法第47条の 4 第 1 項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の 3 第 1 項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第 2 項および法第47条の 4 第 2 項の規定により公告する。

なお、法第43条および第47条の 4 第 2 項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって、権利を害されるおそれのある者は、収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。
平成18年 3 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 秋田都市計画道路事業 3・4・14号川尻広面線
- 3 裁決申請年月日 平成18年 3 月 3 日
- 4 収用しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地目
秋田市大町五丁目	486番 4	宅 地
秋田市大町五丁目	486番 5	宅 地

- 5 縦覧場所 秋田市建設部建設総務課
- 6 縦覧期間 公告の日から平成18年 3 月27日まで

秋田市公告

公 売 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
平成18年 3 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	公売開始の日時	平成18年 3 月24日 午後 1 時
	公売締切の日時	平成18年 3 月24日 午後 1 時20分
公 売 の 場 所		秋田市役所 正庁
公 売 の 方 法		入札（公売公告別紙 1（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）
開 札 の 日 時		平成18年 3 月24日 午後 1 時20分
開 札 の 場 所		秋田市役所 正庁
売 却 決 定 の 日 時		平成18年 3 月24日 午後 1 時30分
売 却 決 定 の 場 所		秋田市市民生活部国保年金課
公 売 保 証 金		公売公告別紙 1（省略）のとおり
買受代金の納付の期限		平成18年 3 月24日 午後 1 時30分
買受人の資格その他の要件		
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。
公 売 財 産 の 表 示		公売公告別紙 1（省略）のとおり
権 利 移 転 の 時 期		買受代金の全額を納付した時。ただし、所有権の移転について登録、許可または承認を必要とする場合があります。
危 険 負 担 移 転 の 時 期		買受代金の全額を納付した時
権 利 移 転 に 伴 う 費 用		公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。
消 費 税 の 取 扱 い		公売公告別紙 2（省略）のとおり
そ の 他 の 事 項		
注 意	1 入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。 2 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時および買受代金の納付の期限が異なる場合があります。	

秋田市公告

公 売 公 告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により下記のとおり公告する。
平成18年 3 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	平成18年 3 月24日午後 1 時	公 売 の 場 所	秋田市役所正庁（市庁舎二階）
公 売 の 方 法	入札（別紙（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）	再 度 入 札	入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。
公 売 開 始 の 日 時 および締切の日時	平成18年 3 月24日午後 1 時10分から午後 1 時20分まで		
開 札 の 日 時	平成18年 3 月24日午後 1 時20分	開 札 の 場 所	秋田市役所正庁（市庁舎二階）
売 却 決 定 の 日 時	平成18年 3 月24日午後 1 時30分	売 却 決 定 場 所	秋田市財政部納税課
公 売 保 証 金	公売公告別紙 1（省略）のとおり		
買 受 代 金 納 付 の 期 限	平成18年 3 月24日午後 1 時30分		
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。		
危 険 負 担 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。		
権 利 移 転 に 伴 う 費 用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。		
公売財産上の質権者、 抵当権者等の権利の 内 容 の 申 出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受ける権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。		
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件			
公 売 財 産 の 表 示	公売公告別紙 1（省略）のとおり		
消 費 税 の 取 扱 い	公売財産に対する消費税の取扱いについては、公売公告別紙 2（省略）のとおり		

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成17年12月 6 日付け秋田市指令第6883号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成18年 3 月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市保戸野千代田町 2 番43号
三光不動産株式会社
代表取締役 岩 本 竜 大
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市土崎港南三丁目510番 3

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第11条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見

書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成18年 4 月20日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成18年 3 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 平成18年 3 月22日
至 平成18年 4 月20日
- 2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。
- 3 農用地利用計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目 2 番34号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成18年 3 月13日付け秋田市公告にかかる公売財産の見積価額を公告する。

平成18年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

(以 下 略)

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成18年 3 月13日付け秋田市公告に係る公売財産の見積価額を公告する。

平成18年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

(以 下 略)

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条の規定により行う平成18年度の三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項および第 5 条の規定に基づき、公告する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類

三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種

2 予防接種対象者の範囲と接種の方法および回数

	対象者の範囲	標準年齢	接 種 間 隔 および回数	ワクチンの種類および接種量
第 1 期初回接種	生後 3 月から生 後90月に至るま での間にある者	生後 3 月から生後 12月までの間	3 ～ 8 週間の間 隔をにおいて 3 回	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワク チンを毎回0.5ミリリットルを皮下に注射
第 1 期追加接種		第 1 期初回終了後 12月から18月ま での間	第 1 期初回終了 後 6 月以上の間 隔をにおいて 1 回	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワク チンを0.5ミリリットルを皮下に注射

3 予防接種を行う期日、場所および接種協力医師

(1) 期 日 平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日までの
間で各受託医療機関で定める実施日

(2) 場所等 別表のとおり

4 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で
当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィ
ラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (6) ポリオ、麻しん、風しん、BCG、おたふくかぜ、水痘の
予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者

(7) 上記以外の予防接種を受けた後 6 日以上の間隔を置いてい
ない者

(8) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発
育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性
発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがあるもの
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先
天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈
するおそれのある者

6 予防接種料金 無料

別表

医 療 機 関 名	所 在 地	接種を行う医師
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目 1 番 3 号	幕 田 政 博
秋 田 組 合 総 合 病 院	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	小 松 和 男 畑 澤 孝 子 畑 澤 千 秋 小 山 勝 幸 小 松 真 紀
秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	木 村 滋 後 藤 良 治 新 井 浩 和 松 田 武 文 野 中 航 仁
市 立 秋 田 総 合 病 院	秋田市川元松丘町 4 番30号	小 泉 ひ ろ み
中 通 総 合 病 院	秋田市南通みその町 3 番15号	赤 羽 仁 三 渡 邊 新 安 岡 健 二
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番 1 号	渡 邊 秀 悦
池 田 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目 6 番32号	池 田 和 子

石 田 小 児 科 医 院	秋田市広面字蓮沼11番地	石 田 明
稲 葉 小 児 科 医 院	秋田市旭北栄町 1 番21号	稲 葉 八 雲
今 村 記 念 ク リ ニ ッ ク	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後 藤 敦 子
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正 行 榎 真 美 子
大 野 小 児 科 医 院	秋田市南通築地 2 番15号	大 野 忠
お の ぎ き 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央三丁目 3 番30号	小 野 崎 通 彦
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高 橋 康
加 賀 谷 医 院	秋田市御野場新町四丁目 7 番17号	鈴 木 雪 子
か が や 内 科 医 院	秋田市旭川南町13番18号	加 賀 谷 学
金 子 医 院	秋田市土崎港中央六丁目 3 番18号	金 子 ミ サ ヲ
川 口 医 院	秋田市新屋元町18番27号	川 口 武 人
木 村 内 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	木 村 衛
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木 剛 一
小 林 胃 腸 科 内 科	秋田市八橋田五郎二丁目11番 9 号	小 林 謙 太 郎
酒 井 小 児 科 医 院	秋田市中通四丁目 1 番56号	砂 押 浩
澤 口 医 院	秋田市八橋三和町14番 6 号	澤 口 博
島 田 ク リ ニ ッ ク	秋田市川元山下町 7 番21号	島 田 堅 一
下 浜 診 療 所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木 村 康 徳
小 児 科 岩 渕 医 院	秋田市保戸野中町 7 番20号	岩 渕 和 子
須 藤 医 院	秋田市広面字樋ノ口18番地15	須 藤 明 子
外 旭 川 病 院	秋田市外旭川字三後田142番地	穂 積 恒 子 須 藤 ま さ 子 三 浦 進 一 飯 沼 俊 信 苗 村 双 葉 小 林 顕 顕
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町 4 番47号	高 橋 郁 夫
高 橋 内 科 医 院	秋田市桜四丁目 1 番 1 号	高 橋 文 夫
土 田 小 児 科 医 院	秋田市東通六丁目14番30号	土 田 蓉 子
遠 山 医 院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 卓 郎 遠 山 潤
と お る 内 科 医 院	秋田市御所野地蔵田二丁目 1 番 3 - 2 号	高 橋 徹
中 込 内 科 医 院	秋田市八橋本町三丁目 1 番 5 号	中 込 晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番55号	中 込 恵 美 子
中 村 医 院	秋田市千秋城下町 5 番 6 号	中 村 淑 子
新 田 医 院	秋田市泉一の坪26番23号	新 田 晋
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地 5	西 宮 藤 彦
橋 本 愛 隣 医 院	秋田市広面字近藤堰越78番地 1	橋 本 禎 嗣
は ら だ 小 児 科 医 院	秋田市山王中園町 2 番16号	原 田 健 二
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地 2	石 川 正 道
本 間 医 院	秋田市山王中園町 3 番14号	本 間 真 紀 子
三 浦 小 児 科 内 科 医 院	秋田市新屋勝平町 2 番25号	三 浦 靖 徳
湊 小 児 科 医 院	秋田市中通五丁目 7 番34号	湊 元 志
港 町 内 科 皮 膚 科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴 木 信 愛 鈴 木 あ け み
村 山 ク リ ニ ッ ク	秋田市將軍野南五丁目12番19号	村 山 徳 治 村 山 仁
森川内科呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町 3 番18号	森 川 昌 利
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地 3	綿 貫 桃 代
岩 見 三 内 ク リ ニ ッ ク	秋田市河辺三内字外川原115番地	鈴 木 彰
田 近 医 院	秋田市河辺北野田高屋上前田表76番地の 1	田 近 武 彦
岩 崎 医 院	秋田市雄和妙法字上大部90番地 1	岩 崎 齊
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地 1	日 下 尚 志

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う平成18年度の日本脳炎予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、公告する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種の種類
日本脳炎予防接種

2 予防接種対象者の範囲と接種の方法および回数

	対象者の範囲	標準年齢	接種間隔および回数	ワクチンの種類および接種量
第1期初回接種	生後6月から生後90月に至るまでの間	3歳	1～4週間の間隔で2回	日本脳炎ワクチンを毎回0.5ミリリットル皮下に注射（3歳未満は0.25ミリリットル）
第1期追加接種		4歳	初回接種終了後約1年後に1回	日本脳炎ワクチンを0.5ミリリットルを皮下に注射（3歳未満は0.25ミリリットル）
第2期	9歳以上13歳未満の者	9歳	第1期終了の者に1回	日本脳炎ワクチンを0.5ミリリットルを皮下に注射

3 予防接種を行う期日、場所および日本脳炎接種協力医師

- (1) 期 日 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日

- (2) 場所等 別表のとおり

4 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
(2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
(3) 明らかな発熱を呈している者
(4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
(6) ポリオ、麻疹、風しん、BCG、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者

- (7) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者

- (8) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
(2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがあるもの
(3) 過去にけいれんの既往のある者
(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
(5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

6 予防接種料金 無料

別表

医 療 機 関 名	所 在 地	接種を行う医師
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目1番3号	幕 田 政 博
秋 田 組 合 総 合 病 院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	小 松 和 男 畑 澤 孝 子 畑 澤 千 秋 小 山 勝 幸 小 松 真 紀
秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	木 村 滋 後 藤 良 治 新 井 浩 和 松 田 武 文 野 中 航 仁
市 立 秋 田 総 合 病 院	秋田市川元松丘町4番30号	小 泉 ひ ろ み
中 通 総 合 病 院	秋田市南通みその町3番15号	赤 羽 仁 三 渡 邊 新 安 岡 健 二
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番1号	渡 邊 秀 悦
池 田 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目6番32号	池 田 和 子
石 田 小 児 科 医 院	秋田市広面字蓮沼11番地	石 田 明
稲 葉 小 児 科 医 院	秋田市旭北栄町1番21号	稲 葉 八 雲
今 村 記 念 ク リ ニ ッ ク	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後 藤 敦 子
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正 行 榎 真 美 子

大 野 小 児 科 医 院	秋田市南通築地 2 番15号	大 野 忠
お の ぎ き 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央三丁目 3 番30号	小 野 崎 通 彦
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高 橋 康
加 賀 谷 医 院	秋田市御野場新町四丁目 7 番17号	鈴 木 雪 子
か が や 内 科 医 院	秋田市旭川南町13番18号	加 賀 谷 学
金 子 医 院	秋田市土崎港中央六丁目 3 番18号	金 子 ミ サ ヲ
川 口 医 院	秋田市新屋元町18番27号	川 口 武 人
木 村 内 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	木 村 衛
こ だ も の ク リ ニ ッ ク	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐 々 木 剛 一
小 林 胃 腸 科 内 科	秋田市八橋田五郎二丁目11番 9 号	小 林 謙 太 郎
酒 井 小 児 科 医 院	秋田市中通四丁目 1 番56号	砂 押 浩
澤 口 医 院	秋田市八橋三和町14番 6 号	澤 口 博
島 田 ク リ ニ ッ ク	秋田市川元山下町 7 番21号	島 田 堅 一
下 浜 診 療 所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木 村 康 徳
小 児 科 岩 渕 医 院	秋田市保戸野中町 7 番20号	岩 渕 和 子
須 藤 医 院	秋田市広面字樋ノ口18番地15	須 藤 明 子
外 旭 川 病 院	秋田市外旭川字三後田142番地	穂 積 恒 須 藤 ま さ 子 三 浦 進 一 飯 沼 俊 信 苗 村 双 葉 小 林 顕
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町 4 番47号	高 橋 郁 夫
高 橋 内 科 医 院	秋田市桜四丁目 1 番 1 号	高 橋 文 夫
土 田 小 児 科 医 院	秋田市東通六丁目14番30号	土 田 蓉 子
遠 山 医 院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 卓 郎 遠 山 潤
と お る 内 科 医 院	秋田市御所野地蔵田二丁目 1 番 3 - 2 号	高 橋 徹
中 込 内 科 医 院	秋田市八橋本町三丁目 1 番 5 号	中 込 晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番55号	中 込 恵 美 子
中 村 医 院	秋田市千秋城下町 5 番 6 号	中 村 淑 子
新 田 医 院	秋田市泉一の坪26番23号	新 田 晋
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地 5	西 宮 藤 彦
橋 本 愛 隣 医 院	秋田市広面字近藤堰越78番地 1	橋 本 禎 嗣
は ら だ 小 児 科 医 院	秋田市山王中園町 2 番16号	原 田 健 二
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地 2	石 川 正 道
本 間 医 院	秋田市山王中園町 3 番14号	本 間 真 紀 子
三 浦 小 児 科 内 科 医 院	秋田市新屋勝平町 2 番25号	三 浦 靖 徳
湊 小 児 科 医 院	秋田市中通五丁目 7 番34号	湊 元 志
港 町 内 科 皮 膚 科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴 木 信 愛 鈴 木 あ け み
村 山 ク リ ニ ッ ク	秋田市將軍野南五丁目12番19号	村 山 徳 治 村 山 仁
森川内科呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町 3 番18号	森 川 昌 利
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地 3	綿 貫 桃 代
岩 見 三 内 ク リ ニ ッ ク	秋田市河辺三内字外川原115番地	鈴 木 彰
田 近 医 院	秋田市河辺北野田高屋上前田表76番地の 1	田 近 武 彦
岩 崎 医 院	秋田市雄和妙法字上大部90番地 1	岩 崎 斉
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地 1	日 下 尚 志

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条の規定により行う平成18年度の麻疹および風しん予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項および第 5 条の規定

に基づき、公告する。

平成18年 3 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種の種類
麻疹および風しんの予防接種

2 予防接種の対象者の範囲と接種の方法および回数

	対象者の範囲	接種の方法
第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを1回0.5ミリリットルを皮下に注射する。
第2期	5歳以上7歳未満の者(小学校就学前の1年間にある者)	

3 予防接種を行う期日、場所および接種協力医師

(1) 期 日 平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日

(2) 場所等 別表のとおり

4 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィ

ラキシーを呈したことがあることが明らかな者

- (6) ポリオ、BCG、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
 - (7) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
 - (8) 輸血やガンマグロブリンの投与後3カ月(大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は6カ月)を経ている者
 - (9) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 5 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがあるもの
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分(培養に使う卵、抗生物質)に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- 6 予防接種料金 無料

別表

医 療 機 関 名	所 在 地	接種を行う医師
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目1番3号	幕 田 政 博
秋 田 組 合 総 合 病 院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	小 松 和 男 畑 澤 孝 子 畑 澤 千 秋 小 山 勝 幸 小 松 真 紀
秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	木 村 滋 後 藤 良 治 新 井 浩 和 松 田 武 文 野 中 航 仁
市 立 秋 田 総 合 病 院	秋田市川元松丘町4番30号	小 泉 ひろみ
中 通 総 合 病 院	秋田市南通みその町3番15号	赤 羽 仁 三 渡 邊 新 安 岡 健 二
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番1号	渡 邊 秀 悦
池 田 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目6番32号	池 田 和 子
石 田 小 児 科 医 院	秋田市広面字蓮沼11番地	石 田 明
稲 葉 小 児 科 医 院	秋田市旭北栄町1番21号	稲 葉 八 雲
今 村 記 念 ク リ ニ ッ ク	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後 藤 敦 子
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正 行 榎 真 美 子
大 野 小 児 科 医 院	秋田市南通築地2番15号	大 野 忠
おのぎき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	小 野 崎 通 彦
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高 橋 康
加 賀 谷 医 院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	鈴 木 雪 子
か が や 内 科 医 院	秋田市旭川南町13番18号	加 賀 谷 学
金 子 医 院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金 子 ミ サ ヲ
川 口 医 院	秋田市新屋元町18番27号	川 口 武 人
木 村 内 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	木 村 衛
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木 剛 一
小 林 胃 腸 科 内 科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	小 林 謙 太 郎

酒 井 小 児 科 医 院	秋田市中通四丁目 1 番56号	砂 押 浩
澤 口 医 院	秋田市八橋三和町14番 6 号	澤 口 博
島 田 ク リ ニ ッ ク	秋田市川元山下町 7 番21号	島 田 堅 一
下 浜 診 療 所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木 村 康 徳
小 児 科 岩 渕 医 院	秋田市保戸野中町 7 番20号	岩 渕 和 子
須 藤 医 院	秋田市広面字樋ノ口18番地15	須 藤 明 子
外 旭 川 病 院	秋田市外旭川字三後田142番地	穂 積 恒 須 藤 ま さ 子 三 浦 進 一 飯 沼 俊 信 苗 村 双 葉 小 林 顕
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町 4 番47号	高 橋 郁 夫
高 橋 内 科 医 院	秋田市桜四丁目 1 番 1 号	高 橋 文 夫
土 田 小 児 科 医 院	秋田市東通六丁目14番30号	土 田 蓉 子
遠 山 医 院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 卓 郎 遠 山 潤
と お る 内 科 医 院	秋田市御所野地蔵田二丁目 1 番 3 - 2 号	高 橋 徹
中 込 内 科 医 院	秋田市八橋本町三丁目 1 番 5 号	中 込 晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番55号	中 込 恵 美 子
中 村 医 院	秋田市千秋城下町 5 番 6 号	中 村 淑 子
新 田 医 院	秋田市泉一の坪26番23号	新 田 晋
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地 5	西 宮 藤 彦
橋 本 愛 隣 医 院	秋田市広面字近藤堰越78番地 1	橋 本 禎 嗣
は ら だ 小 児 科 医 院	秋田市山王中園町 2 番16号	原 田 健 二
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地 2	石 川 正 道
本 間 医 院	秋田市山王中園町 3 番14号	本 間 真 紀 子
三 浦 小 児 科 内 科 医 院	秋田市新屋勝平町 2 番25号	三 浦 靖 徳
湊 小 児 科 医 院	秋田市中通五丁目 7 番34号	湊 元 志
港 町 内 科 皮 膚 科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴 木 信 愛 鈴 木 あ け み
村 山 ク リ ニ ッ ク	秋田市將軍野南五丁目12番19号	村 山 徳 治 村 山 仁
森川内科呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町 3 番18号	森 川 昌 利
わ た ぬ き 小 児 科 医 院	秋田市広面字谷地田33番地 3	綿 貫 桃 代
岩 見 三 内 ク リ ニ ッ ク	秋田市河辺三内字外川原115番地	鈴 木 彰
田 近 医 院	秋田市河辺北野田高屋上前田表76番地の 1	田 近 武 彦
岩 崎 医 院	秋田市雄和妙法字上大部90番地 1	岩 崎 齊
雄 和 さ く ら ク リ ニ ッ ク	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地 1	日 下 尚 志

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 6 第 3 項の規定により秋田市森林整備計画を変更したので、同法第10条の 6 第 4 項において準用する同法第10条の 5 第 8 項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

平成18年 3 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 縦覧に供する書類
秋田市森林整備計画変更計画書
- 縦覧場所
秋田市役所農林部森林整備課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項

の規定により、農用地利用集積計画（平成17年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成18年 3 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 閲覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 閲覧期間 平成18年 3 月28日から
平成18年 4 月14日まで
ただし、土曜日、日曜日を除く平日。
- 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

秋田市が東日本旅客鉄道株式会社各駅に設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成18年 3 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- 追分駅東自転車等駐車場2台

追分駅前自転車等駐車場34台

上飯島駅自転車等駐車場48台

土崎駅前自転車等駐車場13台

土崎図書館前自転車等駐車場15台

土崎駅東 We ロード下自転車等駐車場36台

下浜駅前自転車等駐車場1台

新屋駅前自転車等駐車場34台

四ツ小屋駅前自転車等駐車場7台

牛島駅東自転車等駐車場14台

牛島駅西自転車等駐車場6台
- (2) 撤去し、保管した年月日
- 平成18年 3 月23日から同年 3 月24日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
- ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
- 平成18年 4 月11日から同年10月11日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
- 自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 自転車等の処分
- この公告に係る自転車等で、公告後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物又は不要物として処分する。
- 4 問い合わせ先
- 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
- 秋田市市民生活部生活課 電話866－2035

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 6 条第 6 項（農業経営基盤のための関係法律の整備に関する法律（平成 5 年法律第70号）附則第 2 条第 2 項）の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を定めたので同条第 7 項の規定に基づき公告する。

平成18年 3 月30日

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。
- | 番 号 | 物 件 名 | 納品場所 | 納入期限 | 賃 貸 借 期 間 |
|--------|-----------|-----------------|---------------|----------------------------|
| H18－ 1 | カラーコピー機借上 | 秋田市上下水道局下水道建設課内 | 平成18年 4 月 1 日 | 平成18年 4 月 1 日～平成23年 3 月31日 |
- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
- 次のすべてを満たすこと
- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 上記物件の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所 秋田市農林部農村振興課
- 2 縦覧期間 平成18年 3 月31日から
平成18年 4 月13日まで
ただし、土曜日、日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

秋田県知事より秋田都市計画公園事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類および名称
- 秋田都市計画公園事業
- 5 ・ 6 ・ 4 号太平山リゾート公園
- 2 施行者の名称 秋田市
- 3 事業所の名称および縦覧場所
- 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
- 秋田市都市整備部公園課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成18年 1 月16日付け秋田市指令第88号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成18年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
- 秋田市八橋本町三丁目18番33号
- 株式会社むつみワールド
- 代表取締役 佐々木 克 巳
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 秋田八橋大畑二丁目176番 1、176番 3、177番 1 および177番 3

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成18年 3 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

エ 秋田市の入札参加資格の停止および指名停止期間中ではないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年 3 月23日(木) 午前10時30分

入札の場所 秋田市八橋本町六丁目12番15号

秋田市上下水道局 八橋下水道終末処理場

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年 3 月28日(火)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成18年 3 月15日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し

（入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分に伏せた写しを提出すること。）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年 3 月 8 日(木)から平成18年 3 月15日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年 3 月17日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成18年 3 月 8 日(木)から平成18年 3 月22日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成18年 3 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番 号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第53号	秋田市上下水道局庁舎 内外清掃業務委託	秋田市上下水道局（川 尻みよし町14-8）	平成18年 4 月 1 日 平成19年 3 月31日	・秋田市財政部契約課庁舎清掃業者等 登録名簿の建築物清掃業か建築物環 境衛生総合（一般）管理業のいずれ かの登録業種を有する者であること。 （基本的要件については別に記載）
第12号	秋田市川口汚水中継ポ ンプ場清掃業務委託	秋田市上下水道局川口 汚水中継ポンプ場	平成18年 4 月 1 日 平成19年 3 月31日	
第38号	浄水場清掃業務委託	秋田市上下水道局仁井 田・豊岩浄水場	平成18年 4 月 1 日 平成19年 3 月31日	
第48号	八橋下水道終末処理場 内外清掃業務委託	秋田市上下水道局八橋 下水道終末処理場	平成18年 4 月 1 日 平成19年 3 月31日	
第54号	秋田市上下水道局庁舎 等一般廃棄物運搬業務 委託	秋田市上下水道局（川 尻みよし町14-8）ほ か 4 箇所	平成18年 4 月 1 日 平成19年 3 月31日	・秋田市に本社、支店又は営業所を有す る者又は秋田市に個人で事業所を有す る者であり、一般廃棄物（ごみ）収集 運搬許可業者であること。 （基本的要件については別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市内に主たる事業所又は住所を有していること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年 3 月23日(木) 午前 9 時30分

入札の場所 秋田市八橋本町六丁目12番15号
秋田市上下水道局 八橋下水道終末処理場

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年 3 月28日(火)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成18年 3 月15日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1）（省略））を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年 3 月 8 日(木)から平成18年 3 月15日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年 3 月17日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成18年 3 月 8 日(木)から平成18年 3 月22日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成18年 3 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番 号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第14号	秋田市河辺・雄和地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市河辺戸島字本町41-3 他49箇所	平成18年 4 月 1 日 平成19年 3 月31日	次の①と②の要件をすべて満たしていること。 ①秋田市に機械器具設置工事で登録しており、秋田市内に本社を有していること。 ②本業務の従事者は次の資格を有すること。 ・第二種酸素欠乏危険作業主任者 ・第二種電気工事士 (基本的要件については別に記載)
第15号	秋田市中央地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市手形新栄町地内他47箇所	平成18年 4 月 1 日 平成19年 3 月31日	
第16号	秋田市南部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市茨島二丁目1 番地内他50箇所	平成18年 4 月 1 日 平成19年 3 月31日	
第19号	秋田市北部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市金足小泉上前1 地内他40箇所	平成18年 4 月 1 日 平成19年 3 月31日	
第20号	秋田市山王雨水排水ポンプ場保守点検業務委託	秋田市八橋南一丁目8-1 地内（秋田市山王雨水排水ポンプ場）	平成18年 4 月 1 日 平成19年 3 月31日	

第 9 号	ポンプ場保守点検業務委託	秋田市上下水道局金照寺山ポンプ場他34箇所	平成18年 4 月 1 日 平成19年 3 月31日	次の①と②の要件をすべて満たしていること。 ①秋田市に機械器具設置工事で登録しており、秋田市内に本社を有していること。 ②本業務の従事者は次の資格を有すること。 ・第二種電気工事士 (基本的要件については別に記載)
-------	--------------	-----------------------	-------------------------------	---

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年 3 月23日(木) 午前10時

入札の場所 秋田市八橋本町六丁目12番15号
秋田市上下水道局 八橋下水道終末処理場

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年 3 月28日(火)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成18年 3 月15日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式 1 (省略))

イ 直近の経営事項審査結果通知書の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年 3 月 8 日(木)から平成18年 3 月15日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年 3 月17日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成18年 3 月 8 日(木)から平成18年 3 月22日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

土地開発公社公告

秋市土開公告第 1 号

平成18年 3 月28日午後 2 時50分秋田市役所会議応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成18年 3 月15日

秋田市土地開発公社

理事長 佐々木 敏 雄

付議案件

- 1 平成18年度秋田市土地開発公社事業計画の件
- 2 平成18年度秋田市土地開発公社予算の件
- 3 平成18年度秋田市土地開発公社資金計画の件
- 4 秋田市土地開発公社情報公開規程を設定する件
- 5 秋田市土地開発公社個人情報保護規程を設定する件
- 6 書面議決について報告する件

